

口問題審議會懇談会

平成4年10月27日

■ FILE No.

■ 部門

■ 担当

■ 作成年月 年 月

■ 保存期間 年 月 ~ 年 月 / 永久保存

LION CUT FOLDER B5-4F-R

人口問題審議会懇談会議事進行予定
平成4年10月27日(火) 10時30分~12時

C50.61
4
3-92-1

1 開 会

【配付資料】

2 新任委員の紹介

(資料1)

(資料1) 人口問題審議会委員等名簿

3 議 事

(資料2) フランスの人口政策理念

(1)諸外国における人口政策・家族政策

(資料3) 労働力の女性化と出生率動向および社会政策
— 欧州5カ国を取材して

① フランスの人口政策理念
中央大学経済学部教授

(資料2) 岡田 実

20分(報告)
5分(質疑)

(資料4) 先進国における家族政策の潜在的出生促進効果

② 労働力の女性化と出生率動向および社会政策
— 欧州5カ国を取材して
名古屋市立女子短期大学生活科教授

(資料3) 柴山 恵美子

20分(報告)
5分(質疑)

(資料5) 日本の将来推計人口 (平成4年9月推計)

③ 先進国における家族政策の潜在的出生促進効果
人口問題研究所人口政策研究部国際人口研究室長

(資料4) 小島 宏

20分(報告)
5分(質疑)

(資料6) 都道府県別将来推計人口 (平成4年10月推計)

(2)日本の将来推計人口

① 全国
人口問題研究所人口政策研究部長

(資料5) 阿藤 誠

各5分(報告)
5分(質疑)

② 都道府県別
人口問題研究所人口情報部長

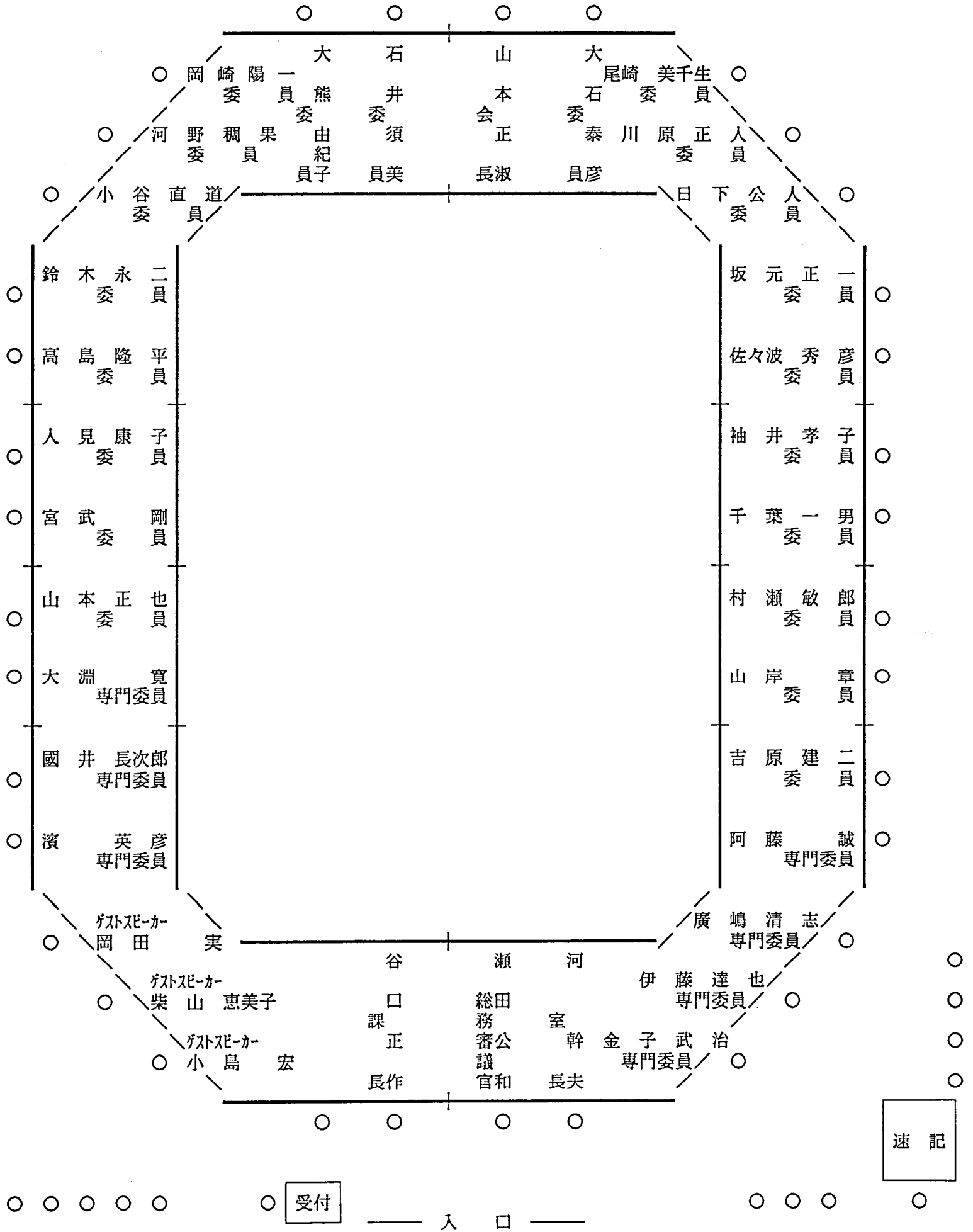
(資料6) 金子 武治

4 次回の懇談会について

5 閉 会
(閉会后、昼食をとりながら懇談)

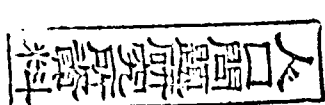
人口問題審議会懇談会座席表

平成4年10月27日(火)
於：厚生省特別第1会議室
10時30分～12時00分



人口問題審議会委員等名簿

(氏名)	(現職)	(氏名)	(現職)
石井須美	三和電気工業(株)取締役会長	宮澤健一	社会保障研究所所長
伊藤善市	東京女子大学文理学部教授	宮武剛	毎日新聞社論説委員
大石泰彦	東京大学経済学部名誉教授	村瀬敏郎	日本医師会会長
大熊由紀子	朝日新聞社論説委員	山岸章	日本労働組合総連合会会長
岡崎陽一	日本大学法学部教授	山崎倫子	日本女医会会長
尾崎美千生	毎日新聞社人口問題調査会事務局長	山本正也	日本アクチュアリー会参与
川原正人	NHK厚生文化事業団理事長	山本正淑	日本赤十字社社長
木村治美	共立女子大学教授	吉原健二	厚生年金基金連合会理事長
日下公人	(社) ソフト化経済センター専務理事		
河野稠果	人口問題研究所所長		
河野洋太郎	日本労働組合総連合会副会長	(専門委員)	
小谷直道	読売新聞社論説委員	伊部英男	年金総合研究センター理事長
小林登	国立小児病院院長	大淵寛	中央大学経済学部教授
坂元正一	日本母性保護医協会会長	國井長次郎	家族計画国際協力財団理事長
佐々波秀彦	国連地域開発センター所長	濱英彦	成城大学経済学部教授
鈴木永二	三菱化成(株)相談役	阿藤誠	人口問題研究所人口政策研究部長
袖井孝子	お茶の水女子大学教授	廣嶋清志	” 人口構造研究部長
高島隆平	朝日生命保険相互会社代表取締役会長	伊藤達也	” 人口動向研究部長
千葉一男	王子製紙(株)代表取締役社長	金子武治	” 人口情報部長
土居健郎	聖路加国際病院診療顧問		
人見康子	慶応義塾大学法学部教授		
福田敏一	明治学院大学学長		



フランスの人口政策理念

中央大学経済学部教授 岡田 実

- 西欧諸国の出生力と人口政策 1ページ

- 現代フランスの人口思想 6ページ

西欧諸国の出生力と人口政策

低出生力への対応

——近年の人口政策理念——

どんなに卓越した人口学者も予想できなかったほどの劇的な出生減退を前にして、西欧諸国はどのような対応を示したであろうか。多くの諸国は70年代の後半、人口動向を監視し、政策助言を作成する人口委員会をもうけた。専門家による国際会議や世論調査、新聞、雑誌、テレビでの討論も活発になされ、現在の低出生率が放置されれば深刻な社会、経済問題が生まれることを警告した。

それにもかかわらず、いち早くこれに対応した東欧諸国とくらべ、西欧諸国の対応は緩慢であった。これにはとりわけ次のような理由が指摘されている。第1に、包括的な人口政策を行うための情報が不十分なことである。政策の実行には出生力低下の社会的、経済的影響と原因に関する、さらに一定の政策効果に関する確固とした情報が必要である。しかしこの領域の研究は非常に遅れていて正確な情報の提供ができない。第2に、民主主義国家では政府の役割が限られていることである。包括的で強力な人口政策は、中央集権的絶対主義国家では容易にできるが、民主主義国家では結婚、出産のような個人のプライバシーに属することがらへの干渉は非常にむずかしい。戦後の民主化、つまり男女の平等化と自由化の浸透は西欧諸国で、もはや禁圧的な人口政策（避妊、墮胎の禁止）を通じて多産を奨励する政策がとれなくなった。むしろ避妊と墮胎はいつその自由化へと進む。こんなわけで包括的な出産奨励の政策は妨げられている（〔21〕 pp. 192 ff）。

ではヨーロッパ各国の政府は、低出生力の持続が引き起こす将来の社会、経済的マイナスの効果を知らながらただ腕をこまねいて傍観しているの

であろうか。ブルジョア・ピシャ J. Bourgeois-Pichatなどは、現在の出生力が続けば先進国の人口はすべて紀元2250年頃死滅するという予測さえ出している（〔4〕）。それでもプロナタリズム（出産奨励主義）の人口政策はもはや自由主義国で許されなくなったのであろうか。実は80年代になると、多くの国々は熱心に家族手当、出産手当、出産育児休暇等の家族政策に乗り出している（〔9〕 p. 352）。ではその政策理念はどのようなものか、いくつかの国を通じてこれをみよう。

1939年の家族法典、また1946年の社会保障法を通じフランスは、明示的に多産を奨励する人口政策を取ってきたことで知られている。その精神は子供を育てる両親に、さまざまな家族給付や所得分配機構を通じ、彼らの社会的機能に報いることであり、結果として出生力の上昇を期待していた。これには2つの大戦間、英独伊などのヨーロッパの列強とくらべフランスの人口停滞が政治、経済、文化のあらゆる領域でフランスの遅れを導いたという認識が多くの人口学者、為政家、歴史家などに共通してもたれた背景がある。しかしこの国も1970年代に入ると、プロナタリズムの理念を否定する発言がみられるようになった。例えばブルジョア・ピシャは1974年の論稿で「人口政策の内容を人口目標を達成する目的で作られた一連の法律を指すとしたら、フランスに人口政策は存在しない。あるのは家族を保護する一連の法体系であり、またこの法体系は主として社会正義をより良く達成するために発展させられてきた」（〔2〕 p. 546）。すなわち従来のお産手当、妊産婦手当、児童手当のような人口目標をもつものも社会正義の観点からなされており、同じ原則から新たに身体障害者手当、里親への孤児手当、働く母親への手当などが支給されていると。1970年代の初頭は、途上国の人口爆発、先進国の資源多消費的生活様式から、資源の涸渇、環境の悪化、地球の生態系秩序の破壊などが強く意識され、静止人口思想が支配した時代である。同時にフランスは戦後20年間にもわたりベビー・ブームに恵まれ、すでに戦後1,000万人をこえる人口を加えたという現実が、プロナタリズムの理念の後退を導いたと考えられる。

人口政策は社会正義、公平の原則に基づく家族

政策であるべきだという思潮は、1980年代のフランスで、社会主義政権の樹立もあっていっそう強められる。ピラバン J. N. Biraben とデュパキエ J. Dupaquier は近年のフランス人口事情を説明した著作（〔3〕）で、人口政策は多産奨励を目的とするのではなく、生まない自由と生む自由の保護を目ざした家族政策であるべきだと主張する。すなわち、本来結婚や出産は人間の生まれながらにもつ自然権であるから、政府はこれに干渉すべきではない。したがって生みたくない者には生まない自由を保障するため、避妊や墮胎は完全に自由化すべきである。同時に子供を希望する婦人には、安心して子供を生み育てることができるように、出産育児を阻害するいっさいの障害をとり除かねばならない。例えば婦人が職業活動の継続から、また子供の扶養、教育の負担から生む自由と育てる権利がおかされないように環境を整備することで、この目的が達成されるとき初めて、家族政策が真実の意味の人口政策になれると説いている（〔3〕邦訳 p. 143, p. 156）。この理念にそって1980年代の初めから、婦人の就業と家族生活の両立を目ざした両親の育児休業と手当、乳幼児の手当等が支給されるようになった。

昨年（1990年）著わされたモニエの『フランスの人口』も同趣旨の政策理念を述べている。家族政策はまず正義の論拠から正当化される。出生率にもっとも貢献する家族の生活水準が、子供数の増加とともに低落することはほとんどないことだ。この不正は世論も当事者自身も必ずしも気づいていないものだが、親が基本的な“市民の義務”を果たしているのだから、なおさら容認できないことである。むろん子供をもつためぬの決定は厳密に個人の自由の領域に属し、国家も、何人もある規範を構築することはできない。そうとしても、子供をもつことは趣味や時間つぶしと異なる。今日の子供は明日の富の生産者である。彼らはわれわれの経済、文化、政治の発展と継続を保障する。彼らは世代間の連帯の結びつきの中で、社会的弱者の保護、年金制度の維持など今日親たちが引き受けている役割を将来担うだろう。以上の理由から国家は家族と子供に対し、その生活水準と教育に責任を持たねばならない（〔24〕 p. 170）。ピラ

バン、デュパキエが人々の生まれながらにもつ自然権から家族政策の理念を説いたのに対しモニエは、少産と高齢化に特徴づけられる現代社会で、老人を養い次世代の子供を養育して基本的な“市民の義務”を果たす家族への政府の責任という論拠から、家族政策が正当化されている。ここにわれわれは、人口政策の理念において、社会正義に裏づけられた市民の権利と義務の一体化を知る。

要するに今日のフランスの人口政策は、プロナタリズムを明示的に表現していないが、市民の基本的義務を果たしながらも不公正な取り扱いを受けている個人の解放と家族への正しい支援を目ざしている。言い換えると、子供を生む、生まれぬの夫婦の権利、社会的、経済的不利益を受けずに職業に参加、不参加の自由、これらの権利の尊重、つまり社会的正義、公平に基づいた政策である。このような家族政策の間接的効果として減退人口にならない程度の出生力回復を期待していると思われる。

戦前のナチスドイツの人口政策の記憶からこの政策にとりわけ神経質になっている西ドイツでは、出産育児、結婚に関する諸施策を人口政策とみず、あくまでも家族政策として取りあげる。その政策理念はどのようなものであろうか。シューブネル H. Schubnell によると、戦前の国家社会主義の亡蓋に近年にまで悩まされてきた西ドイツでは、結婚、家族、育児等の諸施策は人口政策の諸目標とならず、むしろ社会政策の一部とみなされてきた（〔2〕 p. 702）。ヒアレン H. J. Heeren も政府の基本的態度をこう説明している。すなわち、適切な政策を通じ人口動向に注意を払うのは国家の義務であるから、連邦政府は家族および子供を保護する環境整備を行っている。しかし家族政策はそれ自身の目的をもち、人口政策に動機をもつ必要はない。それは家族が子供をもつことを決定し、養育できる条件の保障を目ざすべきである（〔12〕 p. 141）。

デュモン W. Dumont 編の『EEC 諸国の家族政策』（1990）に載せられているヘーン C. Höhn の論稿にも同趣旨の政策理念が次のように述べられている。先進工業社会の家族政策は、その国の政治、経済制度に関係なく必要な仕事である。この

家族政策の存在理由は、子なしや子供をもつ夫婦とくらべ、いく人もの子供をもつ家族の経済的不利益に見いだされる。国家は社会の存続を保障するため、工業化から生まれた差別をなくす義務を負う。しかしこれは人口政策の原理と考えられてはならない。人口政策は家族政策の必要な要素ではなく、家族政策は家族の機能を強化することを目指すからである（〔13〕 p. 80）。

以上、人口政策、家族政策で戦前から著名な仏独の政策理念をみた。西ドイツでは戦後一貫して、またフランスでも70年代の半ばから明示的なプロナタリズムの人口政策は見られなくなった。いずれの国の政策も、個人の出生力行動にあくまでも中立性を保ちながら社会正義、公平の原則に基づき家族機能の十分な作用を旨とする家族政策を、言い換えると社会福祉政策を採用している。しかしこの家族政策は人口目標をまったく否定しているとは思えない。西独ではヘーン、フランスではモニエの説明に見られるように、社会の存続を保障するためという高次の目標を与えたうえ、子供を生み育てる親の不利益の除去を直接の政策目標としている。子供を生み育てることを希望する親に対し、またそのような市民の基本的義務（モニエ）を果たす親に対し、いっさいの障害を取り除く環境整備が家族政策の根拠とすれば、デュモンの指摘するように（〔9〕 p. 352）、そこにはいわば出産を勧誘する隠された人口政策が伺い知られるであろう。限られた紙数のためヨーロッパの他の諸国にふれられなかったが、明示的な家族政策をもつ仏、独、ベルギー、ルクセンブルグ等を除く他のEEC諸国は、暗黙的にしか家族政策を採用していない。そのうちイギリス、オランダなどはプロナタリズムの諸施策を明白に拒否している（〔9〕 pp. 351-352）。

問題の1つは家族政策の出生力に対する効果である。エケルト O. Ekert はフランスの場合、合計特殊出生率で0.2児上昇させたと報告する（〔11〕 p. 344）。カール・シュバルツ K. Schwarz は西ドイツについて0.1児の効果があったと述べている（〔31〕 p. 413）。

この問題の解答によく挙げられる経験は東独とフランスの場合である。東独の人口は、若干の時

期を除いて戦後出移民と自然増加の不足から、1950年頃の1,900万から統合（1990年）前の1,600万程に減少した。そこで政府は1976年に出生祝い金、結婚貸付金、貸金の50%を保証した出産育児休暇、住宅資金等強力な出生力増加政策を打ち出した。その結果出生数は後続の諸年に上昇し、1975年の18万2,000から1980年には24万5,000となった。ところがその後政策の効果は減少する（表1）。そこでモニエはこう語る。数字だけから東独の家族政策の効果を判断することはできない。恐らく上述の諸施策は多くの夫婦にもう1児もつことを勧誘したであろう。しかし問題はそんな諸施策がなかったとき、彼らがその子供をもたなかったか、あるいは少し遅れてもったかということだ。けれどもこの質問の正確な解答は反対の場合の経験をもたないのだから不可能である。ただ東独で実施された政策は10%を超えない限りで出生力の上昇を引きおこしたであろう。

フランスの場合家族政策の効果はもっと測定困難である。家族手当の拡充や家族係数（税制上の優遇策）の導入は、第2次大戦後、戦中遅らされていた出生の取り戻しとベビー・ブームの前夜の時期に実施された。この出生回復の現象は出生力を勧誘する政策がなくとも他の大部分の諸国で起こっており、またその後試みられたいくつかの政策も目にみえる効果をもたなかったからである。けれどもフランスの比較的高い出生力は今日なお、西欧でもっとも進んだ家族政策に依存すると言えるであろうか。この質問への解答もまた難しい。英仏の出生力における1婦人あたり0.2児の差を家族政策の違いに求める誘惑にかられるが、しかしこれは多くの理由の中で1つを重視する恐れがある（〔24〕 pp. 168-170）。

デュモンは「EEC諸国の家族政策」で、これら諸国から報告をうけてその効果は測定できず、むしろ中立的だと述べている（〔9〕 p. 364）。しかしこの効果の測定可能性の問題は、家族政策の必要性を少しも減ずるものではあるまい。というのは家族政策は社会正義、公平の原則に基づいて行われるからである。

参 考 文 献

- [1] Ariès, P. "Sur les origines de la contraception en France", *Population*, 1953, n°3.
- [2] ———, "Interprétation pour une histoire des mentalités", dans [7].
- [3] Armengaud, A., *Démographie et sociétés*, Stock, Paris, 1966.
- [4] ———, *La population française au xx^e siècle*, <Que sais je?> P. U. F. Paris 1977.
- [5] Beaujeu-Garnier, J., *La population française*, Alman Colin, Paris, 1976.
- [6] Bèrelson, B. ed., *Population policy in developed countries*, A Population Council Book, U.S.A., 1974.
- [7] Bergues, H. et autres, *La prévention des naissance dans la famille, Ses origines dans les temps modernes*, Travaux et documents, Cahier n°35, P. U. F. 1960.
- [8] Biraben, J. N. et Dupâquier, J., *Les berceau vides de Marianne, l'avenir de la population française*, Seuil, Paris, 1981.
- [9] Bourgeois-Pichat, "France", in *Population policy in developed countries*, op. cit.
- [10] Dumont, G. F., "Les facteurs de refus de la vie", dans *la France ridée*, éd. par Dumont, G. F. et autres. Livre de Poche, 1979.
- [11] Dumont R., *L'utopie ou la mort*, Seuil, 1973.
- [12] Dupâquier, J., (ed.) *Malthus-past and present*, Academic Press, 1983.
- [13] ———, *Introduction à la démographie historique*, Gamma, Paris, 1974.
- [14] ———, "Histoire et démographie", *Population*, Numéro Spécial, Sept., 1977.
- [15] ———, *Pour la démographie historique*, P. U. F., 1984.
- [16] Fourastié J., *Le 40.000 heures*, éd. Gonthier-Dénoël, 1965, 1972.
- [17] Gautier, E. et Henry, L., *La population de Crulai, Paroisse Normande, Étude historique*, I. N. E. D., Travaux et documents, Cahier, n°33, P. U. F., 1958.
- [18] Glass, P.V. & Revelle, R. eds, *Population and social change*, Edward Arnold, London and South-ampton, 1972.
- [19] Goubert, P., *Beauvais et le Beauvaisis de 1600 à 1730*, S. E. V. P. E. N., Paris, 1960.
- [20] Hamand, J., "The third child", *People*, vol. 7, no.1, 1980.
- [21] Henry, L., *Anciennes familles genevoises. étude démographique; xv^e - xx^e siècle*, I. N. E. D., Travaux et documents, Cahier, n°26, P. U. F., Paris 1956.
- [22] Hervé Le Bras, "L'avenir de la population", in *La Recherche*, Sept. 1979.
- [23] I. N. E. D., *Actes du colloque national sur la démographie française, Paris, 23-25 juin 1980*, Travaux et documents, Cahier n° 92, P.U.F., Paris, 1981.
- [24] I. P. P. F., *People*, vol. 7, no.1, 1980.
- [25] Labeyrie, V., "Malthusianisme et écologie", in *La Pensée*, février, 1973.
- [26] Nizard, A., "Politique et législations démographiques", *Population*, n° Spécial, juin 1974.
- [27] Pagès, J., *Le controle des naissances en France et à l'étranger*, R.Pichon et R.Durand-Auzias, Paris 1971.
- [28] Pressat, R. et autres, *Population et démographie* Librairie Larousse, 1976.
- [29] Reinhard, M., Armengaud, A., Dupaquier, J., *Histoire générale de la population mondiale*, Montchrestien, Paris, 1968.
- [30] Roussel, A., *Histoire des doctrines démographiques illustrée par les textes*, Nathan, Paris, 1979.
- [31] Sauvy, A., *Fertility and survival, Population problems from Malthus to Mao Tse-Tung* (Translated from *de Malthus à Mao Tsè-Toung*), Chatto & Windus, London, 1961.
- [32] ———, *La montée des jeunes*, Calmman-Lévy, Paris, 1965.
- [33] ———, *La prévention des naissances*, <Que sais-je?> 1962, 1967.
- [34] ———, *Théorie générale de la population*, 3^e éd., P.U.F., Paris, 1962-1966, 2vols. 南亮三郎監修, 岡田實, 大瀧寛, 岩田文夫訳【人口の一般理論】中央大学出版部, 1985年12月.

- [35] ———, *Croissance zéro?*, Calmman-Lévy, 1973.
- [36] ———, Brown, E., Lefebvre, A., *Elément de démographie*, P. U. F., Paris, 1976.
- [37] エーリック P. R. 著, 宮川毅訳『人口爆弾』河出書房新社, 1974年.
- [38] 岡田實, ソーヴィ『出生力と生存』*経済学論叢*, 3-2, 1962年11月.
- [39] ———, 「18世紀フランスの産児調節」『*人口学研究*』第3号, 1980年.
- [40] ———, 「出生力減退の諸結果に関するソーヴィの思想」『*人口学研究*』第7号, 1984年5月.
- [41] ———, 「フランス人口思想の発展」千倉書房, 1984年.
- [42] 黒田俊夫「現代欧米の人口思想」南, 岡田編『*人口思想の形成と発展*』千倉書房, 1980年.
- [43] 浜英彦『*人口問題の時代*』NHK ブックス, 日本放送出版協会, 1977年.
- [44] メドウズ, D. H. 他著, 大来佐武郎監訳『*成長の限界*』ダイヤモンド社, 1972年.

現代フランスの人口思想

近年の出生力減退をめぐる人口思想

上述のように、伝統的に人口楽観論の支配するフランスにも、1970年代の初め、世界の論調の影響を受けてマルサスの悲観論が語られ、またこれにマルクス主義の立場から反論が行なわれるというように、人口論壇をにぎわせているとき、さらに人口政策の基調に変化がみられるとき、じつはその背後でフランスの出生力は一路下落の道をたどっていた。一夫婦あたりの平均子供数は、表1にみられるように、1964年の2.90人から、1970年に2.47人、そして同74年に2.11人と置き換え率ギリギリの線まで低下し、翌75年1.93人とついに再生産率を割り、以後現在まで1.8人から1.9人の水準を上下している。

ここに出生力低下の原因と影響について、またあるべき政策理念や政策について、為政家やさまざまな領域からなる学者から活発な発言がなされた。初めにその原因に関する説明をみよう。

現在フランス人口研究所の所長をつとめるジェラルド・キャロは、近年の出生力低下はとりわけ多子家族の減少に負っていると説く。というわけは、まったく不妊の夫婦の割合は非常に低い水準にとどまっていること、1児、2児をもつ夫婦の割合はむしろ増大し、3人以上もつそれはいちじるしく減少したからである²⁷⁾。

ソーヴィの説明をきこう。彼は次の3つの理由をあげる²⁸⁾。第1は婦人の解放、産業構造の変動、

26) Nizard, Alfred [26] pp. 285-326.

27) Calot, Gérard [24] pp. 8-9.

教育水準の上昇などに起因する女子の職業労働の増大、しかも有配偶女子労働がふえたことである。総活動人口に占める女子の割合は、1962年の34.2%から1975年の37.9%にふえた。しかも産業構造の高度化により第1次産業に従事する者はへり、第3次で顕著に増加した。農業は育児と仕事を両立させる場所であるが、その減少は出生力に不利に作用する。有配偶女子の増大も同様な効果をもつ。

第2にソーヴィは、1960年以降あらわれた出生抑制の新しい技術、つまりピルと呼ばれる経口避妊薬と墮胎の自由化をあげる。

第3は、1946年採用された家族政策の比重がぜんじ低下してきたことをあげる。というのはこの時以来、家族手当は物価上昇に比例したが、賃金と平行を保たなかった。いいかえると、実質的条件で、つまり価格不変で賃金は2倍以上になったからだ。こんなわけで家族手当の相対的大きさは約半分に減少した。ソーヴィのこの主張を裏づけてG. F. デュモンは『城を寄せるフランス』(1979年)に寄稿した一論「生命を拒否する一要因」²⁸⁾で具体的数字をあげているので引用しておこう。1946年家族手当は、2児をもつ労働者の場合、月額賃金の47%をしめ、3児で79.3%、そして5児で126.8%にもなった。ところがその割合は、1977年にそれぞれ9.3%、27.2%、61.3%へと下落した。

人口研究所のロランド・ブレッサもソーヴィの考えに賛同する。ただ彼は上記理由に加えて都市化の要因をあげる。すなわち近年のいちじるしい都市化は家族生活に不都合な諸条件をつくりあげて出生率を低めた。都市では地位上昇と社会移動の可能性はますます高くなる。また新たな思想や文化様式の普及もいっそう強められる。これらすべての条件は、子孫の繁殖にあたって人々をますます合理的態度へと導くと³⁰⁾。

出生力低下の原因に関する説明はこの位にして、次にその効果を尋ねる思想をみよう。これに関してフランスの論壇は悲観論と楽観論にわかれている。ここで楽観論とは、人口減退あるいは静止人口は社会的、経済的にマイナスの効果が大きいと考え、少なくとも置き換え率の維持を、できればモダレートな増大を望む考えである。悲観論は、フランスの人口は現状で十分で、これ以上の増大は却ってマイナスだと考える立場である。

フランスでは現在、前者楽観論を支持する者が圧倒的に多いが、若干の者はこの考えに疑問をもち、これを批判する。まずこれをみてみよう。

人口研究所のエルベール・ブラがその1人で、彼は雑誌 La Recherche (1979年9月)にのせた一論「世界人口の将来」でこう述べている。すなわち、経済的理由と若者が老人を養うために必

28) ソーヴィのこの点の考えは拙著 [41] に紹介してある。

29) Dumont, G.F. [10] p. 230.

30) Pressat, R. [28] pp. 80-81.

要だという根拠から出生力上昇を望むのは間違いだ。というのは、ヨーロッパの相対的人口減少は高齢化がなくとも可能だし、さらに人口高齢化は経済生活にほとんど影響を与えるものではないからである³¹⁾。

次に1980年に婦人問題の大臣をつとめていたモニク・ペレティエ Monique Pelletier 女史は、Peopleの雑誌記者とのインタビューでこう述べた。すなわち私は5,300万人の人口と1平方キロあたり100人の人口密度をもつフランスが過少人口である、あるいは近い将来そうなるとは思わない。したがって政府は、高出生率政策をとる必要もない。今日でも、3人、4人の子供を望む夫婦は多いのだから、自由世界の政府の仕事は、彼らの願望が容易に達成できるようにその条件をつくることだ。すなわち家族形成に好都合な環境を整備することで、その時満足な、自己調整的人口状態を達成することができる³²⁾。

次に楽観論者に入ろう。これも2つの集団にわかれる。第1のグループはナショナリストあるいはドゴリストで、積極的に出生力の回復と増大を望む集団である。これには政治家が多い。第2のグループは、人口学者、経済学者、研究者が多く、学問的根拠から出生力の回復を説く。

第1のグループに入る代表的人物は、ド・ゴール政権の下で幾つもの大臣と1959-62年には首相もつとめたドブレ Michel Debré である。彼も Peopleの雑誌記者との会見で、出生率の回復と上昇を望む根拠として次の諸点をあげ、次のように述べる³³⁾。

まず出生率の低下は有効需要の減少から経済発展を阻害し、失業の原因にさえなる。次にド・ゴール将軍の下につくられた社会保障制度は、活動人口が非活動人口を十分に支持できるという前提に立っていた。しかし近年の出生率の低下は将来、この体系の維持をむずかしくするであろう。さらに中期的にみて、若者が少なく老人の多い社会は、技術の革新、創造の欠乏する社会を招く恐れがある。また国際競争の場面で、フランスは他国に遅れをとる危険をもつ。

このようなドブレの意見は、ソーヴィが多くの著書で展開している考えの受け売りの印象を与える。そこでこの辺でソーヴィの主張をみよう。しかし筆者はすでに、彼の人口効果に関する思想を詳しく拙著³⁴⁾で、あるいは人口学会の雑誌「人口学研究」³⁵⁾に紹介した。ソーヴィは1898年生まれなので、本年(1986年)は88歳になるはずである。パリで数年前にもらった文献目録によると、著書だけで、若干の共著を含め、約50冊になる。筆者が最初に通読して雑誌で紹介を行なった書物は「マルサスから毛沢東まで」³⁶⁾だが、その後「人口の一般理論」(改訂第3版, 1963-1966年, 中

31) Hervé Le Bras (22) p. 852.

32) Pelletier, Monique (24) p. 9.

33) Debré, Michel, (24) pp. 10-11.

34) 岡田 (41) 第10章.

35) 岡田 (40).

36) Sauvy, A. (31).

大出版部より1985年12月完訳)³⁷⁾、『若者の増大』(1969年)³⁸⁾、『ゼロ成長』(1973年)³⁹⁾、次に『人口学綱要』(共著、1977年)⁴⁰⁾、『城を寄せるフランス』(1979年)に寄稿した1章「高齢化の経済的、社会的諸結果」⁴¹⁾、それに『フランス人口の国民会議議事録』(1981年)⁴²⁾に含まれる論文等を読んでいる。1つ大へん驚くことは、人口効果に関する彼の考えが、20年余を通じて書かれたこれらの著作を通じて少しも変わっていないことである。

さて前述のように、上記書物にもられた彼の思想内容は他の箇所でも詳しく紹介してあるので、ここでは『フランス人口の国民会議』に寄せられたもっとも新しい論稿に従って要点だけを指摘しよう⁴³⁾。

ソーヴィはいう。出生力低下の長期的結果は3つの側面をもつ。数と密度と人口構造、つまり高齢化である。

まず数と経済の関係である。ソーヴィは、今日数のおよぼす兵力や国家の栄光への影響は、戦前と異なり問題にならず、経済との関係が大切だと初めに注意する。

そこで第1に、数は失業の原因になるという主張だが、これは幻想にすぎないと反論する。というのは、今日先進諸国で一番多くの失業者をもつのは(1980年)、合衆国やカナダだが、人口密度は一番低い。反対に密度の高いスイスやオーストリーは失業者がもっとも少ないからである。これは法則ではないが、世論の誤りを示すよい例だ。

次に一般的経費の問題である。ソーヴィはいう。最近テレビ記者が私に、数の減少はどんな望ましい効果をもつかと尋ねた。私はこれに、使用料がへって、人員の解雇、貨金の低下を余儀なくされるだろうと答えた。このテレビ会社にあてはまることは、出版、運輸、工業など多くの産業部門で真実である。

3番目に低い密度はいくつもの観点で望ましくない効果をもつ。まず教育と健康だ。現在すでに、人口密度の低い地方で、生徒の不足から教育は深刻な問題となっている。健康も、地方での医療は患者の不足から危機的状況にある。輸送問題も同様だ。乗客が少なければ、維持費がまかなわれないからである。この人口不足に悩まされている地域は、結局のところ全体の負担増になる。というのはこの地域のインフラストラクチャー、電信、電話、電気、道路、公共建物などの維持費が社会全体にかかってくるからである。土地の侵食作用も見逃せない。密度が高いときむしろ沃度が保たれるからである。

37) Sauvy, A. [34].

38) Sauvy, A. [32].

39) Sauvy, A. [35].

40) Sauvy et autres [36].

41) Dumont, G. F. et autres. [10].

42) I. N. E. D. [23].

43) I. N. E. D. [23] pp. 180-183.

4番目にソーヴィは高齢化の効果を語る。世論は年金生活のバラ色の老後をえがいているが、大切な点を無視している。それは誰が金をだすかだ。寿命の延長とすでに高齢化している人口のいっそうの高齢化は、若年齢人口に不足するとき、非常にデリケートな問題を生むだろう。

5番目にソーヴィは、ほとんど研究されていない部門として次のことを指摘する。それは高齢化した人口の精神的高齢化である。人口が高齢化すると、創造と進取の精神が若者の間にさえなくなる。歴史を振り返ると、高齢化した人口は生きる気力を喪失し衰滅した例が多い。

終りにソーヴィは外国人労働者にふれ、楽観的な世論を批判する。人々は、若い労働力は移民に頼ればよく、彼らはわれわれの年金も払ってくれるだろうと期待する。この考えは甘い幻想にすぎない。というのは、貧困な国々がいつまでも富める国のために、このような役割を果たしてくれないだろうからだ。

ここまできてソーヴィは次に、出生力回復の手段に関する彼の考えを述べる。つまり政策思想である。

彼はその目標を国民の活力の回復に置く。その方策を列挙しよう。

第1に、ピルや墮胎は完全な自由化をもってゆくべきだという。というのは、この技術はすでに存在するし、禁止しても出生率を高めることはできない。正しい方策は望まれている子供を現実の出生に導くことだからである。

第2に情報で、国民によく人口事情を知らせ、無知をなくす必要がある。と言って、国民に子供をもつこと、母親になることの義務を説くべきではない。民主主義社会で各人の自由は尊重すべきで、大切なことは、3人以上の子供を希望する夫婦が多いのだから、これが実現できるように条件を整えることだ。

さらに重要な問題としてソーヴィは、住宅問題、家族手当のそれを指摘するが、とくに仕事をもつ有配偶婦人の産休についてふれる。すなわち、この点東欧諸国はフランスより進んでいるが、東独の例をあげると、この国では墮胎禁止にうったえないで、5、6年前から約40%の出生力回復を達成した。長期の産休(普通これは女の場合だが、男にも適用される)、給料を半分支払う1年から2年の産休は、一方で仕事を失業者に提供するので、失業手当を節約し、休暇費用を大いに節約することになる。この方法は、何もしない人間に与えていた手当を、子供を育てる者に移転し、しかもわずかの追加費用ですますことができる。

む す び

以上の叙述から戦後フランスに現れた人口思想の大きな潮流を、つまりなにが問題関心であったか、また現在なにが問題になっているかを、大よそ理解できたと思う。

最近の思想の一般的性格は、一世紀半にもおよぶ人口停滞と伝統的智的遺産も作用して、人口

増加に対して楽観的である。と言って、ド・ゴール時代の積極的出生力増大の主張はほとんどみられない。ドゴーリストと呼ばれるドブレさえ、極端なポピュレショニストではない。これには世界人口の急増に伴う食糧や資源の問題、戦後の植民地の独立につく第3世界の発展と世界の連帯感情など、世界の経済、社会、政治上の変動を背景にした世論が作用していると思われる。

フランス人口研究所の所長キャロやソーヴィなど、人口増加の利益を熱心に説く学者も、軍事的、政治的観点からのナショナリズムや民族主義を否定する。その目標は民族の生残と活力の維持、一定の経済成長率、高齢化社会の社会保障、福祉の維持であり、歴史的経験に依存して冷静に判断し、モダレートな増加を主張している。したがって問題の焦点は、現存の低い率から置き換え水準の回復あるいは若干これを上廻る率をどうして達成するかに置かれている。キャロの言葉によれば、夫婦あたり子供数1.9人を0.2から0.3人ふやすこと、つまり10%から15%の差が問題となっている。

2番目に、戦後の民主化過程のいっそうの浸透、すなわち個人の人権、自由と平等の尊重の効果で、これはなお条件つきとはいえ、避妊(1967年)と堕胎(1975年)の自由化となって現れた。カトリックとドゴーリストはこれに反対しているが、ソーヴィを始め多くの学者はこれを支持する。ここから人口政策は、じっさいの子供数と希望子供数との差をどう埋めるかということに目標をもつようになった。しかしその政策は金で子供を買うというのではなく、ジスカル・デスタンが「フランス人口の国民会議」で述べているように、国民に真実に希望する子供数を選択できる条件をつくるにあるとされる⁴⁴⁾。

次に、真実の選択の保証ということから、婦人の育児と仕事の両立ということが、今日重要な課題となった。ソーヴィのアイデアも、こういう背景からの1つの提案である。戦後の民主化過程、教育水準の上昇、産業構造の変動、高度大衆消費社会という経済、社会の発展から女子の職場進出は顕著になったが、今後この方向はいっそう強められるであろう。こうして婦人の育児と仕事の両立をどう可能にさせるかということが、出生力回復の重要な鍵となったのである。

最後にフランスのマルサス研究にひとことふれよう。前に述べたように、フランスでは戦後、世界人口の激増を反映して、イギリスのように新マルサス主義やマルサス主義の復興はほとんどみられなかった。けれども、パリで開かれた歴史人口学会主催の「マルサスシンポジウム」(1980年)をどう解釈するかという問題がある。この解答はむずかしい。1つ言えることは、この会議から生れた著作『マルサス—過去と現在』の序文⁴⁵⁾で、編者のデュバキエが、マルサスの説く人口増加の積極面を評価していることである。この辺にもマルサス研究で、フランスの特徴が見いだされるであろう。

44) I. N. E. D. (23) p. 203.

45) Dupaquier, J. ed. (12) pp. vii-viii.

<参考文献>

- (1) Audirac, P. A., "La cohabitation : un million de couples non mariés" *Economie et Statistique*, n° 185, fév. 1986.
- (2) Berelson, Bernard, *Population Policy in Developed Countries*, N. Y. McGraw-Hill, 1974.
- (3) Biraben, J. N. et Dupâquier, J., *Les berceaux vides de Marianne, L'avenir de la population française*, Seuil, 1981. 岡田 実訳「出産飢饉—現代フランス人口事情」中央大学出版部, 1989年.
- (4) Bourgeois-Pichat, J., "Du xx^e au xxi^e siècle : L'Europe et sa population après L'an 2000", *Population*, n° 1, 1988.
- (5) Calot, G. and Blayo, C., "Recent Course of Fertility in Western Europe", *Population Studies*, Vol. 36, n° 3, Nov. 1982.
- (6) Calot, G., Hecht, J., "The control of fertility trend", *Population decline in Europe*, Edward Arnold, 1978.
- (7) Chesnais, J. C., "La politique de population française", ed. dy J. Dupâquier, *Histoire de la Population française* (4) 1989.
- (8) Chesnais, J. C., "Les facteurs de baisse de la fécondité" dans ed. by J. Dupâquier *Histoire de la population française* (4) 1988.
- (9) Dumont, W. ed. *Family Policy in EEC-Countries*, Commission of European Communities, Document, 1990.
- (10) Dumont, G. F., (avec Chaune, P. Legrand, J. Sauvy, A.), *La France ridée*, Paris Librairie générale française 1979.
- (11) Ekert, O., "Effets et limites des aides financières aux familles", *Population* n° 2, 1986.
- (12) Heeren, H. J., "Pronalist Population Policies in some Western European Countries", *Population Research and Policy Review* 1, 1982. pp. 137-152.
- (13) Höhn, C., "Germany : Country report Federal Republic of Germany", *Family Policy in EEC-Countries*, ed. dy W. Dumont, 1990.
- (14) INED, *Actes du Colloques national sur la Démographie française*, Paris : 23, 24, 25 juin 1980, Travaux et Documents, Cahier n° 92, PUF, 1981.
- (15) INED, "Dix-huitième rapport sur la situation démographique de la France", *Population*, 4-5, 1989. pp.711-776.
- (16) INED, *Natalité et Politique Démographique*, Travaux et Documents, Cahier n° 76, PUF, 1976.
- (17) INED, *Natalité et Politiques de Population, en France et en Europe de L'Est*, PUF, 1982.
- (18) INED, *Population et Société ; Bulletin Mensuel d'Information Démographiques, Economiques, Sociales*.
- (19) INSEE, *Données sociales*, 1987 et 1990.
- (20) Leridon, H., "Fertility and Contraception in 12 Developed Countries", *International Family Planning Perspectives*, Vol.7, No.2, June 1981.
- (21) McIntosh, C. A., "Low Fertility and Liberal Democracy in Western Europe", *Population and Development Review* 7, No.2 June 1981.
- (22) Ministère des Affaires Sociales et de la Solidarité Nationale, *La Politique familiale en France depuis 1945*, La Documentation Française, 1985.
- (23) Monnier, A., "La conjoncture démographique : L'Europe et les pay développés d'Outre-Mer", *Population* 4-5, 1989, pp.901-923.
- (24) Monnier, A., *La population de la France, Mutation et perspective*, Messidor, 1990.
- (25) Monnier, A., "Bilan de la politique familiale en République démocratique allemande", *Population*, 2, 1989, pp.379-393.
- (26) Munoz-Perez, F., "Changements recents de la fécondité en Europe occidentale et nouveaux traits de la formation des familles", *Population*, No.3, 1986.
- (27) Munoz-Perez, F., "Le déclin de la fécondité dans le Sud de L'Europe" *Population*, 6, 1987, pp.911-942.
- (28) Roussel, L., "Deux décennies de mutation démographiques (1965-1985) dans les pays industrialisés", *Population*, No.3, 1987.
- (29) Sauvy, A., *Théorie générale de la population*, 3^e ed. PUF Paris, 2 vols, 1963-1966 (南 亮三郎 監修, 岡田 実, 大瀬 寛, 岩田文夫訳「人口の一般理論」中央大学出版部, 1985年).
- (30) Schwarz, K., "La baisse de la natalité en Allemagne Fédérale", *Population* 33, No.4-5, July-Oct. 1978.
- (31) Schwarz, K., "Les effets démographiques de la

- politique familiale en RFA et dans ses LÄNDER depuis la seconde guerre mondiale", *Population*, 2, 1989, pp.395-415.
- (32) Sullerot, E., *La Démographie de la France. Bilan et Perspectives. Rapport au Conseil économique et social*, Paris, La Documentation française, 1978.
- (33) Teitelbaum, M. S. and Winter, J. M., *The Fear of Population Decline*, Academic Press, 1985.
黒田俊夫, 河野桐果監訳「人口減少」, 多賀出版, 1989年.
- (34) United Nations, *World population prospects as assessed in 1973*, *Population Studies*, 1977, No. 60.
- (35) Westoff, C. F., "Fertility Decline in the west; Causes and Prospects", *Population and Development Review* 9, No.1 March 1983. pp. 99-104.
- (36) 河野桐果, 「世界の人口」東京大学出版会, 1986年.
- (37) 南 亮三郎, 「人口理論」千倉書房, 1964年.
- (38) 岡田 実, B. ピアールソン編「先進諸国における人口政策」*経済学論叢*, 第16巻5号, 昭和50年, 1975年9月.
- (39) 岡田 実, 「出生力減退の諸結果に関するソヴイの思想」, 日本人口学会編「人口学研究」1984年5月.

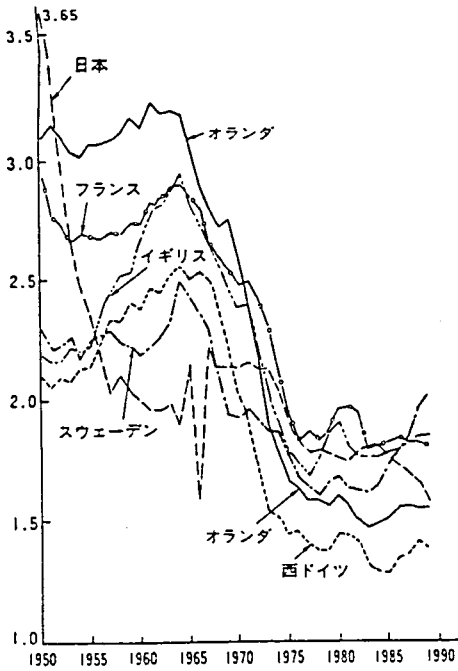


図 1 1 婦人当たり平均子供数の年次別推移 (西欧)

資料：表1 ならびに Population 各年版

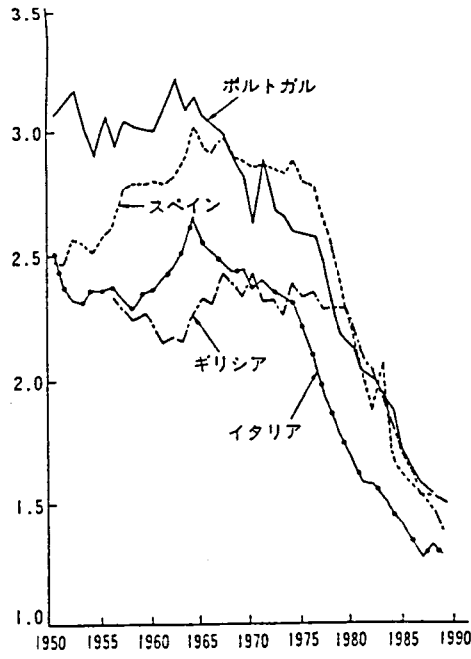


図 2 1 婦人当たり平均子供数の年次別推移 (南欧)

資料：図1 に同じ。

表 1 先進諸国における合計特殊出生率の推移

地域・国	1965年	1970年	1975年	1980年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年
北ヨーロッパ											
デンマーク	2.61	1.95	1.92	1.55	1.38	1.40	1.45	1.48	1.50	1.56	1.62
フィンランド	2.47	1.83	1.68	1.63	1.74	1.70	1.65	1.60	—	1.59	1.57
アイスランド	3.71	2.81	2.65	2.48	2.26	2.08	1.93	1.85	2.05	2.27	2.05
アイルランド	4.03	3.87	3.41	3.23	2.74	2.58	2.49	2.43	2.32	2.17	2.11
ノルウェー	2.93	2.50	1.98	1.72	1.65	1.66	1.68	1.71	1.75	1.84	1.88
スウェーデン	2.42	1.92	1.77	1.68	1.61	1.65	1.73	1.79	1.84	1.96	2.02
イギリス	2.85	2.42	1.78	1.88	1.76	1.76	1.78	1.78	1.82	1.84	1.85
西ヨーロッパ											
オーストリア	2.68	2.30	1.83	1.65	1.56	1.52	1.48	1.45	1.43	1.44	1.44
ベルギー	2.60	2.24	1.73	1.68	1.56	1.52	1.50	1.53	1.55	1.56	1.58
フランス	2.84	2.47	1.93	1.95	1.79	1.81	1.82	1.84	1.82	1.82	1.81
西ドイツ	2.50	2.01	1.45	1.45	1.33	1.29	1.28	1.35	1.36	1.42	1.39
ルクセンブルグ	2.34	1.97	—	1.51	1.44	1.43	1.39	1.43	1.40	1.51	1.52
オランダ	3.04	2.58	1.66	1.60	1.47	1.40	1.51	1.55	1.56	1.55	1.55
スイス	2.01	2.10	1.61	1.55	1.51	1.52	1.51	1.52	1.51	1.55	—
南ヨーロッパ											
ギリシャ	2.32	2.43	2.33	2.21	1.94	1.82	1.68	1.62	1.52	1.52	1.50
イタリア	2.55	2.37	2.19	1.66	1.53	1.46	1.41	1.34	1.28	1.33	1.29
ポルトガル	3.07	2.62	2.59	2.12	1.96	1.87	1.70	1.63	1.57	1.53	1.50
スペイン	2.97	2.87	2.80	2.16	2.07	1.69	1.61	1.53	1.46	1.38	1.30
ユーゴスラビア	2.71	2.29	2.27	2.13	2.00	2.10	2.04	2.00	2.00	1.98	2.00
東ヨーロッパ											
ブルガリア	2.03	2.18	2.23	2.05	2.00	1.99	1.95	1.99	1.96	1.90	1.90
チェコスロバキア	2.37	2.07	2.43	2.16	2.08	2.07	2.06	2.03	2.00	2.02	1.95
東ドイツ	2.48	2.19	1.54	1.94	1.79	1.74	1.74	1.70	1.74	1.67	—
ハンガリー	1.82	1.96	2.35	1.91	1.72	1.73	1.83	1.84	1.82	1.81	1.80
ポーランド	2.52	2.20	2.27	2.26	2.40	2.37	2.33	2.22	2.15	2.20	2.20
ルーマニア	1.91	2.89	2.60	2.43	2.00	2.19	—	—	—	—	—
ソ連	2.46	2.39	2.41	2.26	2.37	2.41	2.40	2.46	2.53	2.38	2.40
アメリカ合衆国	2.93	2.48	1.77	1.84	1.80	1.81	1.84	1.84	1.87	1.93	—
日本	2.14	2.13	1.91	1.75	1.80	1.81	1.76	1.72	1.69	1.66	1.57

出所：United Nations, Demographic Yearbook, Council of Europe, Recent Demographic Developments in the Member States of the Council of Europe, 1989, INED, France および各国中央統計局資料による。

労働力の女性化と出生率動向 および社会政策 — 欧州5ヵ国を取材して

名古屋市立女子短期大学生活科教授 柴山恵美子

- 労働力の女性化と出生率動向および
社会政策—欧州5ヵ国を取材して 1ページ
- なぜ北欧の出生率は回復したか 19ページ
- 欧州共同体（EC）における保育
サービス 26ページ

「労働力の女性化と出生率動向および社会政策—欧州5ヵ国を取材して」

名古屋市立女子短大教授 柴山恵美子

1. 女性の意識の革命的变化

約一カ月にわたる欧州5カ国およびEC委員会のインタビュー・調査の旅は、時間的制約もあって対象は主として研究機関、中央行政機関、経営者団体、労働組合、政党本部に限定された。したがって、実際に行政を行なう州、市町村自治体や、保育・学校教育の現場、母親労働者の生活と労働の実態などについての系統的な調査の必要性は、念頭にありながら実現できなかった。そのためこの調査のみから決定的な結論を導き出すことは差し控えたいが、やはり問題の在りか、その規模、その見方、その次元をある程度理解することが出来たと考えている。「労働力の『女性化』と出生率動向および家族・男女平等政策」の視点から、所感を述べてみたい。

今度の調査対象の諸国は1960年代半ばから1980年代半ばにかけて例外なく出生率の急激な低下を経験している。このような減少は、欧州レベルでいえば、世界でもっとも進んだ福祉国家である北欧のスウェーデン、デンマークや、ECの中核をなす経済・政治大国であるドイツ、フランス、労働運動が強いイタリア、さらにはヨーロッパでは中進国に属し、経済発展の比較的遅れている南欧のポルトガル、スペイン、ギリシアなども含め、共通に見られる現象である。

振り返ってみると、この時期は、いわば1980年代末に欧州全域に巻き起こった歴史的転換の先触れともいえるべき世界的な激動期だったといえることができる。政治的には、1960年代半ば以降のアムルカのベトナム戦争反対の世界的な反戦運動を契機に、欧州では「学生の反乱」が起こった。それはフランスのドゴール体制を揺るがす「パリの5月」にまで発展し、それがフェミニズム運動や民族自決、基本的人権と平等思想などにみるように、一切の差別に反対する運動にまで広がった。その頃、チェコスロバキアには社会主義再生を求める「プラハの春」の運動が起こり、ソ連の戦車に圧殺されるが、逆に反戦平和、平等、連帯、人権などを求める運動は、広範な「社会革命」として欧州全体にまで広がった。またこの時期は経済的には、1960年代から1973年の第1次オイルショックまでの高度経済成長と、それ以降から第二時石油危機を経て1980年代半頃に至るスタグフレーションの時期を包含しながら、アメリカと日本の挑戦を受けた欧州が、重化学工業からハイテク産業主体へと産業構造の転換を余儀なくされた時期でもあった。このもっともドラスチックな表現が、一九八五年の欧州理事会の「1992年まで単一域内市場

の統合」、つまりEC市場統合宣言だったといえるだろう。つまり欧州における出生率低下を理解するには、このような歴史的背景を理解する必要があるだろう。

従って、すべてのインタビューにおいて、男女、立場、主張を越えて、どこの国でも異口同音に強調されたことは、この時期の「社会革命」が欧州の青年、特に若い女性の意識に決定的な「革命的意識変革」を起こした事実を理解することなくして、今日の欧州を理解できないだろう、という指摘であった。それは、男女、親子、母性、結婚、出産、性に関する女性の革命的意識変革であり、従って、それは女性の人権、自立と人間の尊厳への覚醒、とりわけ男女平等な労働権の確立への要求となったことであった。現代の欧州は、これを抜きにして存在しえないし、欧州の出生率の低下現象の要因もまた、この「社会革命」による女性の意識変革を抜きに語れないということであった。

いわば、この時期頃から、特に北欧やドイツなどでは結婚より同棲という形態が一般化し、婚姻率が低下し、逆に離婚率が激増している（第1、2表）。離婚率は、デンマークとフランスではそれぞれ1965年の18・2と7・2から、1987年の45・2と30・8へ2倍ないし4倍も激増し、西ドイツとイタリアでも1975年の23・4と3・1から、1987年の32・2と6・5へと増加している。またこの時期に避妊薬ピルがスウェーデンでは1964年、ドイツでは1973年に解禁されてヨーロッパ全体に広がり、妊娠中絶に対する規制もデンマークでは1973年、スウェーデンでは1975年、イタリアでは1977年に法律の制定により緩和ないし撤廃され、子供を生む、生まないの選択権をしだいに女性が握るようになった。

特に1975年に「国連婦人の10年」が開始され、1979年の国連総会で採択された女性差別撤廃条約第16条では、「男女平等の基礎」として「児童の数および出産の数ならびに間隔を責任をもって決定」する権利が明記されるに至ったのは、こうした女性たちの歴史的経験の反映であり、かつ女性の基本的人権として国際法規として確立されるに至ったといえる。

わが国では、出生率低下の原因をめぐる論議は、ほぼ女性の高学歴化、社会進出、晩婚化に集中しているが、それは表面的な現象であって、根本的な原因は、女性の革命的意識変革にあるといわなければならない。

2. 女性労働政策の立ち後れ

上記のような女性の人権、自立および人間の尊厳への覚醒は、とりわけ労働における機

会待遇の平等、男女平等な労働権の確立および経済的自立と雇用保証への女性の要求を高めた。しかし職業訓練・教育、募集、採用、配置、昇進昇格、定年、解雇その他の男女差別などによる差別的就業・雇用構造・形態を構造的に改革する女性労働政策の立ち後れは、女性の経済的自立と男女平等な労働権の確立を妨げた。これが女性の出産への躊躇の第二の原因といえよう。

出生率低下の第3の原因は、母親労働者の増加と家族政策のミスマッチである。すなわち、この時期における女性の急激な職場進出による母親労働者の急増もかかわらず、これに対する国家や社会の社会政策、特に男女の家族的責任の平等分担を前提とした職業・家庭・社会参加の両立・調和に関する政策の立遅れ、ならびにこれをサポートする家事・家族サービス労働の社会化システムの創設の立ち後れによって、女性たちが、職場と家事・育児・老親介護など家族サービスのために二重労働に過重され、職業継続のために、子供を生まないか、子供の生む数を抑制する選択を余儀なくされたのである。これは、女性たちの自己裁量領域内のプロテスト行動ということができよう。

女性の職場進出に伴う子供を持つ母親労働者の増加がもっとも著しいのはスウェーデンとデンマークである。デンマークでは、1974年に6才の子供を持つ母親の43%が主婦で、週労働時間が25～39時間のパート労働者が16%、40時間以上のフルタイム労働者が16%だった。それが1985年には主婦がわずか8%に激減し、上記のパート労働者が24%、フルタイム労働者が35%へと激増している。スウェーデン、フランス、西ドイツ、イタリアでも、この間に女性は主として公共部門、特に教育・福祉・保険部門や民間部門の商業・サービス産業や事務部門へ進出した。だがこのようなフルタイム母親労働者の激増に対応して、スウェーデン、デンマーク、フランスなどでは公立保育園の大規模な増設を行ったのに対して、ドイツやイタリアでは大きく立遅れた。特にドイツは、キリスト教民主同盟／キリスト教社会同盟政権下では、伝統的に「3才以下の子供の養育は母親の責任」という考え方が根強く、いまだに保育園の定員は3才以下の子供のわずか3%に過ぎない状態なのである。3才以上から就学年令までの子供を預かる幼稚園の定員数はこの年令の子供の8割近くで非常に完備しているとはいえ、これも半日保育である。したがって母親労働者は、パートで働くか、保育を親に頼るか、高い金を払って保育ママを頼むかする以外にない。ドイツの母親労働者でパート労働者の割合が高いのは、このような女性の職場進出に対する政府の家族政策、特に保育・教育制度の立ち後れおよび現実の要請と政策のミスマッチである。これが1980年代中頃までのドイツにおける出生率

の急激な低下の大きな原因の一つであるといえる。このようなミスマッチは、イタリアでも顕著である。イタリアは1971年の保育所設置法と1977年の改正で3800カ所の開設を決定したがいまだに達成されないばかりか、国家財政難で予算が削減されて、運営が全面的に各州に委ねられ、州ごとの格差もひどくなっている。

4. 出生率上昇の要因

それならば、1980年代中頃からの出生率がスウェーデン、デンマークでは上昇、フランス、ドイツでは下げ止まりないし横ばい、イタリアのような依然たる続落傾向が生じた要因はどこにあるのか。スウェーデン、デンマークの出生率が上昇した要因によく挙げられたのは、1960年代のベビーブーム時代に生れ、子供を生むのを先伸ばしにしていた世代が、最近になって生み始めたということがある。だが問題はそのような人口学的な要因だけではない。重要な問題は、なによりも女性の雇用の安定と、職場における昇進・昇格、賃金格差の是正など男女平等措置の厳密な施行、父親も取得できるような出産・育児休暇の延長と育児手当給付の改善、労働者の実情に適合した費用の安い公立保育園や幼稚園の運営と増設、学童保育の運営の改善などである。さらに何よりも大きいのは徹底した男女平等政策の施行とそれによる男女両性の意識変革である。

4. 労働における機会待遇の平等制度

スウェーデンでは、男女平等を、①経済的自立を与える仕事を持ち、②育児と家事を行ない、③社会において政治活動、労働組合活動、その他の諸活動を行なうための女性と男性の平等な権利、責任、機会を意味するものとし、その中身には質と量の二つの面があるとしている。質とは、教育、労働、レクリエーション活動、権力上の地位など社会の全ての分野に女性と男性が公正に分布されていることを意味する。ここにいう「公正」とは、女性と男性の集団的構成度を40%対60%、さらに50%対50%にすることを意味している。量的な面とは社会の全ての分野の発展のために、女性と男性の双方の知識、経験、価値を利用することである。とくに、スウェーデンでは、国会議員に占める女性の割合は既に三六%で、現在の政府でも女性閣僚は蔵相、外相など重要閣僚を含め八名を占めている。このような男女平等政策の徹底した推進は、伝統的な性別役割分業の打破に大きな役割を果たし、出生率の向上をもたらす大きな原因になっている。

ECでは、1975年「国際婦人年」を契機に、雇用・職業に関する機会待遇の平等原

則に関する一連のEC指令を発して、その実現を図った。主な女性労働関係のEC法および指令についてみると、EECの創立に関する、いわゆるローマ条約第119条では、男女同一労働同一賃金の原則を規定しているが、1975年「国際婦人年」以来、より一層、職業・雇用における男女平等政策を各加盟国が採用するために次のようなEEC指令を発して、その実現を図った。

* 1975—男女労働者間の報酬の平等原則適用に関する加盟国の法的接近指令

* 1976—待遇の平等原則の実現に関するEEC指令

* 1979—社会保障の男女間の待遇平等原則の段階的実現に関するEEC指令

* 1982—1982～1985年女性の機会の平等促進に関する第1次EC行動計画

* 1986—社会保障の職業制度における男女間の待遇の平等原則の関するEEC指令

—1986～1990年「男女平等に関するEC第2次行動計画

* 1991—1991～1995年「男女間の機会の平等に関する第3次行動計画。

特に、1975年の指令および一九七六年の指令は、労働における差別禁止に関する法制度の急速な整備を、各国に要請した。各国をみると

* フランス

1975年に「刑法典」の改正。1983年に「労働法典」の改正

* スウェーデン

1980年の「労働生活における男女間の均等に関する法律」制定

* デンマーク

1978年に「雇用等に関する男女均等待遇法」制定

* 旧西ドイツ

1972年に「経営組織法」、1980年に「民法」改正、「待遇平等法」制定

* 1977年に「労働に関する男女平等待遇法」制定、1991年に「ポジティブ・アクション」に関する法律制定

とはいえ法制度の整備のみならず、ECでは、実際的な男女平等を実現するために、1984年に「ポジティブ・アクションに関する勧告」を加盟国に発した。「資料編」で述べると、イタリアにおける1991年「ポジティブ・アクション」に関する法律によって、イタリアは、この勧告の最初の実施国になった。今後注目されるところである

ILO（国際労働機構）労働統計年鑑によれば、労働者（非農林業）の男女賃金格差は、男子の賃金を100として、女子がフランスでは81・8（1987年）、デンマーク

では82・7（1987年）で、両国とも世界的に最も格差の少ない最高レベルに位置し、1980年代を通じて80代を維持している。旧西ドイツは73・5（1989年）で、やや格差が大きい、80年代を通じて70代を維持している（この統計資料には、スウェーデンおよびイタリアの男女賃金が報告・掲載されていない。日本は、労働省「賃金構造基本統計調査」によれば、1990年現在「所定内給与額」の男女格差は、女子が60・2%出先進国中最も格差が大きい）。

スウェーデンでもデンマークも、極めて先進的であるといわなければならない。

5. 両親育児休暇

男女の家族的責任の平等分担を前提とする職業・家庭・社会参加の両立・調和のための社会政策、労働条件の筆頭に挙げられるのは、男女に適用される育児および家族のための諸休暇である。父親・母親に育児のために与える両親育児休暇は、最も早く導入したのは、スウェーデンなど北欧諸国であり、その後全欧的に普及したが、その法的内容において世界でも最も高レベルにあるのは、スウェーデンとデンマークである。次の欧州諸国のその概要をみたい。

両親育児休暇制度

* フランス

民間・公務に働く両親のいずれかに適用。休暇期間は、子供が3才になるまで。所得保障なし。ただし、3人以上子供がいる場合、家族手当を月額2671フラン、24カ月支給。

* スウェーデン

民間・公務双方に働く両親のいずれかに適用。休暇期間は450日。所得保障は、最初の360日に対して賃金の90%。その後は1日につき60クローナ（現在、360日以降の残りの休暇期間に対する賃金の90%保障が検討中で、インタビューでは、産業界も同意していることが確認されている。しかし、法制化はまだでされていない）。

* デンマーク

民間・公務双方に働く両親のいずれかに適用。休暇期間は、出産休暇14週間の後に10週間。休暇直前の4週間の平均賃金の90%。週2339クローネを上限とする。

* ドイツ

民間・公務双方に働く両親のいずれかに適用。休暇期間は、1992年3月から3年間

。所得保障は、最初の6カ月間が600マルク。7カ月目からは、一定の所得限度内で支給。

*イタリア

民間・公務に働く両親のいずれかに適用。休暇期間は、出産休暇5カ月（産前2ヵ月・産後3ヵ月）後から子供が満1才になるまでの間の6カ月間。所得保障は賃金の30%。

6. 父親の両親育児休暇の取得率と男女賃金格差

だが、父親の休暇取得率は、男女平等意識が高いスウェーデンでさえ、極めて低い。しかし国際的には、スウェーデンは、最も父親の休暇取得率が高いのが現状である。すなわちスウェーデンにおける両親育児休暇の男女別取得の指標となる「親手当プラス特別親手当で保障された日数」は、男女別比率を見ると、女性が92%と圧倒的割合を占め、男性はわずか8%に過ぎない。ところが子供が病気の場合の看護休暇の男女別取得の指標となる「育児休業プラス臨時親手当で保障された日数」は、男女別比率をみると、女性が65%、男性が35%で、かなり男性の割合が高い。つまり、長期的休暇では、父親の休暇取得率は低く、短期的、単発的休暇では父親の休暇取得率が上昇している。やはりこれは、育児休業中の所得保障の基準が、賃金の90%と世界最高レベルであっても、いまなお男女賃金格差が厳然として存在する現状がある限り、休暇の取得は、賃金の高い方の親、つまり一般的には父親よりも、賃金の低い方の親、つまり一般的には母親の方がより多くなってしまふ、という構図は、いずれの国でも共通している。まさに両親育児休暇の男女別取得率の違いは、男女賃金格差に起因しており、建前は「両親育児休暇」であっても、家計上の理由からどうしても男性より女性が取得し、「男女同一労働同一報酬」はもちろなおこと、「男女同一価値労働同一報酬」の問題を改めて鋭く提起することになった。欧州では、いま、90年代の男女平等の主要課題として、女性が集中して働いている、いわゆる「女向きの仕事」と、男が集中して働いている、いわゆる「男向きの仕事」との間の「同一価値労働同一賃金原則」の適用に、挑戦しはじめてている。

7. 差別的労働市場と雇用保障

スウェーデンでは男女賃金格差は比較的小さいが、労働市場では男性は技師、システム・アナリスト、プログラマー、中学教員、機械工などの比較的高賃金の職種を独占している。これに対して女性は、看護婦、ベビーシッター、セールスパーソン、料理人見習い、

掃除人、ホームヘルパーなど低賃金の職種に集中している。これはデンマークでも同様である。

性別役割分業を決定的に打破するには、このような男女別に分離している現在の労働市場構造に徹底的な改革のメスを入れるほかはない。このような構造を維持したままでの育児休暇の延長は、技術革新の激しい現代では、家庭責任や子供の養育の負担を不公正に分担させられた女性たちを研究職や管理職から排除し、労働市場における新たな男女差別を再生産する恐れが大となる。したがって労働市場の男女別分離・男女差別をなくし、男女別賃金格差を打破し、出産、育児の責任を、父親も母親も公平に分担できるようにしなければならない。

そのために、一方では、就職前の学校教育課程を重視し、一方の性が過半数を占める学科・学部（例えば、ほとんどの国の大学では文学部に女子が多く、理工学部には男子が多い）を、他方の性が選択した場合に、その学生に経済的特典を与えている。他方では、職場において、より女性が集中する低賃金の職種とより男性が集中する高賃金の職種との間の「同一価値労働同一報酬」が、90年代の最大の課題になったわけである。

これとの関連でスウェーデン、デンマークが直面する大きな問題は、男女平等な雇用の保障と雇用の安定である。スウェーデン女性の約六割は公務員で、その大半は教育・保険部門で働いている。公務員の身分は法律で保証されている。ただ社民党政権にとって変わった保守中道政権は、民間部門における合理化政策の支援と、財政赤字削減のために行政改革による公共保育園の民営化や縮小などを着手し始めている。失業した女性へのインタビューでも聞かれたように、学童保育所が閉鎖され、お昼頃、小学校の授業が終って、まっすぐ自宅へ帰ってくるようになって、民間・公共部門問わず、女性の雇用は、大きく脅かされてきているといえる。

こうした「1930年代に匹敵する経済不況」に直面して、政府・財界・労働組合の多数は、スウェーデンの将来はEC加入以外に活路はないと考えている。しかし、活動的な女性たちの多くは、それがスウェーデン福祉国家の死につながるとして反対論が根強い。

二一世紀に向けて、北米自由貿易連合、日本、ECなどの経済地域との競争の中で、スウェーデンの進路を巡って、だれの負担で、いかなるデンポで国を運営するか、与野党のみならず、男性と女性の間でも激しい論議が繰り広げられようとしているという印象を受けた。

8. ECにおける「両親育児休暇」と「家族理由休暇」

1983年にECで初めて父親・母親の育児のための「両親育児休暇」と男女への「家族理由休暇制度」の関する指令案を閣僚理事会で討議し、地域的国際機関として「両親育児休暇」と「家族理由休暇」の加盟12カ国への導入を図った。翌八四年には再検討されたが、イギリスの反対にあい、当時は全会一致制のため、今日まで「指令」化されていない。しかしこれをきっかけに、現在では加盟諸国のほとんどが法制化した。さて、1983年に次いで、1984年にEC閣僚理事会で検討された「両親休暇および家族的理由休暇に関するEEC指令」改正案から、その骨子を紹介しよう。この「指令案の特徴は、2つの柱から成立していることである。一つは、「両親育児休暇」であり、もう一つは、「家族理由休暇」である。「両親育児休暇」(parental leave)とは、「公務部門で働く職員を含む賃金労働者が、子供の出生、出産休暇の後で、かならずしもそれに続くとは限らない時期に、またはその子供を養子にすることを申し出ている両親の家族への子供の引き取り、または両親育児休暇中に手当て受取人が子供の実際の世話を引き受けることに責任を持つ条件で、養子縁組に続く所定の期間に関して、休暇をとる権利をいう」。これらの条件下で、両親育児休暇を与えられるものは、「父母」、「養父母」、「継父母」、「上記の人々の重大な疾病または死亡の状況下で、これらの人々に代わる役割を果たす全ての人々」である。「家族理由休暇」(leave for family reasons)とは、「家族責任に関して前記の規定にもとづく労働者の急速かつ重要な家族的理由に対して与えられる限定された休暇期間を取得する権利」をいう。またこの「条約」化に当たっては、第一に、この目的が「加盟諸国の調和した条件のもとで、両親休暇と家族的理由にもとづく休暇を取得する権利を与えるためである」ことを確認する。第二に「本指令に関する規定は、直接または間接に特に夫婦または家族の状態によって、性にもとづくいかなる差別も行なわれることのないよう保証する」。第三に「既得権を損なうことなしに子供の出生に対して父親に父性休暇を与えることを規定すべきである」。第四に「公共部門で働く職員を含む賃金労働者は、すべて両親休暇と家族理由休暇を取得する権利をもつ」。第五に「パートタイム労働者は、両親休暇と家族理由休暇を取得する権利をもつ。給付される手当てまたは認められる保証期間はすべて同一条件のフルタイム労働者のそれと全く同じか、それに比例して計算されなければならない」。

▲「両親育児休暇」

この「指令」案によれば、「両親育児休暇」の規定内容は、次のようなものである。●

両親育児休暇は、子供を単独または主として養育する手当受給者に対して付与される。一人の子供に対して両親またはその他の人々に同時に与えてはならない。●両親育児休暇は、権利ではあるが、強制的なものではない。●両親育児休暇期間は、出生または養子縁組後、三カ月以上でなければならない。●両親育児休暇期間は、片親家族の場合または家で生活している身体障害児の場合には、延長することができる。●両親育児休暇の権利は、下記の場合を除き、子供が二才に達した時に消滅する。①五才以下の子供を養子縁組した場合、養子縁組後二年で消滅する。②両親またはその他の人々の家庭で生活する身体障害児の場合、この子供が五才に達した時に消滅する。●両親育児休暇は、全日休暇または個々の両親とその使用者の協定に基づき、パートタイム休暇として休暇を比例的に延長した期間のいずれかの方法で連続的期間として付与する。●両親育児休暇は、在職または雇用期間に関する要件に応じて定めることが出来るが、いかなる場合でも一年を超えてはならない。●両親休暇期間は、すでに取得したか、または取得しつつあるいかなる権利も侵害するものではない。●両親休暇期間は、疾病、失業、就労不能手当、老齢年金の保障期間に関して、出産手当と同じ方法で認められる。●休暇の終了とともに、労働者は、休暇前と同じ職務に復帰するか、またはそれと同等の職務に就労すべきである。●両親休暇中、労働者は、両親休暇手当を受給する。この手当は、社会保障制度を含む公的基金から支給される。●臨時雇用制限規定は、使用者が、両親休暇で欠勤する労働者を代替する者の雇用を妨げてはならない。

▲「家族理由休暇」

「家族理由休暇」の規定内容は、次のようなものである。●労働者が、「切迫する家族的理由に関して、（加盟諸国の規定する）最低年次休暇を請求する権利」である。「切迫する家族的理由」とは、「配偶者の疾病」、「近親者の死亡」、「子供の結婚」、「子供または子供を世話している者の疾病」である。●休暇期間を延期できる場合は、①当該手当受給者が、片親家族の世帯主である場合、②当該手当受給者が、加盟諸国の定める年齢制限以下の同じ所帯で生活する3人またはそれ以上の子供をもつ場合、③当該手当受給者が、同一世帯で生活する身体障害児の世話に責任をもつ場合。④給与、社会保険料、手当ならびに年金取得権に関しては、家族理由休暇期間は、有給休暇と同じに見なすべきである。このような取組は、ECレベルでは、まず初めに、1981年末採択の第1次女性行動計画（1982～1985年）で明記された。「生活と労働条件の改善—両親休暇・家族理由休暇ならびに集团的サービス・施設の拡充」、「生活の質の改善—職業・家庭・社

会の責任の男女分担」制度の拡充を明記し、1983年には、加盟各国における0才から3才までの集団的保育施設・サービスに関する調査・比較分析を行なった。また1984年に「指令案」化が流産するや、1985年にボンとローマで、各国政府と協力して集会を開催し、世論喚起につとめた。次いで、第2次女性行動計画（1985～1990年）には、出生率の低下傾向も考慮し、「指令案の採択」を強力に打ち出した。欧州議会レベルでは、「子育てや家庭の放棄を女性たちに煽るのか」と男性議員から反論されたが、二割弱を占める女性議員たちは、男性の家庭責任への平等参加がないために、いかに働く女性たちが、仕事を辞めれば貧しさに、辞めなければ仕事と家庭の二十労働に苦しんでいるかを訴えた。

こうした経過を辿り、今日では、イギリス・アイルランドを除いて、EC加盟カ国中10カ国が両親育児休暇と家族理由休暇を制度化している。

9. 1995年までの保育達成目標

さらにECは、「保育の社会化」を90年代の最重要課題として、保育所など社会的保育サービス・施設網の拡充に重点を置き、そのために、機会待遇の平等に関する第3次行動計画（1990～1995年）の終了までに下記のポジティブ・アクションを計画している。

（1）1995年までの保育施設の達成目標

- ① 3才以下の子供について=子供の6～10%にフル・タイムの施設（就学前教育施設を除く）
- ② 3才から義務教育年令までの子供について=3才児の50%を含む子供の65～70%に就学前教育施設または幼稚園での全日保育用の施設
- ③ 3才から10才までの子供については=10～15%の全日保育（例えば就学前教育施設と延長保育）、ならびに午前と午後の授業を持つすべての学校における昼食時の子供の監督。

これと並行して、1995年機会均等行動計画最終年までに、さらに「社会的保育の発展」と「両親の労働権確立」の2つ側面から次のような政策課題を提起している。

（2）社会的保育の内容の発展

- ① 一般に利用できる場所に公的施設を建設するには、5年以上を要する。その間、親類を除く民間保育者には最低基準を保証し、また民間の保育者（親類を含む）には、訓練機会、会合、玩具や設備の提供等物質的その他の援助を与えること。政策の中心的な目的は、全ての子供が均等に優れた質の保育サービスを受けられるようにすること。
- ② 保育の質の問題、特に保育の質をいかに定義し、監視し、改善するか、その質を向上させる戦略の定義を明確にする作業を始め、1995年までに完成すること。
- ③ 保育の中心になるのは保育労働者である。彼らの労働の価値がそれに値するよう、基礎的訓練を受けた全ての保育労働者の賃金・労働条件は、比較的年長の子供の教師のそれと同じ水準で保証すること。基礎的訓練は受けていないが、優れた経験と質をもつ人々には、たとえ正規の大学卒業資格を持たなくとも保育で活動し、基礎的訓練が受けられる機会が保証されること。
- ④ 以上の保育サービスは、保育労働者、両親ならびに地方自治体の相互間に新しい、より一層の緊密な関係によって発展させること。

（3）両親の労働権確立

①出産後12～16週間の出産休暇の拡充

②2週間以上の父性休暇の拡充

③両親当たり6～9カ月の目標で、当初は両親当たり3か月以上の両親育児休暇の拡充。これらが完全実施されると、出産休暇と連動して、両親には産後18カ月の休暇が与えられることになる。

④子供1人につき両親当たり毎年五日以上の家族理由休暇の拡充（病児看護を含む両親の義務遂行のために）。

⑤これらの休暇は、フレキシブルなものでなければならない。そのために両親は、・パートタイムで（随時延長できる長さで）休暇を取る。・父性休暇や両親育児休暇をまとめて、またはいくつかに分けて取る。・出産休暇期間が終るまで（父性休暇の場合）または子供の3才の誕生日迄（両親育児休暇の場合）いつでもこれらの休暇を取る権利を与える。

⑥失われた報酬の全額、または高率の補償が与えられること。長期的目標は、失われた報酬の完全補償。当面の目標は出産休暇の所得保証と同水準。

⑦労働権には新しいよりフレキシブルな働き方や、労働の機会やキャリアの展望を損なわないようなキャリアの追及の仕方が含まれなければならない。政府、使用者ならびに労働組合はすべてこれらの変革の主要な役割を演じなければならない。雇用における改革は、男性の家族的責任への参加の増大のための措置を要する。使用者は、より「家族に友好的な」雇用を創出すること、他方、労働組合は労働協約でこのアプローチを奨励するとともに、自らの組合員に対する影響力を利用して、父親が労働権やフレキシブルな労働方法をより大きく行使することを奨励しなければならない。

これらを立案・計画したEC保育専門家ネットワークは、これまでの保育のあり方に対して、次のような分析を行なっているが、まさにその指摘は、いずれの国でも女性たちが「約3人」の子供を望みながら、現実にはなぜ生みたがらないか、その背景をえぐり出しているもので、紹介したい。

「…優れた保育と教育の享受の子供たちへの保障は、本来非常に費用を要する大事業である。そのためにほとんどの国で、この費用の大部分を担わされてきたのは女性（母親・祖母）か、保育労働者のいずれかである。母親は強大な無報酬によって、保育労働者は低賃金と劣悪な労働条件によって、費用に効果的な補助金を与え、補完して来た。したがって、基本的な問題は、女性たちが、この費用を支払うことが出来るかどうかではなくて—現に費用は支払っているのだから—、これらの費用を特に両親や使用者や社会にどのように

割り当てるかということである。現在の状況は全く異常である。…ほとんどの国では、子供たちは3才に達するやいなや、無料で学校で1日の大半の時間にわたり保育が受けられるのに、3才以前は、もし公的資金の補助金を受ける施設を利用しても、両親は費用を支払わなければならない。これは、3才以下の子供たちと3才以上の子供たちの間に新たな矛盾を生ぜしめ、すべての子供たちのための一貫した保育制度の発展を妨げることになる…。」

11. 地球的規模の挑戦

このような欧州の選択は、すでに、地球的規模で1970年代半ばより始まって向こう西暦2000年まで計画・継続され、四半世紀に及ぼうとしている。すなわち、1972年国連総会採択の「平等・開発・平和」をメイン・テーマとする1975年「国際婦人年」の設定、それに続く「国連婦人の10年」（1976年～1985年）およびその後の女性の地位向上のための「西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略」設定などが、それである。いわば、このような取組みは、人類史上かつてない挑戦というべきであろう。さて、この間、上記のような視点と方向に沿った具体的施策の前進のために、国連およびその専門機関、特にILO（国際労働機関）は、2つの重要な国際法規を採択した。1つは、一九七九年国連総会採択の「女子差別撤廃条約」であり、もう1つは、1981年ILO第六七会総会採択の「家族的責任を有する男女労働者」に関する「条約」（第156号）および「勧告」（第165号）である。

▲女子差別撤廃条約

「女子差別撤廃条約」は、1967年「女子差別撤廃宣言」の発展・条約化であり、既婚如何を問わず、性に基づく差別、排除または制限を廃止、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他の分野における男女平等にもとづく基本的人権の確立を目的としている。その第11条は、男女同一の労働権の確立のために、主に次のような諸権利を明記している。

- ・すべての人間の奪いえない権利としての労働の権利。
- ・同一の機械（雇用に関する選考のための同一の基準を含む）についての権利。
- ・職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の安定ならびに任務に関わる全ての手当および条件についての権利ならびに職業訓練および再訓練（実習・高等教育訓練および定期的訓練を含む）を受ける権利。
- ・同一価値の労働についての同一報酬（諸手当を含む）および同一待遇についての権利ならびに労働の質

の評価についての取扱いの平等。・特に、退職、失業、疾病、廃疾、老齢その他の労働不能の場合における社会保障の権利ならびに有給休暇についての権利。・作業条件に関わる健康の保護および安全（生殖機能の保護を含む）についての権利。・妊娠または母性休暇を理由とする解雇および婚姻をしているか否かに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。・給料またはこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ従前の職、専任または社会的手当の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。・特に保育施設網の設置および発展の促進を通じて、親（男女一著者）が家庭の義務と労働の責任および公的生活への参加とを両立されることを可能とするための必要な補助的、社会的便益の提供を奨励すること。・妊娠中の婦人に有害であることが証明されている種類の作業においては、婦人に対して特別の保護を与えること。

▲「家族的責任を有する男女労働者に関する条約・勧告」

さらに、後者のILO「家族的責任を有する男女労働者に関する条約」および「勧告」は、その家族的責任ゆえに、「経済活動への準備、参入もしくは参加または経済活動における向上の可能性が制約されている」男女労働者を適用対象とし、家族的責任を有する男女労働者間、および家族的責任を有する男女労働者と他の男女労働者との間の機械および待遇の実際的平等を実現することを目的としている。そのための労働条件として、大要、下記の措置を取るべきである、としていることである。

・一日あたりの労働時間の漸進的な短縮および時間外労働の短縮。・作業計画、休息期間および休日に関する一層弾力的な措置。・交替制労働、夜間労働の割当ての場合には、家族的責任から生ずるニーズの考慮。・転勤の場合、家族的責任および配偶者の就業場所、子供を教育する可能性などを考慮すべきである。・パートタイム労働者、臨時労働者および家内労働者（これらの労働者の多くは、家族的責任を有するものである）を保護するため、これらの形態の就業条件の適切な規制および監督。・パートタイム労働者および臨時労働者の労働条件（社会保障の適用を含む）は、フルタイム労働者および常用労働者

1.1. 構造的要因の結果としての出生率低下

フランス、ドイツにおける出生率の低下の停止、または横ばいの原因については、家族政策の及ぼす影響について人口問題の研究機関でも担当行政機関でも意見が二分した。それは、これらの国の家族政策が過渡的な段階にあることに大きく規制されているように思われた。ただフランスの児童・家族問題研究所のブルーノ・リープ氏の提起した「人はな

「ぜ子供を持つのか？」という問題は今後研究に値するテーマであろう。同時にフランス人口問題研究所のシェネ氏の「女性は権利が認められなければ、子供を産みませんよ」という指摘は、まさに働く女性にとって、賃金、労働時間、諸休暇などの労働条件、家事・育児・老人介護など家事・家族サービス労働の社会化のための社会的供給システム、住宅事情、教育費などをめぐる今後の政策課題を提起しているといえよう。

5カ国の調査でどの国でも共通に指摘された90年代の新しい傾向は、高学歴で、自立志向と職業継続意識の高い専門職の働く女性たちの間で、高齢でも出産する傾向が強まってきたことである。1970年代、1980年代の高学歴で自立志向と職業継続意識の高い専門職の女性たちは、仕事のために母性や出産を切り捨てざるを得なかった。しかし、1990年代のこのような女性たちの人生コースは、まず高等教育を受け、次に職業に就き、その職業の安定を獲得し、それから人生の価値観を共有し、共生できるよりよきパートナーを選び、その関係の安定の中で高齢でも子供を生むという人生を選択しはじめている。それが出生率の上昇に影響を与え始めていることであった。

前出の人口学者シェネ氏が、「出生率の上昇は、女性の人権の確立なしには、ありえませんし、それが基本です」と繰り返した指摘したように、男女平等な労働権の確立が比較的保障された女性層に、出産志向が生まれているのである。これが今後どのように発展するか、注目する必要があるといわなければならない。

かつて、産業構造が農業主体の時代には、女性たちの人生コースは、生活手段としての結婚から始まった。そして望まない子を宿し、望まれない子を生み、育てた。産業構造が農耕中心の社会では、個別家庭には、仕事を伝承・伝授し、老いて子に老後を託する機能があった。しかし、現代では、第3次産業、ハイテク産業への産業構造の転換により、より多くの子世代は、教育と雇用の場を求めて、工業都市や大都市に移住、集中し、もはや個別家庭は、親から子への仕事の伝承・伝授の必要はほとんど消滅した。子世代は、親と全く異なる教育の場で、異なる高い教育を受け、異なる職業教育を受け、異なる職業を選択し、異なる地域で働き、異なる社会に住むことになった。また人口の都市集中と核家族化、社会保障制度や社会福祉制度の発展、女性の職場進出などにより、老後を子に託する思想と条件は、失われつつある。

従って、子供をもつ意味は、かつてのように、子に対して将来への期待を大きくもてた時代とは異なり、むしろ、ほとんど期待を持たない時代に変化してきている。それでも、なお、高学歴・専門職の女性たちが、メリットの少ない子産み・子育ての所業を引き受け

始めているのは、なぜか、新しい動向として、その意味の調査・検討は、きわめて興味深いものに思われた。

最後に検討すべき問題点・課題を挙げてみたいと思う。その、第1は、高学歴・専門職の女性たちが、かつての女性のように、ライフサイクルが、生きる手段としての結婚・出産・子育てという順序ではなく、高等教育・職業・結婚または同棲・出産という順序に変化してきていることである。つまり、職業的安定を得て、すなわち経済的自立の条件を得て、はじめてその条件の範囲内で、望んで子どもを産んでいることである。そこには、人生いかに生きるべきか、人生とは何かを思考する女たちの人間としての選択が見える。従って、パートナーとの男女関係の破綻があっても、自分で子どもを育てていくことを前提とした選択の姿勢がみられる。逆の意味で、経済的に夫に依存する人生を選んだ専業主婦の間に、出産や子どもをもつことへの恐怖、嫌悪が水面下で広がってきていることである。

第2は、現代では、子産み、子育ては、義務教育卒が普遍的であったかつての時代と違って、住宅費、教育費、長い教育期間などを初め、莫大な費用を要する大事業に変化してきていることである。したがって、国家や社会のこの分野への投資の視点・姿勢は、「生産基準原理」や「効率第一主義」を完全に排除したところから出発しななければならない、という意識変革を迫られているということである。女性の無限の無償労働によって支えられてきた妊娠・出産・子育ては、女性の意識変革と女性の大量職場進出によって、もはや今日では、それを期待することは不可能である。

第3は、女性は親になることを選択するが、男性は親になることを選択していないことである。このような男女間の意識のミスマッチの下で、女性は非共生型の男性の種の保存を望みます、真の男女の愛情と共生意識の共有の中で、望む時に、望む数だけ、望む子を産むという意識形成が見られることである。例えば、スウェーデンやデンマークの子供の半数近くが非嫡出子であることでも説明され、男性の男女共生型意識変革が求められてきているという点である。

第4に、現代社会における人権意識の高まりの中で、女性の幸福追及への権利意識がかつてなく高まり、その女性の意識変革と子産み・子育てのための社会政策の決定的立ち遅れとの間のギャップが、極めて深いということである。したがって、出生率の低下は、子供を産みたくても産める状態にはないことの反映である。

第5に、出生率の低下は、現代の政治、経済、社会、文化的な構造上の結果であろうということである。したがって、政策課題は、あらゆる分野にわたって行なわれなければならない

らないだろうが、あくまでも、男女平等な労働権の確立と男女の職業・家庭・社会参加の人間らしい両立・調和および子供のニーズの尊重を基本理念に据えなければならない、ということである。第五に、現代社会では、女性の基本的人権としての「産む・産まない」の選択権を侵害することは出来ないし、「産めよ・ふやせよ」の人口政策は許されない時代であるということである。

最後に、保育の社会化に関するECの視点を紹介して、終りたい。

「… 優れた保育と教育の享受の子供たちへの保障は、本来非常に費用を要する大事業である。そのためにほとんどの国で、この費用の大部分を担わされてきたのは女性（母親・祖母）か、保育労働者のいずれかである。母親は巨大な無報酬によって、保育労働者は低賃金と劣悪な労働条件によって、費用に効果的な補助金を与え、補完してきた。従って、基本的な問題は、女性たちが、この費用を支払うことができるかどうかではなくて一現に費用は支払っているのだから一、これらの費用を特に男性や使用者や社会にどのように割り当てるかということである」。

（なお、地球的規模でいえば、南の人口増加問題と移民問題は、きわめて重大な分野であるが、今回の調査では、まず時間的に全くそのための余力がなかったこと、また1991年度の調査であったために、提出期限に追われ、不本意ながら、資料の整理、検討に十分な時間を割くことができなかつたことをお詫びしたいと思う）。

なぜ北欧の出生率は回復したか

出生率動向に三グループ

昨年末にある財団から委託調査の依頼があり、三月中旬から一カ月ほど、フランス、スウェーデン、デンマーク、ベルギー、ドイツ、イタリアの六カ国を回ってきた。そのテーマは、ヨーロッパにおける「労働力の女性化と出生率動向および家族政策の課題」だった。

訪問したのは、研究機関では人口問題研究所（フランス、イタリア）、児童・家族問題研究所（フランス）、青年問題研究所（ドイツ）、ドイツ労働総同盟（DGB）経済・社会科学研究所。行政機関では労働省（デンマーク、イタリア）、家族・高齢者省、女性・青年省（ドイツ）、社会事業省、文化省（スウェーデン）、男女平等オンフズマン（スウェーデン、デンマーク）、EC委員会など。また経営者団

体ではフランス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、イタリア、労働組合ではスウェーデンとデンマークの労働総同盟（LO）、ドイツ労働総同盟（DGB）、イタリアは労働総同盟（CGIL）と労働組合総同盟（CISL）、政党ではスウェーデンとドイツの社民党、イタリアの左翼民主党とキリスト教民主党などだった。

その合間に女性の市民運動団体（ローマの性暴力反対女性協会など）、子持ちのキャリア・ウーマンや家庭などの訪問を入れたので、結局、一カ月間に三十数カ所を訪問し、インタビューをした人は六〇人近くにおよび、もらった資料は六〇近くになった。

最近、日本でも特殊合計出生率の低下が大問題になり、「一・五三ショック」という言葉が生まれたが、この問題に関する論調の大半は、女性の高学歴化、社会進出、晩婚化にその要因が求められていた。

ところがEC委員会の報告書（男女平等をめぐすECの保育の社会化——一九八五—一九九〇年）筆者訳）では、出生率低下を男女平等の観点からとらえ、男女平等政策の推進、両親の労働権の保障、保育の社会化、保育労働者の賃金・労働条件の引き上げなどが提言されている。その意味でこの委託調査のテーマは極めてタイムリーで、私も積極的に協力することになった。

出生率の動向についていえば、ヨーロッパ諸国はいずれも一九七〇年ごろから、二・一の拡大再生産ラインを割り込んで急激に低下していた。旧西ドイツなどは、一九八五年に実に一・二九まで下がっている。しかし八〇年代半ばから、いずれの国も、女子労働力の上昇にもかかわらず、出生率の低下傾向に新しい変化が表れた。

その第一のグループは、スウェーデン、デンマークのように、合計特殊出生率の低下傾向が止まると同時に上昇傾向に転じた諸国である。第二のグループはフランス、旧西ドイツやイギリスのように、下降が鈍化するか、または横ばい傾向の諸国である。第三のグループは、イタリア（わが国もそうだが）のように、依然として下降が止まらない国である。

そして、第一のグループは、先進国の中でも女子労働力率が最も高い。このことは、女性の職場進出が必ずしも出生率の低下の要因ではないことを証明している。逆に、これらの国の家族政策、社会政策の先進性は、出生率の上昇傾向との関連性において、わが国の家族政策に多くの問題を投げかけている（表1、表2参照）。

シェネー氏の予言

フランスの人口問題研究所は、女性の職場

進出を不可避的な時代の流れととらえ、家族政策で女性が働きやすい条件を作ることが出生率を上げるのに寄与している、という見解をとっていた。研究員のオリビア・エッケルト・ジャツフェさんは、「女性が働くようになったから出生率が下がるという議論は誤りです」と述べ、女性の労働力率が低いのに出生率が低いオランダの例を挙げた。そして、出生率を上げるためには、公立保育所に三歳以下の乳幼児が無料で入れるようにすること、家族給付の増額、育児休暇の延長、フレックスタイムの必要性などを強調した。

また、人口問題の権威として国際的にも有名な同研究所のクロード・シェネー氏の発言は、いささかショッキングだった。

「昨年一月に日本から経営者団体の方が二〇人ばかり来ました。目的はEC統合と日本の出生率低下対策の二つでした。その時に私は、女性の職場進出と出生率上昇は両立する、ただし、そのための不可欠な条件は女性の権利が尊重されることだと答えた。南ヨーロッパのポルトガルやギリシャがよい例だが、女性の労働力率が低くても出生率は上が

らない。問題は女性の権利が守られているかどうかだ。日本の政治・経済界の指導者にぜひ分かってほしいことは、日本のように世界でも有名な、女性が高学歴の国では、女性に『家庭に帰れ』と、無駄だということだ。このことはフランスでもなかなか理解されないのだが、是非分かってほしい。オーストリアのウィーンでは一九三〇年代の経済恐慌期に出生率が〇・六まで下がったことがある。現在でも北イタリアの出生率は〇・九だ。私の意見では、日本の政府や経営者が努力しなければ、日本の出生率はもっと下がると思う」

所長のジェラルド・カーロ氏も人口問題では世界的な権威者だが、非常に気さくな方だった。同氏は一九七五年に、第三

表1 先進諸国における合計特殊出生率の推移

地域・国	1965年	1970年	1975年	1980年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年
デンマーク	2.61	1.95	1.92	1.55	1.38	1.40	1.45	1.48	1.50	1.56	1.62
スウェーデン	2.42	1.92	1.77	1.68	1.61	1.65	1.73	1.79	1.84	1.96	2.02
イギリス	2.85	2.42	1.78	1.88	1.76	1.76	1.78	1.78	1.82	1.84	1.85
フランス	2.84	2.47	1.93	1.95	1.79	1.81	1.82	1.84	1.82	1.82	1.81
旧西ドイツ	2.50	2.01	1.45	1.45	1.33	1.29	1.28	1.35	1.36	1.42	1.39
オランダ	3.04	2.58	1.66	1.60	1.47	1.49	1.51	1.55	1.56	1.55	1.55
ギリシャ	2.32	2.43	2.33	2.21	1.94	1.82	1.68	1.62	1.52	1.52	1.50
イタリア	2.55	2.37	2.19	1.66	1.53	1.46	1.41	1.34	1.28	1.33	1.29
ポルトガル	3.07	2.62	2.59	2.12	1.96	1.87	1.70	1.63	1.57	1.53	1.50
スペイン	2.97	2.87	2.80	2.16	2.07	1.69	1.61	1.53	1.46	1.38	1.30
旧東ドイツ	2.48	2.19	1.54	1.94	1.79	1.74	1.74	1.70	1.74	1.67	—
日本	2.14	2.13	1.91	1.75	1.80	1.81	1.76	1.72	1.69	1.66	1.57

(注) 合計特殊出生率一人の女子が再生産年齢(15-49歳)を経過する間に産むと考えられる子供の数は出生率上昇

(出所) : United Nations, Demographic Yearbook ; Council of Europe, Recent Demographic Developments in the Member States of the Council of Europe, 1989, INED, France および各国中央統計局資料。

表2 欧州主要国の女子労働力

	労働力人口総数中の女子比率	女子労働力率	雇用者総数中の女子比率
スウェーデン	('89) 47.9%	82.3%	('89) 50.0%
デンマーク	('86) 45.8%	60.4%	('86) 47.5%
ノルウェー	('89) 44.4%	62.3%	('89) 46.5%
フランス	('87) 43.3%	45.8%	('87) 43.2%
イギリス	('86) 42.0%	48.2%	('87) 44.9%
旧西ドイツ	('88) 39.7%	42.7%	('87) 39.6%
日本	('90) 40.6%	50.1%	('90) 37.9%

(注) 女子労働力率とは、女子の15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と求職者の合計)。率が高いほど、働く女性が多い。

(出所) 各国中央統計資料により、筆者作成。

子の育児手当の増額に関する意見書をスカルテス・タン大統領に提出し採用された。だが、それが保守政権の置き土産だというので、ミッテラン社会党政権に代わってから「第三子だけ優遇するのは差別だ」と継

子扱いされ、すべての子供の平等な政策に拡充されたというエピソードを話してくれた。「私のほうは研究機関だから提言はするが、採用するしないは政府の責任。気楽なものですよ」と、大きな体を揺すって愉快そうに笑っていた。

イタリア人口問題研究所はローマ郊外のエウルの一角にある。所長のアントニオ・ゴリニ教授は最初は気難しい人かと思ったが、話していくうちに非常に打ち解けて、こちらが質問する度に電話で資料を次々と取り寄せては丁寧に説明してくれた。ゴリニ教授の話の概要は、次のようなものだった。

「イタリアはいま、世界で一番出生率の低い国なので、日本政府も非常に関心を持ってきているようだ。昨年一〇月には日本の人口問題研究所から調査に見えたとし、私も六月には日本に行く予定だ。私としては、ぜひ日本とこのテーマで共同研究したいと思っています。イタリアの出生率は一九

人口構成の歴史的逆転

七六年に二・〇八を割り、一九九一年には一・二六まで下がった。西ドイツも数年前に一・二八まで下がったことがあるが、もしこのイタリアの統計が事実だとすれば、イタリアの出生率は世界で一番低く、イタリア史上でも最低の数字となる。

イタリアの出生率は、工業生産の高い先進地域の北部が〇・九（一九九〇年）で、後進地域の南部は一・五〜一・六。つまり、イタリア最高の出生率が日本の平均数値だということになる。政府はいま人口予測について三つの試算を発表しているが、そのどれをとっても、年間の死亡数が出生数を上回る。この試算では、イタリアの人口がそのまま減り続ければ、一九九一年の五六〇〇万人から二〇三八年には三八〇〇万人に減少する。つまり今後五〇年間でほぼ半減するわけだ。しかも六〇歳以上が四六％を占めることになる。

二〇歳以下の人口が、六〇歳以上の人口を下回することは人類の歴史上かつてなかった現象で、歴史的逆転といえる。この歴史的逆転の時期は、イタリアは一九九五年、フランスは二〇一五年になる。フランスのような家族政策を採れば、社会の高齢化のスピードを鈍化させることはできるが、高齢化傾向を避けることは不可能だ。私の考えでは、二一世紀は高齢化の世紀になる。

これに対する私の対策は二つある。一つ

は、社会の老齢化のスピードを鈍化させること。二つには、そのために家族政策、社会保障政策を根本的に変えることだ。このカギを握っているのは女性だ。既に大学卒業生数では女性が男性を上回った。また、最近一八年間のフルタイム労働者の増加数は、女性のほうが男性よりはるかに大きい。最近における女性の教育の普及と職場進出は革命的現象だ。この二つの現象は、北欧やフランスでは昔からあったが、イタリアで急激に進んだのはごく最近になってからだ。それが余りに急激だったため、心理的・文化的面が大きく立ち遅れ、教育と職業と子供の出生・保育をうまく両立させることができなかった。だから若い世代の女性の間では、職業や教育への志向のほうが、子供を産み育てる志向よりはるかに強くなっている。

社会は、女性のこうした新しい考え方に適合することができないでいる。イタリアではパートタイムの仕事が少ないし、勤務時間に比べて小学校の教育時間が短いので、母親である労働者は、子供をどこに預けてよいか分からぬ。確かに出産休暇は産前二ヵ月、産後三ヵ月で、所得保障も八〇％と先進国中でも高レベルだし、子供が満一歳になるまで両親休暇をとることもできるが、手当は賃金のわずか三〇％だ。家族手当は貧困家庭以外には支給されないし、育児費用に対する減税措

置もゼロに等しい」

ゴリーニ教授はこうしたイタリアの抱える深刻な社会問題を一時間以上にわたって説明し、最後に結論として「人口の高齢化、北アフリカからの移住者の激増、労働力の激激な女性化など、現在イタリア社会が直面する激変に対応するカギは労働市場の変革にある。労働者が定年になったら一斉に年金生活に入るのではなく、高齢者に適した職場の創設、女性が出産・育児と仕事を両立しうるような条件の整備、移民労働者の働く環境の改善などにより、労働市場を新しく変革していく必要がある」と述べた。別れぎわにゴリーニ教授は私と握手しながら「私が出生率の向上はある程度必要だというものだから、緑の党の連中からは頑固な保守主義者といわれているよ」といつて笑った。

こうした見解と対照的だったのは、パリの児童家族研究所の見解だった。女性研究員のクレール・オージャスさんは「現行の家族政策が出生率に影響を与えることはまずない。第三子に対する家族手当を増額しても、年取の三ヵ月分程度では影響はほとんどないといってもよいだろう」と述べた。また、所長代理のブルノ・リープ氏は「出生率低下の原因は、ヨーロッパだけ取ってみても複雑で、様々な要因が絡み合い、その中の一つが他より大きいということはいえても、どれが決定

的だということはいえない」として、次のように述べた。

「私の個人的意見としては、出生率低下の原因として次の三つを挙げたいと思う。一つは、親になることへの両親の責任が大きくなったこと。二つ目は、少しでも良い生活をしたいたいという欲求が強まったこと。三つ目は、家族の概念そのものの変化だ。昔の家族には生命の継続という使命があったが、今は、子供を産んでもその子供は親の望む生き方ではないし、昔のように子供に老後を託することはできない。だから、産む子供の数が何故こんなに少ないのか、を問う前に、いまなお子供を産むのは何故か、を問わなければならぬだろう。この問いに答えている国はどこにもない。いまこそこの答えを真面目に探すべきだ。今の親は、昔の農耕社会のように子供の労働力を必要としない。現代の女性の出産年齢が次第に高くなってきている原因は、高学歴になったことや就職したためではなく、女性の意識が変化したためだ。子供を、自分の人生に意味を与える存在と考えれば産むだろう。それも、一人か二人でよいということになる」

経営者団体は家族政策支持

今度の調査で、私が大きな関心を持ってい

たのは、世界で最も進んだ家族政策を持つスウェーデンやデンマークなどの北欧やEC諸国の、経営者団体の見解だった。日本では今度の「育児休業法」制定に際し、野党は休業中の賃金の六割の所得保障を要求したが、経営者団体は「ノーワーク・ノーペイ」の原則を掲げて反対し、育児手当が見送られた。現在、日本やアメリカの企業の強力な競争にさらされている北欧やEC諸国の経営者団体が、コストを高める家族政策をいかに評価し、対応しているのかを、知りたかったのである。

ヨーロッパ各国の経営者団体を回って私が驚いたのは、家族政策について、経営者団体が例外なく積極的に支持していたこと、私への一番最初の質問が、日本の育児休暇制度についてだったことである。

日本の経団連にあたるフランス経営者全国評議会(CNEF)の国際部長補佐のエマヌエル・ジュリアン氏は、ミッテラン社会党政権の家族政策に対する私の質問に次のように答えた。

「現在のフランス政府の家族政策は、①出産奨励のための減税、②家族給付、③地方自治体の保育施設、④保育施設に対する国の補助金支出の四つの柱から成っているが、CNEFは一点を除いて全面的に賛成だ。反対しているのは、育児休暇期間中に支払われる育児

両親手当の財源がもっぱら事業主負担であることだ。この負担は、支払賃金総額の七%（一九九〇年実績）に上る。これは国家財政からも支払われるべきだ。この点を除けば、私たちは現行の家族政策は全部維持すべきだし、むしろもっと強化すべきだと思う」

そこで私が「この四月一日から施行された日本の育児休業法では、所得保障は『ノーワーク・ノーペイ』の原則に反するということで支給されていない」というと、ジュリアン氏はニヤリと笑って「そういうのはフランスでは育児休暇とはいわない。それはサバチック(sabatique)だよ」といった。サバチックとは、元来ユダヤ教の安息日のことで、現在では無休の安息休暇の意味だという。経営者団体の一員の彼も、育児手当のない日本の育児休暇が、近代的な社会保障の概念から見てどうにも理解できないようだった。

スウェーデン経営者連盟(SAF)で応対してくれたウルフ・ネリッソン氏は、スライドを使ってSAFの現状や労使関係や経済の現状を説明してくれた。その中で彼は、輸出に依存するスウェーデン経済の基幹部門の自動車やエレクトロニクス産業が日本との競争で危機的状態にあると述べた。

「日本の車はどれを見ても良いし、安い。エレクトロニクス産業では、スウェーデンにもエリクソンという企業があるが、これも日本

とはとても競争できない。日本製品は良いのを通り越して、良すぎますよ」と、彼はいささかカプトを脱いだような表情でいい、いまは企業の管理者や技術者を日本に派遣して日本の経営を学ばせているといった。

その後で会ったSAFの家族政策を担当する「機会均等政策アドバイザー」のアニタ・トローゲンさんは、三〇代そこそこの若い魅力的な女性だった。彼女は、「SAFは、スウェーデンの現行の福祉水準の維持・拡大を主張するのですか、それとも縮小を主張するのですか」という私の質問に対して、「いま政府は、社民党政権時代に達成できなかった育児両親手当の賃金の九割相当額の支給期間を、現行の一年から一年半に延長するという法案を準備している。社民党政権から連立政権に代わっても福祉政策の基本は変わらな」と答えて、私を驚かした。社会事業省を訪問した時にも、応じたソレン・キルドレン氏に同じ質問をしたが、彼も「すべての政党が家族政策の強化を主張しているのだから、家族政策は今後強化されるだろう」と断言した。

育児は国家の義務

ドイツでは、育児手当法が今回また改正され、育児手当の給付期間が従来の一年半から

三年に延長された。ケルンのドイツ経営者団体連盟(BDA)を訪れた時、私は女性・家族担当のダクマール・ティアガルテンさんに、この改正に関する見解を聞いてみた。日本での経験からして、強い反発と批判を予想していたら、全く予想外の反応に驚いた。

彼女の回答は、「ドイツでは八〇年代以来、女性の労働力化率が上昇した。われわれ企業家も、二〇年間にわたってそれに対する対応を真剣に討議してきた。特に金属やエレクトロニクス産業では、有能な人材の確保が難しいので、女性政策が非常に重要になっている。その意味で、今回育児両親休暇を三年に延長する法案が国会を通過したことは大きな前進だ。ただ、BDAには中小企業が多いので、従業員が三年間の育児両親休暇を取得した場合、その期間だけの有能な代わりのスタッフを見付けることが非常に困難だ。そこで連盟は、休暇を取得した従業員の代替に、育児休暇期間中だけ三年間の期限つきで一人または数人の雇用を認めるように要求し、今度の法改正に採用された」というものだった。

ただ、現在審議中の一九九二年平等法案が、女性が女性差別を訴えた場合、従来は女性にあった举证責任が企業に負われるようになってきている点を取り上げて、「これでは中小企業が女性を採用することが一層困難になる」と批判的だった。

ここでも日本の育児休業法について質問され、「所得保障はない」と答えると、「国家には次の世代に責任を持ち、有能な人材を育成する義務がある。育児の責任を個人に押し付けるということは、国家が次の世代に責任を負わないということだ」と毅然としていったのには、深い感銘をうけた。

イタリアの新平等法

ローマのイタリア工業連盟(Confindustria)では、ILO理事で国際部長のルツィア・サッソンさんに会った。

昨年四月、イタリアでは「労働における男女平等の達成のためのポジティブ・アクション(積極行動)」に関する法律が制定された。この新法の最大の眼目は、①差別が申し立てられた場合の举证責任を企業に負わせたこと、②平等監査(従業員一〇〇人以上の企業は採用、訓練、昇進、職種の変更に関する政策、現実の給与支払いの詳細な報告書の提出)の実施、③政・労・使三者構成の平等委員会の設置——などにある。イタリア労働総同盟の女性局長、フランカ・チェチリア・ドナッギオさんは「これは法律としては逆差別の法律だ。しかし、女性と男性では出発点が違うので、ポジティブ・アクションをやらなければ真の平等にはならない」と意気軒高だった。

それとは対照的にサッソンさんは「経営者としては、少しきつすぎる」と不満を漏らした。彼女によると、「一番きついのは二年ごとの賃金、昇進、昇格の報告だが、この作業は中小企業では大変だ。私たちは有名な法律学者まで動員して随分反対したが、法律が成立した以上守らないわけにはいかない。ただ、この一年間、女性の側からの訴えはあまりない」ということだった。

だが、後で労働省で聞いたところ、不況と就職難の深まる中で、表面に出ない悪質な違法行為は後を絶たないという。労働省平等委員会のマリサ・テレーザ・フェラーロさんの話では、求人面接の時に、独身女性に結婚や出産の予定があるかと聞いたり、ひどい例では採用時に日付を入れない退職届を書かせる例などもあるという。

女性党結成!?

約一カ月間ヨーロッパを回って痛感したことは、ヨーロッパ全体に巨大な地殻変動が生じている、ということだった。ソ連・東欧現存社会主義の崩壊、東西ドイツ統一、EC市場・政治・通貨統合の急展開、急激な高齢化、移住者や難民の激増。だが、その最大の震源の一つは、女性の急激な社会進出であ

る。

ところが、戦後生まれたヨーロッパの政治・経済制度や政党制度はその地殻変動に対応できず、重大な機能障害が生じている。私の旅行中にイタリア、ドイツ、イギリス、フランスなどで行われた選挙でも、既成政党の得票率の急激な低下、極右政党や地域政党、環境保護運動の躍進などの異変が生じ、大きな問題になっていった。

私は、スウェーデン社民党女性局長のメイ・ブリット・テオリンさんのことを思い出す。彼女は、社民党政権時代は軍縮大臣を務め、現在は社会主義インターの女性局長という国際的な名士で、四人の子供を育てながら二一年間国会議員を務めた。その当時の国会の女性議員の比率は一四%だったが、現在は三六%。今の連立政権でも、女性閣僚は大蔵、外務大臣などの主要閣僚を含め八人、国会議長も女性だという。

そのテオリンさんが「私がいま一番関心を持っているのは、女性党結成の動きですよ」といったのには、私のほうが驚いた。思わず聞き返すと、彼女は平然として「社民党の男性が今の政治を変えれば問題はないが、変わらなければ二年以内に女性党が結成される可能性がある。選挙のリストでも、女性はいつも下位にしか記載されないので当選が難し

い。そうであれば、女性党を作って女性のリストを作りたいと考えるのは当然だ。最近ある新聞が『女性党ができたなら投票するか?』というアンケート調査を行ったら、男性を含めて『投票する』と答えた人が三二%で、政党になれらぬという結果が出た。この動きには、男性たちがみな恐れをなし、社民党のカールソン前首相などは『九〇年代は女性の世紀だな』と語っている」と、愉快そうに笑った。

スウェーデンのように、女性の地位が世界一高い国で、またそれを実現するのに大きな役割を果たしたスウェーデン社民党さえも女性たちにより越えられようとしている動きに、私は大きな歴史の変動期の到来を感じた。

出生率動向についていえば、各国の研究者も指摘していたように、明らかに九〇年代のヨーロッパに第三の新しい波が起きている。それは、高学歴、専門職の働く女性たちが、仕事のために、母性や結婚や出産を切り捨てざるを得なかった七〇年代、八〇年代とは異なり、九〇年代の高学歴、専門職の働く女性たちは職業を確立し、結婚し、高齢でも子供を産む人生を選択し、その女性たちの間で出生率が確実に増えているという傾向であった。

欧州共同体(EEC)における保育サービス

— 男女の雇用・家族責任・機会均等の調和をめざして —

解説

ここに紹介する報告は、一九九〇年八月にEEC委員会によって発表されたもので、原題は、「CHILD CARE IN THE COM. MUNITIES 1985-1990」である。執筆には、一九八六年にEEC委員会に設置された域内の保育に関する専門家ネットワークが当たっている。

この報告の構成は、次の四つの柱で成り立っている。

- ① ネットワークの保育に関する基本的な考え方
- ② ヨーロッパの概観
- ③ 加盟一二カ国の報告
- ④ 結論

さて、このEEC委員会専門家ネットワークは、「保育」を、

一九九〇年代のヨーロッパが直面するもつとも重要かつ複雑な挑戦のひとつと位置づけ、「保育の社会化」は、「男性と女性の雇用・家族責任・機会均等の調和」の実現のためであるとして、そのための有効な措置は、EEC全体の経済的繁栄、社会福祉と団結だけでなく、EECのすべての個人と家族の生活の質に重大な結果をもたらさずであろうと、展望している。

本報告で注目すべきことは、保育に関する専門家ネットワークが、九〇年代の保育に関する基本的考え方を展開していることである。

その保育に関する考え方の特徴は、第一に、九〇年代の「子育て」が「私的なもの」から「社会的なもの」に転換する必要がある、としている点である。

第二に、「保育は、男女平等の問題である」としている点で

ある。

第三に、「保育は、機会均等の問題である」としている点である。

第四に、保育サービスの不足は、女性の労働市場への参加を阻害するが故に、「経済資源の浪費や、労働力の非効率的な使用」という好ましからざる結果を招くことになる、としている点である。

第五に、保育サービスの不足は、「子供の生活の質、福祉および発展」に重大な悪影響を及ぼすが故に、保育に関する一切の政策は、子供のニーズから出発すべきである、としている点である。

第六に、「女性の雇用と子供のニーズの間に固有の利害関係があるという見解を拒否」する観点から、この二つ（女性の雇用と子供のニーズ）の間の調和は、諸政策の拡充によって可能である、としている点である。

このような保育に関する基本的考え方は、つまるところ、これまでの「個別の」または「個別家庭の」母親や祖母など女性だけで担われてきた子育てを、親が雇用されていると否とを問わず、これからは「男性・企業・国の参画する保育の社会化」へと転換、移行すべき時代であり、そのためには、「一層の社会的保育サービスの拡充と多様なサポート・システムの整備が急がなければならない」と、主張している。

以上のような保育に関する視点と主張の背景には、加盟国に

おける女子の労働力率の上昇、労働力総数に占める女子比率の上昇、乳幼児や小学校低学年の子供を持った女性の労働力率の上昇、およびそれに対応したECの八〇年代の社会政策などがある。

主なEC加盟国の女子労働力率をみると、デンマークが六〇・四％（一九八六年）、イギリスが四八・二％、フランスが四五・八％（一九八七年）、旧西ドイツが四二・〇％（一九八六年）、イタリアが三五・〇％（一九八七年）、スペインが三一・一％などである。域外主要国でも同様で、スウェーデンが八一・一％（一九八七年）、カナダが五六・二％、アメリカが五四・二％、日本が四九・五％（一九八九年）で、世界的に目立って高率なのは、スウェーデンとデンマークである。

次に労働力人口総数に占める女子比率の上昇をみると、デンマークが四五・八％、フランスが四三・三％、イギリスが四二・〇％、旧西ドイツが三九・五％、イタリアが三六・三％、スペインが三三・〇％などである。域外主要国でも同様で、スウェーデンが四八・〇％、アメリカが四四・三％、カナダが四三・四％、日本が四〇・四％で、世界的に目立って高率なのは、スウェーデンとデンマークである。さらに、本報告では、興味深い一〇歳未満の子供を持つ親の雇用率が報告されている。やはりデンマークが七九％と飛び抜けて高く、アイルランド、スペインが二〇％台と低レベルにある。

さて、ECは、歴史的な一九九二年のEC市場統合を目前に

して、いわば加盟一二カ国の「市場統合」が、「経済的次元」だけを意味するものではなく、男女の機会・待遇の平等、労働・生活条件の改善、乳幼児・未成年の保護など「社会的次元」の統合でもあるという基本理念を、いわゆるEC「社会憲章」(一九八九年)によって確立した。しかし、男女平等に関するECの取り組みは久しく、国連のイニシアティブによる一九七五年「国際婦人年」、それに続く婦人の地位向上のための「婦人の一〇年」(一九七六―一九八五年)、さらに西暦二〇〇〇年に向けての女性の地位向上のための政策的「将来戦略」の設定などの下で、四半世紀にわたろうとしている。このような地球規模の環境の中で、ECは、平等のために第一次行動計画(一九八二―一九八五年)、第二次行動計画(一九八六―一九九〇年)、そして昨年末には第三次行動計画(一九九一―一九九五年)を策定し、政策課題を特定している。

男女労働者の家族的責任の遂行に関していえば、ECが初めて父親・母親の育児のための親休暇(PARENTAL LEAVE)と男女への家族理由休暇(LEAVE FOR FAMILY REASONS)制度に関する指令案を閣僚理事会で討議したのは、一九八三年である。翌八四年にも再検討されたが、サッチャー政権の下でイギリスが反対に回り、当時は全会一致制であったことから、今日まで「指令」化されていない。しかしこれを契機に、現在ではイギリスとアイルランドその他を除き、ほとんどの国で法制化されている。本報告には、上記二国以外の加盟国の「親休暇・

家族理由休暇」の法制度の内容が、報告されている。

さて、この指令案の特徴は、①親休暇と家族理由休暇がセツトにされている、②親休暇の適用対象は、私的・公的分野の「父母、養父母、継父母、上記の人々の重大な疾病または死亡の状況下では、これらの人々に代わる役割を果すすべての人々」、③親休暇期間は三カ月以上、④片親または身体障害児がいる場合に延長、⑤親休暇は、全日休暇または短時間休暇のいずれも可能、⑥元職復帰、⑦休暇中は、社会保障制度を含む公的基金による手当を支給、⑧家族理由休暇は、切迫する家族的理由、すなわち配偶者の疾病、近親者の死亡、子供の結婚、子供または子供を世話している者の疾病の場合に適用、⑨片親家族の世帯主・三人またはそれ以上の子供・身体障害児のいる親の場合には延長、⑩休暇期間の給与、社会保障、諸手当および年金取得権は、有給休暇と同一、などである。

このような家族責任に関する指令化への取り組みは、ILO(国際労働機関)一九八一年総会で採択された「家族的責任を有する男女労働者」に関する条約(一五六号)・勧告(一六五号)に対する迅速な対応であった。まず初めに、第一次女性行動計画には、「生活と労働条件の改善――両親休暇・家族理由休暇ならびに集団的サービス・施設の拡充」「生活の質の改善――職業・家庭・社会の責任の男女分業」制度の拡充を明記し、一九八三年には、加盟各国における〇歳から三歳までの集団的保育施設・サービスに関する調査・比較分析を行なった。

また一九八四年に「指令」化が流産するや、一九八五年にボンとローマで、各国政府と協力して集会を開催し、世論喚起にとめた。

次いで第二次女性行動計画には、出生率の低下傾向を考慮に入れ、「指令案の採択」を強力に打ち出した。欧州議会レベルでは、「子育てや家庭の放棄を女性たちに煽るのか」と男性議員から反論されたが、二割弱を占める女性議員たちは、男性の家庭責任への平等参加がないために、いかに働く女性たちが、仕事を辞めれば貧しさに、辞めなければ仕事と家庭の二重労働に苦しむかを訴えている。さらに九〇年代前半をカバーする第三次行動計画は、保育所など社会的保育サービス・施設網の拡充に、重点を置いている。

以上のような経緯から、本報告は、第二次行動計画のなかの保育分野の総括を行ない、同時に第三次行動計画と九二年EC市場統合後の保育政策・家族政策・社会政策の方向と展望を追求している。

ともあれ、本報告によって、私たちは、ECの保育に関する視点と政策的到達点を概観することができる。同時に、それは、私たちに、女子の労働力率の上昇、労働力総数に占める女子比率の上昇、母親または家族責任を有する女性の労働力率の上昇など、EC加盟諸国と同傾向にあるわが国にとっても、九〇年代の保育政策の視点と方向を選択する上で、極めて鋭い問題提起をしているといえる。

さて、わが国では、昨年、一九八九年の出生率一・五七が発表されるや、「一・五七ショック」と銘打たれて出生率低下をめぐる論議が、急浮上してきた。しかもその論議は、二十世紀の出生率予測、労働力や経済成長率の中・長期予測、保険制度や社会保障制度のあり方、高齢化社会の担い手、さらには二十一世紀における日本資本主義の発展の命運など、その論議の範囲・規模・次元は、危機感を伴って、ますます拡大しつつあるかに見える。

しかしながら、通常、出生率は、女性が再生産年齢（一五―四九歳）を経過する間に生むと考えられる子供の数——合計特殊出生率が二・一以上であれば、拡大再生産、それ以下であれば縮小再生産とされている。欧米諸国と同様に、戦後わが国でも出生率が低下しつづけたが、二・一を割り込んだのは、すでに一九七〇年代である。そういう意味で言えば、今なぜ「ショック」なのか。それ自体が問われなければならないだろう。

ここで注目したいのは、ECでは八〇年代後半に、低下傾向にあった出生率が、家族責任を持つ女性の大量職場進出にもかかわらず、上昇傾向に転じたという事実である（第1表参照）。この背景には、八〇年代の労働時間短縮、男女の家族責任遂行のための諸政策への努力を見逃すわけにはいかない。従ってここで、確認しておくべき事柄は、八〇年代の出生率の低下が、女性の大量職場進出の結果ではなくて、むしろはや後戻りしない女性の大量職場進出に対応した諸政策の決定的立ち後れ、

第1表 主要国の合計特殊出生率の推移 柴山恵美子作成

国名	年次	出生率	年次	出生率	増減
イギリス	1986	1.78	1989	1.85	+0.07
旧西ドイツ	1986	1.36	1989	1.39	+0.03
フランス	1986	1.85	1989	1.81	-0.04
デンマーク	1986	1.48	1988	1.56	+0.08
イタリア	1987	1.32	1989	1.29	-0.03
スウェーデン	1986	1.80	1989	2.02	+0.22
日本	1986	1.72	1990	1.53	-0.19

(注) 合計特殊出生率-1人の女子が再生産年齢(15-49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。

ないしは無策の結果である、ということである。九〇年代は、女性の職場進出を「一般的・普遍的常態」と状況認識転換をした上で、男女の職業と保育、職業と家族責任を対立関係としてではなく、調和と両立の関係で成り立ちうる時代に革新しなけ

ればならないだろう。なぜなら、一九八九年現在、わが国の女子労働力人口は、二五三三万人に増大し、その七割を占める一七四九万人が雇用者、そしてその約七割が既婚者である。女子家事専従者、いわゆる専業主婦は、一五三二万人に減少。もはや一五歳以上人口に占める専業主婦比率は約三割、これに対して労働力比率は約五割と多いからである。女子労働力率が世界でもっとも高水準にあるにもかかわらず、働く男女労働者に対する先駆的な諸政策によって、スウェーデン(一九八九年〇・八一・一%)やデンマーク(一九八六年〇・六〇・四%)では、他の諸国よりも高い合計特殊出生率の上昇がみられた事実、特に注目すべきである。例えば、この二カ国では、育児のための両親休暇中の社会的所得保障は、賃金の九〇%で、世界最高である。

さてわが国でも、男女いずれかに適用される育児休業法が、去る五月ようやく成立、来年四月一日に施行される。しかし、「ノーワーク・ノーペイ」という理由で、全く所得保障がない。この制度を、男女労働者が実際に利用しうるかどうか、可能性は極めて狭いといわなければならない。

周知のように、今日の世界では、第一次・第二次世界大戦下にみられた国家権力による「生めよふやせよ」の人口政策は、基本的人権と人間の尊厳の基本理念から、根本的に否定されている。現代は、「児童の数および出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定」(一九七九年「女子差別撤廃条約」)するという

基本的人権に立脚し、働く男性と女性が、職業と家庭の義務と責任を遂行できるような労働時間短縮・諸休暇・経済待遇や家事・家族サービスの社会的供給システムの整備など、労働・家族・保育・福祉・住宅・都市計画・税制・教育・交通機関などに関する統合的な政策が求められている、といえるだろう。

本報告の紹介には、以上のような問題意識を持って当たった。

最後に、本報告の日本での翻訳紹介の申し出について、EC委員会の担当部局責任者、ファウスタ・デシヨルメ (FAUSTA DESHORMES) 女史から、即座に快諾と激励を頂いた。深く感謝申し上げます。

— 参考文献 —

- * 柴山恵美子編著・「世界の女たちはいま—各国にみる男女平等の波」(一九八四・学陽書房)
- * 柴山恵美子・「男女の職業・家庭生活と社会参加の調和—国際比

較の立場から」(共著「労働時間短縮への提言」所収論文・一九八七・第二書林)

* 柴山恵美子・「就業・雇用構造の変化と女性の雇用条件・環境」

(共著「一九八七年度・国民の経済白書—女性労働と日本社会の変革」所収論文・日本評論社)

* 柴山恵美子・「イタリヤの育児休業制度」(共著「育児休業法—

四党共同法案と欧州諸国の法制」所収論文・一九九〇・労働教育センター)

* 柴山恵美子・「イタリヤにおける保護と平等—女性の労働権確立をめざして」(「総評調査月報」・一九八二／六・日本労働組合総評議会経済局)

* 柴山恵美子・「健康・母性破壊の事態と男女平等の前提課題」

(「法学セミナー」・一九八二／一・日本評論社)

* 柴山恵美子・「一九七〇年代—ECにおける保護と平等」(「総評調査月報」・一九八七／五)

男女平等をめざすヨーロッパ共同体（EC） の保育の社会化（一九八五～一九九〇年）

目次

はじめに

ネットワークの保育に関する基本的考え方

保育は男女平等の問題

保育はそれ以外の理由でも重要である

幅広いアプローチの必要

行き届いた保育サービスをだれもが平等に利用できること

保育労働者の重要性

不可欠な協力

ヨーロッパの概観

親の雇用

親の雇用権

親の保育費用に関する減税その他の直接補助金

公共財源による保育サービス

民間保育サービス

人口的要因

保育に対する関心の高まり（以上、本号）

EC加盟二二カ国の報告 用語説明

ドイツ フランス イタリア オランダ
ベルギー ルクセンブルク イギリス アイルランド デンマーク
ギリシャ

ポルトガル ス페인

結論

ヨーロッパ的次元 調和させる目的 構造的財源 情報、経験、アイデアの交

換 協力的活動 監視活動 社会的パートナー

ネットワークの保育に関する基本的考え方

保育は男女平等の問題である。私たちが「保育」について語る場合、その意味は、子供の保育や子供のニーズを完全に充たすための労働や責任、さらにその労働や責任を組織し、分業する方法をいう。私たちの出発点は、この労働や責任の分担が今のところ不平等だという点にある。女性の分担はあまりにも過大で、男性や使用者や社会の分担はあまりにも小さ過ぎる。このような不平等が労働市場における女性の不平等な地位や、これに必然的に伴う雇用や所得における不平等の基本的な原因の一つなのである。

「基本的な点を再び強調すると、男性と女性が自らの労働を労働市場に供給する条件は平等ではないということ、またこの不平等は固有のものでも不可避のものでもなく、社会的に決定されたものだということである……。賃率や職業上の地位——機会均等の評価の基本的基準である——は、純粹に市場要因によって決定されるのではなく、不平等に分配される社会的再生産費用によって決定されるのである」。

保育はただ単に女性の労働市場への参加の機会に影響を及ぼすだけではない。保育は、女性が雇用されていると否とを問わず、その他の多くの諸活動への参加やすべての女性の福祉に影響を与えるのである。育児は、もつとも広い意味で「機会均等」問題である。

保育はそれ以外の理由でも重要である。保育は、次のようなその他の重大な利害関係にも影響を与える。

「保育」施設が不足していると、女性の労働市場への参加が阻害され、経済資源の浪費や、労働力の非能率的な使用という結果を招くことになる。

保育施設の不足は、家族の福祉や機能に悪影響を及ぼす。

保育は、子供の生活の質、福祉ならびに発達に影響を与える。私たちは、子供たちのニーズや地位——特定の時期に、雇用されている親を持つ子供たち（ここで想起しなければならぬのは多くの親、特に母親は育児期間中は労働市場を出たり入

ったりすることである）ではなく、すべての子供たち——を考へることなくしてこの問題を論ずることは出来ない。ここには二つの問題点があるが、そのいずれもが基本的である。ネットワークは、「育児」に関する一切の政策は子供のニーズから出発しなければならぬと信じている。これらのニーズの一つは、親が就業期間中に安全で確実な保育を行なうことである。しかしそれ以外にも多くのニーズがあるが、それらすべては考慮され、サービスや政策の中に組み込まれなければならない。したがって雇用された親を持つ子供たちの保育は、これらのグループの子供たちの分離保育を計画したり、分離し隔離して保育するのではなく、すべての子供たちに対する保育事業に関連させて検討し、発展させなければならない。

幅広いアプローチの必要 保育は、労働力、家族政策、子供や女性の福祉の問題であるだけでなく、男女平等の問題である。解決は、これらすべての諸問題や、関係するさまざまなグループ——女性、子供、家族、使用者や社会——のニーズの認識と調和に基づかねばならない。私たちの確信するところでは調和は可能であり、女性の雇用と子供達のニーズの間に固有の利害対立があるという見解を拒否する。子供の育児責任は分業されるべきだ、女性たちだけの責任ではない、と考えるのはただ単に私たちだけでなく、研究結果でも明確である。母親の就業は、例えば三歳以下の子供たちの場合でも内在的に有害だと

いうわけではない。重要な問題は、子供の保育事業、雇用、家族における子供たちへの有害な影響を防止するだけでなく、子供たちの経験や発達を促進するような適切な諸条件を達成することである。

また解決策は種々の政策分野——それらはどれも必要ではあるが、それだけでは十分ではない——を組み合わせなければならぬ。これらの政策分野に含まれるのは、税金、給付、社会保障、輸送ならびにプランニングである。ネットワークは、自己の任務を処理しやすくするために、次の三つの政策分野に努力を集中する。第一の分野である「保育事業」については次に論ずる。第二の分野は、雇用と職業訓練だが、雇用と職業訓練の文化と構造を改革し、これらの諸活動を家族責任を持つ労働者や訓練生のニーズに応ずるようになる必要がある。これは明らかに重要な挑戦である。というのは、大半の男女労働者が自分たちの労働生活の大半の期間にわたり家族責任を有しているからである。それは女性労働者たちが非常に幼い子供たちを有している数年間だけ幾つかの限定された調整措置を講ずればよいというような問題ではない。

第三の分野は、男性と女性の間での育児のすべての面に関するより平等な役割分業である。育児は「女性」の問題であると同時に、「男性」の問題である。すべての家族に画一的に同じ図式をあてはめることは出来ない。役割分業は家族によっても違ふし、同じ家族でも、ある段階では片方の親に大きな負担が

かかり、他の親の負担が小さいこともありうる。このことを認めても、なお非常に多くの問題があり、男性が育児に（特に家族に、また労働者として保育事業に）もつと大きく関与したり、この過程を促進し支持する政策をとる緊急の必要性がある。

行き届いた保育サービスをだれもが平等に利用できること

「保育サービス」という場合、子供たちを保育する一切の個人（親は除くが親類は含む）や施設が含まれる。これらの施設を提供するのは公的機関の場合もあるし、民間団体や個人経営者の場合もある。これらの施設には学校も、教育制度以外のその他の事業もある程度含まれる。保育サービスは十分な容積を確保し、安全で確実な保育を行わなければならない。しかし、保育サービスは追加的な基準が適用された場合を考慮して判断されなければならない。容積だけでは不十分である。

保育サービスは高い質を持たなければならない。

子供たちはすべて、住んでいる場所、自分たちの親の所得や他の個人や家族の環境にかかわらずなく、高い質のサービスを平等に利用できるなければならない。

サービスは子供たちの住む場所の近くで、地方にいても利用できるようにしなければならない（規定がある場合、職場の施設で地方自治体の施設を補充しなければならない）。

異なるグループの子供たち、例えば雇用された親たちを持つ

子供たちを分離せず、柔軟な解決策をとり、すべての子供や親たちのニーズに応えなければならぬ。

サービスの多様性は奨励すべきだが、ある種の問題に関してはサービスに一貫性がなければならぬ（これは「結論」部分で更に討議する）。保育と教育（広い意味での）は、切り離すことはできない。サービスは、子供たちのニーズを完全に満たさなければならない。

保育労働者の重要性 保育サービスにおける労働者の賃金、労働条件、地位ならびに職業訓練は、基本的な重要性を有している。ネットワークの一九八八年の報告書の記録によれば、これらの労働者の圧倒的多数は女性であり、通常は彼女たちの賃金、労働条件、職業訓練や地位は劣悪であり、「主として三歳以下の子供達を保育する労働者の中でも最悪の環境と最低の地位」である。私たちはこのような状況を次の二つの理由から容認することができない。

第一に、大半の保育労働者の賃金や労働条件は、彼等の労働の重要性や複雑さの要求に比例していない。保育労働は私たちの社会では低い価値しか認められず、正当な理由なしに不熟練労働として扱われている。この労働を再評価するには、おぎなりの感謝の言葉以上のものが必要である。再評価には、物質的な改善や職業訓練の改良も含めて、具体的な行動が必要である。私たちは、すべての女性たちのために雇用機会を改善する

ために必要な保育サービスの増大が、保育労働者の女性グループの搾取に基づかないことを保証するには、このような方法以外にない。第二に、劣悪な賃金、労働条件、地位や職業訓練は、保育サービスの質に悪影響をもたらす。研究の示すところによれば、保育労働者の待遇とその労働の質との関係が保育労働にもその他の労働にも同じように適用される。

不可欠な協力 私たちが強調したいのは、一つのアプローチでは保育問題を解決することは出来ないということである。様々な分野の政策を組み合わせることが必要である。同様に、一つのグループでは保育問題を解決することは出来ない。すでに女性たちは、自分たちの公平な役割分業以上のことを行なっている。

主たるニーズは、女性たちに対する要求を減らすことにある。女性たちは、すでに自分たちが適応性と柔軟性のあることを証明した。今度は、他の人たちが同じような資質のあることを示す番である。特に、私たちが予想する未来は、女性たちが男性と同じ条件で労働市場で競争するか、それとも劣悪な賃金と前途の見込のない狭い雇用機会を受け入れられるかのどちらかを選択するかというようなものではない。私たちの予想する未来は、男性や雇用が変革され、あらゆる人々にとって雇用と家族（ならびにその他の諸活動）とがこれまで以上にバランスがとれるような未来である。

このような展望から緊急に必要なことは、男性が育児にもつと大きな役割を果し、賃金労働への従事を減らすことである。使用者や労働組合は、とりわけ職場の文化や構造の改善に取り組むことによって、家族責任を有する労働者のニーズに応じうるようにしなければならない。政府は、あらゆるレベルで、中心的な役割を演じ、親たちに対してある種の基本的な雇用権（父性休暇、出産休暇、親休暇、病児看護休暇）を保障し、さらに保育労働者の適切な賃金や労働条件に基づき、すべての子供たちに質の高い、地域を基礎にした保育や教育のサービスを平等に利用できるよう保障しなければならない。このような平等な利用は、様々な方法で達成することができる。サービスの機構や方法には、幅広い選択の余地がある。この目的の達成に不可欠な一つの共通の要件は公共財源の支出だが、これらの財源の有効な使用が保障されれば、ただ単にサービスの量的増大だけでなく質的に改善することも出来る。

政府はなぜこのような主要な責任を果さないのだろうか？子供たちはいかなる社会でも社会の未来である。主要な社会的関心は、子供たちが健康かつ健全に成長することを保障し、すべての親たちが雇用されると否とを問わず、次の世代を養育するという重要な役割を果すことを援助することである。雇用されている親たちにはある種類の援助を必要とし、雇用されていない親たちは別の種類の援助を必要としているが、他方すべての親たちにはあるタイプの援助を必要としている。社会はさら

に次の世代を養育するというこの任務が親たちに不利益を与えないように保障する責任がある。現在は、そうではない。現在の雇用と保育の方法は、女性の不平等の主要な原因である。社会は、親たちが不利益にならないように保護し、両性の平等の達成のために努力し、行動を起こす義務がある。結局、幼い子供たちはただ単に家族の一員であるだけではない。このようなものとして、社会は子供たちが有害な影響をうけたり、病気にならないよう保護し、両親たちのニーズに関係なく、親たちの所得やその他の諸要因によって左右されないようにし、親たちに機会均等を保障しなければならない。

ヨーロッパの概観

次章は、各加盟国の親の雇用、親の雇用権、公共ならびに民間の資金による保育サービス、一九八五年から一九九〇年にかけての政策とその実施の状況について報告している。これらの各国の報告書の概要を紹介する前に、二つの留保条件をつけておきたい。第一に多くの欠陥があることである。その幾つかのもの（例えば、保育労働者や男性の保育への関与）などは、ネットワークの他の報告書で論議されている。これらの他の報告書は、一つの主要な欠陥を埋めていない。ネットワークが最初から対象としているのは、一〇歳以下の子供たち（ほぼ小学校の終り頃の）だけである。それより年上の子供たちもやはり二

ーズもあれば、要求もある。雇用と家族責任をいかにして調和させるかということを考える際には、これらのことを認識し、注意を払うことが必要である。だがネットワークは限られた財源しか持たない小さなグループなので、残念ながら専ら一〇歳以下の子供たちを優先せざるをえなかった。

第二に、各国別の報告書が、雇用をもつと子持ちの労働者のニーズに適応させることに關して、民間の経営者や団体協約が採用した政策について極めて限られた情報しか持たないことである。残念ながら、ヨーロッパ共同体全体の状況を包括的に説明するような単一の情報源がないし、個々の加盟国の状況についての情報も不正確なものが多い。

情報の不正確さは、ヨーロッパの保育状況を検討する際にはより一般的な問題である。国によっては、公共の保育サービスに關して一九八六年または一九八七年以降の公式統計がないところもある。民間保育サービスの施設に關する情報はなおさら不備である。また大半の国が雇用されている親が使用する保育施設またはこれらの施設に關する親たちの見解に關する最近の全国的データを提供することができなかった。一九八九年の保育サービス施設や子供たちの保育状況、さらに時間的に発展の推移をチェックできるように比較可能な過去のデータを提供できたのは、デンマークだけだった。

情報の欠陥は、報告書を書く人びとにとって不便である。だがそれ以上に重大なことは、これが政策に対する態度や優先権

を決定する前兆になることである。もし政府にとってあることが重大な意義を持つようになると、政府はそのことに関して定期的に情報を集める。だがある要求や問題を無視する最良の方法の一つは、それに気付かせないようにすることである。

親の雇用（第2表を見よ）一九八五年から一九八八年（情報で利用できる最新のデータ）にかけて、母親の雇用率はすべての国々で増加した。一九八五年には五歳以下の子供を持つ女性の雇用率が最低だったオランダ、イギリス、アイルランドの三カ国の雇用率の増大が最も大きかった。失業者が増加したのは五カ国だが、最も大きかったのはイタリアで、その他の国は低下した。

雇用の増大にもかかわらず、一九八八年の〇―九歳の子供を持つ女性の雇用率は半分以下（四四％）で、父親の九二％や二〇―三九歳の子供のいない女性の七一％に比べて著しく低かった。女性の雇用水準が比較的高いのはデンマーク（七九％）、ポルトガル（六二％）で、最も低いのはスペイン（二八％）とアイルランド（二三％）である。父親の失業率は、アイルランドとイギリスを除くすべての国で、母親全体より低い（五％）。母親の失業率が最も高いのはベルギー（二二％）、フランスとスペイン（一〇％）で、父親の失業率が最も高いのはアイルランド（一七％）、イギリス、スペイン（八％）である。

雇用率や失業率も国内の地域によって異なるが、最も地域的

第2表 親の雇用・1988年

	10歳以下の子供を持つ雇用女性の比率	10歳以下の子供を持つ雇用男性の比率	20-39歳の子供のいない雇用女性の比率	10歳以下の子供を持つ雇用女性の比率 (1985~88年)	10歳以下の子供を持つ非雇用女性の比率	10歳以下の子供を持つ非雇用男性の比率
ドイツ	38% (21%)	94% (1%)	75% (15%)	+2.6% (+2.5%)	6%	3%
フランス	56% (16%)	93% (1%)	75% (11%)	+1.3% (+1.9%)	10%	5%
イタリア	42% (5%)	95% (2%)	55% (4%)	+3.6% (+0.7%)	8%	3%
オランダ	32% (27%)	91% (1%)	68% (30%)	+8.2% (+7.7%)	8%	5%
ベルギー	54% (16%)	92% (1%)	68% (13%)	+2.8% (+2.4%)	12%	5%
ルクセンブルク	38% (10%)	98% (-)	69% (5%)	+3.7% (+0.6%)	2%	1%
イギリス	46% (32%)	88% (1%)	83% (20%)	+7.5% (+6%)	8%	8%
アイルランド	23% (7%)	79% (1%)	67% (6%)	+5.1% (+1.5%)	8%	17%
デンマーク	79% (32%)	95% (2%)	79% (6%)	+2.6% (-1.5%)	8%	3%
ギリシャ	41% (5%)	95% (1%)	52% (3%)	+3.8% (-0.2%)	6%	3%
ポルトガル	62% (4%)	95% (1%)	69% (6%)	報告なし	6%	2%
スペイン	28% (4%)	89% (1%)	44% (5%)	報告なし	10%	8%
E C	44% (17%)	92% (2%)	71% (13%)	報告なし	8%	5%

註：カッコ内の数字は雇用パートタイマーの比率。

な格差が大きいのはイタリアである。

パートタイムで働いている父親はごく僅かに過ぎないが(全体の二%)、雇用されている母親の三分の一はパートタイムである。パートタイム労働に関しては、国によって大きな相違がある。イタリア、ポルトガル、スペインでは雇用されている母

親の中でパートタイムで働いているのは三〇%以下だが、ドイツ、オランダ、イギリスでは五〇%以上を占めている。オランダやイギリスでは、パートタイムで働く母親の比率が非常に高ただけでなく、これらのパートタイム労働者の多くが労働時間が少なく——他の国のパートタイム労働時間の平均が週二〇—

二九時間なのに比べて——、大半が二〇時間以下である。

どこでも父親の労働時間は母親より長い。これはフルタイム労働者に関して比較した場合でもそうである。フルタイム労働に従事する父親の労働時間は、週平均四〇—四九時間だが、母親は三〇—三九時間である。父親の労働時間は国によって違う。最も短いのがフランス、オランダ、ベルギー、デンマークで、個々では週四〇時間以上働くのは半分以下である。最も長いのがイギリスとデンマークで、週五〇時間以上働く者がそれぞれ三四%と二五%もいる。

残念ながら、親の雇用の質的側面——職業の種類、賃金、今後の見込みなど——に関して利用できるデータはない。主要な例外は臨時雇用に関するものである。母親の臨時雇用の水準が特に高いのはスペイン（雇用されている母親全体の一九%）、ポルトガル（一六%）、オランダ（一五%）の三カ国だが、これらの例では大半の母親が臨時雇いの仕事に就いたのは常雇いの仕事がないためだと述べている。

親の雇用権（第3表を見よ） 一国の例を除き、雇用される女性に普遍的な権利で、休暇の全期間にわたって給付（賃金の七〇—一〇〇%）が行なわれる。例外はイギリスだが、ここでは適格条件で多数の女性を除外し、賃金に比例する給付が行なわれる休暇期間は、六週間だけである。大半の国では、産後休暇は一二週間またはそれ以下である（正確な期間は女性が自分

たちの休暇のどれだけを出産前にとるかによって左右されることが多いけれども）。主要な例外はイギリスである。ここでは産後休暇は二九週間だが、この期間の大半は無給である。スペインとオランダの二国は一九八五年から一九八八年にかけて休暇を増やしている。

親休暇が与えられているのは七カ国である。ベルギーは、保育のために利用しうる比較的長い一般休暇を与えている。休暇期間は、一〇週間（デンマーク）からほぼ三年間（フランス）までの幅がある。デンマーク、イタリア、ドイツでは、休暇に関してすべての親に対して若干の給付が行なわれ、フランスでは若干の親に対して給付が行なわれる。デンマークを除き、この給付は通常の賃金に比べて低い。一九八五年から一九九〇年にかけてドイツとスペインは親休暇を採用し、ドイツやフランスはさらにこの休暇期間を延長している。この休暇期間中、オランダ政府は親休暇計画を国会に上程しているが、未だ施行されていない。

法定有給父性休暇を有している国はデンマーク一國だけである。六カ国——ドイツ、イタリア、デンマーク、ギリシャ、ポルトガル、スペイン——は、病児を看護する休暇を支給しているが、この休暇で有給なのはドイツ、デンマーク、ポルトガルだけである。デンマークでは多数の父親が有給の父性休暇をとっているが、自分たちが利用しうるその他のタイプの休暇を利用している父親は非常に少ない。

第3表 出産休暇と親休暇

国 別	出 産 休 暇	親 休 暇
ド イ ツ	産前6週間、産後8週間(多胎出産は12週間)。賃金の100%保障。	18カ月。6カ月間は低率の定額支給。それ以後は家族の所得に応じて支給、所得の高い家族は減額。
フ ラ ン ス	産前6週間、産後10週間(第3子ならびに多胎出産に対しては延長)。賃金84%保障。	子供が3歳になるまで。子供が3人またはそれ以上いなければ保障なし。保障する場合は低率、定額支給。
イ タ リ ア	産前2カ月、産後3カ月。賃金の80%保障。	6カ月。賃金の30%保障。
ベルギー	全部で14週間；8週間は産後とらなければならない。残りの6週間は産前でも産後でもとることができる。賃金の75%保障(1カ月目は82%支給)。	なし。だが労働者は家族的理由または個人的理由で休暇を取ることができる(国別報告書を見よ)。
オランダ	全部で16週間；4-6週間は産前に、10-12週間は産後にとることができる。賃金の100%保障。	なし。だが政府は今パートタイムの休暇を与える法案を上程している。
ルクセンブルク	産前6週間、産後8週間(多胎出産については12週間)。賃金の100%保障。	なし。
イギリス	産前11週間、産後29週間；6週間については賃金の90%保障、12週間については低率の定額支給、残りの週は保障なし。	なし。
アイルランド	全部で14週間。4週間は産前、4週間は産後、残りの6週間は産前、産後のどちらでも取ることができる。賃金の70%保障(無税)。母親は、そのほかに4週間の無給休暇を請求することができる。	なし。
デンマーク	産前4週間、産後14週間。賃金90%保障(最高レベル)。	10週間。賃金90%保障(最高レベル)。
ギリシャ	16週間、産前または産後に取得しなければならない。賃金100%保障。	親あたり3カ月。保障なし。
ポルトガル	全部で90日；60日は産前に、残りの30日は産後に取らなければならない。賃金100%保障。	24カ月。保障なし。
スペイン	全部で16週間。10週間は産前、残りの6週間は産後に取らなければならない。賃金75%保障。	12カ月。保障なし。

すでに述べたように、使用者または団体協約によって採用された諸政策に関する比較可能な包括的な情報はないが、入手できた若干の情報によれば、過去五年間にある程度の進歩が達成されたように思われる。

保育費用に関する親に対する減税やその他の直接補助金 四カ国——ルクセンブルク、ベルギー、フランス、ポルトガルは、保育費用に関して若干の減税を規定している(ドイツでも減税は行なわれているが、家事手伝い費用に関するものである)。しかし、それぞれのケースではそのほかに公共サービスを増大

させる政策がある。それに関連する唯一の条件は、親が若干の支払い証明書を提出することである。これは親たちが減税を要求する結果として、税金を払わされるのではないかと恐れている若干の個人的な保育者に対しては、阻害要因として作用するおそれがある。一般的には、減税は他の家族より比較的所得が高い家族に対して有利である。

一九八五年から一九八八年にかけてベルギーとポルトガルは減税を採用したが、オランダはこの制度をやめ、これによって節約された金を公共サービスの改善に投入している。スペインは一九九一年に減税の採用を計画している。

公共保育サービス(第4表) 公共財政による三歳以下の子供の保育は、福祉当局の責任(だが必ずしもこれらの当局が直接資金を支給しているわけではない)であるが、主として保育園、混合年齢センターまたは組織的な家族の昼間保育計画(これらの条件は後述)で利用できる。しかし、フランスやベルギーでは二歳の子供の大半に教育当局の行なう就学前教育を行なうことが認められている。三歳以下の子供に対する公共財政による施設は低い。デンマーク、フランス、ベルギー、ポルトガルを除き、この年齢の五%またはそれ以下に対するスペースがある。三歳から義務教育年齢までの間の子供に対して、二―三年間の就学前教育を実施または実施準備中であるが、これは教育当局の責任であり、幼稚園は福祉当局の責任である。公

共財政による保育の大半は、これらの二つの型のサービスのだが、デンマーク、フランス、イタリア、ベルギーでは三歳から義務教育までの間の子供たちの八〇%以上、スペイン、ギリシャ、ドイツでは六〇―八〇%が利用している。子供の義務教育開始年齢は六歳だが、例外はデンマーク(七歳)、ギリシャ(五・五歳)、ルクセンブルク、オランダ、イギリス(五歳)である。小学校の授業時間の長さは四時間(例えばデンマークとドイツはイタリアの大半)からフランスやスペインの八時間までである。午後の授業がある国々では、監督用施設が増設され、昼の休憩時間に昼食が支給されることもある。就学前または小学校児童の子供たちに対する課外保育は、学校を基礎にしたり、または分離センター(これもやはり三歳以下の子供たちの保育を行なうことができる)で行なうことができる。施設のレベルは低く、デンマーク、ベルギー、フランス、ポルトガルを除き、子供たちの五%ないしそれ以下を扱っているに過ぎない。

このパターンに対する主要な例外は、オランダ、アイルランド、イギリスである。就学前教育は小規模にしかまたは全く行なわれていない。その代わりに、子供たちは早く小学校に入学することが認められるか、または無認可保育所に通う。無認可保育所では短時間の授業(平均して週五―六時間)を行なうが、イギリスやアイルランドでは通常公共の財政援助は行なわれていない。またイギリスとアイルランドは、就業している親

を持つ子供たちを公共保育サービス（学校を除く）に優先的に入所させない点でも例外である。これらのサービスは、「危険な状態の子供たち」や生活に困っている家族に対する社会事業として利用されている。

設備のレベルは国によって異なる。設備の全体的レベルが最も高なのはデンマークで、すべての年齢の子供たちに対する広範なサービス・システムを發展させる点で、他のいかなる国よりはるかに進んでいる。この費用は、年間一三〇億デンマーク・クローネである。フランスとベルギーはいくつかの点で遅れている。もう一つの極端で、もっとも低いのはアイルランド、オランダ、イギリスである。同じ国でも地域によって著しい格差がある。農村地域や小さな町では設備が一般的に悪いし、市によつては最高のところもある。こうした格差は、部分的にはニーズのレベルや国民所得の相違によつて説明されるが、これは現存するサービスの不公平さの部分的な説明にしかならない。これと同じ位に重要なのは、政治的公約と優先権の相違である。

一九八五年から一九八八／八九年にかけて、公共保育サービスはデンマーク、ルクセンブルク、フランス、ポルトガルでは一〇%以上増加した。オランダは、一九八九年になつてやつと、政府の強力なイニシアチブによつて著しいサービスの向上が始まった。イギリス、イタリア、アイルランド、ギリシャ、ベルギーでは増大が比較的緩慢か、または全く増大しなかつた。

た。ドイツでは少なくとも三歳以上の子供のサービスに関して若干の増大がみられたようだが、最近の統計がないのでそれがどの程度かということは出来ない。

最後の二つのテーマに関して言及しなければならぬ。第一に、三歳以下の子供の保育サービスにおいて小学校教育に対する適応指導を開発する必要性が次第に強く自覚されてきたという点である。そしてこれは伝統的には、健康と福祉における身体的な保育に重点を置いてきた。この点でもっとも進んでいるのは、デンマーク、北イタリア、スペインで、これらの国では〇―五歳の子供たちの一切のサービスは間もなく教育当局の責任になる予定である。もっと柔軟性のあるサービスを提供し、就業している親や就業していない親（さらに親類のようなその他の保育者）や子供たちの様々な特定のニーズに応え、サービスと親と地方自治体との緊密な関係を重視することになります。関心が強まっている。

民間保育サービス 民間保育サービスによる貢献に関して明確な認識を得ることは困難である。というのは、当局が保育者の重要なグループを記録していない国が多いからである。また登録することを要求しても、多くの家族の昼間保育者は登録することを避ける。したがって、民間保育サービスに関する公式統計はないか、または不完全である。もっとも重要な民間保育者（これらの人々は報酬を受け取っていないことが多いので、

第4表 年齢グループ別の子供総数に対する
公共保育施設の定員数%

国 別	データの年次	3歳以下の子供に対する%	3歳から義務教育までの子供に対する%	義務教育が始まる年齢	授業時間の長さ (昼食休憩時間を含む)	小学校児童に対する課外保育%
ドイツ	1987年	3%	65-70%	6-7歳	4-5時間 (a)	4%
フランス	1988年	20%	95%+	6歳	8時間	?
イタリア	1986年	5%	85%+	6歳	4時間	?
オランダ	1989年	2%	50-55%	5歳	6-7時間	1%
ベルギー	1988年	20%	95%+	6歳	7時間	?
ルクセンブルク	1989年	2%	55-60%	5歳	4-8時間 (a)	1%
イギリス	1988年	2%	35-40%	5歳	6.5時間	(-)
アイルランド	1988年	2%	55%	6歳	4.5-6.5時間 (b)	(-)
デンマーク	1989年	48%	85%	7歳	3-5.5歳時間(a)(b)	29%
ギリシャ	1988年	4%	65-70%	5.5歳	4-5時間 (b)	(-)
ポルトガル	1988年	6%	35%	6歳	6.5時間	6%
スペイン	1988年	?	65-70%	6歳	8時間	(-)

註：この表は、各国の報告書と関連させて見なければならぬ。これらの報告書には重要な留保や説明が含まれているからである。この表に示されているのは、子供人口総数に対する公共保育施設の定員数の%である。通園する子供の割合は実際より高く示される可能性がある。というのは、定員数にはパートタイムで使用されるものが含まれる場合があるからである。オランダの無認可保育所は含まれていないが、3歳以下の子供の10%、3-4歳の子供の25%が通園し、無認可保育所の大半が公共資金を受けとっている。平均在園時間一週5-6時間一は、他の施設より著しく短いので、それらの施設を他の施設と同じ基礎で含めることは困難だし、判断を誤らせるおそれがある。しかし、オランダの公共保育施設を考える場合には、無認可保育所を忘れてはならない。

? = 情報無し (-) = 0.5%以下 (a) = 授業時間は日によって違う。(b) = 授業時間は子供の年齢に応じて長くなる。

厳密には「民間資金による」ものとはいえないが)は親類、特に祖母である。これらの人々は他のいかなる型のサービスよりも三歳以下の子供を保育している(デンマークとフランスを除く)。多くの国では民間の家族の昼間保育者は重要だが、スペイン、イタリア、ギリシャでは自分の家庭での保育の方が重要

である。利潤目的または使用者による保育所その他の保育センターは、極めて僅かしか寄与していない(定員にしてすべての国で三歳以下の子供の二%以下)。しかし、最近二、三の国々、特にオランダとイギリスではこれらの施設が著しい増加ぶりを見せている。イギリスにおけるこのような増加は、一九八五年

から一九九〇年にかけて民間保育サービスが全般的に非常に増加したことに由来するものである。この原因は母親の雇用の増大と保育に対する要求の増大を民間部門に委ねようというイギリス政府の政策である。

調査結果によると、親類や民間保育サービス、特に家族の昼間保育者は三歳以下の子供たちの大半を保育している。唯一の例外はデンマークだが、ここでは大部分の子供たちは公共保育サービスで保育されており、親類や民間の家族の昼間保育者は限られた役割しか果たしておらず、しかもその役割は低下している。

民間の保育所は一般的には規制を受け、家族の昼間保育者は比較的变化が大きく、自分の家庭保育や親類の保育は規制を受けていない。一九八五年から一九九〇年にかけて民間の保育サービスの規制の改善の措置をとったのはイギリスだけだが、アイルランドとスペインでも一九九〇年までに関連法規を採択するようである。個人家族の昼間の保育者や親類が保育する子供の数は多いのに、公共機関から補助金を受けているものはごく僅かにしか過ぎない。

人口的要因 若干の国々では、保育への関心の増大に拍車をかけているのは、比較的早期に出生率が低下したことによる労働力不足である。フランスでは、保育は家族政策の核心であり、主要な目的の一つは出生率の増大である。出生率は、保育

サービスにより直接的なインパクトを与える。いくつかの国々では、最近の出生率の低下は子供の減少を意味している。したがって、子供の通園率は利用可能な定員数より急速に増大している。それ以外の国では、出生率の最近の上昇に加えて移民の増大は、子供の増加を意味している。そのため通園率を同じレベルに維持するためにはこれまで以上のサービスが必要である。例えば、ドイツのババーリア州は、ただ現在の通園率を維持するためだけでもここ数年間に五万五〇〇〇人の新しい定員数を持つ幼稚園が必要である。

保育への関心の増大 いくつかの国々——ドイツ、イタリア、オランダ、イギリス、アイルランド、デンマークのネットワークのメンバーは、保育への関心が増大し、政治日程の中で優先されることが多くなっていることを報告している。例えば若干の例では、オランダとイギリスでは比較的狭い範囲内の論議の形をとり、保育を何より労働力問題としてみている。それ以外の国々ではすべてもっと広範囲での論議が行なわれている。デンマークでは、保育は子供と親、雇用と家族責任とのバランスについての広範囲で増大する論議の一部である。またイタリアでは、子供と子供の権利、雇用と家族責任、男性の役割、日常生活の編成と時間の使用についての論議が増大しつつある。

EC加盟二二カ国の報告

個々の加盟国に関する情報源は、一つである。雇用の背景は、EC統計局が保育ネットワークのために行った一九八八年度労働力調査(LFS)に基づいている。この分析の完全な詳細は、ネットワークの報告書「母親、父親ならびに雇用」に述べられている。ここで注意しなければならないのは、「雇用」の中には自営業や無給の家族労働者も含まれていることである。「失業」の中には、労働する意思があり、LFS面接調査の四週間前に具体的な求職活動を行なった人々はすべて含まれる(ただし就業する意思はあるが、具体的な求職活動はしてい

ない人々は含まれない。これらの人々の中には子供を持つ多くの女性が含まれる)。また「通常の週当たり労働時間」には、所定労働時間に有給と無給の時間外労働時間が含まれる。

もう一つの情報源は、ネットワークの各加盟国が共通の書式で作成し、ネットワークの責任者が編集し、要約した報告である。

ヨーロッパ報告書を作成する場合の問題は、サービスとは何かということを決定することである。というのは、同じサービスでも国が異なると名称が異なるからである。この報告書は、一九八八年の報告書と同じ方法をとっている。各国でサービスに対して用いている名称はその国の報告書の中では括弧内に記載する。だが主要なサービス形式を表わすのに下記のような一連のヨーロッパ共通用語が開発され、この報告書全体に使用す

る。

保育所 (Nursery) —— 二歳未満、一般的には二、三カ月未満から三歳または四歳までの子供たちの集団保育。

混合年齢児保育センター (Mixed Age Center) —— 三歳未満と三歳から義務教育年齢未満までの子供たちの集団保育。または学齢以下の子供たちまたは就学前の子供たちまたは小学校児童の延長集団保育。

民間家庭保育 (Family Day Care) —— 保育者の自宅での一人の子供または少人数の子供に対する保育。この保育者は編成された計画の一部として行なうこともあるし、独自に行なうこともある。

認可家庭保育 (Organized Family Day Care) —— 公的資金で運営する団体が公募し、報酬を支払い、支援する保育者が行なう家庭保育サービス。

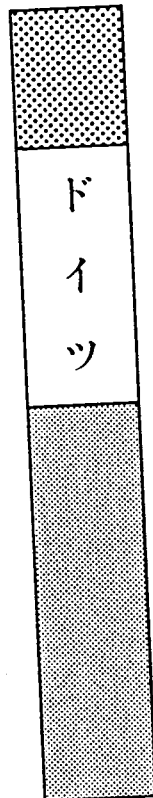
在宅保育 (Own Home Care) —— 有給の保育者が子供の家庭で行なう保育。保育者はその子供の家に住み込みでも、通いでもよい。

無認可保育所 (Playgroup) —— 二歳から義務教育年齢までの教育制度以外の集団保育で、子供たちの保育時間は週一〇時間未満である。

幼稚園 (Kindergarten) —— 二歳から義務教育年齢までの教育制度の対象以外の子供たちの集団保育。子供たちの通常の在園時間は週二〇時間以上で、両親は通常費用を負担する。

就学前教育 (Pre-Primary Schooling) —— 三歳から義務教育年齢までの子供たちのために特別に行なわれる教育だが、場合によって二歳でも許可されることもある。教育制度の一部で、両親の負担はない。

延長保育 (Outside School House Care) —— 就学前教育または小学校に通う子供たちのために授業時間前または後、または休日に行なわれる保育。このサービスは、学校または学校から分離されたセンターを中心に行なわれる。



雇用の背景

一九八八年、一〇歳以下の子供を持つ女性で雇用されていたのは三八%で、失業者は五%だった。五―九歳児を持つ女性で雇用されていたのは三九%で、〇―四歳児を持つ女性の三四%より高かったが、失業率は同じだった。一〇―三九歳の子供のない女性の雇用率は七六%で、子供を持つ女性の雇用率より著しく高かった。一九八五年から一九八八年にかけて、一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率は二%増加したが、この理由はパートタイム雇用の増加である。全体として、雇用されている女性で一〇歳以下の子供を持つ者でパートタイムの割合は過半数 (五五%) を占めた。平均労働時間は、パートタイムの母親

で、〇、一、二、三、四、五、六、七、八、九時間、フルタイムの母親で四〇、一、二、三、四、五時間、雇用されている母親全体で三〇、一、二、三、四時間であった。

○歳以下の子供を持つ母親の雇用率で最高はベルリン（五七％）とバイエルン（四七％）で、最低はブレーメン（三三・〇％）とノルトライン・ウエストファーレン（二九％）だった。

○歳以下の子供を持つ男性の殆ど全部（九四％）は雇用されていた。平均労働時間は、四〇、一、二、三、四時間だった。失業率は三三％だったが、バイエルンの二二％、バーデン・ヴェルテンブルクの七％やブレーメンの二〇％と差がある。

○一四歳児を持つ世帯で片親世帯の割合は九％、五―九歳児を持つ世帯の二二％で、ECの中では最高水準の一つである。恐らく単身の母親の雇用率は母親全体のそれより高く、○一四歳児を持つ単身の母親の雇用率は四二％（七％高い）、五―九歳児を持つ単身の母親の雇用率は五二％（七％高い）だった。この相違は、もっぱらフルタイム雇用率の高いことによるものである。単身の母親の失業率は、母親全体のほぼ二倍である。つまり、○一四歳児を持つ単身の母親と五―九歳児を持つ単身の母親のそれはそれぞれ二二％（七％に対して）である。

両親の労働権

産後休暇は八週間である（多胎出産は二週間）。この期間中に女性は報酬の全額を受け取るが、使用者とともに補足的な国家給付が必要とされる。女性は、自分の子供の哺乳のために

休暇をとる権利を有する。

両親のどちらかが八カ月の両親休暇をとることができる。これは実際には、それ以前に雇用されていた両親のための休暇期間と、週一八時間以上雇用されていないすべての両親（換言すると、八時間以内しか働くことができず、依然として給付を受けている両親）に対する現金の手当からなっている。最初の六カ月間は、両親はすべて同額の給付——カ月に六〇〇マルクを受け取るが、それ以降は所得額に応じて決められ、子供人を持つ結婚した夫婦で所得が年一萬九四〇〇マルクを越える場合、または単身の両親に関しては一萬七〇〇マルクを越える場合には、給付額が減額される。現在でも家族の約四〇％は、給付額の全額を受け取っている。

適格者の九七％が給付を請求している。請求者の四六％が出産前に雇用されていた。この給付の請求事例の九八・五％まで、請求者は女性である。給付を受け取っている父親の大半（七〇％）は、請求以前に失業していた。

子供は三歳までは両親から完全な保育を受けるべきだという一般的な考え方を反映し、両親休暇を二年、場合により三年まで延長することが計画されている。州によっては（例えば、ベルリン、バイエルンならびにバーデン・ヴェルテンブルク）すでに給付期間を延長しているところもあるが、現職復帰の保障はない。

両親のどちらかは、八歳以下の病児の看護のため五日間の有

給休暇をとる権利を持つ。

公共部門では、両親は子供または扶養者のために労働時間の短縮を要求することができるが、要求が拒否されることももある。その結果、女性が結婚または育児を理由として公共部門を退職し、女性の数が減少することになった。民間使用者の多くは、子持ち労働者のための政策、特に「キャリアの一時的中断」(career break) (通常は無休だが、現職を保障されたフルタイムの休暇期間) や、パートタイムやフレキシブルな労働時間のための機会をふやす (通常は権利としてではなく) などの政策を実施している。

保育費用に関する減税ならびにその他の直接補助金

家庭保育が、社会的保護や社会保険の権利を含め、完全な雇用者としての状態を有している場合には、減税は一万二〇〇〇マルク以下の家庭保育費用にも適用される。

公的資金による保育サービス

ドイツは連邦基本法を有し、保育サービスの政策と発展の主要たる責任を持つのは個々の州 (Land) である。子供たちは、六歳から七歳の間で小学校に就学し始める。保育サービス (学校を除く) の責任を持つのは社会福祉局だが、少数の例外がある (バイエルンでは幼稚園は教育局の責任である)。

(バイエルンでは幼稚園は教育局の責任である)。
利用しうる情報の最新の年度である一九八六―八七年、ドイツ

の三歳以下の子供の定員数は約三%で、その大半 (二%) は保育所 (Krippe)、または混合年齢センター (〇―六歳児を預かる) だが、二歳で幼稚園に入園を認められたり (もつともこれは違法であるが)、また民間保育 (Tagesmutter) に支払われる料金に公共財政から補助金を支給されるところもある。保育所または混合年齢センターの施設の大半は地方自治体の提供によるものだが、若干はその多くを大きな民間団体が占める。

民間団体が、ごく少額を両親グループが、提供している。公共財政から援助を受ける三歳から小学校までの子供たちのための施設の主な形態は、幼稚園である。大半の幼稚園を提供しているのは、全国的な民間団体である。一九八七年には、この年齢グループの子供の六八%——三歳児の……%、四歳児の七〇%、五歳児と六歳児の八〇%——が通園している。少数の幼稚園 (一九八六年の幼稚園に通園する児童総数の約……%を預かる) は、フルタイムである (二日八時間以上開いている)。だが幼稚園の一般的パターンは、午前中四時間開き、場合によって午後も二時間開くこともある。午前と午後の授業に通園する児童は二つの授業の間に二時間の休憩のため帰宅しなければならぬ。さらに五歳児と六歳児の少数 (約六%) は、就学前教育に通っている。この施設が見られるのは、幾つかの州だけである。

少数の小学校 (児童数の四%を占める) は一日中開いているが、大部分は午前中の四時間または五時間だけ開き、時間は日

によつて異なることがある。授業時間が短く、しかも一定しないことは（両親、実際には母親たちは子供たちの宿題を助けるのにかかりの時間を取られるという事情も加わり）、小学校に通う子供を持つ母親たちが、例えばパートタイムでも雇用されるのを困難にすることが予想される。延長保育を行なっているセンターを利用しているのは、六一—〇歳児の四％である。大部分のセンターの施設を提供しているのは、地方自治体である。

異なる年齢グループのためのサービスの中には、増加するこれらの混合年齢センターと連係しているものもある。これが非常に発展しているのは、ノルトライン・ウエストファールン州であるが、ここでは〇—六歳までの子供たちのためのセンターを支持する政策をとつてゐる。「保育所（Hort）」は、しばしば「幼稚園（Kindergarten）」と連係してゐる。また〇—五歳までの子供たちを預かる幾つかのセンターの例もある。

両親たちは保育費用を寄付するが（学校を除き）、両親が支払う額は所得、子供数、住んでいる州によつて異なる（幼稚園に関しては通常両親たちはすべて同額を支払うが、比較的に低所得の両親に関しては料金の一部の払い戻しについて園に任せている）。すべての年齢児に関する施設のレベルは、州と地方自治体によつて非常に異なる。例えば、保育園の総定員数のほぼ半数はベルリンとハンブルグにあり、ここだけで、三歳以下の子供たちの一〇％またはそれ以上の設備を有しているが、それ以外の州では二％以下である。

民間資金による保育サービス

保育サービスの中には、経営者が提供するものもある。これらの施設数については情報が無いが、子供たちのごく僅かな割合を占めるに過ぎない。民間が資金提供を行なう施設の主な形態は、家庭保育である。これは地方自治体には登録しているものと想像されるが、登録していないものが大半である。民間資金による保育サービスの定員数に関しては情報が無い。

一九八五—一九九〇年の発展

一、両親休暇は一九八六年に採用され、一〇カ月で始まったのが一九九〇年七月には一八カ月に延長された。

二、保育、より広くは勤労者家族の諸問題に対して、経営者の関心がますます強まってきたのは、一九九〇年代において資格を持つ労働者の不足が予想されることに對する反応である。職歴の中断、パートタイム労働の選択ならびにその他の雇用の適応形態などとともに、経営者は職場または地方自治体のどちらかの保育サービスを援助することを考えている。労働組合もやはり勤労者家族の諸問題を取り上げているが、あまり気乗りしない態度で優先的課題ではない。

三、より一般的には、この間保育が政治的日程に登場してきた理由として挙げられるのは、労働力問題への関心、近年ドイツ全土に創設された男女平等局や世論の圧力（比較的高い水準

の施設を利用してきた東独からの移住家族を含む）である。すべての政党が、保育状況が改善されなければならないことに同意している。

四、公的支出に対する関心を含む様々な理由で、サービスの実際の発展は緩慢で、州によって不均等である。しかし、一九八〇年代初頭の比較的停滞した期間の後に、三歳以上の子供のサービスにおいて重要な発展が見られ、幼稚園や小学校の開園・開校時間の延長や延長保育サービスの充実に對して特別な関心が払われるようになった。例えば、幼稚園によっては昼食を含めて午前中に五―六時間の開園時間を採用するところもあらわれた。ヘッセン州では、保育サービスの延長のために四〇〇〇万マルクを増額支出することに同意した。ノルトライン・ウエストファールン州では、全日制学校（一六時まで開いている）のサービスは延長されつつある。幾つかの事例では、需要の増大に應えるために予算の枠内で定員を増やす方向で工夫し、例えば幼稚園に午前組と午後組を設けたり、グループの子供たちの数を増やしたりすることが行なわれている。

五、設備の増設、保育時間の延長とよりフレキシブルな保育時間の要求などとともに、その他の幾つかの傾向も明らかにになっている。混合年齢児の保育サービスは増加しつつあり、連邦政府はこのモデルの評価プロジェクトに財政支出を行なっている。保育サービスと地域共同体との関係に關心が一層高まっている。この中には保育所や幼稚園などの施設が含まれるが、こ

れには地方自治体が創立したり、協同で運営したり、両親やその他のグループが創設したものなどがあるが、家庭保母や祖母などのような保育者に対する援助を含めて、比較的広い範囲のサービスを提供している。また「母親センター」のネットワークのような自治体のイニシアチブは、サービスを拡大し、例えば雇用されている両親に対して保育サービスを提供している。現在生まれつつある考えは、地域共同体のニーズに柔軟に対応しうる近隣施設で、年齢や通園の時間に関係なくすべての子供たちに開かれ、両親たちやその他の保育者たちに集會場所や娯楽を提供しうるようなものである。

六、このような発展は、数多くの問題を生みだしている。異なる年齢児グループの保育サービスを統合することは、別の局面が異なる年齢児グループの責任を有する場合には困難に直面することがあり、保育労働者に関しても数多くの問題がある。保育労働者の低賃金は大都市では募集難の原因になっている。保育時間の延長やフレキシブルな保育時間の要求も緊張を生んでいる。労働者の中には、改革が自分たちの犠牲で行なわれることを心配する者もあり、公共部門における週労働時間の短縮（四〇時間から三八・五時間へ）は既に重要な問題を生みだしている。結局、保育サービスの改革は、例えば両親や地方自治体の労働強化に関連して、これに付随する職業訓練と職務の改革を必要とする。

東独に関する註——一九八九年の状況

子供を持つ女性たちの雇用率は約九〇％で、世界最高であった。一二月月の両親休暇（五カ月は報酬の全額、残りの七カ月は報酬の八〇％）が与えられ、広範に普及し、ほぼ全部の女性が取得した。生後一二月以上の子供たちは、公的財政援助を受けたサービスの大規模な施設があり、一九八七年には保育所では一―二歳児の八一％、幼稚園では七歳児以上の子供たちの九四％を世話していた。一九八七―九〇年には、すべての子供たちが入園できるように、現在開いている定員三四万八〇〇〇人の保育所に加えて、四方五六〇〇〇人の保育所定員の増加が計画されていた。保育料は無料で、両親の負担は食費の寄付である。保育所に預けられない子供たちの大半は、母親たちが育てている。個人的な在宅保育を受けているのは、三歳以下の子供たちの二％以下である。

フランス

雇用の背景

一九八八年に、一〇歳以下の子供を持つ女性で雇用されていたのは五六％で、失業率は一〇％だった。〇―四歳児を持つ女性と、五―九歳児を持つ女性の雇用率または失業率は殆ど差が

なかった。二〇―三九歳の子供のない女性の雇用率は、七五％だった。一九八五年から一九八八年にかけて、一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率の増加は一％だったが、これはパートタイム雇用の増加によるものである。全体で一〇歳以下の子供を持つ雇用女性の四分の一以上（二七％）はパートタイムの仕事に就いていた。平均労働時間はパートタイム雇用の母親は二〇―二九時間、フルタイム雇用の母親は三〇―三九時間で、雇用されている母親全体でも同様に三〇―三九時間だった。

一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率が最高だったのはイル・ド・フランス地方（六四％）で、最低はノール・パ・ド・カレー地方と地中海沿岸地方（双方とも四五％）だった。

一〇歳以下の子供を持つ男性の殆どすべては、雇用されていた（九三％）。平均労働時間は、三〇―三九時間だった。失業率は五％だったが、ノール・パ・ド・カレー地方の一〇％から東部、西部、中東部の四％と相違がある。

片親世帯の割合は、〇―四歳児を持つ世帯では七％、五―九歳児を持つ世帯では一一％だった。単身の母親の雇用率は母親全体より高いように思われるが、〇―四歳児を持つ単身の母親の雇用率は五四％（二％高い）、五―九歳児を持つ単身の母親のそれは六六％（二二％高い）だった。このような差が生れる原因は、もっぱらフルタイム雇用も水準が高いためである。単身の母親の失業率は、母親全体の二倍の高さであり、〇―四歳児を持つ単身の母親のそれは二三％（二〇％に比べて）、五―

九歳児を持つ単身の母親のそれは一八%（八%に比べて）である。

両親の労働権

産後出産休暇は三週間である（多胎出産に関してはさらに三週を加え、第三子またはそれ以降の出産に関しては八週間）。この期間中、女性は報酬の八四%に相当する給付を受け取る。女性は自分の子供が生後三カ月になるまで一日一時間の哺乳時間をとる権利がある。育児両親休暇は子供が三歳に達するまで利用できるが、これはフルタイムでも、パートタイムでとることもできる（母親と父親の双方がパートタイムで働くことにより、育児両親休暇を両親の間で分け合うこともできる（ように）。従業員一〇〇人以下の企業は、育児両親休暇を与え拒否することができる。この休暇は、子供が三人またはそれ以上いる場合を除き、無給である。有給の場合には定額の給付「両親養育手当」（Allocation Parentale d'Education）」が支払われる（一九八九年で月一五七八フランで、SMIC「企業業・律スライド制最低賃金」の半額以上である）。主要な支払いは、両親の片方が雇用されていないことである。しかし、子供の三歳の誕生日の前年に、両親がパートタイムの仕事につき、または有給の職業訓練の課程を履修している場合には、給付の半額を支払うことができる。

病児の看護休暇を取得する法的な権利はない。民間部門で

は、かなりの数の団体協約（一九八四年で四四%）にはこのタイプの休暇が含まれているが、若干の事例では女性しか利用できないものもある。政府通達では、公共部門の女性に一二日間の休暇を認めている（男性は寡夫または離婚した場合にのみ資格がある）。

減税その他の保育費用に関する直接補助金

雇用されている両親で、三歳以下の子供のために在宅保育を利用している者は、保育者に対して社会保険料（使用者と雇者の双方が負担する）を支払うため、月一〇〇フランの手当（在宅保育手当——Allocation de Garde Domicile—AGED）を請求することができる。一九八八年にこの給付を請求した両親は、六〇〇〇人だった。三歳以下の子供に対して、私的であるが、公認の家庭保育（assistante maternelle agréée）を使用する両親は、使用者に対して、それらの保育の社会保険料に充てるために、月当たり約四五〇フランの手当（家庭保育特別給付——Prestation Spéciale Assistante Maternelle—PSAM）を請求することができる。在宅保育手当（AGED）と同様に、この家庭保育特別給付（PSAM）の目的は、両親たちに財政的援助を与え、家庭保育の地位を改善することにあった。一九八〇年の発足の時、二七万五〇〇〇人の両親たちがPSAMを請求することが予測された。ところが、一九八七年に公認保育が世話をしている三歳以下の子供たちが一八八〇〇〇人に達しているの

に請求者は四万五〇〇〇人にすぎない。両親たちの大半はこの給付について不十分な情報しか与えられていないように思われているが、他方多くの家庭保母たちも社会保険料の負担には無関心で、むしろ税金をとられることを心配している。一九九一年一月に行なわれた改正では、六歳までの子供を含めるように給付対象を拡大し、給付額を増額し、保母に対する医療給付と年金給付を改善した。

結論的にいうと、夫婦とも雇用されている両親は、六歳以下の子供たちの保育費用に対して減税を請求することができる。これは実際の費用の二五〇に等しい金額の減税として計算されるが、子供一人につき一年当たり一万五〇〇〇フランを限度とする（最大減税許容額は子供一人につき一七五〇フランである）。

公的資金による保育サービス

子供たちは、六歳で小学校に就学し始める。三歳以下の子供たちのための施設（就学前教育を除く）の責任を持つのは、地方自治体の福祉局と連帯・健康・社会保護省である。一九八八年には、公的な財政援助を受ける保育サービスでこの年齢グループの約二〇〇の子供の保育施設があった。三歳児の約四〇％（三歳以下の子供の総数の約一三〇に当たる）が、就学前教育に通っていた。この施設は、三歳以下の子供たちのための公的財政援助を受ける保育所の半分以上に当たる。残りの中でこの

年齢グループの五〇〇に關しては、集団保育（*crèche collective*）と幼稚園に分けられる。一三〇は組織的な家庭保育（*crèche familiale*）を利用している。一五〇は乳児・低学年児童用の短時間保育センター（*haltes garderies*）を利用している。しかしこれは本来は雇用されていない母親たちの子供の保育を目的としたものの、現在ではパートタイムやフルタイム雇用の両親たちの利用が次第に増加している。施設の大半は地方自治体によって作られたが、残りは民間団体が作ったものである。両親たちが運営する保育所は公的資金を受け取っている。これらの両親保育所（*crèche parentales*）は、一九八八年の保育所の定員九万五七〇〇人の内の二五〇〇人の施設を提供している。公的な財政援助を受ける保育所の中には、特別な職場、主として病院に付設したものもあり、これらの保育所の開く時間は職場に適合させて調節される。

三―五歳児の子供たちの約九五〇が就学前教育（幼稚園——*ecole maternelles*）に通っている。これらの幼稚園は、八時三〇分から一六時三〇分まで開いている。大半の幼稚園は、食事を提供し、二時間の食事の休憩時も監督する。子供たちの大半は延長保育（*service periscolaires*）を利用することができるが、これは七時三〇分に始まり、一八時三〇分に終り、学校の休みの水曜日や休日最終日保育サービスを行なっている。この延長保育サービスはリクリエーションセンター（*CLAE*）で行なわれ、通常学校に付設されるが、例外もある。三―五歳の年

齡の子供たちの約二六万人がこれらのセンターを利用して
いる。これはこの年齢グループの一〇―一五%に当たる。小学校
は同じ時間開き、その多くは同じ延長保育施設を有している。
就学前教育や小学校教育における教育政策、カリキュラム、教
師について責任を持つのは文部省である。地方自治体は建物、
設備ならびに教師を助ける職員に責任を持つとともに延長保
育も行なう。

三歳以下の子供たちへの公的援助のサービスに対する両親の
支払いは、所得と子供の数によって決められる。料金は子供一
人に対して所得の一四% (二人目以降は率が下がる) と決めら
れる。一九八七年には、両親は家庭保育所の費用の平均三八%
を支払い、集団保育所の費用の二六%を支払った (両例とも両
親は同額を支払ったが、集団保育所は家庭保育所より四〇%多
く費用がかかる)。残額は地方自治体の間で分割され、家庭保
育所の費用の四二%、集団保育所の費用の五四%を支払い、家
族手当金庫 (CAFES) が二〇%を支払う。CAFES は、使用者の寄
付によって資金が調達される地域資金である。元来は子供を持
つ家族に対して現金給付を行なうのが目的だったが、これらの
資金が一九七〇年代に保育サービスの費用を補助するのに使用
され始めたのである。

就学前教育は広く利用できるが、その他のサービス、特に三
歳以下の子供たちに対するサービスは地方によって大きな差が
ある。大都市のサービスは非常に良いが、農村地域は最低であ

る。例えば、保育所定員数の約半数はイル・ド・フランス地方
やパリ市内やその周辺にある。

民間資金による保育サービス

保育サービスの中には経営者が提供するものもある。その数
がどれ位かということについては情報がないが、子供たちのご
くわずかな部分に過ぎない。民間の (利潤目的の) 保育所は極
めてわずかしかない。家庭保育母 ('assistante maternelle' または
'nourrices') は登録し、当局の認可を受けていると推定され
る。だが半数以下は登録していない。一九七七年法は、家庭保
母に特別な地位と若干の法的資格を認めた。この中には最低賃
金 (子供一人一日当たり最低二時間の S M I C の時間賃率)、
社会保険や有給休暇などが含まれる。

民間家庭保育は、雇用された両親の三歳以下の子供たちに関
しては、他のいかなるタイプ (親類を含む) よりも多く保育サ
ービスを提供しており、このグループの子供たちの四〇―四五
%を占めている。これらの子供たちの丁度半分以上は公認の個
人保育母に保育され、残りは通いの未公認の家庭保育母によって保
育される。これと対照的に、雇用された両親の三歳以下の子供
たちの四―五%は家庭保育を受けている。

家庭保育母は、三歳以上の子供たちに対しても若干の延長保育
を行なっている。

註：* 保育資格を持ち自宅で子供を保育する女性

一九八五―九〇年の発展

一、両親休暇は、一九八六年に延長されて現在の期間になったが、両親への休暇給付が採用されたのは一九八五年であった。保育費用の減税は、一九八五年以降数回にわたり改善されてきた。

二、政府の政策の目的は、公的資金で運営される施設を増設することであり、一九八〇年代を通じて施設の不断の増設が行なわれた。保育所の定員数は、一九八一年の七万二〇六五から、一九八六年の八万四三〇〇、さらに一九八八年の九万五七〇〇へと増加した（一九八六年から一九八八年にかけて一四％の増加である）。組織的な家庭保育計画は、一九八一年の三万八九〇〇から一九八六年の四万六四〇〇、さらに一九八八年の五万三二〇〇へと増加した（一九八六年から一九八八年にかけて一五％の増加）である。C A F s は地方自治体に与える援助によって設備増設において中心的な役割を占めている。一九八三年には契約保育所制度が採用され、C A F s と地方自治体の間で協定が締結され、地方自治体がC A F s からの所定の資金提供を受ける代わりに、三歳以下の子供たちに対する保育サービスを拡大することに合意した。パリ市内に創設された五〇〇〇の定員を除き、主として大都市周辺の小さな地方自治体（人口一―二万人の）と協定が締結された。

三、契約保育所計画は一九八八年に始まる児童契約 (contra

enfant) に代えられた。

この新しいタイプの協定はより広範かつフレキシブルで、学齢以下の子供たちに広範囲の保育サービスを提供している（例えば、センターは延長保育サービスを提供している）。協定は地方自治体の間で締結されているが、ボランティア団体や経営者のような地方のパートナーも含んでいる。目標が設定され、地方自治体は六歳以下の子供たちに関する支出を増加させることを引き受ける。その代わりに、C A F s はその他の契約当事者の支出に応じて（三〇―五〇％）寄付することに合意する——すなわち地方自治体の支出が増えれば増えるだけ、C A F s から受け取る額は増えることになる。一九八九年四月までに、九九の契約が調印され（その内の半分以上は人口一万人以下の地方自治体）、さらに二〇〇が交渉中である。

C A F s は、すべての保育所や家庭保育計画に二〇％の通常寄付を行なうことを続行している。一九八四年から一九八七年にかけてC A F s の保育費用は四一％増加し、現在の三〇億フランのレベルにまで達した。

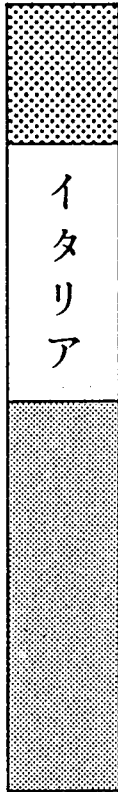
四、保育サービス量に加えて、質の改善がますます強調されるようになってきたが、これは児童契約や文化省と家族省の一九八九年の共同政策イニシアチブの目的である。この政策の目的は、サービスにおける文化や芸術活動（音楽、劇場など）を発展させ、職員の教育を改善することにある。優先されるのは、地方自治体が決定し、C A F s との協定で調印されたプロ

ジエクトである。

五、公的政策の奨励をうけた現在の傾向は、保育サービスのこれまで以上に大きな多様化、保育所の規模の縮小、多目的サービスの創造などに向かっている。ここではセンターはいくつかの目的のために、例えばフルタイムの保育サービス、パートタイム娯楽センター、両親たちの集会所、家庭保育保母たちを援助するような種々の共同体サービスのセンターなどに利用される。

六、一九七七年法は保母の特殊な地位を創設した。一九七七年に、家庭保母の四分の一は無認可だった。これ以降その比率は増大した。一九九一年にP.S.A.Mで提案された改正の目的は、それらの保母の地位を、特に社会保障面で改善することにあったが、問題はもっと広い。一九九〇年に、政府は一九七七年法を再検討するために作業グループを設置した。その目的は公認家庭保母の地位の向上と数の増加である。

七、企業内で保育サービスを充実する運動が強まっているが、このような運動の発展に対してかなりの抵抗もある。



雇用の背景

一九八八年に一〇歳以下の子供を持つ女性で雇用されていた

のは四二%で、失業者は一〇%だった。〇―四歳児を持つ女性と五―九歳児を持つ女性の雇用率は殆ど差がなかった。二〇―三九歳の年齢の子供のない女性の雇用率は五五%で、E.C.の中では最低の国の一つだった。一九八五年から一九八八にかけて、一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率は四%増加したが、この原因は主としてフルタイム雇用の増加によるものである。全体として一〇歳以下の子供を持つ雇用された女性の丁度一〇人に一人以上(一一%)は、パートタイムの職についていた。平均労働時間は、パートタイム雇用の母親については二〇―二九時間、雇用された母親全体と同様に、フルタイム雇用の母親については三〇―三九時間だった。

一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率は、地方によって非常に差がある。雇用率が比較的高いのはエミリア・ロマーニャ(六四%)、北西部(五五%)、ロンバルディア(五四%)などで、最低はサルディニア(二八%)とシチリア(二四%)である。

一〇歳以下の子供を持つ男性の殆ど全部が雇用されていた(九五%)。平均労働時間は四〇―四九時間であった。失業率は三%だったが、シチリア、南部、カンパニアの六%からロンバルディア、北東部、エミリア・ロマーニャと中部の一%までの格差がある。

自営業の率は、母親も父親も非常に高かった(自営業の母親総数の一五%、自営業の父親総数の二八%。これに対してE.C.全体ではそれぞれ一〇%と一九%である)。

片親世帯の比率は、〇―四歳児を持つ世帯に關しては四%、五―九歳児を持つ世帯に關しては五%だった。単身の母親の雇用率は母親全体に比べて非常に高いように思われる。つまり、〇―四歳児を持つ単身の母親の雇用率は五八%（一八%高い）で、五―九歳児を持つ単身の母親のそれは六四%（二三%高い）だった。このような差が生ずる原因は、もっぱら単身の母親のフルタイム雇用率の高さによるものである。失業は〇―四歳児を持つ単身の母親の方がやや高いが（母親全体の一〇%に對し一一%）、五―九歳児を持つ単身の母親になるとほぼ二倍も高い（母親全体の七%に對し一三%）。

両親の労働権

出産休暇の産後休暇は三カ月である。この期間中に女性は報酬の八〇%に等しい額の給付を受け取るが、現在女性たちの多くは団体協約により報酬の全額を受け取っている。雇用されている女性は、産後の最初の一年間、一日二時間の休憩をとる権利を持つ。子供が満一歳になるまで六カ月の保育両親休暇をとることができる。（休暇は母親に与えられるが、母親はこの権利を父親に譲ることもできる）。この期間中、両親は所得の三〇%に等しい国家給付を受け取るが、公共部門の女性たちの中には団体協約によりそれより高い給付を受け取る者もある。女性労働者（男性ではなく）は、三歳以下の病氣の子供の看護のために無給の休暇をとることができる。

減税や保育費用に関するその他の直接的補助金なし。

公的資金による保育サービス

子供たちは六歳で小学校に通い始める。三歳以下の子供たちの施設の責任を持つのは、地方自治体あるいは州教育局または福祉局（州によって責任部局が異なる）と保健省である。情報を利用できる最新のデータである一九八六年には、この年齢グループの丁度五%強が公的資金の保育施設に通っていた。それ以降、施設の数が著しく増えたように思われぬ。施設はすべて保育所（*asilo nido*）の中に作られ、その殆どすべてが地方自治体によって提供されている。いくつかの民間の保育所で公的資金を受けているものもある。最近ではごくわずかな事例だが、地方自治体が保育サービスを提供するために協同組合団体との協定に署名しているところもある。

三―五歳児の八五%以上（一九八七―八八年には八七%）が就学前教育（幼稚園——*scuola materna*）に通っている。これは中央政府が提供することもあるが、これらの国立幼稚園には一九八五―九六年に子供たちの四九%が通い、その他は地方自治体（二五%）または宗教団体（二二%）と非宗教団体（一六%）からなる民間団体であり、これらは公的資金を受けている。国立幼稚園は、法律により一日最低八時間以上開くこ

とが要求されているが、一日一〇時間（例えば七時三〇分から一七時三〇分まで）開くことができる。

小学校の大半は週六日間、八時三〇分から一二時三〇分まで開いているが、子供たちの五人に一人弱は一日八時間開くフルタイムの学校に通っている。小学校は、文部省によって管轄される。幼稚園とは反対に、地方自治体は、小学校に対して何ら権限を持たない。だが小学校の授業時間外のサービスは、いくつかの小学校にあり、かつ地方自治体によって保証されている。この施設の範囲に関しては統計はないが、広く普及しているわけではない。

両親たちは、三歳以下の子供たちの公的資金による保育サービスに対して所得に応じて費用を支払う。中央政府のガイドラインによると、両親たちは、平均して保育費用の三・六%を支払わなければならないが、地方自治体が比較的多額な寄付を行っている地域では、両親の負担はもっと低くなる。保育サービスには、エミリア・ロマーニャでは子供たちの・九%、ピエモンテでは一・一%、ロンバルディアでは九%の定員であったが、モリセ、カンバーニャ、カラブリア、シチリアでは二%以下であった。幼稚園への通学率は、北部では九二%、中部では九四%だが、南部では八五%、島しょ部では七五%である。地域間格差は質、開園時間、給食や職員訓練にも影響する。例えば、北部の子供たちは、日七時間以上開いている幼稚園を利用できる

率が高い。結局フルタイムの幼稚園への通園比率は、モリセ、バシリカータ、サルディニアの三〇%以上からベネト、カンバーニャ、シチリアの一〇%以下まで、著しい格差がある。

民間資金による保育サービス

民間保育所の定員はわずか——三〇〇〇人以下——しかないし、経営者が行なう保育サービスに関する情報もない。登録の必要のない私的な家庭保育に関する統計もないが、恐らくいくつかの比較的大きい都市を除き、この種の保育方法は一般的ではないように思われる。もっとも一般的な私的サービスは、全く規制を受けず、かつこれに関する統計もない家庭でのサービスである。

一九八五—一九〇年の発展

一、一九八九年以来、自営業の女性の出産休暇に対して最低賃金日額の八〇%に相当する給付が支払われている。一九八九年の裁判所の判例は、母親が死亡した場合または重度の障害を持つ場合には、父親に出産休暇および子供の出産後一年間就業時間中に毎日休憩時間をとる権利を与えている。

二、この期間中に公的資金による保育サービスに関する発展は、ほとんどまたは全く見られなかった。むしろ幼稚園の定員数は実際に減少したし、また三—五歳児の数が減少したにもかかわらず、幼稚園に通う子供たちの比率は、増加の数年後、実

際には、一九八六―八七年と一九八七―八八年の学年の間で減少した（八八%から八七%へ）。

三、公立保育園にも、特に中央政府からの圧力がかかっている。保育サービスに対する公的支出は減少し、両親たちの支払わなければならない保育費用の負担の割合は、ますます増えている。保育所は、中央政府によって任意的サービス（駐車場、マーケットおよびプールなどと共に）とみなされ、これらのサービスの受益者がこれまでより大きな割合の費用を負担する――一九八三年の二五%から一九八九年の三五%へ――ことを期待している。

同時に、中央政府は、保育サービスに対する経営者の拠出制度を変えた。一九七一年以来、経営者は支払給与総額の〇・一%を政府に支払い、政府がこの金を再分配し、保育所を充実するという特殊な目的のために、各州に交付していた。ところが、一九八九年以来、このような基金は、もはや特殊に利用されなくなり、支出用途は地域の選択に任された。これらの措置は、結果として、州間格差を拡大した。保育所のない州では、なんらの発展も見られなくなった。貧弱な施設しかない州では、サービスが削減された。他方、サービスが行き届き、保育サービスに高い価値を与えている州では、それを維持し、発展させるために闘っている。一九七一年法の本来的目標は、一九七六年までに三八〇〇の保育所を建設することであったが、いまだに達成には程遠く、一九八六年になっても定員九万人の一九〇

〇の保育所しかない。

四、両親たちの保育時間延長と保育労働者の労働時間短縮の要求は、さまざまな問題を生みだした。国立幼稚園の教師たちの労働時間は、三〇時間から二五時間に減少した（一九九〇年九月から）。一〇時間開いている学校では、それぞれのクラスに二人の教師がいる。週三〇時間労働制では、それぞれの教師は一日六時間働き、そして二時間だけ一緒に働いた。ところが二五時間に労働時間が減ると、それぞれの教師は、二人のダブル時間もなく、一日五時間働くようになり、かつ保育サービスの質が低下する危険が生じている。

国立幼稚園における教師の労働時間の変化は、それ以外の問題も生んでいる。この期間中には、それぞれ、子供との関係で週三〇時間働き、また他の労働に六時間振り向けた幼稚園の教師と保育所の労働者を含むすべての地方自治体サービスの労働者間で、平等な労働条件が達成された。国立幼稚園での労働時間短縮の結果として、地方自治体管理の幼稚園の教師たちは、それより長い労働時間を有償にするための割り増し手当を受け取るようになった。だがこの手当は、教師と同じ時間働き続けている保育所の労働者には支払われない。このことは、その当時まで存在した平等を危うくしている。

基本的な問題は、開いている時間を延長すればこれまでより多い労働者が必要になるということである（特にもし現在の労働者の労働時間を減らそうとするならば）。だがこれは、公的

支出の削減の政策とは両立しない。

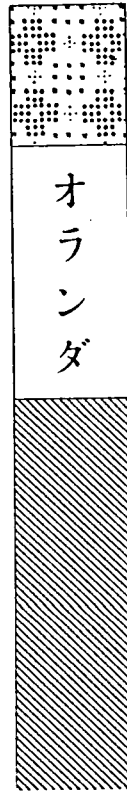
結局、開かれている時間の延長の問題に関しては、議会で具体的に討議された法案が、小学校におけるそのような時間を延長することを提案している。

五、この期間中に建設的な発展も見られた。政府のある委員会は、目的と教育方法論に特に注意を払った幼稚園教育に関する報告書を発表した。この報告書は、熱心な大衆討議の後、改定された。「教育」機能と保育所の位置付けは、多くの地域で強化され、発展した。比較的行き届いた保育所網をもつ地域は、よりフレキシブルな新しいタイプのサービスを提供し、子供たちや彼等の保育者たちの広範なニーズに応え始めた。しばしば保育所が中心になるこのようなサービスは、さまざまな機能を果たしている。すなわち、パートタイム保育、両親やその他の保育者と一緒にいる子供に対して遊ばせ、かつ社交性を高める機会、母親やその他の保育者の出会いの場所、両親たちの情報と教育の場所などになっている。いまこれらの新しいサービスを行なっているところが約五〇あるが、その大半はエミリア・ロマーニヤで、ロンバルディア、トスカナ、ウンブリアなどにもあり、そしてこれらの週と、残念ながらこの種のイニシアチブが実際にほとんどないその他の州と大きな格差が、ますます開きつつある。

六、保育サービスの発展以外に、この期間中にイタリアの女性たちの間で、重要な諸問題、特に子供の権利や子供に対する

政策、母性と父性、日常生活の組織化などについての討論が増えてきた。最近二一二年、平等に関する討論でますます大きな関心が払われるようになってきたのは、雇用と家族の責任との関係である。これは保育労働の配分、男性の役割、保育の社会制度や時間の利用などに関する諸問題を提起している。例えば、いま共産党が準備している法案は、週三・五時間労働、有給の両親休暇、他の諸目的のための休暇、雇用されている者だけでなくすべての市民たちの保育権などを提案している。この法案はまた、男性と女性の間で分け合う家族労働の概念を提案している。この法案は、母性、子供、愛と雇用労働のいずれをとるか選択を強制されることなく、生活の多様な選択の重要性を強調している。その他の諸政党の議員から国会に提出されている別の諸法案は、休暇制度の改善を提出している。

(補記——①本報告の翻訳に当たっては英語版を使用した。意味の明確化を要する場合には、イタリア語版と参照し、適宜補足した。②通貨換算は一九九一年八月一三日現在、一ドイツ・マルク＝七九・三三円、一フランス・フラン＝三三・二八円、一〇〇リラ＝一〇・五三円。③フランスの保育制度の固有名詞に関する訳語は、林瑞枝〔日仏女性資料センター前会長〕にご協力を頂いた。)



雇用の背景

一九八八年に一〇歳以下の子供を持つ女性で、雇用されていたのは三三%。失業者は八%だった。五〜九歳児を持つ女性の雇用率は三三%で、〇〜四歳児を持つ女性の二九%よりむしろ高かったが、失業率は同じだった。二〇〜三九歳の子供のない女性の雇用率は六八%で、子供を持つ女性の雇用率より非常に高かった。一九八五年から一九八八年にかけて一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率は八%とかなりの増加を示した。これは

EC最大の増加率だが、この増加の殆ど大半はパートタイム雇用の増大によるものである。オランダではどこでも子供を持つ女性のパートタイム雇用率の水準は高く、一〇歳以下の子供を持つ雇用された女性の八四%はパートタイムの職に就いている。だがパートタイム労働者の中でも短時間労働で、週平均一〇〜一九時間である。フルタイム雇用の母親の平均労働時間は四〇〜四九時間で、雇用されている母親全体では一〇〜一九時間だった。子供を持つ女性の雇用率の地域的な相違は少ない。臨時雇用はヨーロッパ的水準では高く、雇用された女性の一五%である（ECの一〇%に対して）。それらの女性の大半（一五%中の九%）が臨時雇用に就いている理由は、永続的な仕事がないためである。

一〇歳以下の子供を持つ男性は殆どすべて雇用されている

(九一%)。オランダは、父親のパートタイム雇用率がECで最高レベルである(九%)。雇用されている父親全体の平均労働時間は三〇〜三九時間である。失業率は五%で、地域的な差は殆どない。

片親世帯の割合は、〇〜四歳児を持つ世帯では九%、五〜九歳児を持つ世帯では一〇%である。単身の母親の雇用率は、母親全体のそれより少ないように思われる。というのは〇〜四歳児を持つ単身の母親の雇用率は一八%(一一%低い)、五〜九歳児を持つ単身の母親の雇用率は一九%(一四%低い)だからである。しかし、失業率は母親全体の二倍である——すなわち〇〜四歳児の単身の母親の失業率は一二%(母親全体は六%)、五〜九歳児のそれは一七%(母親全体は九%)である。

両親の労働権

出産休暇は最近一六週間に延長された。産前休暇を四ないし六週間とることができるので、産後休暇は一〇〜一二週間はとることができる。この期間中、女性が報酬の一〇〇%(最高水準で)に相当する国家給付を受け取ることができる。

両親育児休暇はない。計画は議会の承認を得ているが、未だ採択されていない。この計画は両親のどちらかに六カ月間、労働時間を短縮(週二〇時間)する権利を与えることを意図するもので、この権利は子供が四歳になるまでいつでも請求することができる。パートタイム休暇に対する個人の権利は、両親の

一方から他方へ譲渡することはできない。この休暇は無給である。

団体協約の中には種々の休暇資格が含まれているが、この中には有給出産休暇延長(一〜四週間追加)、両親育児休暇(六〜八カ月、その大半はパートタイム休暇で無給)、女性休暇(二〜五日)、ならびに家族理由休暇(年一〜一〇日)などが含まれている。これらの資格は政府、保健、大学ならびに郵便貯蓄銀行の従業員などを含む労働協約の大半でも一般的に認められている。地方自治体や中央政府を包含する最近の協約では、幼児を持つ労働者に労働時間の短縮を認め、働かない時間に対して報酬の七五%を支給している。

保育費用の減税とその他の補助金

保育費用に関する減税は最近廃止された(一九八五〜九〇年の発展を見よ)。自分たちの使用者から補助金が支給されている保育サービスを使用する両親は、補助金に対して税金を支払わなければならない。

公的資金による保育サービス

義務的な小学校教育は五歳で始まるが、ほとんどすべての子供たちは一年早い四歳で小学校教育を始め、自由意志で通学している。就学前教育はない。

四歳以下の子供たち(すなわち小学校年齢以下)の施設に関

するもつとも新しい公式資料は、一九八六年のものである。これより新しい労働組合の調査の推定によると、一九八九年には公的資金による保育所と混合年齢センター（四歳以下の子供たち用ならびに四歳以上の子供たちの延長保育用の）は三〇二である。公的資金の補助を受ける民間家庭保育所（Family day care）は少ないが、約一〇〇の計画がある。そのうち幾らかでも公的資金を受け取っている家庭保育所の割合は不明である。これらの計画は、両親保育所と家庭保育所を結びつける役割を果たし、民間家庭保育母（Family day care）にかなりの援助を与えている。一般的には、これらの計画は両親たちの保育費用を補助しないが、中には重要な財政的援助を与えているものもある。

四歳以下の子供たちに対する施設の主要な形態は、無認可保育所（Playgroup）である。この施設は、二歳以下の子供たちの四分の一と三歳以下の半分を占めている。だが子供たちの保育時間は平均して週五、六時間に過ぎない。無認可保育所の殆どすべてがかなりの額の公的資金の補助を受けており、保育所の費用の約半分を占めている。

この簡単なデータによると、最も多く見積もっても公的資金による保育所や混合年齢センターの定員は、三歳以下の子供たちの一・五%である。保育所の多くはパートタイム保育に利用されているので、三歳以下の子供たちでこれらの保育サービスを利用しているのは二、三%である。その他の一〇%は無認

可保育所に通っているが、保育時間は非常に短い。三歳から義務教育年齢の五歳までの子供たちに対する公的資金の補助を受ける混合年齢センターの定員は一・五%であるが、五〇%は学齢前に小学校に通っている。その他の二五%は無認可保育所に通っているが、平均して保育時間は非常に短い。小学校の基本的な授業時間は、二時間の昼食休憩時間を含めて、九・〇〇〜一六・〇〇時である。小学校は水曜日午後は閉じる。しかし、一日の授業時間と昼食休憩時間を短縮する「連続時間表」を採用する小学校が増えている。アムステルダムすべての学校がこの制度を採用しているが、ここでは授業時間は一時間の昼食休憩時間を含めて八・三〇〜一五・〇〇時である。小学校は——もし両親が依頼し、監督費用を支払う用意があれば——昼食休憩時間中に児童が在校する機会を与えなければならぬ。小学校は昼食を提供しないので、在校を希望する児童は自分自身の食事を携行しなければならない。推定によると、小学校の三分の二は昼食時の保育を行ない、四、一二歳児の児童の三〇%はこの施設を利用していると思われる。さらに少数の児童（一%以下）は昼食センターに行き、そのセンターの大半は純粹にその目的のために利用されるが、延長保育のために利用されるものもある。

小学校は延長保育を行なわない。既存の公的資金の補助を受ける施設は分離センターで行なわれ、その大半は混合年齢センターであり、これらの施設も四歳以下の子供用のものであ

る。これらの施設のいくつかは六歳以下の子供だけを受け入れ、その他のものは九歳またはそれ以上の子供を受け入れる。この種の施設に関する最近の統計はない。最良の推定では、定員は〇〜一〇歳児の児童の1%である。

両親は、公的な資金による保育サービス（小学校を除き）に對して、収入に応じ地方自治体の決定する支払金額により支払う。施設の中で最高レベルの施設があるのはこの国の西部、特にアムステルダムにある。

民間資金による保育サービス

一九八九年の労働組合調査の推定によれば、使用者が援助している保育所は一六〇あるが、その保育所は職場にあるか、または使用者が労働者の子供たちの保育所に援助しているかどちらかである。これらの施設は約三〇〇〇のフルタイムの保育所を運営し、その大半は公的ならびに非営利団体の労働者用である。この調査は、これ以外にも公的な資金を受けない民間の保育所が一七三あることを認めている。これはこれら二つの種類の保育所が、公的資金の補助を受ける保育所と同じ数だけあることと、ならびに年齢グループのすべての子供たちの1%以下の使用者の施設を含めて、四歳児以下の子供たちの1〜2%に相当する施設を運営していることを示唆している。

民間の家庭保育所は、認可を受けたり登録を行なう必要はない。それゆえにこの種の保育所や在宅保育（Own home care）

に関する統計がないのはこのためだが、この型の保育を利用しているのは雇用されている両親である。

一九八五〜九〇年の發展

一 出産休暇は一九九〇年に一二週間から一六週間に延長され、法律による両親育児休暇法案は可決されたが、未だ施行されていない。休暇資格の団体協約への採用で著しい進歩がみられ、これらの資格の大半は一九八五年以降に採用されている。

二 使用者の行なう保育——ますます多くの数の団体協約に含まれるこの給付を加えて——、ならびに民間の営利的な保育所は著しく増加しているが、これら二つの例の保育所の総数は依然として子供たちの非常に小さい部分を占めるに過ぎない。

三 ますます多くの数の学校が一九八五年以来「連続時間表」を採用し、昼食を提供する小学校の数が増えている。だが延長保育の増大は停滞しているように見える。その理由は特に、「連続時間表」を使用する学校が増えているからである。

四 保育サービスの財源に重要な変化が見られた。一九八七年以来、保育サービスに関する政策ならびに支出はすべて分権化された。これらのサービスにどれだけ支出するか、いかなる政策を実施するかについての完全な責任を持つのは地方自治体である。

両親の保育費用（またはそれらの費用の一部）に関する減税は、一九八四年に採用されたが、一九八九年に廃止された。こ

れによって節約された金額——年一万二五〇〇万ギルダー——は、福祉省に移管され、雇用された両親たちに対する保育サービスの充実のために支出される。これらの移管された資金に加えて、追加資金がこの目的に割り当てられているが、この額は一九九〇年の追加額二〇〇〇万ギルダーから一九九三年の億六〇〇〇万ギルダーに増額され、保育サービス（小学校を除く）に関する公共資金総額は一九八九年の六〇〇〇万ギルダーから三億五〇〇〇万ギルダーに増加することになるだろう。

もっと詳しく言うと、この金は保育所——フルタイム保育かパートタイム保育のどちらかの——ならびに組織的計画に基づく民間家庭保育所を拡充すること使用されるだろう。もっとも新しい保育所施設は経営や民間団体の参加を得て協力形態のものになることが予想される。中央政府は、地方自治体、経営者またはその他の共同経営者の提供する追加費用とともに、新しく作られたそれぞれのフルタイムの保育所に対する運営費として五〇〇〇ギルダー、資本費用として一万ギルダーを提供することになるだろう。認可家庭保育所に関しては、新しい財源は計画を運営する職員、設備ならびに民間家庭保育母のための遊戯材料の支出以外に使用することはできない。支出については数多くの条件が付けられている。地方自治体は規則を作成しなければならぬ。地方自治体は毎年提供した保育所の定員数を査定し、来年度の計画を準備する。政府は両親の支払いに関するガイドラインを作成するが、地方自治体はこれによって拘束

されない。

この資金が将来どうなるかは不明である。当初の提案では一九九〇年から一九九四年までの計画だった。しかし、少なくとも短期的には、公的資金による保育サービスの発展に主要な支援が与えられている。六七二地方自治体のうち六四〇が資金の申請をしている。

五 この期間中に、保育は政治的日程に入った。この問題は広く論議されているが、この論議は非常に狭い。保育は主として経済問題や労働力問題——すなわち社会保障を受け取る女性、特に単身の母親の数を減らし、より多くの女性を雇用させるための手段と考えられている。保育はそれ自身で児童政策に寄与する重要な価値とは考えられていない。子供たちの保育は依然として主として両親たちの個人的責任と考えられ、母親や父親たちの間で、また両親たちと社会との間で責任を分かち合うものとは考えられていない。これに関連した男性たちの保育への参加のような問題には、ほとんど関心が払われていない。

七 国営の保育団体—WKN—is、民間団体の主要な改革の一部として閉鎖された。その主要機能は種々の団体の間に分割され、研究や保育問題のロビー活動を行なう中央機関は分離された。

ベルギー

雇用の背景

一九八八年に一〇歳以下の子供を持つ女性の五四%で、失業率は一二%で、ECで最高水準だった。〇〜四歳児を持つ女性と五〜九歳児を持つ女性の雇用率にはほとんど差がなかったが、失業率は〇〜四歳児を持つ女性の方が高かった(一一%に對して一四%)だった。二〇〜三九歳の子供のない女性の雇用率は六八%だった。一九八五年から一九八八年にかけて一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率は三%増加したが、これは主としてパートタイム雇用の増加によるものだった。全体的にいうと、一〇歳以下の子供を持つ女性の三〇%はパートタイムの職に就いていた。平均労働時間はパートタイム雇用の母親で二〇〜二九時間、フルタイム雇用の母親で三〇〜三九時間、雇用されている母親全体で三〇〜三九時間だった。

一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率が最高だったのは西フランドル(六三%)と東フランドル(六一%)で、最低はナミユール(四四%)とリンブルク州(四二%)だった。失業率が特に高かったのはこれらの最後の二つの地方(それぞれ二六%と一六%)やリエージュ州(一七%)やエノー州(一六%)だった。

一〇歳以下の子供を持つ男性のほとんど全部が雇用されていた(九二%)。平均労働時間は三〇〜三九時間だった。失業率は五%だったが、ブラバントやエノーの九%やリンブルクの八

%からアントワープや西フランドルの二%またはそれ以下のよう
に格差がある。

片親世帯の割合は〇〜四歳児を持つ世帯に関しては六%で、五〜九歳児を持つ世帯に関しては八%だった。〇〜四歳児を持つ単身の母親の雇用率は母親全体のそれより少ないように思われるが(四二%で、一一%低い)、五〜九歳児を持つ母親に関してはほとんど差がなかった(五四%で、二%高い)。失業率は単身の母親に非常に高く、母親全体の二倍以上(すなわち〇〜四歳児を持つ単身の母親に関しては三三%(一四%に對し)、五〜九歳児を持つ単身の母親に関しては二二%(一一%に對し)だった。

両親の雇用権

出産休暇は一四週間である。八週間は産後にとらなければならぬが、後の六週間は産前でも産後でもとることができるので、産後休暇は八週間から一四週間の間である。この期間中に女性は最初の六カ月間は報酬の八二%、残りの週は報酬の七五%(最高)を受け取ることができる。

法律に基づく両親育児休暇はない。しかし、労働者は家族理由または個人的理由で六〜二カ月の休暇(「休業」)をとることができ、この休暇は定年退職まで五回とることができる。

この期間中、以前失業していた労働者がその職務を代替する場合には、低額の一律給付(月一万五〇四ベルギーフラン)が支

払われる。公共部門の労働者はすべてこの休暇をとる資格を持つが、民間部門ではこの休暇が取得できるか否かは団体協約または使用者協定いかんによる。広範な諸活動（例えば勉強または旅行）を行なう機会を与えるための措置が採用された。しかし、労働者が子供の出産後一二月以内に休暇をとる場合には比較的給付の支払いが多い（一万二五〇四ベルギーフラン）。この休暇の大半は保育の目的でとられているように思われる。

休暇の八六％は女性がとり、その女性の大半は二五歳と三五歳の間である。公共部門の労働者は出産の年に三カ月の無給の休暇をとることができる。民間部門でこの種の休暇が取得できるか否かは、団体協約または個人的協約いかんによる。

公共部門の労働者は、特殊な目的のために八カ月間の有給休暇をとる資格を持つが、その中には四日間の有給の父性休暇と家族の成員が病気の場合のあと四日間の有給休暇が含まれる。家族的理由のためにこのほかに二カ月の無給休暇を請求することができ、最後に公共部門の労働者は家族的理由または社会的理由で最高五年間パートタイムで働くことができる。民間部門でこの種の休暇の取得可能性は、団体または個人協約いかんによる。男性は一般的には二日間の父性休暇をとる資格を持つ。

保育費用の減税やその他の直接補助金

減税は三歳以下の子供たちの保育費用の八〇％に対して行な

われ、最高子供一人一日当たり三四五ベルギーフランである。両親は支払いの証明書を提出し、公的または認可された保育サービスを利用しなければならぬ。三歳以下の子供を持つその他すべての両親に対しては、雇用されていると否とを問わず、一年当たり一万ベルギーフランの減税が認められる。

公的資金による保育サービス

子供たちは六歳で小学校に通う。三歳以下の子供たち用の施設（就学前教育を除き）の責任を負うのは、ベルギーの三つの社会のそれぞれの福祉機関である——すなわち、フランス人社会では乳幼児局（Office de la Naissance et de l'Enfance—ONE）、フランドル人社会では子供・家族局（Kind und Gezin—K&G）、ドイツ人社会では子供・家族サービス局（DKG）である。

これらの機関は保育サービスは行なわないが、地方自治体または民間団体による下部のイニシアチブに補助金を与え、公的または民間資金を問わず一切のサービスを規制し監督する。

一九八八年にこの年齢グループのほぼ二〇％に対する公的資金の補助を受ける施設があった。この施設の半数（三歳以下の子供の総数の一〇、一一％に当たる）は、就学前教育の二・五歳用だった。二・五〜三歳グループの約七〇％は、この保育施設に通っていた。残りは保育所に五％と認可家庭保育所（保育サービス）の四％に分かれていた。保育所の大半は〇〜三歳児を扱うが（保育所）、中には一八カ月から三歳までの子供たち

を保育するものもある（就学前学校に付属する保育園）。保育所の中には両親がパートタイムの職に就いているのでパートタイムで利用しているところや、混合年齢児保育施設を利用しており、三歳以下の子供たちの二〇%以上が公的資金の補助を受けける保育所に通っている。保育施設は、地方自治体または民間団体が運営することができる。組織された計画による民間家庭保育は保育所に付属することもある。これらの計画は地方自治体または民間団体が組織することもできる。

三〜五歳児の約九五%は就学前教育に通っている（幼稚園）。これらの学校の開いている時間は通常、一時間の昼食休憩を含め、八・三〇〜一五・三〇時で、水曜日の午後は閉園される。子供達の大半はフルタイムで通園する。施設の大半は小学校の一部だが、小学校も同じ時間開いている。学期期間中の延長保育（始業前と放課後ならびに昼食時間）は、主として学校を基礎に行なわれる（保育所）。保育所を設置している学校は、七・三〇〜一八・〇〇時ならびに水曜日の午後開くことができる。しかし、この保育サービスの責任は教育当局にあるが、その質は地方のイニシアチブによって異なる。したがってこのサービスは一般的なものではない。例えば、リエージュでの一九八六年の研究によると、幼稚園の三分の一は保育所を持たず、同じく三分の一は暖かい食事の給食をしなかったという。施設の基準や職員数はまちまちで不十分なものが多い。

フランドル人社会では、三〜六歳児は保育園または認可され

た民間家庭保育が保育することができる。三歳以下の子供たちに優先権が与えられているが、一九八八年にこの型の施設に通っていたのはこの中でも比較的年齢が上の三六四〇人にすぎなかった。

保育園の中には小学校の休日に開いているものもある。フランス人社会ではONE（乳幼児局）、フランドル社会では青年局（The Young Service）が補助金を支給する休日の無認可保育所計画（遊びの広場—*Plaine de Jeux*）（子供一人当たり一日二五ベルギーフラン）がある。一九八八年には、ONEはフランス人社会では五万五〇〇〇人の子供たちを保育する二八八の「遊びの広場」に資金を補助し、同年の調査では三歳から一四歳までの七万人の子供たち（人口の一一%）が小学校の休日の全部または一部をこの施設で過ごしている。この昼間保育に加えて、休日のキャンプやコロニーも公的資金を受け取っている。

最後に、学齢期の子供たちのために数多くの作業場やクラブがあり、広範なレクリエーション、遊戯ならびに芸術活動を提供しているが、それらの施設は保育活動を行なうようには組織されていないし、比較的時間と金のある両親の子供たちが利用できるもののように思われる。

両親たちは所得に応じて公的な資金による保育サービス（学校を除く）の費用を支払う。就学前教育は広く利用できるが、特に三歳以下の子供たちのためのその他のサービスの利用する

可能性には大きな地方的な差がある。

在宅の病児の看護のために数多くのサービスがあるが、大半は失業者の雇用計画の一部として雇用された労働者によって運営されている。

民間資金による保育サービス

サービスの中には使用者が提供しているものもある。その数については情報がないが、そこで保育される子供たちの小部分に過ぎない。民間資金による施設の主要形態は、民間家庭保育である。民間家庭保育は、登録し、ONEまたはK&Gの監督を受けているものと思われるが、登録も監督も受けていない施設（無認可保育所）の割合は不明である。一九八八年には、五七二九の民間家庭保育所があったが、その大半はフランドル人社会にあった。そのほかに四三二の民間保育所（Naisson Den.）があったが、それらは六人以上の子供たちを預かる民間家庭と規定されている。

一九八九年のK&Gの調査によると、三歳以下の子供たちの五四％は正規の保育を受け、半数は親類に保育されていた。残りのうち二八％は公的資金による保育サービス、一九％（三歳以下の子供の総数の一一％）は主に民間家庭保育の民間サービスをを受けていた。

一九八五〜九〇年の発展

一 労働権に対しては若干の調整が行なわれた。現在では前期の出産休暇に対する給付は、個々の使用者よりは公的基金から行なわれている。家族・個人理由休暇は延長され、子供の出産の年にフルタイムの休暇をとる労働者に対して追加給付が行なわれる。

二 保育費用に対する減税が導入されたのは一九八九年である。数多くの問題が生じた。両親の中には登録していかない保育者を使用しているので完全な減税を請求することができないものもいる。そうした保育者は保育費の受領書を出しづらいのである。登録している民間保育でも、所得を申告し税金を払うのを嫌い保育を止めるものもいるし、保育料金を値上げするものもいる。

三 一九八九年以降、ONEとK&Gは完全な自治を獲得し、それぞれの自治体の中で活動し、以前の国家機関の乳幼児局を代行している。そのためこの二つの主要な社会における政策と行政に差が生ずる結果をもたらすことになると思う。

四 財政的な制約のために、三歳以下の子供たちのための公的資金による保育サービスは殆ど増加しなかった——すなわち一九八五〜八八年におけるフランドル人社会の増加はわずかに二％、フランス人社会における増加は九％であった。このようにわずかに増加した予算は、もつとも費用がかからないタイプの施設、つまり認可家庭保育所に集中している。フランス人社会の保育所定員の増加は、保育定員の削減で相殺されている。地

方自治体の予算削減の努力で保育所や病児保育所は閉鎖の危険にさらされ、いくつかの例では保育所（リエージュの二四時間保育を行なう保育所を含め）が閉鎖されている。

幾つかの例では、例えば職員削減や保育する子供たちの増加により、労働条件が悪化している。

五 保育サービスの大半は医学的ならびに社会的性格をもつものだが、センターによつては子供たちのニーズに完全に応えるために、教育的な性格を強化する方向をとつているところもある。

六 一九八六年九月からは、子供たちは二・五歳になつて初めて就学前教育を始めることができる。一九八五年から一九八八年にかけて、フランス人社会における休日保育計画の公的資金の補助を受ける保育所の定員数は三分の一増加した——だが経済的制約のためONEは一九八九年に八歳以下の子供たちの補助金を削減せざるをえなくなり、比較的年齢の上の子供たちの施設が危険にさらされている。

七 数多くの「多目的」ならびに混合年齢児センター——二〇以上——が作られた。これらは、〇〜一二歳の子供たちや彼等の両親たちのために様々なサービス——保育、図書館、作業所、宿題センターなど——を提供している。だがこれらのセンターはいまだに公的に認可されていない。最近、パートタイム施設によるサービスも増加している。その幾つかは母親と子供たちが集會する場所でもあり、母親が泊まることも予定されて

いる。その他の施設は子供達のパートタイムの保育を行なう。これらのサービスは規制も受けないが補助金も支給されない。

ルクセンブルク

雇用の背景

一九八八年に一〇歳以下の子供を持つ女性で雇用されていたのは三八%、失業者は二%でECで最低だった。〇〜四歳児を持つ女性と五〜九歳児を持つ女性の雇用率と失業率にはほとんど差がなかった。二〇〜二九歳の子供のいない女性の雇用率は六九%だった。一九八五年から一九八八年にかけて子持ちの女性の雇用率は四%増加した。全体として一〇歳以下の子供を持つ雇用された女性の四分の一以上（二六%）は、パートタイムの職に就いていた。平均労働時間はパートタイム雇用の母親で二〇〜二九時間だった。フルタイム雇用の母親で四〇〜四九時間、雇用されている母親全体で四〇〜四九時間だった。

一〇歳以下の子供を持つ男性のほとんど全部が雇用されていた。平均労働時間は四〇〜四九時間だった。失業率は一%で、これもECで最低だった。

単身世帯の割合は〇〜四歳児を持つ世帯の五%、五〜九歳児を持つ世帯の七%だった。単身の母親の雇用率は母親全体よりはるかに大きく、〇〜四歳児を持つ単身の母親の雇用率は七五

% (三九%高い)、五、九歳児を持つ母親の六三% (二七%高い) だった。失業率は単身の母親は低く三%以下で、母親全体と同じ水準だった。

両親の労働権

産後の出産休暇は八週間 (多胎出産の場合は一二週間) だった。この期間中、女性は報酬の一〇〇%を受け取る。父親は特殊な家族的理由の有給休暇をとる権利を与える法律により、二日間の有給父性休暇をとる権利が与えられる。

法律によって定められた父性休暇はない。公共部門の労働者は、一年間の無給休暇をとる権利または子供が四歳になるまでパートタイムで働く権利を持つ。

保育費用に関する減税ならびに直接補助金

一四歳以下の子供たちの保育費用に関して一万八〇〇〇ルクセンブルク・フランの減税が行なわれる。両親は支払い証明書提出しなければならない。

公共資金による保育サービス

小学校教育は六歳で始まるが、義務教育は就学前教育の二年目の五歳で始まる。

三歳以下の子供たちの施設は混合年齢児センター (Foyer de jour) の中に作られる。これらのセンターは、四歳 (子供たち

が就学前教育を始める年齢) 以下の子供達の保育と、四歳以上の子供たちの延長保育を行なう。年齢の上限はまちまちで——五歳、六歳、八歳または九歳のこともあるが、もっとも多いのは一二歳である。大半のセンター (一九八九年に二四) はこの事業に責任を持つ家族省から補助金を受け取る民間団体によって運営されるが、一部 (一九八九年に一〇) は地方自治体によって運営される。一九九〇年に公共資金による混合年齢児センターの運営する三歳以下の子供たち (大半は二歳) の保育所は二二〇だった。

この混合年齢児センター内の保育所のほかに、四歳以下の子供たちのパートタイム保育を行なう公共資金の補助を受けるセンター内の保育所 (Garderies) が二二〇ある。

全体として混合年齢児センター内にある保育所の定員は三歳以下の子供たちの一、二%である。三歳以下の子供達の保育所数については情報が無い。

三歳から義務教育年齢の五歳の子供たちの中で、四歳児の殆どすべてが自発的に就学前教育の第一年に通っている。就学前教育も学校教育も一般的には同じ学校で行なわれ、同じ時間割によって行なわれ——週三日は八・〇〇〜一一・三〇ならびに一四・〇〇〜一六・三〇であり、土曜日を含めて他の三日は八・〇〇〜一一・三〇である。このほかに混合年齢児センターは、三歳児のフルタイム保育と就学前教育の四歳児の延長保育を行なう。一九八九年には、家族省の補助金を受ける民間のセ

ンターや地方自治体の運営するセンターの三歳児グループ用の保育所が約六〇〇あった。このことは三歳児または四歳児の約七%がこれらの公共資金によるセンターの一つに通い、就学前教育とともに公共資金によるサービスに三歳児と四歳児の五五〇%用の施設があることを示している。このほかに保育所 (nurseries) の中に三歳児用の施設がある。

一九八九年には、民間施設で公共の補助金を受けている混合年齢児センターや地方自治体センター内の不明数の施設内の五〇歳児用の延長保育を行なう保育所は約三〇〇で、この年齢グループの一〇%を占めていた。

最近まで昼食休憩時の唯一の施設は、小学校児童の混合年齢児センターの一つの少数の保育所だったが、最近の小中学校の中には食事を提供し監督を行ない始めたところもある。また地方自治体でも小学校の休日に子供たちの遊びの計画を提供するところもある。

両親は公共資金によるサービス(学校を除く)に対して所得や子供たちの数に応じて料金を支払う。サービスはルクセンブルク市内や周辺に集中している。この地域で保育所の約七五%を占めている。比較すると、主として農村であるこの国の東部と北部にある保育所はわずか八%に過ぎない。

最後に在宅の病児の看護サービスもある。

民間資金による保育サービス

非営利的民間団体、民間企業、使用者(病院やECも含む)の運営するいくつかの混合年齢児センター(一九八九年に二二で定員数が約九〇〇)がある。センターの多くは二歳以上五歳までの子供しか保育しない。これらのセンターは登録したり、福祉または教育諸機関の認可をうける必要はない。唯一の要件は商業会議所から事業を行なう認可を受けることだけである。民間家庭保育も利用できるが、保育者は登録したり、認可を受けたりする必要はない。そのためこの種の施設で利用しうる定員数に関して情報は無い。

一九八五〜九〇年の発展

一 一九八九年の選挙に基づき、新しい政府は父性休暇を自らの短期の政治日程にのせた。上程されている法律は民間部門のすべての労働者に二年以下の無給の休暇を与えることを意図している。労働者は自分たちの以前の職務(または同じ職務)に復帰する優先権を有するが保障はされない。

二 一九七九年以降、保育サービスの発展のために一貫して政府の援助が行なわれた。主要な重点が置かれたのは非営利団体の運営するセンター数を増やすことであり、家族省の公共資金による補助金が支給された。この家族省の補助金による混合年齢児センター数は、一九八五年の四七八から一九九〇年の七〇四へと四七%増加した。保育サービスに関する家族省の支出総額は、一九七九年の一〇〇〇万ルクセンブルク・フラン(こ

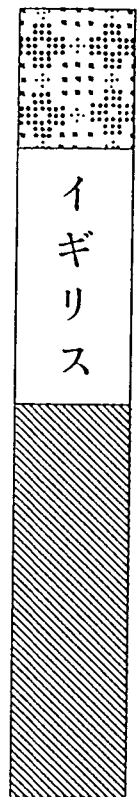
の当時補助金が支給されていたセンターは五つに過ぎなかった)から、一九八五年の七四〇〇万ルクセンブルク・フランや一九九〇年(当時補助金は二五センター以上に交付されていた)の一億七四〇〇万ルクセンブルク・フランに増加した。

家族省も施設が比較的少ない地域の保育サービスの強化や質の向上に重点を置き、支出増の大半を専門家による訓練や相談サービスに向けた。

三 注意が向けられたのは施設の開く時間をもっとフレキシブルにすることである。センターの中には通常の時間を越えて開くことができないか否かということを検討しているところもある(七・三〇〜一八・三〇時)。一日二四時間の保育サービスを行なっている四つのセンターは、政府の援助を受けている。これらのセンターは〇〜一二歳の子供たちを保育するが、特に在来のセンターが閉鎖されているときに働く両親や病気の両親を含め、緊急時に保育サービスを行なうことを意図している。これに加えて在宅の病児の看護サービスが一九八八年に開始され、それ以降は政府援助で拡大されている。

四 ここ数年間に、自分の子供が混合年齢センターで保育されることを望まない母親たちによって相互援助協会(associations d'assistances mutuelles)が発足した。これらの協会の目的は、働きに出ている女性たちと民間家庭保育を行なうことを望む女性たちを結び付けることである。家族省はこれらの協会に財政援助を与えているが、両親たちは民間家庭保育の料金を支

払う。



雇用の背景

一九八八年に一〇歳以下の子供を持つ女性で雇用されていたのは四六%で、失業率は八%だった。五〜九歳児を持つ女性の雇用率(五三%)は、〇〜四歳児を持つ女性の雇用率(三七%)より著しく高く、この差はEC最大であった。他方、失業率の方は〇〜四歳児を持つ女性の方が高いように思われた(七%に対し九%)。二〇〜三九歳の子供のいない女性の雇用率は八三%とEC最高水準で、子持ち女性のレベルを非常に上回っていた。一九八五年から一九八八年にかけて一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率は八%という著しい増加率を示し、この期間中EC内で二番目の高さだったが、その原因はフルタイムとパートタイムの双方の雇用の増加によるものだった。全体として、イギリスは子持ち女性のパートタイム雇用の水準が非常に高く——雇用された母親の七〇%がパートタイムの職に就いていた——、パートタイム労働者の労働時間は短く、フルタイム雇用の母親の三〇〜三九時間、雇用されている母親全体の二〇〜二九時間に対して平均一〇〜一九時間である。

子持ち女性の雇用率が最高なのは東アングリヤ(五一%)

で、最低なのはウエールズとスコットランド(四〇%)である。失業率が特に高いのはスコットランドと北西部(一一%)である。

一〇歳以下の子供を持つ男性の大半(八八%)が雇用されていた。平均労働時間は四〇〜四九時間で、父親たちの労働時間はECの他の部分より長かった(三四%が週五〇時間以上働いていた)。失業率(八%)はEC第二の高さだが、北部の一五%や北アイルランドの一四%と東アングリアの二%までの差がある。

単身世帯の割合は、〇〜四歳児と五〜九歳児の世帯の二二%で、EC(デンマークを除く)最高のレベルである。単身の母親の雇用率は母親全体より低く、〇〜四歳児の単身の母親の雇用率は一八%(一九%低く)、五〜九歳児の単身の母親に就いては三七%(一六%低い)。このような相違は、主として単身の母親のパートタイム雇用の水準が比較的低いことによるものである。単身の母親の失業率は母親全体より高い——すなわち〇〜四歳児を持つ単身の母親は一〇%(母親総数の九%に対し)、五〜九歳児の単身の母親は一一%(七%に対し)である。

両親の労働権

産後の出産休暇は、二九週間である。イギリスはECでもっとも休暇が長く、産前の一一週間を含め四〇週間である。イギリスは「勤続年数」が出産休暇に適用される唯一の国である。

休暇をとる権利を得るためには、女性は少なくとも同じ使用者の下でフルタイムで二年、パートタイムで五年働いていなければならぬ。この条件で多数の女性が資格を奪われている。女性は休暇期間の一部についてしか給付が受けられない——すなわち報酬に比例して給付が受けられるのはECでもっとも短い六週間(報酬の九〇%)で、後の一二週間は低額一律の給付である。

父性休暇や両親育児休暇、または病児の看護休暇はない。

様々な休暇の権利が、団体協約または個別の経営者との協定に含まれている。約一一〇〇人の経営者に対する最近の調査の結果明らかになったことは、二三%が法律に基づく出産休暇を改善し、四%が育児休暇(出産休暇後の無給休暇)を認めている。二六%が選択的なパートタイム労働を認め(労働者がパートタイム労働を選択することが可能な場合)、二四%がフレックスタイムや一八%が仕事の分かち合い(job-sharing)を認めている。これらの措置が利用できる場合でさえ、必ずしもすべての労働者が利用できるわけではない。例えば、育児休暇が比較的多く利用できるのは管理者だったが、このグループはフレキシブルな労働時間を選択することが比較的困難なように思われる。この調査は従業員一〇〇人以上の経営者に限定された。これやその他の理由でこのような雇用給付の範囲が恐らく過大に表現されているように思われる。第二の調査でも育児休業を実施している経営者が五%と同じレベルであり、企業の三分の

一で父性休暇を与えていることが分かった。

保育費用に対する減税と直接補助金

なし

公的資金によるサービス

義務小学校教育は五歳で始まるが、四歳児の多くは自発的に小学校に通っている。子供に関する行政（学校を除く）は、地方自治体の福祉諸部門や健康省の管轄である。

一九八八年の公的資金による保育所の定員は三歳以下の子供数の二%で、その大部分は〇歳から四歳までの子供たちを保育する混合年齢児センター (Day nurseries と family center) だが、子供たちの中には二歳で就学前教育に通うことが認められるものもあるし、少数の子供たちは民間家庭保育所の料金について公的資金から補助金を受けている。混合年齢児センターは主に地方自治体が運営しているが、中には民間団体が運営するものもあり、(少数の例外はあるが) 雇用されている両親の子供たちは利用できない。それらの施設は基本的には非常に恵まれないか、または「危険な状態にある」子供たちのための「社会事業」である。

公的資金の補助を受ける保育所の定員数は三〜四歳児の約二%だが、これは混合年齢児センターか、または民間家庭保育所の料金を公的資金で補助するかのいずれかの形態をとっている。

る。さらに子供たちの四五%は学校に通っていた——二五%は就学前教育、二〇%は学齢前の小学校への入学。だが就学前教育に通う子供たちの大部分は午前か午後の二部授業で、一日二・五時間の授業を受けている。このことはこの年齢グループの約三七%に関して小学校やその他の公共資金の補助を受ける保育所などのフルタイムの施設があったことを意味している。

小学校教育は一般的には九・〇〇〜一五・三〇時だが、多くの教育機関は授業時間を減らしている。昼食休憩時間は監督され、学校の大部分は給食をしている。推定によれば学校内または分離センターのいずれかの形で延長保育を利用している子供たちは、五〜一〇歳児の〇・五%以下である。

施設の大半は小学校内にあり、無料である。それ以外の施設に関しては、主として保育費用を支払うのは両親である。あらゆる形態の施設の水準は地域によって非常に異なり、最高水準の施設があるのは大都市、特にロンドンである。例えば延長保育の三分の一はロンドンにある。

民間資金による保育サービス

フルタイムの保育サービスを行なう民間施設の主要な形態は、民間家庭保育所である。民間家庭保育母は認可を受け、登録しなければならぬし、大部分は登録しているものと考えられている。一九八八年に登録した民間家庭保育母の保育する子供数は、〇〜四歳児の五%だった。これに対し在宅保育は未登録

で、その規模に関しては統計がない。それはおそらく五歳以下の子供たちの一〜二%であると推定される。

民間保育所 (day nurseries) に通うのは五歳以下の子供たちの一%以上だが、一八〜二四カ月の子供たちのための保育所も比較的少数だがある。この施設の大半は民間経営者の設立によるものだが、中には企業経営者の運営するものもある。企業経営者の中には民間保育所で保育される従業員の子供たちに補助金を支給するものもある。このような形で企業経営者が補助する保育所の数については情報が無い。それ以外の企業経営者は、現金による手当かまたはクーポン券の利用などにより、従業員の保育費用に財政援助を与えている。上記の援助に関する企業経営者調査の結果明らかになったのは、保育所を運営しているのが三%、学校の休日期間中の保育サービスを行なっているものが二%、保育に関して何らかの財政援助を行なっているものが一%だということである。事業規模が小さくなるほど、企業経営者の与える援助が少なくなることが予想される。

大部分の子供たちを保育する (実際に民間または公的資金の補助を受けるそれ以外の保育所より多くの五歳以下の子供たちを保育する) 民間資金による施設は無認可保育所である。無認可保育所の保育する子供たちの年齢は二・五歳から四歳までだが、子供たちの保育時間は週五時間である。公的な資金の補助を受けている無認可保育所は三分の一に過ぎず、平均的な補助金額は運営費用の一〇%以下を賄うに過ぎない。無認可保育所

の大半を運営するのは両親グループだが、個人経営者の運営するものもごく少数だがある。一九八八年に無認可保育所の定員数は三〜四歳児の三四%を占めたが、この施設の多くは交替制で利用されているので、この年齢グループの約五〇%が無認可保育所に通っていることになる。

一 この期間を通じて保育に関する関心が非常に増大したが、その理由は主として離学者 (School leaver) 一六歳の法定義務年齢に達して学業を離れるもの) の減少による労働力不足の進行、子持ちの女性の雇用の増加に対する需要の増加によるものである。保育は、政治的・経済的な日程の中で優先権を得ている。

二 政府は強い反応を示し、経営者に雇用上の措置 (育児休業やフレックスタイムのような) をとらせたり、従業員の要求があれば保育施設を設置したり、保育サービスを行なう民間市場に注目させたりした。一九八九年、女性問題に関する政府委員会は民間サービスの規制の改善を含む保育サービスの向上、小学校に対する延長保育の奨励、民間保育サービスの自発的な資格認定計画の改善の奨励、使用者と民間部門の間の協力の奨励などに関する五項目の計画を発表した。この計画は、民間施設の規制を除いて、特に雇用されている両親の保育サービスに公共機関が深く関与することを禁止している。例えば、政府はすべての小学校に書簡を送り、延長保育を行なうために小学校の建物を利用することに注意を促しているが、小学校がいかな

るイニシアチブを發揮してもそれに要する費用は自己負担しなければならぬ。この計画による保育サービスに関する唯一の子算支出は、民間の非営利部門のプロジェクトの奨励のための二〇〇万ポンドに過ぎなかった。

一九九〇年に生じたその他の反応は、職場保育サービスを利便している従業員に対して支給した一切の補助金に対して税金の支払いを要求する、一九八四年に採用した措置を廃止することだった。

このような政策の発展は、保育対策は両親や使用者の私的な事柄であり、政府の責任は奨励や規制に限定されるという公的な見解を反映している。

三 経営者の中にも子持ちの女性労働者のニーズに応えるものが現われ始めた（だが子供の問題は依然として専ら「女性の問題」であり、父親には殆ど関心が向けられない）。だが既に述べたように、この成果はごく限られたものでしかもちままだが、いくつかの目覚ましい個別的な創意が發揮されている。ますます多くの労働組合が保育やそれに関連する措置に関する援助を含めて経営者との交渉に入りつつあり、職場保育所を含めわずかだが協定例が生れている。労働組合会議（TUC）やいくつかの単組は、団体協約や個人協約よりはむしろ、公的資金による保育サービスや法律に基づく労働権が必要であることを強調している。労働党もやはり新しい綱領において公的な資金援助や法的権利を含めた複数のアプローチの必要性を強調し

ている。

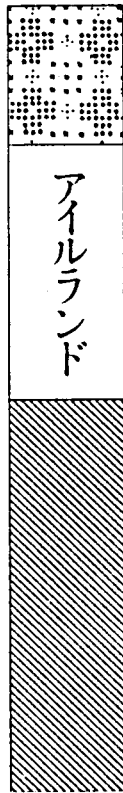
四 公的資金の補助を受ける保育サービスは殆ど伸びなかった。一九八五年から一九八八年にかけての三年間に、公的資金の補助を受ける混合年齢センターの定員数の増加は四％で、就学前教育の五歳以下の子供たちの定員の増加は五％だった。

五 これに対して民間保育サービスは非常な増加を示した。民間の混合年齢センターの五歳以下の子供の定員数は、一九八五年から一九八八年にかけて四七％増加した。これらのサービスの定員数は、公的資金による混合年齢センターより多い。だが一九八八年には民間センターの定員数は五歳以下の子供数の一％に過ぎなかった。登録した民間家庭保育を有する保育所数は三三％増加したが、在宅保育所に関しては情報が無い。この形式の保育は著しく増加するものと考えられる。

六 新しい児童法は一九八九年に採択された。この法律は保育サービスを含め子供に関する法律の多くの面を包含している。それは八歳以下の子供たちの民間保育サービスに関する規制を改善し、地方自治体が三年ごとにそれぞれの行政区域内の保育サービス全体を調査することを要求している。だがこの法律は地方自治体がすべての子供たちにサービスを与えることを許可しているが、政府が要求しているのは「困っている」子供たちに保育サービスを行なうことであり、雇用されている両親を持つ子供たちに関する規定では法律に基づく役割を除外して

する。

七 地方自治体のますます多くが地方の経営者やその他の機関(例えば職業訓練計画)とともに、保育サービスを充実するために協力する可能性を検討している。経済的・社会的関心は、比較的困窮しているグループと地域ならびに特殊な労働者グループを援助する目的に結合している。例えば、グラスゴーのプロジェクトではスコットランド開発庁と地方自治体が共同で後援し、混合年齢児センターを一〇カ所建設する提案を採択した。このプロジェクトは、この地域の経済的・社会的戦略に貢献することになると思われる。



雇用の背景

一九八八年に一〇歳以下の子供を持つ女性で雇用されていたのは二三%とEC最低の水準で、失業率は八%だった。〇〜四歳の子供を持つ女性の雇用率は二五%で、五〜九歳の子供を持つ女性の二〇%よりかなり高かったが、失業率は同じだった。二〇〜三九歳の子供のない女性の雇用率は六七%で、子供を持つ女性の水準より著しく高かった。一九八五年から一九八八年にかけて、子供を持つ女性の雇用率は五%と著しい増加だが、これは主としてフルタイム雇用の増加によるものである。全体

として一〇歳以下の子供を持つ雇用された女性の三〇%はパートタイムの職に就いていた。パートタイム雇用の母親の平均労働時間は一〇〜一九時間、フルタイム雇用の母親は四〇〜四九時間、母親全体では三〇〜三九時間だった。

一〇歳以下の子供を持つ男性の雇用率はわずか七九%で、ECで最低だった。平均労働時間は四〇〜四九時間だった。このように雇用率が低い原因は、失業率が一七%と非常に高いことにあった。

単身世帯の割合は、〇〜四歳児と五〜九歳児を持つ世帯では、六%だった。〇〜四歳児を持つ単身の母親の雇用率は、母親全体より少なく一七%で(八%低く)、五〜九歳児を持つ単身の母親の雇用率は二三%(四%高い)で、比較的高かったように思われる。失業率は母親全体より単身の母親の方が高かつ

た——〇〇四歳児を持つ単身の母親は一四%（母親全体の八%に対し）、五〇九歳児を持つ単身の母親は一二%（母親全体の七%に対し）だった。

両親の労働権

出産休暇は一〇週間である。四週間は産後にとらなければならぬ。残りの六週間は産前、産後どちらにとってもよい。したがって産後休暇は四週間と一〇週間の間である。母親が要求すれば、さらに四週間の休暇をとることができる。この最後の四週間は無給であるが、残りの休暇期間中に女性は報酬の七〇%を受け取る。これは無税なので、給付は手取り報酬に等しい額である。公共部門の女性は団体協約により賃金総額を受け取る。父性休暇、両親育児休暇、病児看護休暇はない。しかし多くの使用者は子供の誕生時に、父親に二日間の任意休暇を与えている。

育児費用に関する減税その他の直接補助金

なし

公的資金による保育サービス

義務教育の始まるのは六歳であるが、四歳児や五歳児の多くは自由意志で小学校に通っている。ダブリンにある一つの就学前教育センターや旅行者の子供たち用のセンター約四〇を除

き、就学前教育は行なわれていない。

三歳以下の子供たちで公的資金の補助をうける施設に通っているのは二%以下で、六歳以下の子供を保育する混合年齢センター（保育所）に通っていた。これらのサービスを提供しているのは、すべて民間団体だったが、雇用された両親を持つ子供たちは利用できなかった。それらのサービスは本質的には、重度の障害を持つか、または「危険」な状態にある子供たちに対する「社会事業」である。

三〇五歳児の二〇三%は混合年齢センターに通う。さらに四歳児の五五%、五歳児の一〇〇%が小学校に通っていた。だがこの割合は子供数が出生率の低下で年々低下しているので現在ではもっと高くなっているかも知れない。全体として公的資金の補助を受ける施設でこの年齢グループの施設の割合は約五%と推定される。

七歳以下の子供たちのための小学校教育の授業時間は、一日四時間四〇分である。この年齢児の一日の授業時間は、通常九・〇〇〜一三・三〇時である。これより年長の子供たちに関しては、授業時間は五時間四〇分に増加し、通常終業時間は一五・〇〇〜一五・三〇時である。昼食休憩時間の長さは異なるが、監督を受け、子供たちは通常自分の食事を携行するが、不便な地域では学校が冷たい食事を提供する。

現在、延長保育を行なう幾つかの施設があるが、その内には失業している青年に仕事を与える計画の一部として設立された

ものもある。これらの施設の扱っている子供たちの総数は二〇〇人で、六〜一〇歳児総数の〇・一％以下に過ぎない。

保育施設はダブリン地域に過度に集中している。例えば、公的な資金の補助を受ける混合年齢児センターの八五％はダブリン市内またはその周囲にある。

民間資金による保育サービス

幾つかの（五ないし六）保育所は、公共部門の使用者が自らの従業員のために運営している。民間保育所は、今のところ認可や登録の必要はない。したがって民間保育所、混合年齢児センター、民間家庭保育所や在宅保育に関する統計はない。だが民間家庭保育所は非常に広く拡がっている。

民間資金による施設の主要形態は、無認可保育所である。これらの施設は二・五〜四歳児用であるが（五歳児の大半は小学校に通っている）、子供たちは平均して週五〜六時間通園するに過ぎない。無認可保育所の大半は公的資金の補助を受けているが、それらの資金はごく少額に過ぎない。中には両親たちのグループが運営するものもあるが、その大半は無認可保育所のリーダーたちが個人的に運営するものである。いまのところこれらの施設は登録する必要がないので、無認可保育所数やそこに通う子供たちの数に関する情報はない。一九八七年の推定によると、このタイプの施設に通う子供たちの数は二万二五〇〇人―三〜五歳児の子供総数の約一二％―である。

一九八五〜九〇年の発展

一 この期間中に公的な資金の補助を受ける保育施設に著しい増加はなかった。限定された施設（小学校を除く）は、依然として障害児や危険な状態にある子供たちの施設である。民間営利保育施設に関する統計はないが、この施設は著しく増加し、一九八七年以来恐らく二倍になったものと推定される。

二 保育に関して、マスコミの強い関心とともに世論の関心が著しく増大した。行き届いた保育サービスを行なう施設に対する援助が増大している。

三 一九九〇年に、このような世論の変化に重要な政治的反応が生じた。労働省は、民間や公共部門に雇用された両親に保育サービスをを行なうためにいかなるイニシアチブをとるかを調査するための研究委員会を設置した。政府は、公共部門の労働者に保育サービスを行ない、政府と協力して施設を準備し、職員に運営費を支払うよう勧告している。女性の状態に関する第二委員会が設立された。

四 労働組合の保育に対する関心が高まり、使用者に対し労働者に援助するよう要求することが、団体交渉においてますます一般的になっていく。労働組合は二つの地方自治体が職場保育所を開く決定を行なったことに部分的に関与している。

五 前記の理由により、職場保育所の数が増えつつある。一九九〇年秋に、民間部門の労働者のための最初の職場保育所を

開いたのは銀行である。

六 提案された保育法は政府に採択され、国会で審議中である。この法案は、一九九〇年に国会を通過する予定である。他の諸措置の中で、この法律は民間保育施設の登録と規制を採用している。

七 保育労働者の地位に影響を与える三つの重要な発展が見られた。第一は保育労働者に関する最初の全国的賃率が協定されたことである。第二はダブリンに民間家庭保育母のための最初の訓練課程が設けられたことである。第三に保育サービスの経営者、所有者、労働者の協会が設立されたことである。

デンマーク

雇用の背景

一九八八年に一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率は七九%とEC最高で、失業率は八%だった。〇〜九歳児を持つ女性の雇用率は八〇%で、〇〜四歳児を持つ女性の七六%よりかなり高かったが、失業率は七%で後者の九%よりかなり低かった。二〇〜三九歳の子供のない女性の雇用率は、子供を持つ女性のそれと同じだった。一九八五年から一九八八年にかけて母親の雇用率は三%増えたが、その原因は専らフルタイム雇用の増大によるものだった。全体的に一〇歳以下の子供を持つ雇用され

た女性の四〇%は、パートタイムの職に就いていた。パートタイム雇用の母親の平均労働時間は二〇〜二九時間、フルタイム雇用の母親の労働時間は三〇〜三九時間、雇用された母親全体の労働時間は三〇〜三九時間だった。

一〇歳以下の子供を持つ男性のほとんどすべて(九五%)が雇用されていた。平均労働時間は三〇〜三九時間だった。失業率は三%だった。

子供を持つ世帯総数に占める片親世帯の割合を示す統計はない。だがEC統計によって推定すると、イギリスと同じレベルで、ECでも最高の内の一つである。単身の母親の雇用率は母親全体よりかなり低く、〇〜四歳児の母親の雇用率は六九%で(七%低い)、五〜九歳児を持つ女性は七四%(六%低い)だった。失業率は〇〜四歳児を持つ単身の母親の方が母親全体よりやや高かったが(九%に対し一一%)、単身の母親や五〜九歳児を持つ母親全体と同じだった(八%)。

両親の労働権

産後出産休暇は一四週間で、父性休暇は二週間である。このほかに両親は両親育児休暇を一〇週間とることができる。これらの休暇期間中、両親は報酬の九〇%(最高)の給付を受け取る。団体協約に基づき、公共部門のすべての労働者が休暇期間には報酬の全額を受け取り、民間部門では一四週間だけ報酬全額を受け取る。父親全体の半分が父性休暇をとるが、両親育児休暇

をとった者は三％に過ぎなかった。実際には父親の三分の一は父性休暇をとる資格がない（というのは両親の一人または他の両親が勉学中か自営業に従事しているためである）。父親が休暇をとらない主な理由は、母親が最初の六カ月は母乳で育てたいと思うことと、父親が仕事から離れられないと考えることである。父親が休暇をとることは家族にとっては高くつきすぎる（というのは給付は一月最高一万デンマーク・クラウンしか払われないからである）。

病児の看護休暇をとる法的な権利はないが、公共部門の全労働者と民間部門の大半の労働者は、子供が発病した第一日に、報酬の全額給付をうけながら自宅で看護する権利がある。

保育費用に関する減税その他の直接補助なし。

公的資金による保育サービス

子供たちの就学年齢は七歳である。学齢以下の子供たちに対する保育や延長保育はすべて社会事業省と地方自治体の社会福祉局の責任である——だがこれには二つの例外があり、就学前教育と小学校を中心とした延長保育は大半の地方自治体の教育局の責任である。このサービスは、保育と教育の二重の機能を持っている。教育機能は子供たちの全体的な発達を高めるといっておおざっぱな意味で考えられている。

一九八九年、公共資金の補助を受ける保育所の定員数が三歳以下の子供のほぼ半数（四八％）を占めたが、これはECで最高のレベルだった。施設の大半（六〇％）が認可家庭保育所（'formidlet dagpleje'）だった。それ以外の施設は保育所（'vuggestuer'）（二八％）、混合年齢センター（'inegerede institutioner'）（八％）——大半は〇〜六歳児を扱うが、中にはそれ以外の子供たちの延長保育を行なうところもある——、それにかかりの数の二歳児を扱う幼稚園があった。

三〜六歳児グループで、六歳の全部と五歳児のかかりの部分に就学前教育に通うが、この教育は小学校で一日三時間行なわれる。このほかに子供たちの七〇％がこれ以外のタイプの施設に通っている。就学前施設を含めると、この年齢グループの約八五％が公的資金の補助を受ける施設に通っている。学校以外の施設に通う子供たちの大半は、幼稚園に通っている（六一％）。残りは混合年齢センター（一七％）、認可家庭保育所（二二％）ならびにセンター（'fridshjem'）（四％）、または学校（'skolefrids-ordinger'）（五％）に通っている。

就学前教育に通う子供たちは延長保育用にこれ以外の施設を利用することが多い。例えば六歳児の四四％がそうである。就学前教育は一日三時間しか行なわれないので、子供たちは一日の長い時間を延長保育に通うことがある。幼稚園、混合年齢センター、保育所、認可家庭保育所は通常一日一〇時間開いており、子供たちは一日平均七時間通っている。

小学校の授業時間は子供たちが成長するにつれて長くなり、七歳児では週一五〜二二時間、一〇歳児では二〇〜二七時間である。授業時間は地方自治体によって決定され、始業時間は八・〇〇時で、終業時を一五・〇〇時にすることもできる。授業時間は地方自治体によって異なるが、曜日によって異なることも多い。コペンハーゲン地域では、学校が給食を行なうが、一般的には行なわれていない。延長保育の定員数は七〜一〇歳児の二九%だが、その内の七〇%が学校を基礎にするものではなく、大半は混合年齢児または小学校児童専用のセンターである。残りの三〇%は学校を基礎にしたものである。

保育事業の運営は地方自治体と民間団体によって行なわれる（実際には所有関係によって殆ど差がない。というのは公的資金の補助を受ける保育事業は運営主体に関わりなく同じ条件と基準に合致しているからである）。全体的に混合の割合は約六〇対四〇くらいであるが、地域によって異なる。両親は（学校を除き）所得に応じて保育費を支払い、支払額平均は費用の三分の一である。両親の支払う料金を減らすために特別に補助金を支出している自治体ではこれより低くなることもある。全国的には、保育事業に対する公的支出（学校を除く）は、一三〇億デンマーク・クラウンである。あらゆるタイプの施設のレベルは、地域によって異なる。最大の都市のコペンハーゲンやオールフスが最高で、農村地域や比較的小きな町は最低である。これらの人口が比較的少ない地域は認可家庭保育所の施設の割

合が高く、保育所その他のタイプのセンターが比較的少ない。

民間資金による保育サービス

使用者の運営する保育施設もあるが、非常に少ない。民間施設は子供を二人以上保育する場合には登録しなければならないが、定員数については情報がない。全体として民間保育施設の演ずる役割は、親類が行なう保育所と同様に、副次的でしかも低下している。デンマークは民間施設や親類が保育する三歳以下の子供数が公的資金の補助をうける保育所より少ないECで唯一の国である——すなわち一九八七年に三歳以下の子供の四七%が公的資金の補助をうける施設に通っていたのに対し、親類の行なう保育所は八%、民間の保育所は一五%に過ぎなかった。同じ調査によると、一九八九年には〇〜六歳児の四分の一以下は保育サービスを受けていなかった。つまりこの子供たちの六〇%が公的資金の補助をうける施設に通っていたのに対し、民間施設を利用していたのが一二%、親類の保育をうけるものが五%だったのである。一九八五年から一九八八年にかけて、親に保育される子供たちの割合は八%から五%に、民間施設に保育されるものも一四%から一二%に落ちた。これ等の数字は、就学前教育に通う子供たちを除外している。

民間家庭保育は、民間資金による施設の最も一般的な形態であり、一九八九年に〇〜六歳児の八%を保育し、次が在宅保育である（二%）。

一九八五〜九〇年の發展

一 公的資金の補助をうける施設数（就学前教育と小学校を除く）は、一九八五年から一九八八年にかけて二六万九〇〇人から二九万八五四〇人へと一四％増加した。この総数の中に、混合年齢児と認可家庭保育所のみさまざまな増加があったが、幼稚園の施設の減少がこのタイプの保育所で混合年齢児センターに交換する数が増加していることの反映である。センターを基礎にする延長保育の定員数は一二％減少したが、学校を基礎にした延長保育は一九八九年から一九八八年にかけて定員がさらに推定一万五〇〇〇〜二万人に増加し、学校を基礎に一二三三から二万六五二一へ著しく増加した。もう一つの傾向は、需要の低下によるセンターと民間家庭保育所における半日保育の減少である。

保育を受ける子供の割合は、三歳以下の子供に關しては四二％から四八％へ、三〜六歳児に關しては六〇％から七〇％へ（就学前教育を除く）、七〜一〇歳児に關しては二一％から二九％へと増加している。この増加は、一九八三年以降出生率が増加したため、定員の増加より低かった。

二 施設の増加は、幾つかの地域で特に著しかった。全国第二の都市のオールパスでは一九九一年までに施設の入所待ちをなくすための決定がなされ、あらゆるタイプの公的資金の補助をうける施設のみさまざまな増設が行なわれた。

三 両親が施設のために支払わなければならない料金は、一般的なインフレや賃金値上げより速い速度で値上がりしている。

四 社会事業省は多くのプロジェクトが実施されている保育を含む多彩な事業の改革計画に補助を支出している。多くの事業分野には、次のような子供たちの日常生活の質を向上させるための事業が含まれている（例えば音楽、教養、劇、遊戯や環境の向上）。保育、両親ならびに自治体間の関係の緊密化（例えば家族の成員のための週末のセンターの利用、家族の食事を準備する両親たちの利用、他の子供たちも利用できる遊び場）ならびに予防的な社会事業。このような事業計画は、地方自治体と社会的ネットワークと保育事業への両親たちの参加をこれまで以上に強めることの必要性を強調する社会政策の新思考の一部である。

五 このイニシアチブは多くの興味あるプロジェクトを生み出し、新思考を刺激している。しかし同時に政府は地方自治体の支出を減らそうとしている。他方で新しい事業が開始され、既存の事業を圧迫している。例えば、自治体の中には職員やその他の運営費を減らしているところもある。改革計画に基づいて策定されたプロジェクトが、計画終了後に補助金支出がなくなった後でも果たして存続できるかどうか重大な疑問が残る。

六 幾つかの地方自治体は保育サービスを分権化し、例えばこの保育事業に対する予算の管理を委任する動きを示している。

る。それ以外の事例では、大きな地方自治体は児童課を新設し、学校やその他の型の保育施設を含む一切の事業や政策をまとめて取り扱っている。

七 子供たちやその両親たちの地位に関する関心や論議が高まっている。これはますます重要な政治問題になっており、幼い子供たちを持つ家族は、年金生活者と殆ど同じような重要な政治集団になっている。一九八八年の「児童の日常生活に関する政府委員会」と同年政府が新設した一五の省を代表する「児童に関する省際委員会」の報告では、政府は児童が広範囲の政策の影響を受けていることを強調し、あらゆる分野で児童をこれまで以上に重視しようとしている。

この政府委員会のイニシアチブには、三歳以下の子供たちに関する大きな会議の開催と報告、デンマーク社会への子供たちの参加を強めることと、雑誌の発行、研究への助成などが含まれている。

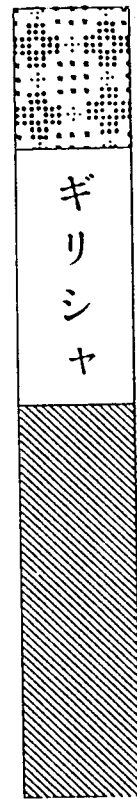
八 両親たちの労働時間の短縮に関する論議も強まっているが、これは両親たちの間で自分の仕事を放棄することなしに、子供たちと過ごす時間を増やそうという志向が強まっていることを反映している。一九九〇年五月、前記の省際委員会は両親たちの労働時間をいかにして短縮するかというテーマで公聴会を開いた。各省は、自省の職員の労働時間をよりフレキシブルにするためにいかなる措置を取っているかに関して調査を受けた。またフレキシブルな労働時間の実施に関する指導要領が政

府によって作成された。

両親たちの労働時間に関して労働組合がとる態度に著しい変化が生じている。長年の間、幼児を持つ両親たちがパートタイム労働を行なう権利の導入に関して論議が行なわれてきた。しかし、多くの労働組合が導入に反対してきたのは、この措置が雇用における不平等を増大させるのではないかということ懸念したからである。最近、民間部門の労働組合組織であるILOは次の条件が満たされることを条件に、幼児を持つ両親たちのパートタイム労働の考えを受け入れることに同意した。その条件とは、①両性間の平等、②フルタイム雇用への復帰、③少なくとも比較的低賃金の労働者に対して報酬の損失の補償が保証されることである。社会事業省は、二年六カ月の期間の給付の支給を伴う労働時間短縮を示唆している。

九 社会事業省は、地方自治体にパートタイム保育所の増設、子供たちの通園する時間だけの支払による両親の負担の軽減、より低廉な保育などの様々な措置によって、入所待ち人数を減らすことを勧告している。同一世帯内で生活し、一〇人以下の子供を保育する二人の民間家庭保母や、職場の保育施設に公的資金を支給することができるとが合意された。公的資金を受ける代わりに、これらのサービスはその他のサービスとはほぼ同じ基準に合致し、所得に応じた料金を課さなければならぬ。換言すれば、これらのサービスは将来、既存の事業の枠外にあるよりむしろ、既存の制度に組み込まれることになると思

われる。



雇用の背景

一九八八年、一〇歳以下の子供を持つ女性で雇用されているものは四一%で、失業者は六%だった。〇〜四歳児を持つ女性と五〜九歳児を持つ女性とで雇用率と失業率のいずれも殆ど差がなかった。二〇〜三九歳の子供のない女性の雇用率は五二%で、EC最低の水準の一つで、子供を持つ女性の雇用率をそれほど上回らなかった。一九八五年から一九八八年にかけて、一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率は四%増加したが、これは専らフルタイム雇用の増加によるものだった。全体として、一〇歳以下の子供を持つ雇用された女性で、パートタイムの仕事を持つものは一二%だった。パートタイム雇用の母親の平均労働時間は二〇〜二九時間、フルタイム雇用の母親は四〇〜四九時間、雇用されている母親全体では三〇〜三九時間だった。母親の雇用率は四つの地方であり差はない。ギリシヤは、雇用された女性の中で「家族労働者」に分類される割合がEC全体の六%に対し二四%で、ECで最高である。

一〇歳以下の子供を持つ男性の殆どすべてが雇用されている（九五%）。平均労働時間は四〇〜四九時間である。失業率は、

三%で、地域によって殆ど差がない。

片親世帯の割合は〇〜四歳児を持つ世帯に関しては二%、五〜九歳児を持つ世帯に関しては四%で、ECで最低水準の一つである。単身の母親の雇用率は母親全体より高く、〇〜四歳児を持つ単身の母親の雇用率は四七%（七%高い）、五〜九歳児を持つ単身の母親の雇用率は五八%（一七%高い）である。この差は専ら単身の母親のフルタイム雇用の水準が高いことによるものである。単身の母親の失業率は母親全体の二倍—すなわち〇〜四歳児の母親の失業率は一四%（母親全体は六%）で、五〜九歳児は一二%（母親全体は六%）に達した。

両親の労働権

出産休暇は一四週間である。七週間は出産後とらなければならぬが、残りの四週間は産前、産後どちらでもとることができるので、産後休暇は七週間から一一週間とることができる。この期間中に、女性は報酬の一〇〇%に相当する給付を受け取る。公共部門の女性の休暇はやや長く、産後二カ月以上である。女性は自分の子供に母乳を与えるための休暇をとる権利を持つ。

それぞれの両親には法律により三カ月の両親育児休暇がある（単身の両親については六カ月）。使用者は、年間を通じて労働者の六%以上から両親育児休暇を要求された場合には、拒否することができる。この休暇は無給である。障害児を持つ両親

や、五〇人以上の従業員を雇用する企業に働く両親は、一日の労働時間を一時間短縮することができるが、報酬の損失に対する補償はない。

両親は一六歳以下の病児（子供が障害児の場合には一六歳以上）に対し無給の休暇をとる権利がある。家族あたりの休暇数は子供たちの数によって決まる——子供が一人のばあいには六日、二人の場合には八日、三人またはそれ以上の場合には一〇日である。さらに小学校児童を持つ両親は小学校を訪問するため年四日の有給休暇をとることができる。この休暇は使用者の同意を得なければならぬ。両親が二人とも雇用されている場合には二人の間で分担しなければならない。これらの休暇は両親育児休暇と同様に休暇は無給で、比較的規模の大きい企業に雇用されている両親にのみ適用されている。

保育費用に関する減税とその他の直接補助金

なし

公的資金による保育サービス

子供たちの就学年齢は五・五歳である。三歳以下の子供たちのための施設の中には保育所（*vrefikos stathnos*）や混合年齢児センターに設置されているものもある。保育所は八カ月から二・五歳までの子供を扱い、混合年齢児センターは八カ月から五・五歳までの子供たちを扱っている。混合年齢児センター

の多くは幼稚園（*pedikos stathnos*）からなっているが、そこに二・五歳以下の施設が併設されている。だが新しいセンターは、開設した時点からすべての年齢の子供たちを扱うことができる。この年齢グループの施設の大半は幼稚園で二・五歳（三歳児用）であるが、幼稚園が扱うのは二・五歳から五歳までの子供たちである。保育所と混合年齢児センターの三歳以下の子供たちの定員は約四〇〇〇人であるが、幼稚園の二・五歳から三歳までの子供たちの定員は一万三〇〇〇人である。——合計して三歳以下の子供たちの総数の四〇五％である。だがこれらの施設の中には財政難で閉鎖されているものもあるので、実際に通園している子供数はこれより少ない。

施設の大半は福祉省が直接運営する混合年齢児センターと幼稚園であるが（学校以外の施設を中央政府が直接運営するのはECでここだけである）、地方自治体や民間団体が運営している施設もある。

三〜五歳児は、二つの型の公的資金の補助を受ける施設で保育されている。幼稚園（または混合年齢児センター）のこの年齢グループの定員は約七〇〇〇で、主として中央政府が運営しているが、中には地方自治体や民間団体が運営するものもある。これらの施設の大半の開いている時間は七・〇〇〜一六・〇〇時であるが、アテネでは二〇・〇〇時のおそくまで開いているものもある。このほかに、一四万六〇〇〇人の子供たちが就学前教育（*nipiagogion*）に通っている。この施設を利用して

きるのは四・五〜五歳児で、一日に三・五時間開いている。この施設を運営しているのは教育省である。これら二つの型の施設でこの年齢グループの約六五〜七〇%を扱っているが、幼稚園の中には財政難から経営していかないものもあり、実際に通園している子供数はこれよりかなり少ない。

このほかに、ある全国民間団体が七三の「季節的」幼稚園を運営し、一八五〇人の子供たちを扱っている。これらの施設は農村地域で、農家の家族のために農繁期だけ開いている。

小学校教育の最初の三学年の児童たち一五・五〜八・五歳一の授業時間は週二〇時間だが、次の三年間は二四〜二六時間に増える。学校の建物が不足しているため多くの学校は交代制授業を採用し、第一部の子供たちの授業時間は八・〇〇〜一二・〇〇時で、第二部の子供たちは午後四時間の授業を受けている。

公的資金の補助を受けている延長保育はない。

二・五歳以下の子供たちを含む全年齢グループのための公的資金の補助を受ける施設の両親による利用は、無料である。施設はアテネに集中している。だがギリシャの人口の半分はアテネ市内やその周辺に住んでおり、この地域の施設の水準がほかより高いか否かは明らかではない。

民間資金による保育サービス

使用者が自分の従業員のために経営する幼稚園や混合年齢児

センターが約七五あるが、その中には政府職員のために運営される五一〇〇人の子供たちを保育する三九の施設（現在は政府職員以外の両親も利用できる）が含まれている。このほかに、四六五の民間保育所、幼稚園、混合年齢児センターがある。この大半は営利目的で経営されている（もつともこの中には公的資金の補助を受けているものもあるが、このような給付を受けている施設の割合に関しては情報が無い）。これらの施設の定員は、八カ月から学齢期までの子供たちの一万三九〇〇人で、この年齢グループの約二%である。

民間家庭保育は稀である。この型のサービスや在宅保育の子供たちの数に關しての情報は無い。

一九八五〜九〇年の發展

一 両親育児休暇の適用が公共部門の労働者にも拡大された。

二 政府が二・五歳以下の子供たちのために初めて保育サービスを開始したのは、一九八四年だった。政府運営施設におけるこの年齢グループの定員数は、この期間中増加した。以前は二・五歳以下の子供たちの公的資金の補助を受ける施設は極めて少なく、専ら民間団体によって設立された。

しかし、保育事業を拡大する上で重大な障害がある。アテネは非常に開發され過ぎていて、用地を見ることが困難だからである。また公共支出に厳しい制約があり、新しい施設

を造つても運営し、子供を保育することができないからである。例えば二五五の保育園（二・五歳以下の子供を扱う）が既存の保育園に併設されたが、実際に運営されているのは四五に過ぎない。

二・五歳以上の子供用の施設は殆ど増加しなかったが、新しい法律は幼稚園一・二八、混合年齢児センター六二で、四三の幼稚園に二・五歳以下の子供用の保育所を併設することを提案している。

三 一九八六年以降、就学前教育の教師は三年制の専門学校課程よりむしろ四年制課程に通っている。専門学校課程は幼稚園の労働者の訓練用である。これは福祉機関が運営し一日八時間開いている幼稚園の若干の子供たちや、教育機関が運営し午前中だけ開いている就学前教育の比較的多くの子供たちと、四〜五歳児用の施設の分離制度を強調している。

四 A一九八九年法（九月二六日）は、保育のカリキュラムと実施方法に関する新しい指導方針を教師に与え、子供の全体的な発達の重要性を強調している。

ポルトガル

雇用の背景

一九八八年、一〇歳以下の子供を持つ女性の雇用率は六二%

で、ECで第二の高さであり、失業率は一〇%だった。〇〜四歳児を持つ女性と五〜九歳児を持つ女性で、雇用率と失業率のどちらも殆ど差がなかった。二〇〜三九歳の子供のない女性の雇用率は六九%で、子供を持つ女性の雇用率の水準よりごくわずかに上回るに過ぎなかった。一九八五年の比較できるデータがないので、一九八五年から一九八八年にかけての雇用率と失業率の変化についての情報を与えることはできない。全体的に言うと、一〇歳以下の子供を持つ雇用された女性の一〇%は、パートタイムの職に就いていた。パートタイム雇用の母親の平均労働時間は二〇〜二九時間、フルタイム雇用の母親は四〇〜四九時間、雇用されている母親全体でもそれと同じ時間だった。臨時雇用はECの他の諸国より高く、雇用されている母親の一六%（ECは一〇%）である。その大半（一六%の中の一〇%）は永続的な仕事がないために臨時的な仕事を就いているものである。

一〇歳以下の子供を持つ男性の殆ど全部が雇用されていた（九五%）。平均労働時間は四〇〜四九時間だった。失業率は二%だった。

一九八八年、片親世帯の割合は〇〜四歳児を持つ世帯では六%、五〜九歳児を持つ世帯では八%だった。単身の母親の雇用

率は母親全体より大きく、〇〜四歳児の単身の母親の雇用率は六五%（四%高い）、五〜九歳児の単身の母親は六八%（七%高い）だった。失業率は単身の母親のほうが母親全体より高かったが（母親全体の六%に対して一三%）、五〜九歳児の単身の母親に関してはやや高かった（五%に対して七%）。

両親の労働権

出産休暇は九〇日である。六〇日は産後にとらなければならぬが、残りの三〇日は産前、産後のどちらにとってもよい。したがって産後休暇は六〇日から九〇日の間でとることができ、この期間中に女性は報酬の一〇〇%に相当する給付を受け取る。女性は自分の子供に母乳を与えるために休暇をとる権利を持つ。

このほかに両親は二四カ月の無給の両親育児休暇を持つ。報告によれば取得率は低いという。一二歳以下の子供または障害児を持つ雇用者は、子供が三歳になるまでパートタイムで働く（労働時間が一日当たり二時間少ない）ことができるが、管理者はこの休暇をとる資格はない。ここでもやはり、報告によると幾つかの理由で取得率は低い。それらの理由の中にはこの休暇が無給であること、使用者の態度、臨時雇い契約の多くの労働者の地位の不安定さなどが含まれる。

有給の病児看護休暇は政府職員とそれ以外では低所得の両親に与えられる。その他の雇用者は無給休暇をとることができ

る。そのため公共部門では休暇を多くとることができるが、それ以外の部門では減多にとれない。

保育費に関する減税ならびにその他の直接補助金

家族責任に関する一連の費用については単身の納税者に対しては最高九万エスクードまで、結婚している納税者に対しては一八万エスクードまで減税を受けられる。減税対象になる費用に含まれるのは、納税者ならびにその扶養者の教育、近親者の介護と医療（例えば年配者の住居設備）や保育費用である。全額の減税を受けるには支払い証明書を提出しなければならぬ。そうでない場合には、半額の減税しか受けられない。

公的資金による保育サービス

子供たちの就学年齢は六歳である。三歳以下の子供たちの保育の責任は社会保障省である。一九八八年に、公的資金による保育施設の定員はこの年齢グループの六%だった。この施設の大半（九四%）は保育所で、それ以外は認可家庭保育所（*creche familiar*）だった。これらの施設の四分の三以上は、民間団体（*IPSS*-*Instituto Particular de Solidariedade Social*）が運営している。残りは主として地域社会保障センター（*CRS*）が運営しているが、中には地方自治体が運営しているものもある。

公的資金の補助を受ける保育施設に通っているのは、三〜五

歳児の丁度三分の一である。これには主として二つの型の施設がある。定員の半分は教育省の就学前教育施設である。この施設が開いているのは、二時間の昼食休憩を含め、九・〇〇〜一六・〇〇時である。学校によってはこの休憩時間の監督が行なわれるので、子供たちが学校に留まることができるところもある。定員の残りは幼稚園 (Jardin de infancia) が扱っているが、ここは一日最低八時間開いている。施設の大半は民間団体によって運営されるが、残りはCRSSと地方自治体によって運営される。教育省は幼稚園の教育基準を決定することに責任があるが、資金の大半は社会保障省の予算である。

学校の建物が不足しているために、小学校の多くは未だに交替授業を行なっている。第一部の子供たちの授業時間は八・一五時から一三・〇〇時までで、第二部の子供たちは一三・〇〇時から一八・〇〇時までである。一九八五年にほぼ四〇%の学級で行なわれていた「通常の」一日の授業時間は、二時間の休憩時間を含め九・一五時〜一六・〇〇時である。この場合、子供たちは自分の食事を携行してもよい。売店で食事する子供たちの数もますます増えている。これらの売店は校内や校外に様々な方法で設けられている。

延長保育は主としてセンターで行なわれている (actividades de tempos livres)。これらのセンターは、その他の保育施設、例えば保育園または幼稚園またはその双方と一つのビルに同居していることが多いが、このような場合でも運営は別々に行な

われる。小学校での交替制授業が広範に普及していれば、子供たちは一日の中で非常に長い時間これらのセンターに在園することができると見られる。一九八八年に、延長保育センターの定員は六歳から一歳までの児童総数の六%だった。小学校の交替制授業によって、児童の中には午前中にセンターに通園するものもあるし、午後通園するものもある。通園する児童数は比較的多くなる。このほかに、多くの学校は主要な政府計画 (一九八五〜一九九〇年の発展を見よ) の一部として特別カリキュラムのレジャー活動を行ない始めた。しかし、これらの事業は両親が就業している児童の保育が目的ではない。

延長保育施設は、その他の型の保育施設 (学校を除く) と同じである——大部分は民間団体によって設立され、残りは主として地域の社会保障センターの設立によるが、地方自治体の施設もある。

両親は、所得と子供数に応じてこれらすべての施設 (学校を除く) の費用を支払う。単身の両親は、普通の両親より料金が安い。すべての型の施設の水準は、地域によって著しく異なる。

民間資金による保育サービス

雇用者が運営する施設は少数である——総数一五万以上の保育所、幼稚園ならびに延長保育センターのうちわずか四〇〇に過ぎない。しかし、団体協約によって両親の保育費用に対して

使用者が財政的援助を与えることを規定しているところもある。

三歳以下の子供たちに対する民間の営利目的の保育所の定員は三二四〇（この年齢グループの二%以下）で、三〜五歳の子供たちのは二万八九〇〇（この年齢グループの六%）だが、大部分は就学前教育施設にある。民間の延長保育センターにも幾らかの定員数がある（八七一）。

在宅保育または民間家庭保育に関しては情報がないが、かなりの数の子供たちが民間家庭保育に保育されていると考えられている。

一九八五〜九〇年の発展

一 保育費用の一部を含む減税措置が、一九八九年に採用された。

二 三年間に増加した公的資金の補助を受けた保育施設（小学校を除く）は五万六五三三（一九八五年から一九八八年にかけて一六万二四二六から二一萬八九九へと増加）である。三歳以下の子供たちの施設は四〇%増加した。幼稚園と就学前施設はほぼ二五%だった。延長保育施設は七五%増加した。出生率の低下に伴う子供数の減少により、保育を受ける子供数の割合はさらに増加している。

三 同時に、公的資金の補助を受ける民間団体による保育施設の割合は増加している。この分野では、就学前教育を除き、

地域社会保障センターや地方自治体のような公共団体による施設に関しては、増加傾向はほぼ完全に鈍化しつつある。現在の政府の政策は、保育サービスを行なう責任を民間団体（IPS）に移すことである。これが反映されているのは、政府とIPSを代表する協会との間で締結された公共補助を増額させる最近の協定や、施設の一部の公共団体から民間団体への移管である。民間団体の運営する施設が比較的費用がかからない原因の一部は、職員の賃金や労働条件が低いことにあるが、公共補助金の増額を利用して保育サービスの水準を引上げ、保育の質を改善する試みはなされていない。

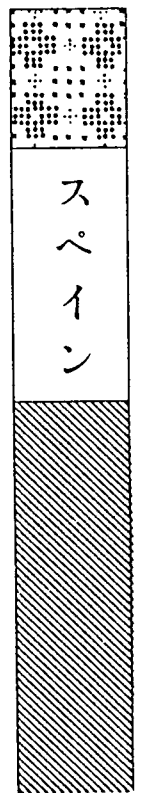
四 使用者の運営する施設数は——一九八五年の六三三七三から一九八八年のちょうど四〇〇〇へ——と著しく減少している。これには二つの理由がある。第一は、保育事業が非常に高くなったこと、使用者が今後はこの目的のために減税を受けられなくなったことである。第二は、使用者に両親の保育費用に対する直接的な財政的援助を要求する運動があることである。この傾向は民間部門と公共部門の両方に見られる。例えば、一九八九年には保健省は病院従業員用の施設の一部を閉鎖した。

五 民間部門は、公式統計では民間保育所が五〇%の増加を示している（だが民間保育所数は公共資金の補助を受ける保育所数の二万四五〇七に対し三三三九と小さい）。しかし、民間幼稚園数の減少はこれより大きい——つまり一九八五年の一万四四二四から一九八八年の五四四五に減少している。だがこの

原因は主としてこの事業の責任の移管——社会保障省から文部省への——が、一時的に公式統計の精度に影響したものと思われる。

六 一九八六年の新しい教育法は、すべての三歳児に対する就学前教育制度の確立の責任を国に課した。公式に発表された目的によると、一九九三年までに五歳児の九〇%と三歳児と五歳児の五〇%に、就学前教育か幼稚園教育のどちらかを行なうことにある。

七 この法律がその他に制定していることは、教育を特別カリキュラム活動によって補完し、レジャー時間を創造的に活用し、児童の発達に役立たせることにある。これらの活動は個々の学校や学校群によって遂行されるが、特に関心を払っているのは子供たちが自分自身の発達に関与させることである。政府計画 (PIPSE-Programa Inter-ministerial de Promoção do Sucesso Educativo) の枠内で、学校の約三分の二がこの種の活動を採用し、一九九〇〜九一年までに全学校が採用することが予想されている。これらの保育事業は働く両親を持つ子供たちのために保育することを意味するのではなく、青年省が資金を補助している。中には地方自治体や両親グループがこれら二つの機能——特別カリキュラム活動と延長保育——を結合して行なっているところもあるが、財政問題の困難が増大している。PIPSEにはこのほかに学校の能力が低い地域の就学前教育と幼稚園の向上が含まれている。



雇用の背景

一九八八年に一〇歳以下の子供を持つ女性で雇用されていたのは二八%で、EC最低の雇用率の一つであり、失業率は一〇%で、EC最高の失業率の一つであった。〇〜四歳児と五〜九歳児を持つ女性の雇用率と失業率のいずれも殆ど差がなかった。二〇〜三九歳の子供のない女性の雇用率は四四%で、EC最低の水準だった。一九八五年のデータがないので、一九八五年と一九八八年の雇用率と失業率の変化についての情報を与えることはできない。全体として一〇歳以下の子供を持つ雇用された女性の一五%はパートタイムの仕事に就いていた。パートタイムに雇用されている母親の平均労働時間は、二〇〜二九時間、フルタイム雇用の母親と雇用されていた母親全体は四〇〜四九時間だった。

一〇歳以下の子供を持つ女性に雇用率は地域によって幾分異なる。最高はエステ (カタロニアとバレンシアを含む) (三四%) とノロエステ (ガリシア、アストリアならびにカンタブリア) (三三%)、最低はスール (アンダルシア、ムルシア) (二〇%) だった。スペインは「家族労働者」と分類される雇用女性の割合が比較的高く、EC全体の六%に対し一三%を占めて

いる。また臨時雇用率もEC最高で、雇用女性の一九%を占めている(EC全体では一〇%)。その大半(一六%/一九%)は、常雇の職がないために臨時雇用の仕事に就いたのである。

一〇歳以下の子供を持つ男性の大半は、雇用されている(八九%)。平均労働時間は四〇〜四九時間である。スペインは男性の臨時雇用の水準がEC最高で、雇用された父親の一一%を占めている(ECは五%)。失業率は八%で比較的高いが、地域によって異なりスールが一五%、カナリア諸島は一一%だが、マドリードやノルドエステは五%だった。

片親世帯の比率は〇〜四歳児を持つ世帯の二%、五〜九歳児を持つ世帯の四%で、ECで最低だった。単身の母親の雇用率は母親全体のほぼ二倍で、〇〜四歳児を持つ単身の母親の雇用率は五〇%(二二%高い)、五〜九歳児の単身の母親も同じ水準(二四%高い)だった。このような相違が生ずる原因は、殆ど専ら単身の母親のフルタイム雇用の水準が高いことによるものだった。単身の母親の失業率もやはり母親全体のほぼ二倍で、〇〜四歳児を持つ単身の母親は一八%(母親全体は一〇%)、五〜九歳児を持つ単身の母親は一四%(母親全体は七%)だった。

両親の労働権

出産休暇は一六週間である。一〇週間は産後にとらなければならぬが、残りの六週間は産前、産後のいずれにとってもよ

いので、産後休暇は一〇週間と一六週間の間とることができ。この期間中に報酬の七五%に相当する給付を受け取ることができるが、団体協約により報酬の全額を受け取ることができ、女性もいる。女性は自分の子供に授乳するために休暇をとる資格がある。一二月月の無給の両親育児休暇がある。

両親は子供が病気の最初の二日間に無給の休暇をとる権利がある。

保育費用の減税とその他の直接補助金

なし

公的資金による保育サービス

子供の就学年齢は六歳である。三歳以下の子供は公的資金の補助を受ける次の三つのタイプの施設——すなわち、四歳以下の子供を保育する保育所('guarderías')、〇歳から小学校の就学年齢までの子供を保育する混合年齢センター('escuela infan-tante')、二歳児の就学前教育('prescolar')——で保育される。保育所と混合年齢センターで保育される子供数については情報はない。これらの施設は地方自治体や州政府や民間団体などを含む様々な団体によって運営されている。一九八六〜八七年に就学前学校に通っていたのは二歳児の約六%(三歳児以下の一%)で、定員数の大半は民間学校が提供しているが、それらの学校の中には公的資金を受け取っていないものもある。

この年齢児グループで学校に通っている子供数に關しても、公的資金を受け取っている学校に通っている子供数に關しても新しい統計はない。したがって公的資金の補助を受ける施設で、三歳児以下の定員数はどのくらいあるかを推定することは不可能であるが、五%以下と考えられる。

三歳児から五歳児までは保育所(四歳になるまで)または混合年齢児センターに通うことができる。しかし、大部分は就学前教育に通っている。この施設は通常小学校に併設され、定員数の三分の二は州政府または中央政府の教育省の運営する学校内にある。授業時間は通常九・〇〇〜一七・〇〇時で、昼食休憩が三時間ある。通常は郊外地域で、昼食や昼食休憩時の監督を行なう学校がますます増加しているが、一日中在校する子供、半日在校する子供または昼食時に帰宅し午後また学校に帰る子供の割合がそれぞれのくらいあるかということに關しては情報はない。

公的資金の補助を受ける保育所または混合年齢児センターの保育する三歳児以上の子供数に關しては情報がない。就学前教育施設に通っているのは、三歳児の約二〇%と、四歳児と五歳児の九〇%以上である。全体的に言うと、三〜五歳児の約七〇%が何らかのタイプの公的資金の補助を受ける施設に通っているものと思われる。

小学校の授業時間は就学前教育施設と同じで、昼食休憩時間の長い点も同じである。学期期間中の公的資金の補助を受ける

延長保育は行なわれていないが、主として六歳以上の子供たちを対象とした長い夏休み期間中のレクリエーション施設(centros d'esplais)が増加しつつある。

両親は所得に応じて公的資金の補助を受ける保育サービス(学校を除き)の費用を支払う。施設のレベルには著しい相違があり、郊外は比較的レベルが高い。だが地方自治体でも大きな相違がある。

民間資金による保育サービス

使用者の提供する保育事業に關する情報は少ないが、量的には少ないように思われる。民間保育所と混合年齢児センターの数に關しては、マドリッドもバルセロナも六〇〇と推定されるが、民間資金による保育施設は公的資金の補助を受ける保育施設よりはるかに多いように思われる。民間施設の基準(例えば建物、職員数と訓練、教育ガイダンス)は非常に異なっているが、一般的には公的資金の補助を受ける施設より低い。民間保育施設は質が低いのと単なる金もうけの安易な手段として非難されている。

民間家庭保育はそれほど一般化せず、在宅保育のほうが特に中産階級の家族の間に非常に普及している。学校から帰った子供たちを集め、両親が仕事を終えて帰宅するまで子供の自宅で保育するために両親が金を払う保育者たちの数は増加し続けている。

一九八五〜九〇年の發展

一 一九八九年に出産休暇は二週間延長され、両親育児休暇が採択された。

二 税制の改正は承認されたが、一九九一年までは導入されないと思われる。これによって共稼ぎの両親は三歳以下の子供の保育費用の総額の一〇％に相当する所得税減税を要求できることになる。

三 就学前教育を受ける子供の割合は、一九八三〜八四年の四歳児と五歳児の八八％から一九八八〜八九年の九五％へと増加した。この理由の一部は施設の増加によるものであるが、主な理由は幼児数の減少にある。二歳児と三歳児用の就学前教育施設への通園率が増加したのも同じ理由によるものである。公的資金の補助を受けるそれ以外のタイプの保育施設、例えば保育所や混合年齢児センターの変化に関する情報は無い。定員数が著しく増加したのはマドリッドとムルシアであるが、それ以外のところでは殆ど増加していないように思われる。

四 一九八七年、政府によって教育制度全体の重要な改革が提案されたが、一九九〇年秋には議会で承認されるように思われる。この法律は〇〜五歳の年齢グループを教育制度の第一段階とし、更にこの段階を〇〜二歳児と三〜五歳児の二段階に分けている。教育当局はこの年齢グループ（三歳児以下を含め）に関するすべての施設に責任を持ち、六歳以下の子供に関する

すべての施設は公式には混合年齢児センター（escuela infan-
te）と呼ばれる。この改革は一つのタイプまたはモデルの施設を提案しているのではなく、多様性を認めている（例えば施設は混合年齢児センターや就学前教育施設に併設することもできる）。

就学前教育の三年間は通園を希望する両親の子供がすべて利用できるが、政府は三歳児専用の教育施設を優先的に一九九二年までに達成しようとしている。

五 教育改革の過程の一部として、政府は実験的な活動や行動研究の計画を援助している。この研究の成果は〇〜五歳児用のカリキュラム草案の基礎を形成し、いま広範な検討の対象となっている。このカリキュラム（curricular base-education in-
fante）が完成すれば、六歳以下の子供の保育事業の發展の基礎になるだろう。このカリキュラムの実施にあたり多くの調整が必要になる場合が生ずることが予想される。政府は既にこの新しいカリキュラムで教師を訓練するために非常な努力を払っている。

六 教員養成用の単科大学の増加によって、学生が〇〜三歳児の保育を専門的に行なうことができるようになった。一九八〇年代中頃に、幾つかの単科大学に初めて教員養成用の「専門科目」が採用された。これにより保育所で長い保育経験を持つ四歳以下の子供の保育の専門家として教育を行なう資格を取得する機会が与えられた。いまはこの「特別科目」は終了し、こ

のもっとも若い年齢グループの保育を専門科目とする通常の教員養成課程によって代えられている。

七 この期間中に特に重視されているのは、乳児より上の幼児保育の教育政策の研究である。施設、特に公的資金の補助を受ける施設でこのような教育政策を持つところが増えている。この開発をリードしているのは地方自治体である。地方自治体は自らが提供しているサービスで教育的アプローチを強調し、財政的援助を行ない、訓練、セミナー、資料センター、研究グループなどに追加的支援を行なっている。

八 新しい教育法の一部として、民間保育所や混合年齢児センターは、教育責任を持つ中央政府の教育省または州の教育当局に登録しなければならないようになるだろう。これらの民間施設に適用される規則は新しい法律が承認された後に制定されることになる。

結論

本章では、一九八八年の報告書や一九九〇年春にネットワークが行なった四つの技術的セミナーの到達した幾つかの結論に対して推論を加えてみよう。

現在必要とされているものならびに加盟国すべてに欠けているものは、保育、雇用ならびに機会均等を両立させる広範かつ一貫した計画である。効果的な計画で雇用と親であることとの

間の緊張を減らし、女性と男性の間の機会均等を強め、双方の目的を達成するためのその計画の能力に関して判断を下さなければならぬ。この計画は、明確に規定された機会均等、子供たちと家族のニーズと権利に関する政策との関係においてのみ発展することが出来る。この計画は、保育サービスの全範囲と雇用の組織、ならびに男性と女性の間での家族的責任のより平等な分担を包含する必要がある。

追加的な目的は、例えば両親の雇用と親としての立場をいかにして両立させるか、両親の利用しうる保育のオプションの問題には注意深い考察が必要である。選択の説得力は必ずしも目的の明確な定義や、これらの諸目的を達成するのに必要なものの完全な分析、これらの諸目的を達成するのに必要な手段の義務づけなどとマッチしているわけではない。例えば両親が家にいるか働きに行くかの選択について人々が論議する場合、与件としてどの範囲の雇用の選択や、どの程度の期間を考察するか、いかなる材料、雇用、家庭的、社会的な諸条件を自由に選択しうるのか、いかなる政策や資源が必要になるのかを特定する必要がある（がそうしないことが多い）。したがって、これらの危険を避けるためには、計画はそれを容易にするためのオプションを規定する明確かつ詳細な諸目的を包含し、さらにこれらのオプション（選択を制限する多くの束縛の認識と分析に基づいて）の純粋な選択を保証するのに必要な諸条件を明確に

し、それぞれの段階を達成する時間表によって、選択を拡大するための過程の一部として、政策の展開を誘導するための明確な優先権を設定する必要がある。

計画の主要構成要素に移ると、保育サービスに関するもっとも明白な問題は、雇用されている両親を持つ子供たちにも、雇用されていない両親を持つ子供たちにも、公的財政の補助金を受ける保育施設は不十分だということである。そしてわれわれが再び強調したいのはあるグループの子供たちだけを分離して保育サービスを行なうようなことはせず幅広いアプローチを行なうことが必要だということであり、また子供たちと両親の双方のニーズの多くを優れた質の保育サービスによって充足することができるといふ認識である。更に需要が将来も増大することが予想されるのは、より多くの女性たちが労働市場に入ることとを求めていることとあり、また親類のような保育の代替資源の利用が少なくなることであり、また両親の期待と選択に適合するのは保育サービス設備の増設だからである。既存の需要に関するデータが不十分なのに加えて、需要が絶えず変化しているため、一体どのくらいの数の施設が必要なのかという質問に答えることがますます困難になっている。我々の言えることすべては、公的な資金の補助を受ける保育サービスの供給は現在の需要を充足するにも程遠いし、将来の需要を充足するのはなおさら困難だということである。

特に両親育児休暇の終わりと就学前教育の始まりの間のギャ

ップを埋め、延長保育を行なうためにより多くの保育施設が必要である。供給、需要ならびに国民所得は加盟諸国によって異なるし、また需要が不断に変化するので、すべての加盟諸国に関して施設の共通の最適レベルやこれらのレベルを達成するための共通のタイムテーブルを設定することは現実的でも、適切でもない。だがすべての加盟国は、子供たちのすべてが均等に良質の地方的サービスを享受しうるようにするという最終的な目的を含め明確な長期的な諸目的を持ち、さらに保育サービスを不断に拡大することを保証しなければならない。設備のミニマムな水準に関する目標を支持し、すべての加盟諸国ができるだけ早く、しかも一九九五年の第三次機会均等計画の終了までに左記の諸目標の達成をめざしていることは現実的であり、また必要である。

*三歳以下の子供たちに関しては一歳以下の子供たちの六・一〇%のフル・タイムの施設（就学前教育施設を除く）

*三歳から義務教育年齢までの子供たちに関しては一・三歳児の五〇%を含む子供たちの六五・七〇%のための就学前教育施設または幼稚園での全日保育用の施設（ルクセンブルク、アイルランド、オランダならびにポルトガルでのこの目標に含まれた意味の論議に関する一九八八年報告書を見よ）

*三歳から一〇歳までの子供たちに関しては一・一〇～一・五%の全日保育（例えば就学前教育施設と延長保育）、なら

びに午前と午後の授業を持つすべての学校における昼食時の子供たちの監督

もしこれらの諸目標が達成された場合には、加盟諸国の施設の水準に存在する重要な格差のいくつかが減少することになるだろう。しかし、加盟諸国の国内の諸地域に存在する施設のレベルの重要な格差を減らすことも、将来の保育サービスの発展の目標にならなければならない。農村地域を含むすべての地域が施設の量と質の条件で均等な取扱を受けなければならない。

一般が利用できる地点に公的資金の補助を受ける施設を建設するには、五年以上を要するだろう。その間、民間の保育者（親類を除く）は最低の標準を保障するよう規制しなければならない。また民間の保育者（親類を含む）は、訓練機会、会合、玩具や設備の提供など物質的その他の援助が与えられなければならない。このことが重要なのは、ただ単に両親たちの公平のためばかりでなく、このような民間の保育形態にもっとも依存しているのがもっとも若く、傷つきやすい年齢のグループだからである。

設備の量は重要である。だが別な諸問題もある。保育サービスは一貫したものでなければならぬ。換言すれば、若手の重要な分野では共通の一貫した諸原則と諸標準が適用されなければならない。例えば、保育サービスは、すべての年齢の子供達が平等に利用できるなければならない。安全で確実な保育を提供

し、子供たちのあらゆるニーズ（つまり「保育と教育」）を充足することに關して共通の態度決定がなければならぬ。保育労働者は他の労働者に匹敵する報酬、地位ならびに職業訓練を持たなければならない。また両親には負担は一定したものでなければならない。強調しなければならないのは、一貫性は画一性を必要としない——今必要なのは一貫した枠組の中で多様な保育サービスを行なうことである。また保育サービスの責任を一つの省に統合することも不必要であるが、それは一つの行政的な解決策である。だが共通の製作の枠組の中で活動する各省間の緊密な協力が必要である。

政策の中心的な目的は、すべての子供たちが均等に優れた質の保育サービスを受けられるようにすることだけではない。保育の質が複雑な問題なのは、特にそれが価値に基づく概念だからである——E C内でも人々が有する価値が異なるので概念が一つということはありえない。保育の質はまた広範な問題である——質の評価には明らかに子供の経験が含まれなければならないが、両親や保育労働者や地方自治体の経験も考慮に入れなければならない。またそれらの評価には、個々の保育と保育制度全体の双方が含まれなければならない。さらにすべての子供たちとすべての両親たちの生活の質に關してまず明確な概念を確立することなしに、保育サービスの質を論議することは困難である。

テーマの複雑性を考えると、保育の質の問題、特に保育の質

をいかに定義し、監視し、改善するかということに関して、依然として行なうべき研究が山積しているといふことは驚くべきことではない。もし未だ始まっていなかつたならば、すべての加盟国は保育の質（異なる価値を調整しうる）と、その質を向上させる戦略の定義を明確にする作業を始めなければならぬ。この過程には広範な協議と論議が含まれ、例えその後で公式見解が出されるとしても一九九五年までに完成しなければならぬ。

優れた保育の中心になるのは保育労働者である。このために、だが彼等の労働の価値がそれに値するために、すべての保育労働者は適切な賃金、労働条件ならびに職業訓練をもたなければならぬ。訓練を受けたすべての労働者の基礎的訓練、賃金ならびに労働条件は、比較的年長の子供たちの教師のそれと同じ水準でなければならぬ。だが基礎的訓練は受けていないが、優れた経験と質を持つ人々は、たとえ正規の大学卒業資格を持たなくても保育で活動し、基礎的訓練が受けられるような機会がなければならぬ。継続的訓練は不可欠であり、またそれぞれの労働者の労働生活の不可欠な部分でなければならぬ。

最後に、広範な地方的なニーズに責任を負い、さらに共同体の資源として役立つような保育サービスに向かう傾向は奨励されなければならない。これらは新しい保育施設を開設し、既存の施設の保育サービスを多様化することによって発展させるこ

とができる。これらの保育サービスは、保育労働者、両親たちならびに地方自治体の相互間に新しい、これまでより緊密な関係を発展させる可能性を与える。これによって雇用された両親たちを持つ子供たちにも、すべての子供たちと両親たちのニーズと彼等が生きている共同体の重要性を強調する一般的な保育制度の枠組の中でサービスを与えることができるようになる。公的な資金の補助を受ける保育は、両親たちの労働権によって補完されなければならない。第三次機会均等計画の終了までにすべての加盟国が採用しなければならぬ下記の四つの基本的権利がある。

* 出産後二〜一六週間の出産休暇

* 二週間以上の父性休暇

* 必要に応じ両親当たり六〜九カ月を目標にし、当初は両親当たり三カ月以上の両親育児休暇。これらが完全実施され、出産休暇と一緒に取得すれば、両親たちには産後一八カ月の休暇が与えられることになる。

* 子供一人につき両親当たり毎年五日以上の家族理由休暇（両親たちが病児の看護を含む両親の重要な義務を果たすことができるような）

これらの休暇は、また次のようなものでなければならぬ。
* 極めてフレキシブルなものでなければならぬ。両親たちは、①パートタイムで（随時延長できる長さで）休暇をとる、②父性休暇や両親育児休暇をまとめて、または幾つ

かに分けてとる、③出産休暇期間が終るまで（父性休暇の場合）または子供の三歳の誕生日まで（両親育児休暇の場合）いつでもこれらの休暇をとる権利を持たなければならぬ。

***失われた報酬の全部、または高い割合の補償を与える。

長期的目標は失われた報酬を完全に補償することでなければならぬ。しかし、当面の目標は出産休暇の報酬関連部分と同じ水準の補償でなければならぬ。

***自営業労働者や家族営業労働者を含む、最小限の適格条件を持つすべての労働者が、勤務年限に無関係に行使できなければならぬ。

***家族の権利としてよりむしろそれぞれの両親の個人的権利として与えられなければならない。単身の両親は、両親育児休暇と家族理由休暇の二重の資格を持たなければならない。これら二つの休暇の場合、この個人的権利は譲渡することができなければならない（すなわち、個人は自分たちの権利を配偶者や他の誰かに譲ることができなければならない）か否かは、重要で論争になっている問題であり、この問題については将来各加盟国が決める必要があるだろう。

これらの労働権は不可欠であり、最低限の要件である。しかし、これらの権利は、個々の職場の構造と文化の改革によって補完される必要があるが、これは個々の使用者が団体協約のい

ずれかによって着手されなければならない。これらの改革の目標は、雇用を家族的責任の要求により責任を持たせることにあつる。この目標を達成するために、労働権には新しいよりフレキシブルな働き方や、労働の機会やキャリアの展望を損なわないようなキャリアの追求の仕方が含まれなければならない。政府、使用者ならびに労働組合はすべてこれらの変革の採用に必要な役割を演じなければならない。

雇用における改革は、男性の家族的責任への参加を増大させるための諸措置によって補完されなければならない。もし休暇の権利やよりフレキシブルな労働方法を使用するのが女性だけだった場合には、不平等を恒久化させることになる。加盟諸国は、男性の保育への参加の増大の重要性を認識し、参加の増大の奨励と支援を一般的政策目標と規定し、この目標を前進させるための研究と実践の目標を発展させ、この一般的目標との結合性に関連させて現在と将来の政策を再検討する明確な政策の施行に責任を持たなければならない。政府はまた使用者としても自らの権利で、また男性も女性も取得できるように積極的な奨励と支援に働く家族政策を結びつける計画を採用しようとしている使用者に特別な援助を与えることにより、改革を奨励することができる。使用者は、より「家庭に友好的な」雇用を創出するために、自らの計画の一部として男性労働者が家族的責任のより大きな役割を分担することを奨励しなければならない。他方、労働組合は労働協約でこのアプローチを奨励すると

ともに、自らの組合員に対する影響力を利用して、父親が労働権やフレキシブルな労働方法をより大きく行使することを奨励しなければならぬ。

家族的責任を持つ労働者のニーズに応じ、かつ男性が家族的責任のより大きな役割を分担することを奨励するような雇用の発展させるには、法的諸権利と団体協約と個人の職場のイニシアチブ、改革的プロジェクト、それらの経験の普及や一般的適用のための積極的支援、子持ちの労働者の援助のための雇用措置やその利用の範囲の定期的な監視、ならびに関係者が緊密に協力できるような制度を創出する可能性が一体となる必要がある。特に重要なのは最後の点である。全国的、地方的ならびに地域的レベルで、保育や男女平等や雇用のすべての関係者が定期的に会合し、諸問題を討議し、創意性ある政策を提案し、その施行を監視するような制度を創出する必要がある。

子供たちが優れた保育と教育が得られることを保証することは、本来非常に費用を要する事業である。大半の国で、この費用の不釣り合いに大きい部分を担わされてきたのは女性―母親か、保育労働者のいずれかである。母親の費用は巨大な報酬の損失から生ずるし、保育労働者は低賃金と劣悪な労働条件によって費用に効果的な補助金を与えている。したがって基本的な問題はわれわれがこの費用を支払うことができるかどうかという点ではなくて―現に費用は支払われているのだから―、これらの費用を特に両親や使用者や社会にどのように割り

当てるかということである。現在の状況は全く異常である。大半の国では、子供たちは三歳に達するやいなや、無料で学校で一日の大半の時間にわたり保育が受けられる。三歳以前は、もし子供たちが公的資金の補助金を受けられる施設を利用すると、両親たちは費用を支払わなければならない。公的資金の補助金を受けられる施設に入園させた両親たちは補助金が受けられるが、民間の保育を利用する両親たちは（限られた範囲で保育費用に対して減税が利用できる者を除いて）補助金が受けられない。

このようなばらばらな状況に対して、特に三歳以下ならびに三歳以上の子供たちの矛盾した取扱に対して、種々の解決策が適用されなければならない。保育サービスにはますます教育的方針を採用するようになっているので、同じ支払い負担の原則を適用してもよい―一つのオプションは、授業時間に匹敵する基本的な時間はすべての子供たちに対して無料にし、それ以外の時間に対して両親たちには所得に応じて料金を支払うことである。

公的資金の補助金を受けられる施設を利用できない両親については、一つのオプションはある種の形態の「需要―補助金」、例えば減税又はある種の現金支給またはクーポン券支給である。「需要戦略」を考える際には、長期戦略と過渡的戦略とを区別しなければならない。「需要補助金」は、この報告書に提案されている形式の保育サービスを財政的に賄うのに十分な長期戦略ではない。減税制度は比較的に高所得の家族に有利になりが

ちで、比較的に低所得の家族を補助することをめざしたものではない。この方法で分配された公的資金は、良質の保育サービスを発展させたり、保育労働者に対して適切な賃金や労働条件を保証することは結びつかない。就学前教育や小学校教育にも同じ原則を適用しなければ、三歳以下の子供たちと三歳以上の子供たちの間に新たな矛盾が生じ、すべての子供たちのための一貫した保育制度の発展を妨げることになる。

しかし公的資金の補助金を受ける施設を利用できないような両親たちに対しては、過渡的な措置としてある種の需要補助金の形態を適用することもひとつの例でありうる。だがこれが行なわれる場合、保育サービスに関する政策の全体的な再検討の一部として、この決定を行なわなければならない。選択される需要補助金の制度は、この制度が比較的に高所得の家族を利用するのではなく、もし可能ならば、比較的に低所得の家族を利用するようにし、両親たちが需要と供給の補助金の双方から利益を得ないようにし、需要補助金は公的資金の補助金を受ける施設に逆効果にならないようにしなければならない。

資金供給のその他の重要な問題は、使用者の役割である。各国で使用者が自分の従業員たちの一部に対して保育資金の援助を行なう例があり、これがここ数年若手の加盟国で増加しているように思われる。このような個々の使用者の公的資金の補助金を受ける施設は、ここから利益を得る労働者たちにとって貴重な援助を与えているが、このアプローチはこの報告書で支持

されている種類の保育サービスの発展の基礎を与えることはできない。使用者が労働者の中の特権的な少数者以外の者のために施設を造ることはありえないように思われるし、この公的資金の補助金を受ける施設の建設は、子供たちや両親たちのニーズによってよりは、使用者の労働力のニーズによって決定されるだろう。また特殊な職務に付随する保育施設はいずれも子供たちの保育に不安定な要素を持ち込むし、子供たちにとっては最良の利益ではなく、女性の雇用機会を妨げる。結局、使用者に依存する保育サービスは、すべての子供たちと両親たちのニーズに奉仕する地方的施設の概念にマイナスの作用を与える。

使用者に、公的資金の援助を受ける適切な「保育と教育」の制度に代わるものを与えることを期待すべきではない。とどのつまり、これは貴重な貢献になりうるし、保育サービスが充実し、このオプションを選択する両親たちのために職場を基礎にした補足的な施設を提供するまで重要なギャップを埋めることもできる（使用者、地方自治体その他に諸機関の協力を含め、協力的なアプローチですぐれたモデルを提供することにより）。現実の問題は、すべての使用者が保育サービスの費用——全部ではなくて一部、というのはいずれのサービスの費用——を要求するべきか否かということである。この原則が適用されるのはフランス、スウェーデンならびに最近まではイタリアである。これには明らかに費用の全般的な分析やそれらに費用の分

担についての論議をさらに深める必要がある。この分析で決定すべきことは、両親は費用総額のどのくらいの割合を支払うべきか、個々の両親たちは所得のどのくらいの割合を支払うべきか、使用者の支払うべき額はどのくらいか、この支払いはどのような方法で行なわれるべきか、社会が政府を通じて支払うべき金額はどのくらいかということなどである。

最後に、もし保育に関する論議を継続しなければならぬとすれば、もし有効な政策を創出しようとすれば、もし政策を適切に施行し、その影響を監視しようとすれば——その場合にはもつと詳細な報告が必要である。一九八八年、ネットワークは情報の不足は言語道断であると述べているが、我々はこの意見を変える理由は全くない。第三次機会均等計画の終了までに、我々は左記の諸分野に関して利用できる公式の信頼し得る情報を見たいと望んでいる。

**両親の雇用

**子供たちの保育状況

**両親たちの見解と選好

**労働者の保育（ならびにその他の家族的責任）を援助する使用者の政策と団体協約の利用可能性

**労働権の行使と両親に対する雇用政策

**保育サービスの質

それぞれの場合、情報は様々なグループの子供たちや家族たちの状況を認識し比較しうるような方法で収集されなければならぬ。

らない。

ヨーロッパ的次元

保育政策とサービスの発展のためには、地域的、地方的、全国的ならびにヨーロッパ的レベルでの研究が必要である。ヨーロッパ的レベルには、左記の六つの主要な研究分野が含まれる。

諸目的を調和させること 両親育児休暇と家族理由休暇に関する委員会の指令草案は採択こそ阻まれたが、重要なイニシアチブだった。ネットワークの確信では、上述の結論に述べた諸条件を満たすために両親の四つの主要な労働権——父性休暇、出産休暇、両親育児休暇ならびに家族理由休暇——に関してミニマムな基準を確立しなければならぬ。これには当初の指令草案の改訂版が含まれることになるだろう。この草案ができて七年になり状況が変化したので、改定草案を採択する前に再検討することが適切であろう。

保育サービスの諸目的に関しても調和が求められなければならないが、それはこれらの目的を達成する手段のためではない。加盟諸国は異なる制度を発展させているが、画一的な「ユーロ・サービス」に固執することは不必要だし、可能でもない。委員会には社会憲章を実施する計画の一部として保育に関

する勧告の作成が委任されている。ネットワークは、EC内での運動の質、結合ならびに自由の達成のために保育サービスの重要性を前提にして、指令が必要であると信じている（指令のための事例は、一九八八年の報告書や欧州議会の女性の権利委員会が開催した最近の保育に関する公聴会の証言の中で論議された）。例えばいかなる手段が用いられようとも、それには左記の諸点が含まれなければならない。

* * * 少なくとも一〇歳以下の子供に対する地方を基礎にした質の高い一貫したサービスで、必要に応じてこれらのサービスをすべての子供たちに利用させるねらいを持つこと。

* * * 国民所得やニーズのレベルに関連した方式により決定された公的な資金の補助金を受けるサービスの拡大を目指す現実的な目標の設定。

* * * すべての子供たちが平等にこれらのサービスを受けられることの保証。

* * * すべての保育労働者に対する適切な賃金、労働条件、職業訓練ならびに援助の保証。

* * * 特に目的や目標を設定し、資源の供給を含み、それらの達成を保証するための公共機関（中央政府、州政府、地方自治体政府）の役割。

* * * 諸目的に適合する進歩の監視。

* * * 構造基金を通ずる比較的貧困な地方のサービスの発展のための委員会による財政援助の供給。

さらにその序文の中で強調されていることは、共通の目的はすべての加盟諸国に対して共通のサービス制度も、加盟諸国内の共通なサービスさえ必要としないということである。加盟諸国間ならびに国内でも多様性は両立するばかりか望ましいことでもある。そのうえ手段は雇用されているか、または職業訓練中の両親を持つ子供たちのサービスに関係しているが、認識されなければならないのはサービスが比較的広い価値を持ち、一般的に利用されなければならないことであり、また可能な限り雇用された両親を持つ子供たちだけを分離するサービスは避けるべきである。

構造資金の供給 第二次機会均等計画の期間中に明確になったのは、構造資金は保育サービスの発展を支援するために使用することができるし、またこの種のサービスはこの基金のために設定された諸目的（例えば農村地域の開発促進のため）の達成のために不可欠な要件である。第三次機会均等計画の主要な任務は、構造基金が保育に対して重要な貢献になり始めるよう保証することである。これは次の二つの方法で達成することができる。第一に、委員会は保育計画、例えば最近の技術的セミナーの一つで勧告されたような二〇〇〇、二五〇の革新的プロジェクトを支援する農村保育計画を開始するために利用できる機会を利用しなければならない。これらの計画の狙いは、保育に構造資金を適用させるという意識を強め、比較的貧困な地方に

おけるサービスの発展を支援し、保育の革新的モデルを發展させることである。(一)

第二に、関係委員会の責任者は関連するすべての個人や団体——委員会ならびに加盟諸国のすべてのレベルの——に情報を提供する計画を支援するために調整し、保育サービス(とその他の型の支援、例えば交代サービス)の發展のために構造資金を有効に使用すべきである。この目的は加盟諸国から申し込みのある保育計画に刺激を与えることである。

最後に委員会はガイドラインや諸基準を改正し、保育目的の資金割り当てを申し込み、それらの資金を質が高くその他の諸基準にも適合するサービスを支持するために使用するようになければならない。

情報、経験ならびにアイデアの交換 情報、経験ならびにアイデアの普及や交換を支持し奨励することから得られる潜在的利益は、非常なものがある。一九九〇年にネットワークが組織した技術的セミナーや訪問計画は、これを行なうに当たつての二つの發展方法を示している。しかしその他の可能性、例えば異なる国における選択されたプロジェクト、改革ならびに研究プロジェクトに関する情報を与えるデータ・ベースの創設、この情報を広く利用させるための新しいテクノロジーの使用、一般的に興味がある報告書やその他の出版物、ビデオやフィルム等の図書館の充実、ならびに情報の普及のための保育雑誌の利

用などがある。

協力的研究 情報や経験の交換に密接に関連して、研究と政策分析、開発研究と証明ならびに行動プロジェクトなどを含む二国以上の国の協力研究から得られる潜在的利益も、非常なものがある。研究の二つの分野——交換と協力——は個々の国の間でも、委員会外の既存のヨーロッパ団体を通じて、片務的な基礎で達成することができる。しかし、委員会はすべての加盟国が二つの活動分野、例えばセミナーと会議、訪問と意見の交換、データ・ベースと情報センターの創設、政策分析における協力(例えば保育の費用ならびにその割り当てに関する)ならびに協力的行動計画などのプロジェクトを支持することによって重要な関係を持つよう重要な貢献を行なうことができる。これは第三次機会均等計画の枠内で作成され、次の五年間の幾つかの優先的な活動分野を確認する保育計画の一部として行なわなければならない。

監視 委員会はEC内の状況と發展において果たすべき重要な役割を持つている。特に注意しなければならないのは、個々の使用者または団体協約において採用された両親の労働権と雇用政策、保育サービスと子供たちの保育状況、保育労働者ならびに両親の雇用である。この目的のための資料の中には、公表された統計や、労働力調査のようなデータの二次的分析から得

ることのできるものもある。だが若干の項目に関しては、適当な既存の資料がないので、金をかけてオリジナルな調査を行なう必要がある。第三次機会均等計画の期間中に次の二つの調査を初めて行ない、五年ごとに繰り返し返せば特に価値がある。

*ヨーロッパ的規模の子持ち世帯の調査。これは両親の雇用、保育制度、保育に関する両親の見解、子持ち労働者を援助する使用者の政策の利用可能性、保育やその他の家庭的任務における父親ならびにその他の世帯員の役割を含む一連の問題をより詳細に調査するためである。量的ならびに質的の二つの方法が使用されれば、この経験の価値は増大するだろう。

使用者のヨーロッパ的規模の調査。それは子供（やその他の家族的責任）を持つ労働者を援助するための職場政策の可能性とそれに対する態度を調査するためである。

社会的パートナー 社会的パートナーはヨーロッパ的レベルでの社会的対話において保育問題を含めるよう奨励されなければならない。

(1) 委員会は最近この過程における最初の措置を発表した。これは新しい計画—女性のための新しい機会 (New Opportunities for Women—NOW)—を提案しているが、この計画は職業訓練と企業の創設に焦点を当てている。これは構造資金から援助され、この計画の一般的諸目的を支持する保育サービスを発展させる財政援助の可能性を含んでいる。

第1表 合計初婚率（各1,000人あたり）

国名	1965	1970	1975	1985	1987
デンマーク 男	1,026	752	621	538	—
デンマーク 女	984	799	661	572	—
スウェーデン 男	986	584	566	490	534
スウェーデン 女	957	624	628	525	563
フランス 男	1,013	915	822	533	513
フランス 女	993	919	858	540	524
西ドイツ 男	913	896	734	585	—
西ドイツ 女	1,102	974	764	598	—
イタリア 男	998	1,017	894	764 ※	—
イタリア 女	1,024	1,007	931	765 ※	—

出典：Population, 1989 ※ イタリアのこの数字は1980年

第2表 合計離婚率（100組の結婚あたり）

国名	1965	1970	1975	1980	1985	1986	1987
イングランド ウェールズ	10.7	16.2	32.2	39.3	43.8	42.2	41.5
デンマーク	18.2	25.1	36.7	39.3	45.2	45.4	45.4
スウェーデン	17.8	23.4	49.9	42.2	45.5	44.5	43.1
オランダ	7.2	11.0	20.2	25.7	34.4	30.3	28.6
フランス	10.7	12.0	15.6	22.2	30.4	31.0	30.8
西ドイツ	—	—	23.4	22.7	31.2	30.0	32.2
イタリア	—	—	3.1	3.2	4.1	4.3	6.5

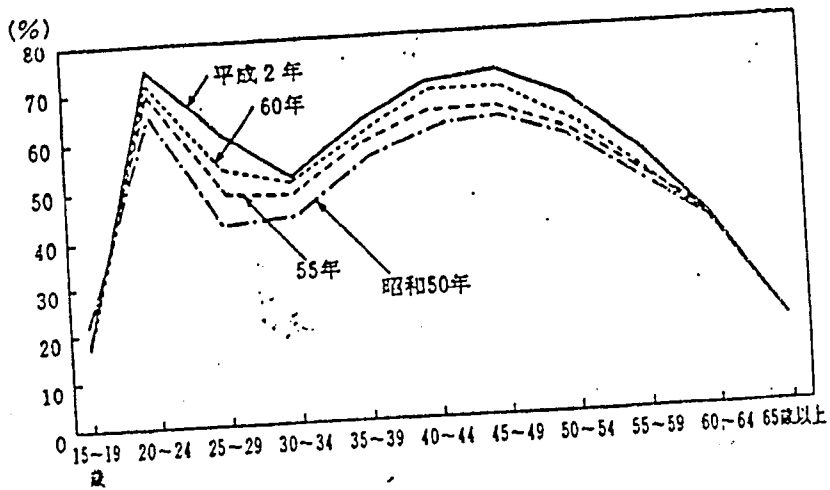
出典：Population, 1990

第3表 婚外出生の割合（出生100あたり）

国名	1965	1975	1984
イングランド ウェールズ	7.7	9.1	17.3
デンマーク	9.5	21.3	40.6
フランス	5.9	8.5	18.0
オランダ	1.8	2.1	7.7
スウェーデン	13.8	32.4	43.7
アメリカ合衆国	7.7	14.2	18.9

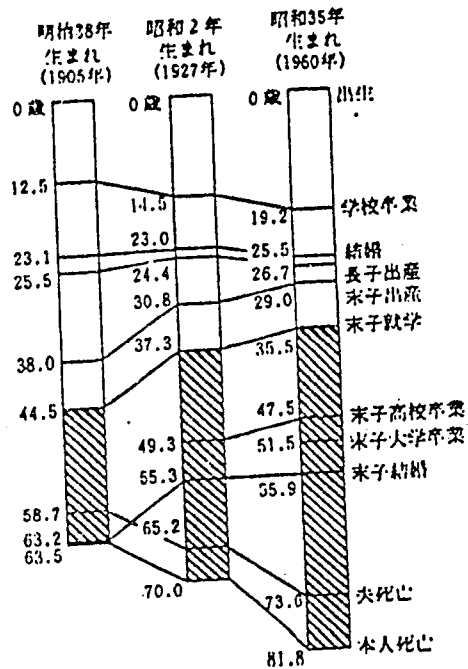
出典：季刊『年金と雇用』1991年12月号77頁
より引用

年齢階級別女子労働力率の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

女性のライフ・サイクルの変化

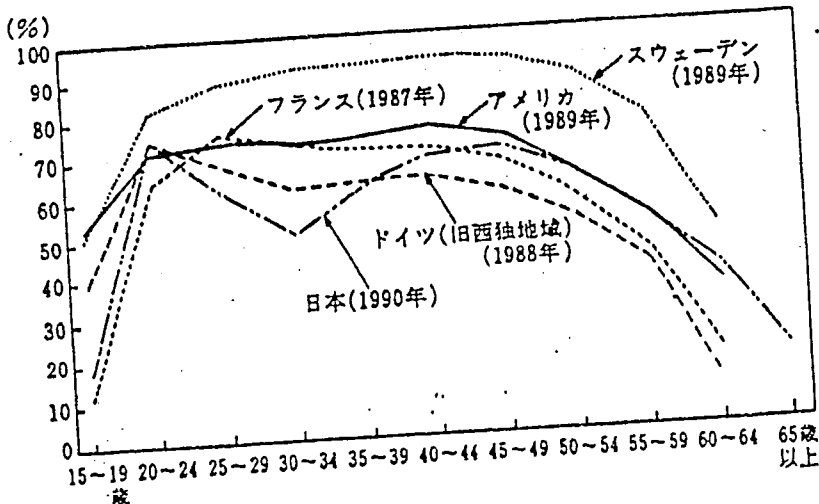


資料出所 厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、「出産力調査」
文部省「学校基本調査」

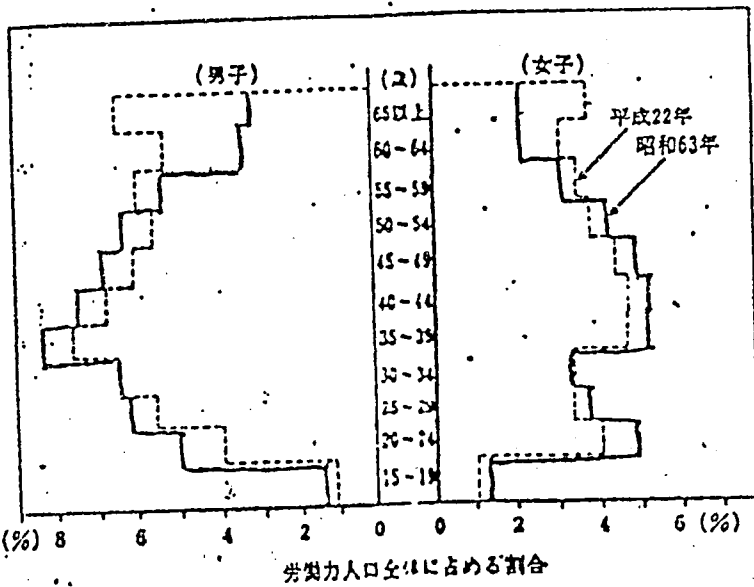
注) このモデルの出生率は、昭和3年、25年、60年、の平均初婚年齢から逆算して設定した。学校卒業時は、初婚年齢の人が卒業進学する年の進学率をもち、他のライフステージは結婚時における平均値を基に作成したものである。

注、年齢別労働力率が昭和63年と同じとした時の性、年齢別労働力人口の将来推計(労働力人口計=100)

女子労働力率の国際比較

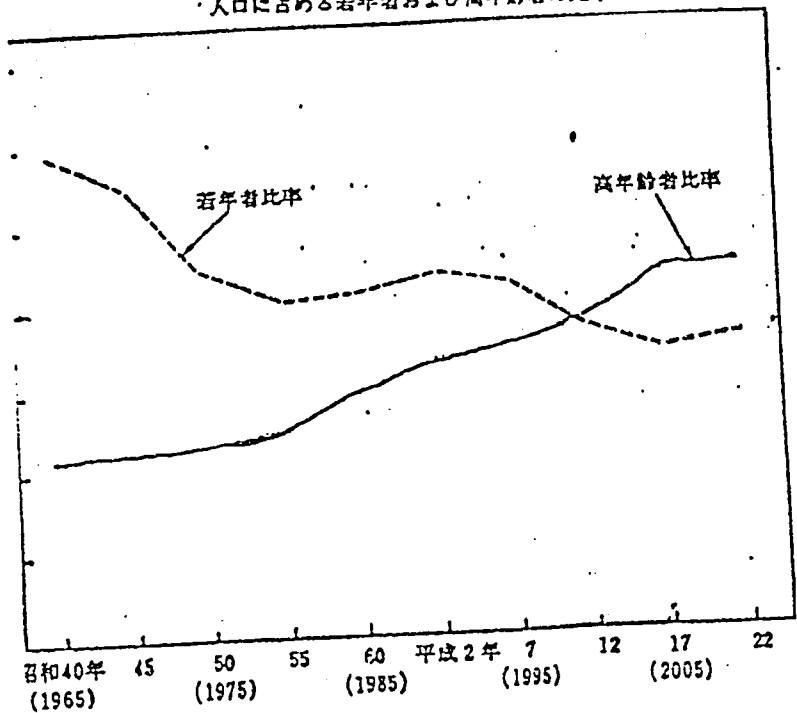


資料出所 ILO "Year Book of Labour Statistics"



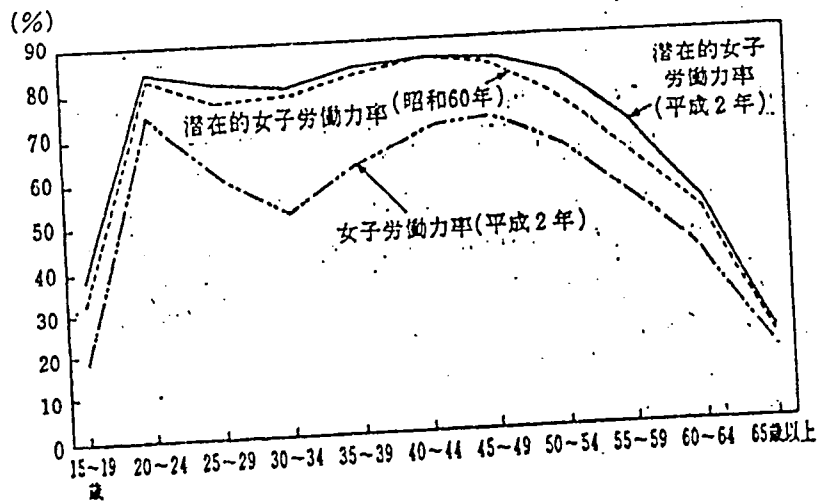
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」(昭和63年)
厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(昭和61年12月推計)の中位推計により分類
男: 国連推計による。

人口に占める若年者および高齢者の比率の推移



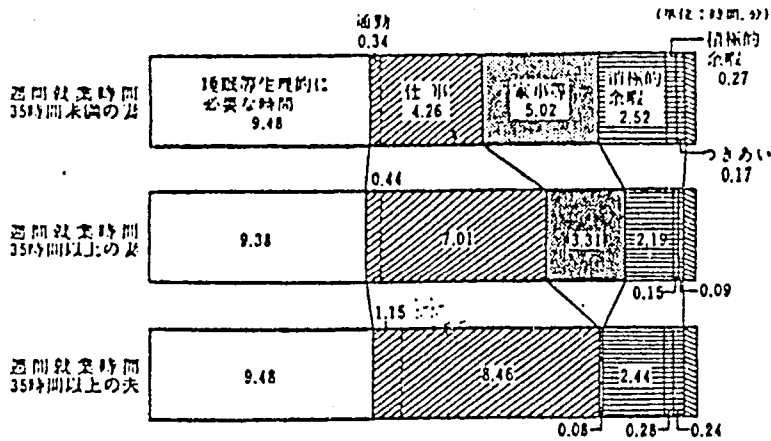
注) 昭和40年から60年までは、総務庁統計局「国勢調査」、平成2年以降は、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(昭和61年12月推計)の中位推計による。
1) 若年者比率とは、15-24歳人口/15-64歳人口の比率を示す。
2) 高齢者比率とは、65歳以上人口/15-64歳人口の比率を示す。

女子の年齢階級別潜在的労働力率の推移



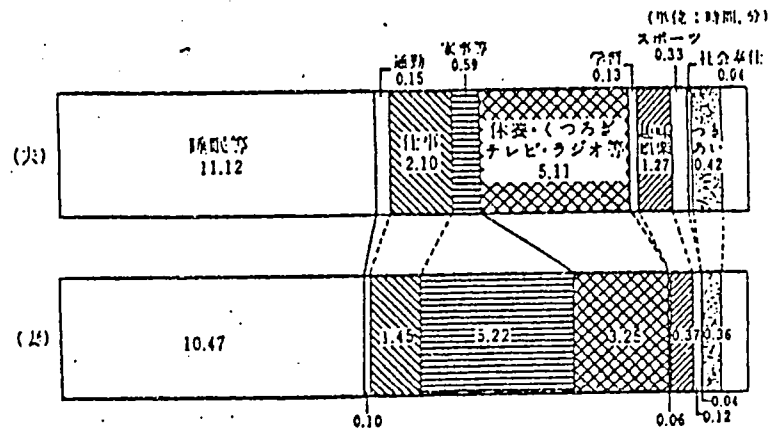
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」特別集計
(注) 女子の年齢階級別潜在的労働力率
= 女子の労働力人口(年齢階級別) + 女子の就業希望者(年齢階級別) × 100
女子の15歳以上人口(年齢階級別)

平日の妻と夫の生活時間 (雇用者)

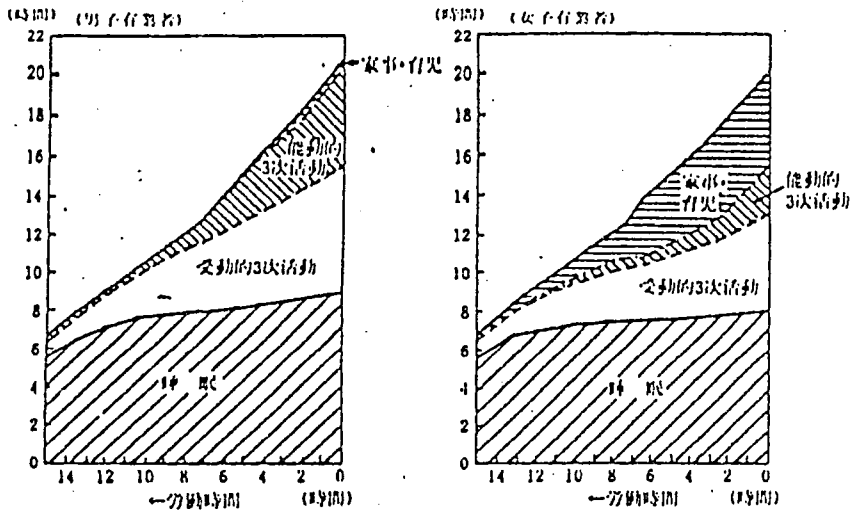


資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和61年)
注) 核家族世帯における妻と夫である。

日曜日の妻と夫の生活時間 (雇用者)



資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和61年)
注) 1. 核家族世帯における妻と夫である。
2. 妻・夫とも週間就業時間35時間以上の雇用者である。
労働時間と睡眠、家事・育児および3次活動時間



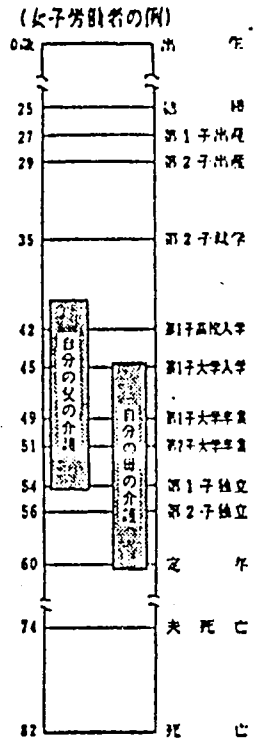
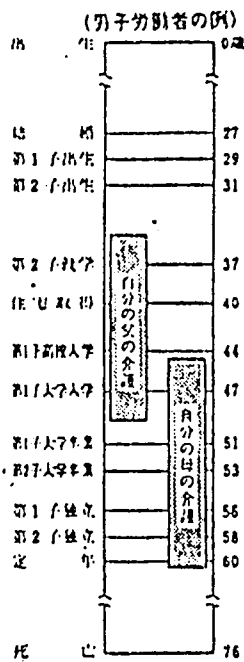
資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和56年)
(注) 1) 能動的3次活動時間とは学習活動、趣味・娯楽、スポーツ、準社会的活動、交際、移動時間の合計を、受動的3次活動時間とは、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、交際・娯楽、その他の時間の合計をいう。
2) 平日についての数値。

事業所規模別 VDT 作業対策と意識 (事業所割合)

事業所規模	VDT 作業対策 (単位%)					
	VDT機器導入割合	作業時間対策あり	照明・探光及びグレア防止対策あり	騒音防止対策あり	関連設備対策あり	VDT健康相談あり
10~49人	54.8	31.9	63.6	13.9	57.9	10.3
50~99人	79.1	35.0	73.0	23.3	66.9	14.8
100~299人	93.2	44.3	82.2	34.3	77.6	21.2
300人以上	99.0	59.8	91.5	54.2	87.9	32.9

(VDT 機器の健康への影響に関する意識(M.A.)) (単位%)

事業所規模	意識 (M.A.) (単位%)				
	影響があるとは思えない	VDT作業ばかりやらなければ影響なし	長期にVDT作業ばかりやっていると健康に悪い影響が出てくると思う	精神衛生上よくない面も出てくる	VDTをもっと改良する必要あり
10~49人	13.4	41.8	64.4	7.4	17.5
50~99人	8.0	42.4	75.7	7.6	19.4
100~299人	11.0	42.5	78.5	9.6	27.1
300人以上	8.7	45.9	80.8	14.5	34.7



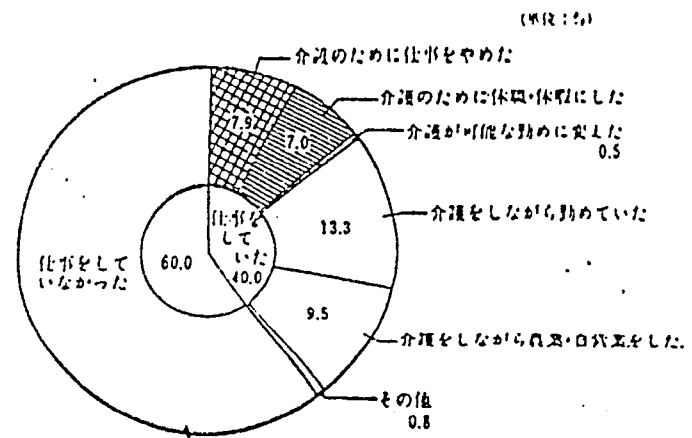
40~50歳代
企業での職責が重くなるとともに、教育、住宅等の家庭生活面での負担が大きくなり、定年問題も視野に入ってくる等変化の大きい時代に介護負担を負うため、生活設計上きわめて大きな問題である。

女性
介護に中心的に携わっているのは女性、特に中高年女性である。女性にとって育児が一段落した後、再び大きな生活上の負担をかかざる。

資料出所 労働省「昭和63年労働白皮書」

財団法人「西暦2000年における女性のライフサイクルに関する予測研究」(昭和62年)を参考に作成。
親の介護の部分については、研究会調査結果による。

主な介護者(親族)の仕事の状況別構成比(女子)



資料出所 厚生省「人口動態社会経済面調査」(昭和62年)

もっと余暇が欲しい者の割合および希望する余暇の種類(被介護者)

	余暇が欲しい	希望する余暇の種類 (単位%)			
		平日の余暇時間	週末等の休日	連続休日	一概にいない
被介護者計 (57年)	52.2	16.4	16.0	15.0	4.5
同 (63)	62.5	19.8	18.2	18.7	5.6
管理専門 (57)	47.2	9.1	14.5	14.5	9.1
同 (63)	64.5	8.6	22.6	24.7	8.6
事務職 (57)	60.1	22.6	15.6	17.4	4.3
同 (63)	66.4	21.6	16.4	22.4	5.6
労務職 (57)	46.7	12.6	16.5	12.8	4.2
同 (63)	59.3	19.7	19.0	15.1	5.1

1日の実労働時間と疲労、職場ストレスを感じる者の割合 (単位%)

1日の実労働時間	ふだんの仕事での身体の疲労	ふだんの仕事での神経の疲労	仕事上、職業生活に関するストレス
平均	67.3	72.2	55.0
6時間未満	51.6	47.2	31.4
6~7時間未満	57.4	56.3	37.9
7~8時間未満	59.7	65.3	48.9
8~9時間未満	65.7	71.9	53.0
9~10時間未満	74.8	80.6	63.7
10時間以上	83.8	87.4	72.4

表 諸外国の親休暇（育児休暇）制度の概要

国名	主要根拠法（括弧内は関連法）	適用部門		休暇中の手当	休暇期間	パートタイム親休暇	休暇を取得可能な子供の年齢	資格要件
		民間	公共					
オーストラリア	<連邦>		○	無給	最長66週間（両親が連邦公務員） 最長40週間（配偶者が連邦の出産休暇を取得できない父親）			
	<北部地域>		○	無給（産前6週間産後6週間有給）	少なくとも1年間		子供が6歳になるまでに	（出産又は養子縁組の子定日より前に）12か月間勤務
	<南オーストラリア>		○	無給（レクリエーション休暇又は長期勤続休暇の累積分を使用可能）	最長52週間		就学前	
オーストリア	1979年4月17日の母性保護法 1977年11月14日の1958年失業保険法統合に関する連邦政府の通知 1990年1月1日実施の父親に親休暇を拡大する新法	○	○	無給（仕事を再開していない又は法的には些細と考えられる程度のパートタイム労働の母親には手当の受給資格あり）	最長1年間			女子（初めて失業給付又は無給休暇を請求する者は過去24か月間に合計52週間義務的保険に加入、その後請求する者及び20歳未満の者は過去12か月間に20週間勤務）1990年より父親に拡大
				特別失業給付（最終純所得の45～60%）（1984年11月以後同様の援助を女子連邦公務員にも適用）			子供が3歳になるまで	託児所に子供を預けられないため最初の休暇の終了後に仕事を再開できない単身の母親
ベルギー	親休暇の規定そのものはなし（1985年1月9日の社会復興法第88条～第95条--サバチカル・リープの規定、団体協約の適用を条件）	○		第1子=月額10,504フランドルフラン、第2子以降=12,504フランドルフラン、 ハーフタイム労働=5252フランドルフラン	6～12か月間 民間部門の幾つかの団体協約=最長2年間の無給休暇	○（6か月間～5年間）	子供の年齢にかかわらずなし	6か月間以上勤続、失業者と代替される場合
ブルガリア	労働法典			社会保障制度による手当支給			子供が2歳になるまで（第1子、第2子、第3子） 子供が6か月になるまで（第4子以降）	子供を育児施設に預けられない場合
				無給（平均最低賃金の10分の1の手当支給）			子供が3歳になるまで	有給育児休暇の終了後子供が育児施設に通えない場合
カナダ（連邦）	労働法典	○	○	無給	24週間（17週間は母親のみ利用可能な出産休暇）			カナダ労働法典を適用される労働者 6か月間勤続
				無給	最長5年間		就学前	
チェコスロバキア	労働法典			財政的援助（一定の条件を満たす女子労働者、単身の父親又は妻が子供の世話をできない父親を対象）	産後最長3年間		2歳になるまで（1987年12月31日以前に誕生の子供） 3歳になるまで（1988年1月1日以後に誕生の子供）	就労する女子及び一定の条件に合致する父親
デンマーク	1980年6月4日の出産休暇法第234号 1983年12月7日の親休暇法第573号により改正（1984年7月導入、1985年7月完全実施）	○	○	直前4週間の平均稼得賃金の90% 週2339クローネを上限	10週間（14週間の産後休暇の後）			勤続要件なし
フィンランド	1970年4月30日の雇用契約に関する法律第320号	○		稼得賃金に比例した日額手当（日額給与の80%）	総計268日間--最初の105日間（産前30日間、産後75日間）は母親のみ利用可能、次の163日間は両親のうちいずれか、多胎分娩の場合には子供1人につき60日間まで延長可能			180日間以上妊娠中の民間部門の女子労働者
				使用者は賃金又は給与を支払う義務はない。手当は利用可能			子供が3歳になるまで	
フランス	1977年7月12日の親休暇法、1984年1月4日の法律第84-9号及び1986年12月29日の法律、労働法典L第122-28-1条以降に編入。	○	○	無給、3人以上子供がいる場合、家族手当金を月額2671フランドルフラン24か月間支給（1990年7月現在）	1年間--更新2回可能	○	子供が3歳になるまで	1年以上勤続。労働者数100人未満の企業では、労働委員会又は従業員代表に相談した後、当該企業の生産及び本来の機能行使にマイナスの影響を及ぼすと考えられる場合には拒絶可能
ドイツ連邦共和国	1985年12月6日の養育手当及び養育休暇の支給に関する法律（1987年12月14日改正、1989年7月30日改正、1991年8月14日改正）	○	○	最初の6か月間=600マルク、7か月目からは一定の所得限度内で支給	10か月間（1988年1月から12か月間、1989年7月から15か月間、1990年7月から18か月間、92年1月から3年間）	○（週19時間未満就労）		休暇取得者の配偶者は、雇用されているか、失業者として登録されているか又は学生である場合に限る。少なくとも4週間前に通告
	1985年12月17日の連邦官吏及び裁判官の養育休暇に関する規則（1989年6月）				○	公務員は家事都合により3年間の無		

	30日改正)				給休暇、18歳未満の子供を世話する場合には12年間まで拡大可能。パートタイム労働も可=15年を限度			
ギリシャ	1984年10月 8日の親休法第1483/84号 (民間部門) 大統領令第193/88号 (公共部門)	○	○	無給	父母各自 3か月間 (片親家庭では 6か月間)		2歳半になるまでに	1年間勤続。以前の休暇から1年間以上経過。労働者数が100人以上の企業に適用。労働者数の8%以下に適用限定。先任権順。労働者は社会保障の保険料 (本人負担分及び使用者負担分) を支払う。
ハンガリー	労働法典			育児給付 (一定の限度内で賃金相当額)			子供が18か月になるまで	就労する母親、単身で就労する父親
				無給			子供が 3歳になるまで	
イタリア	1971年12月30日の母親労働者の保護に関する法律第1204号、1977年12月 9日の労働に関する男女同一待遇法第 903号	○	○	稼得賃金の30%	6か月間	○ (子供が病気の場合は 3歳まで可)	1歳になるまでに	勤続要件は明記されず
ルクセンブルグ	1983年12月14日の法律 (1979年 4月16日の法律の改正)		○	無給	1年間	○ (子供が 4歳になるまで)		
ニュージーランド	1987年 7月10日の親休暇及び雇用保護法第 129号	○	○	無給 (年次休暇分は休日手当を受ける権利あり)	総計52週間		子供が12か月になるまでに (養子縁組をした子供の世話を開始して 1年目まで)	直前の12か月間に各週10時間以上同一の使用者により雇用されていること
ノルウェー	労働者保護及び労働環境に関する1977年 2月の法律第 4号 (1987年 6月 5日の法律第25号により最終的に改正)	○	○	無給 (最大70日間是有給)	最長 1年間			出産又は養子縁組前の10か月間に 6か月間就労の被保険の女子が給付に対する資格がある
ポーランド	労働法典 1981年 7月17日の育児休暇に関する閣議決定 (1988年 2月 1日改正)			24か月間 (家族の所得が月額6000zł未満の場合既婚の親には8200zł、単身の親には 1万6400zł)	最長 3年間		子供が 4歳になるまでに	6か月間以上就労の女子労働者 (母親が死亡又は病気のために不適任の場合又は母親が同意している場合には父親)
				総計72か月間 (女子労働者が 4歳未満の複数の子供、慢性病の子供又は精神障害児の世話をしている場合)	障害児又は慢性病の子供の場合には 3年間延長		子供が18歳になるまでに	
ポルトガル	1984年 4月 5日の母性及び父性保護法第4/84号	○	○	無給	6か月間～ 2年間	○	フルタイム-- 3歳になるまでに パートタイム--12歳になるまでに	勤続要件なし。3歳未満の子供のいる全労働者。
ルーマニア				無給			子供が 6歳になるまで	就労する母親
スペイン	1980年 3月10日の労働者憲章第37条第5項及び第46条第 3項。1989年 3月 3日の法律	○	○	無給	3年間	○	フルタイム-- 3歳になるまでに パートタイム-- 6歳になるまでに	勤続要件は明記されず
スウェーデン	1973年12月 7日の国民保険 (統合) 法 1978年 6月 1日の育児休暇の権利に関する法律 (1982年、1985年、1989年改正)	○	○	有給 (最初の 360日間は90%、その後 1日60%)	450日間	○	フルタイム--18か月になるまでに パートタイム-- 8歳になるまでに又は小学校 1年終了までに	直前 6か月間勤続又は過去 2年間に最低12か月間勤続
トルコ	1971年 8月25日の労働法第1475号 (1983年 7月29日改正)			無給	義務的有給休暇 (産前 6週間、産後 6週間) 後に 6か月間			
旧ソ連	1989年12月 1日実施の出産休暇及びその関連の権利を改定する規定			有給			子供が18か月になるまで	
				無給			子供が 3歳になるまで	
ユーゴスラビア				無給			子供が 3歳になるまで	子供が育児施設に通っていない場合

(出典) "Time off for family responsibilities: part two" European Industrial Relations Review, No. 189, Oct. 1989, pp. 17-22.
 "Work and Family--the child care challenge" Conditions of Work Digest, Vol. 7, 2/1988, pp. 79-144.
 "Childcare in the European Communities 1985-1990" in Supplement to Women of Europe, No. 31, August 1990, pp. 1-61. t等により作成。

(出典) 山崎隆志, 「諸外国の親休暇 (育児休暇) 制度の概要」, 季刊労働法 163号 (1992年) pp. 109-121.

人口問題審議会懇談会（1992年10月27日）

先進国における家族政策の潜在的出生促進効果

小島 宏（人口問題研究所国際人口研究室長）

目次

はじめに

1. 出生・家族政策の出生促進効果に関する理論的研究の検討
2. 出生・家族政策の出生促進効果に関する実証的研究の検討
3. わが国にとっての政策的意味
おわりに

表1 出生政策と家族政策の共通点と相違点

区分	目的	手段	対象
出生政策のみ	人口の規模・構成の適正化 { 出生促進 } { 出生抑制 }	建邦・中絶の規制の改訂 人口に関する情報・研究機関の設置	集合体としての家族 特定の属性をもつ家族 まだ存在しない家族
出生政策と家族政策の両方	国民（住民）の生存・福祉 社会的安定	金銭による家族手当，税制上の優遇措置 住宅・教育・年金に関する優遇措置 出産・育児休暇制度，託児所サービス 法的婚姻年齢の改訂 家族計画・母乳哺育推進プログラム	家族 { 一単位としての家族 } { 家族の成員 }
家族政策のみ	家族福祉 家族機能強化 家族間の所得再分配	公共交通機関への補助金 家事援助サービス 生計維持者の兵役免除 しつりに関する両親学級の組織化 家族相談所の設置	個別の家族 あらゆる属性をもつ家族 すでに存在する家族

（出所）小島（1985：65）

図ノ EC委員会事務局による家族支援施策の区分

- I. 経済的負担に対する補償
 1. 家族手当
 2. 社会扶助
 3. 租税
- II. 家族環境
 1. 住宅
 2. 交通機関
 3. 奨学金
 4. マスマディヤ
 5. 家庭内事故
- III. 共通の関心について加盟諸国によって採られている施策
 1. 仕事と家庭生活の両立，家庭責任の分担
 - A. 出産・育児に関する施策
 - (a) 母子の健康に直接関係する施策
 - (b) 出産に関する社会的支援の施策
 - B. 就学前児童・学齡期児童のための施設
 - C. 家庭責任のより公平な分担
 - D. 労働時間に関する施策
 2. 特定の集団の支援
 3. 最貧家族の支援

（出所）EC（1989：38-51）

表2 出生率水準に関する先進諸国(政府)の政策と認識の推移

国名	1976	1978	1980	1983	1986	1989	1991
日本	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× △
西ヨーロッパ	○ ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
オーストリア	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
ベルギー	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
フランス	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽
西ドイツ	× ▽	× ▽	× ▽	× ▽	× ▽	× ▽	× ▽
ルクセンブルグ	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽
オランダ	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
スイス	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
南ヨーロッパ	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
ポルトガル	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽
イタリヤ	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
東ヨーロッパ	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
チェコスロバキヤ	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽
東ドイツ	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽
ポーランド	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽
ルーマニア	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽
北ヨーロッパ	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
デンマーク	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
フィンランド	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽
アイスランド	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
アイスランド	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽	↑ ▽
ノルウェー	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
スウェーデン	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
イギリス	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
北アメリカ	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
カナダ	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
アメリカ合衆国	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
オセアニア	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
オーストラリア	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
ニュージーランド	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○	× ○
ソビエト連邦	↑ ○	↑ ○	↑ ○	↑ ○	↑ ○	↑ ○	↑ ○

(注) 政策の推移 (↑……向上, →……維持, ×……不介入, 認識の推移 (○……満足している, ▽……低すぎる.)
 (出所) 阿藤・三田 (1992:53)、UN (1992)

図2 EC諸国における家族政策に関する制度：1990年現在の比較

国名	憲法での家族への国家の責任に関する明示的な言及の有無：■=あり、○=なし								
	家族問題に関する省(M)庁(S)の有無：■=あり、○=なし			家族・児童・青年に関する省庁間調整委員会の有無：■=あり、○=なし		児童と高齢者の看護に関する管轄の分権化：■=あり、±=部分的、○=なし		福祉に関する管轄の分権化：■=あり、±=部分的、○=なし	
	「家族」を名称に含む裁判官の有無：■=あり、○=なし		「家族」を名称に含む裁判所ないし裁判官の有無：■=あり、○=なし		人口(P)、家族(F)、その他(O)の国立研究機関の有無：■=あり、○=なし		単一の家族援助団体の有無：■=あり、○=なし		
ベルギー	○	○	○	■	■	○	○	in Flanders: ■(P, F)	○
デンマーク	○	○	■	■	■	○	○	■(O)	○
ドイツ	■	■(M)	○	■	■	■	■	■(P, O)	■
ギリシャ	■	○	○	○	○	○	○	■(O)	■
スペイン	■	○	○	■	■	○	■	■(O)	■
フランス	■	■(S)	○	±	±	■	■	■(P)	■
アイルランド	■	○	○	■	○	○	■	■(O)	○
イタリア	■	○	○	■	■	○	○	■(P)	○
ルクセンブルグ	■	■(M)	■	±	±	■	○	■(P)	○
オランダ	○	○	■	■	■	○	○	■(P, O)	■
ポルトガル	■	○	■	○	○	■	■	○	■
イギリス	非該当	○	○	○	±	○	○	○	○

(出所) Bartiaux(1991:20)

表3 子育て支援3本柱 (①育児休業法) (②児童手当制度) (③保育制度) 国際比較

① 各国の育児休業 (労働省婦人局調べ)

スウェーデン	両親の一方が、生後1歳半まで休業できる。8歳又は小学校1年生終了まで1日の労働時間を4時間又は6時間に短縮できる。 (育児休業法)
ドイツ	両親の一方は、子供が18か月になるまでの間、育児休暇の請求権を有する。 (育児手当・育児休暇の付与に関する法律)
フランス	子供を養育する実親並びに養親について、原則1年、最長3年を限度とする育児休業又は勤務時間を通常の1/2とするパートタイム労働の請求権がある。 (労働法典)
イタリア	女子労働者は、産後3か月の休業取得後更に生児が1歳に達するまでの間、6か月間休業することができる(母親労働者保護法)。この休業は、父親が子供の福祉の唯一の責任者である場合又は母親がその権利の行使を放棄した場合父親にも認められている。 (労働に関する男女同一待遇法)
ベルギー	職業の中断は多くの理由で請求できるが、主に育児または教育に関連して利用されている。同一の事業主のもとで1年以上勤務している者は6か月～1年の職業の中断を請求することができる。 (経済復興法及び職業中断における手当支給に係る勅令)
デンマーク	産後休暇(14週)に加えて、両親の一方は10週間の休暇請求権を有する (出産等に関する社会保険法)
ギリシャ	両親は子供が2歳半に達するまでの間、各自3か月休業することができる。(労働者100人以上の民間企業等に働く労働者に適用) (家族的责任を有する労働者の保護及び便宜に関する法律)
ニュージーランド	子を養育する親は、子が1歳に達するまで(養子の場合、子が5歳以下であって、育児休業開始後1年間)両親合計して52週の休業の権利を有する(52週の算定にあたって14週間までの産後休業期間は含まれる。 (親休業及び雇用保護法)
イギリス	女子労働者は産後28週以内に現職に復帰する権利を有する。 (雇用保護(統合)法)
アメリカ	1. 連邦法規定なし 2. 州法 メイン、ミネソタ、ネブラスカ、ロードアイランド、ウァシントン及びバーモントの6州では、男女労働者は6～13週間の育児休業の請求権を有する。

(注) イギリス、ベルギーの場合は、厳密な意味での育児休業ではない。

② 主要国の児童手当制度

(厚生省児童家庭局児童手当課調べ)

	西ドイツ (児童手当)	スウェーデン (児童手当)	イギリス (児童給付)	フランス (家族手当)	イタリア (児童手当)
発足及び改正経過	1955年創設(第3子以降対象) 1961年改正(第2子以降対象) 1975年改正 ・第1子以降全児童対象 ・児童扶養控除の廃止 (→1983年復活)	1948年発足 「児童手当法」 1974年改正 申請主義廃止 一定要件該当者に自動的給付 1982年「多子加算」実施 1983年 「延長手当・奨学手当」実施	1946年発足 「家族手当法」 (第2子以降対象) 1975年 「児童給付法」制定 (第1子以降対象) 児童扶養控除の廃止と家族手当との統合	1932年発足 「家族手当法」 1946年「社会保障法典」公布 (家族手当制度に関する法体系の整備/現行制度の基本的枠組み)	1937年発足
支給対象児童	第1子から 16歳未満のすべての児童 (学生は27歳未満 失業者は22歳未満)	第1子から 16歳未満児童(義務教育終了前) (学生20歳まで 「奨学手当」/「延長手当」)	第1子から 16歳未満の児童 (全日制教育を受けている場合は19歳未満)	第2子から 16歳未満児童(義務教育終了前) (学生は20歳未満)	第1子から 18歳未満児童(学生は26歳、障害者は制限なし)
支給月額	(1989年) 第1子 50マルク(3,711円) 第2子 100 (7,421円) 第3子 220 (16,326円) 第4子～ 240 (17,810円) *低所得世帯には別途加算。	(1990年) 第1子 560クローネ(12,365円) 第2子 560 (12,365円) 第3子 840 (18,547円) 第4子 1624 (35,858円) 第5子～1904 (42,810円)	(1989年) 第1子～ 31.50ポンド(7,151円) (週7.25ポンド) (1,646円)	(1989年) 算定基礎月額1807.9フラン 第2子 32% (12,768円) 第3子～ 41% (16,359円) 「割増給付」 10～14歳 9%割増(3,591円) 15歳以上 16%割増(6,384円)	(1987年) 第1子～ 19,760リラ(1,976円) (成人の被扶養者に対する家族手当あり(配偶者、親又は、祖父母))
対平均賃金(製造業比)	第1子 1.64% 第2子 3.27% 第3子 7.20% 第4子～ 7.86%	第1子 5.01% 第2子 5.01% 第3子 7.51% 第4子 14.52% 第5子～ 17.02%	第1子～ 4.06%	第2子 8.40% 第3子～ 10.76%	第1子～ 1.35%
所得制限	第2子以降、所得により段階的に減額(1983年～) 第2子 70マルク(5,195円) 第3子以降140 (10,389円)	なし	なし	なし	成人被扶養者に対する手当には、所得制限あり
財源	全額国庫負担	全額国庫負担	全額国庫負担	(事業主拠出(支払賃金の7%) 自営業主拠出(所得の7%))	事業主拠出(支払賃金の6.2%)
運営	政府	政府	政府	家族手当金庫	全国社会保険公社

(注) 1. 資料は、Social Security Programs Throughout The World 1985, Yearbook of Labour Statistics(1988)ほかによる
2. 手当額の定め方には、それぞれの児童に着目するもの、扶養する児童数に着目するもの等がある。なおイギリスでは週単位で手当額を定めており、365+(12×7)を乗じて算出した。
3. 換算レートは東京銀行調査部調べによる。1マルク=¥74.21 1クローネ=¥22.08 1ポンド=¥227.02 1フラン=¥22.07 1リラ=¥0.10

③ 主要国の保育制度

(厚生省児童家庭局企画課柏女 露峰作表)

	日 本	ア メ リ カ	ドイツ (旧西ドイツ)	フ ラ ンス	イ ギ リ ス	ス ウ ェ ー デ ン	
1. 保育・幼児教育の所管の形態	所管分離 (保育-厚生省 幼児教育-文部省) 幼保二元	連邦レベルで所管分離 州レベルでも幼保二元が多い	連邦レベルで所管統合 (婦人青少年省) 州レベルでは幼保二元が多い	年齢により所管分離 (3歳未満-社会問題雇用省 3歳以上-公教育省) 3歳以上は幼保一元	所管分離 (保育-保健社会保障省 幼児教育-教育科学省) 幼保二元	所管統合 (社会福祉庁) 幼保一元	
2. 保育の形態と種類	(1) 施設保育	保育所	保育センター (day care center)	保育所 (0~2歳) (Kinderkrippe) 児童保育センター (0~学童期)	施設保育所 (0~2歳) (crèche collective) 保育・幼児園 (3歳~) (garderie jardin d'enfants) 共同保育所 (crèche parentales)	保育所 (day nursery) プレイ・グループ (play group)	全日制学校 (daghem) 半日制学校 (deltidishem)
	(2) 家庭的保育	(保育ママ) *地方自治体の一部で普及	ファミリー・デイ・ケア・ ホーム グループ・デイ・ケア・ ホーム	昼間里親 (tagesmütter)	家庭保育所 (crèche familiale) 家庭保母 (assistante maternelle)	チャイルド・マインダー (child minder)	家庭保育所 (familje daghem)
	(3) 幼児教育	幼稚園	幼稚園 (kindergarten) 保育学校 (nursery school)	幼稚園 (3~5歳)	母親学校 (ecolle maternelle) 幼児学級 (classe enfantine)	幼児学校 (infant school) 保育学校 (nursery school) 保育学級 (nursery class)	
3. 保育の概要	<ul style="list-style-type: none"> 所管分離・対象区分型の代表的システム 保育所は保育に欠ける乳幼児の保育を目的とする児童福祉施設で、市町村が入所を決定 幼稚園は幼児教育を目的とする教育施設、入所は家庭の判断 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に公的保育サービスは十分ではない 無認可家庭による家庭的保育の割合が高い プロジェクト・ヘッド・スタート 	<ul style="list-style-type: none"> 所管統合、福祉省担当型システム 0~2歳は保育所、昼間里親、3歳以上は幼稚園、児童保育センター、昼間里親 数としては幼稚園が多い 0歳児については、育児休業、養育手当等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 所管分離、年齢区分型の代表的システム 3歳児未満には施設保育所、家庭保育所、家庭保母 3歳児以上は母親学校、幼児学級に通うことが多い 家庭保母を主とする家庭的保育の割合が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 所管分離、対象区分型の代表的システム 教育を目標とする施設と保育を目標とする施設に大別される 保育所は数が限られており、プレイ・グループ、チャイルド・マインダーが普及している 	<ul style="list-style-type: none"> 所管統合、幼保一元化の代表的システム 0歳児保育は少ない 施設保育の方が家庭的保育より多い 全日制学校、半日制学校とも保護者の就労の如何に関わらず入所可 6歳児は全員就園する 	

図 3 1950年以降の合計特殊出生率

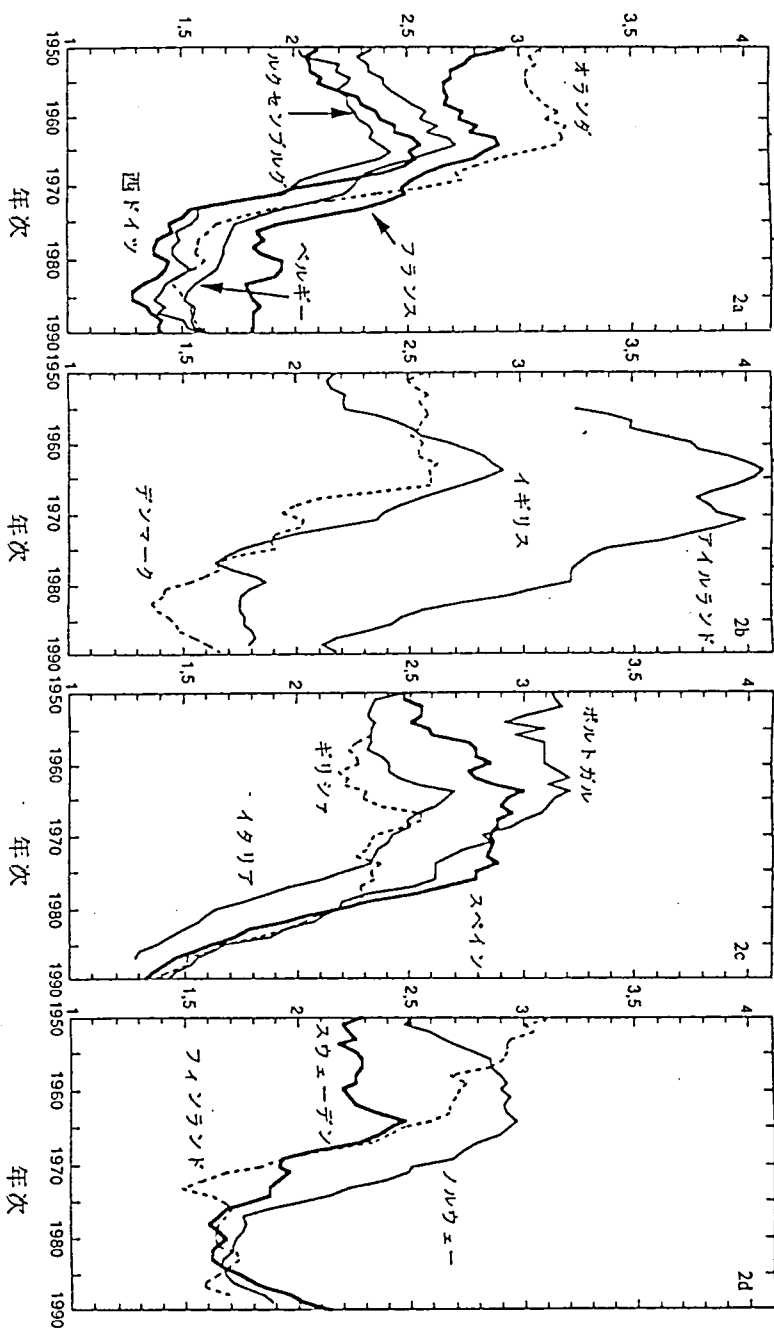
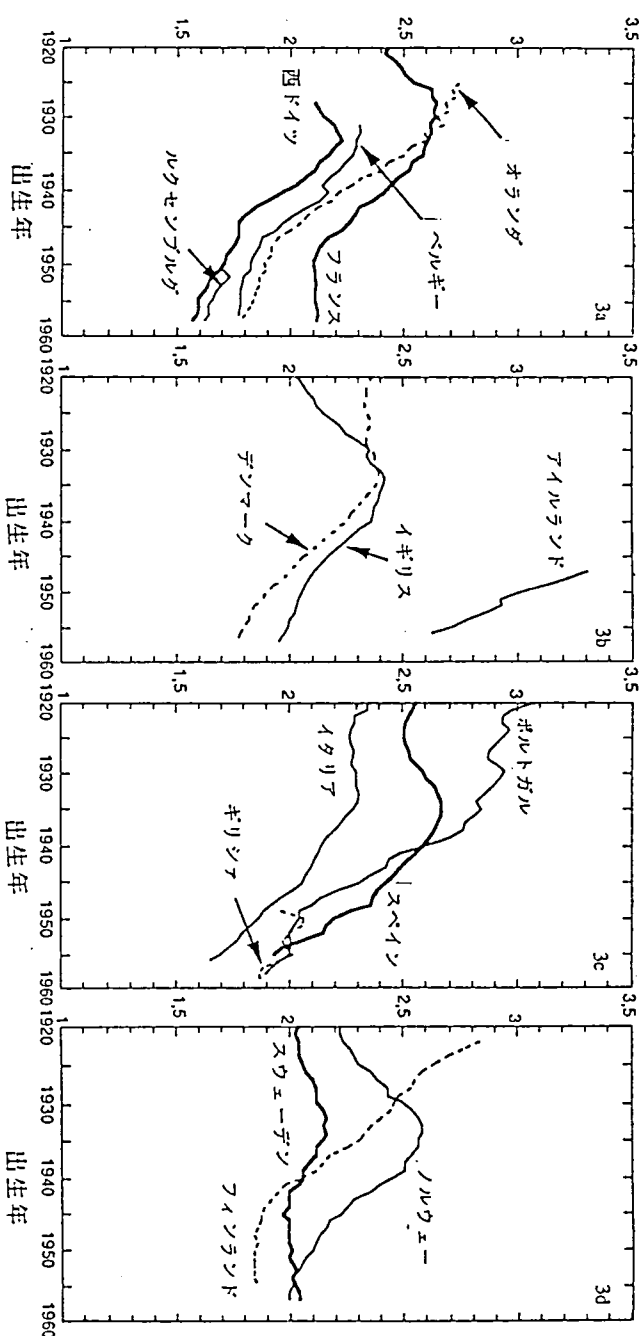
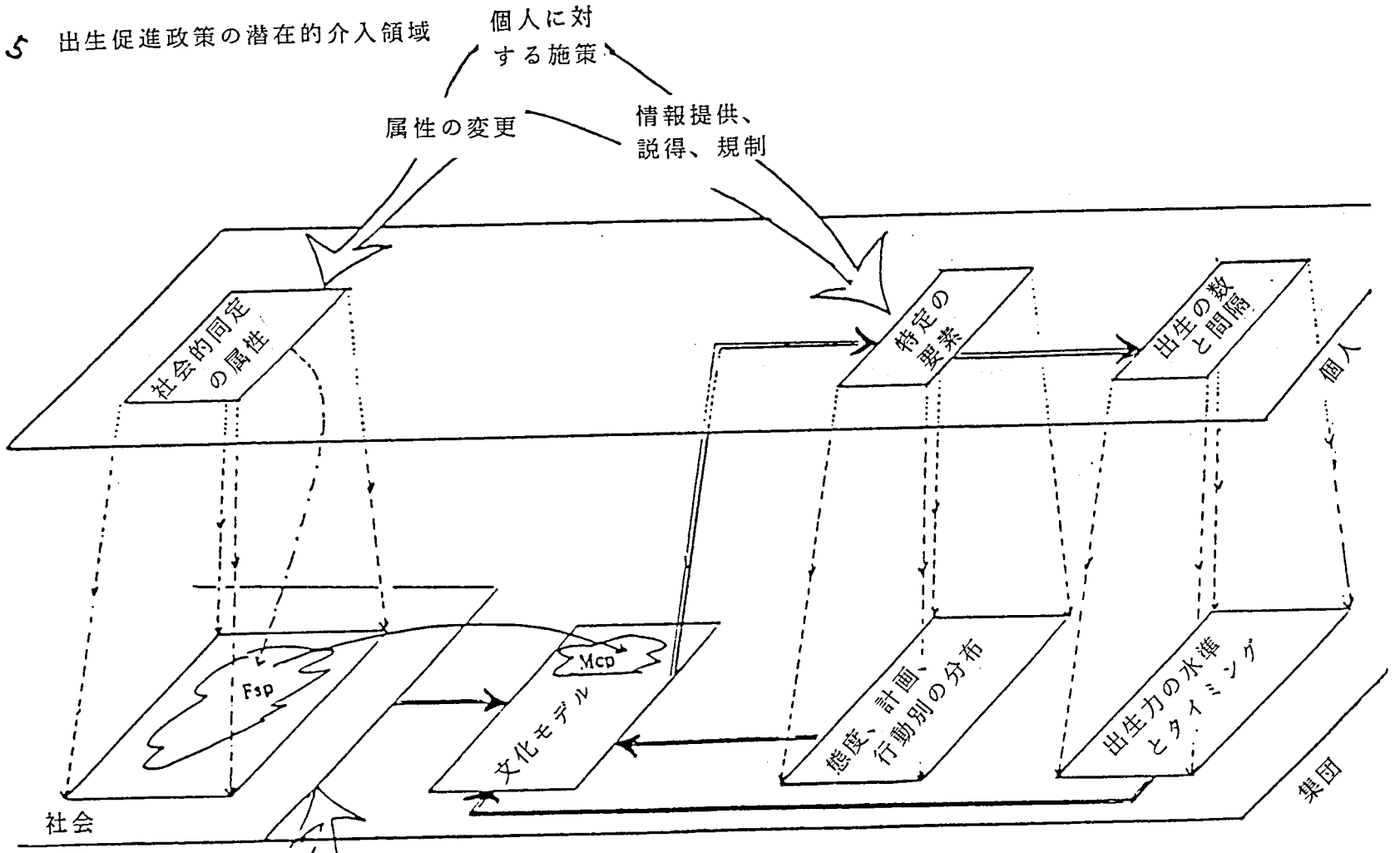


図 4 1920年以降の出生コーホートの既往出生現数



(出所) Calot (1992:3)

図5 出生促進政策の潜在的介入領域



文化モデルの主要な
規定要因に対する施策
集団に対する施策

Fsp: 特定の社会化

(出所) Gérard(1988:13)

Mcp: 特定の文化モデル

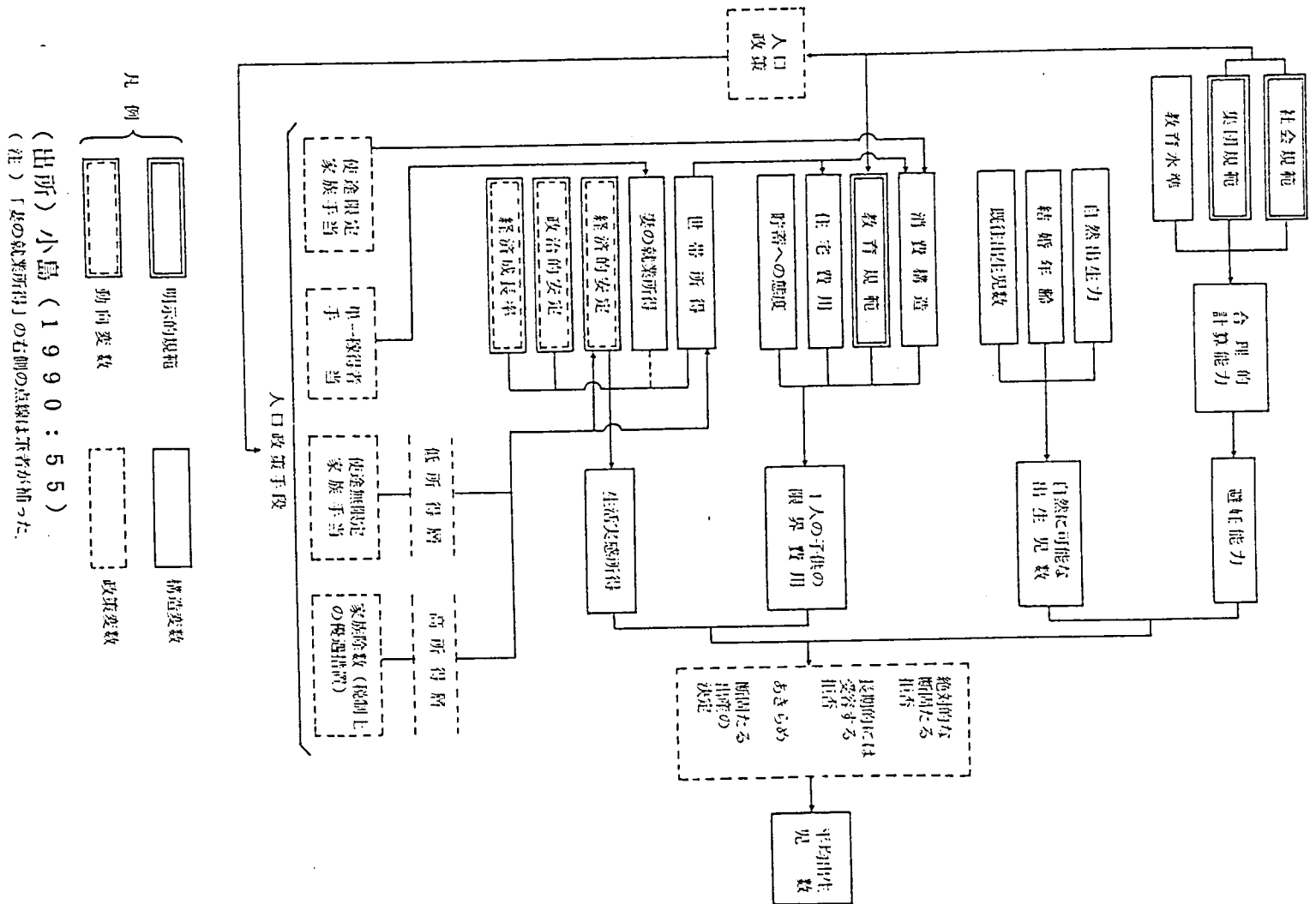


図6 出生力に影響を与える変数全体の図式

(出所) 小島 (1990:55)
(注) 「妻の就業所得」の右側の点線は下者が補った。

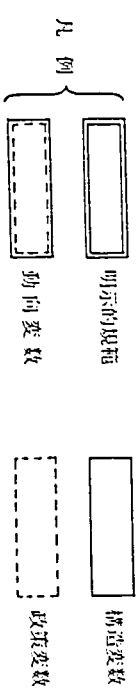


表4 有効性に関する実証分析の分類

手法	記述的		分析的	分析的モデル	相関分析	重回帰	分析等
	政策変数あり	政策変数なし					
時系列	Srb & Konecna (1976)	Pendleton (1978) Barelson (1979) Chesnais (1985)	Blanchet (1987) Blanchet & Ekert-Jaffé (1988)	Lehto (1983)	Coelen & McInlyre (1978)		
横断面(一回)		Lery (1972) Ekert (1986) Schwarz (1987)				Kuniansky (1983) Macura (1980)	
横断面(多国)	UN (1983)	Frejka (1983) Höhn & Schibnel (1986) Klinger (1987)			Lloyd (1974) Höhn (1976) Ekert (1986) Blanchet & Ekert-Jaffé (1988)	Gregory (1982)	
コホート		Festy (1981) Andorka & Vukovich (1985)					
サンプリング調査	Henripin & Lapierre-Adameyk (1974) Simon & Simon (1974) Kalvermark (1980)	Klinger (1984)					
人口登録							
社会実験					Cain (1977) Keceley (1980)		

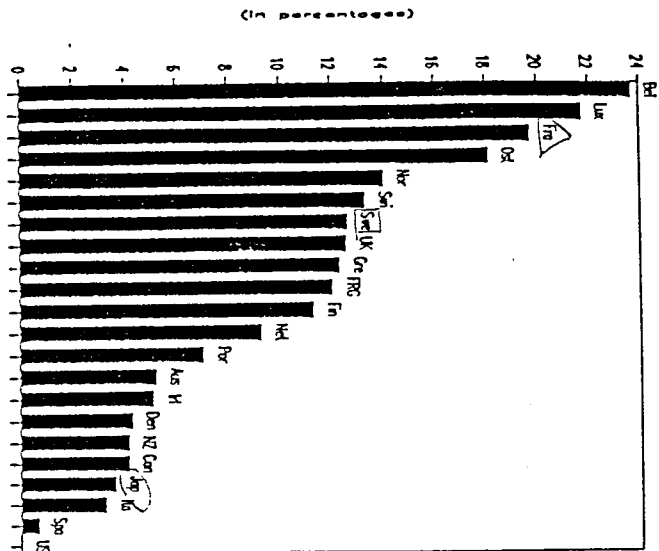
(出所) 小島 (1988: 20)

表5 有効性に関する実証分析結果(政策変数がある分析のみ)

著者	国または地域	年次	説明変数	被説明変数	著者による有効性の評価
Srb & Konecna (1976)	チェコスロバキア	1969~74年	1. 1968年より多い分の出生促進的手当支出 2. 1968年より多い分の育児・教育支出	1968年より多い分の出生者もたらす国民所得の追加分	あり(追加分の人口が成人して働けば3~5年で元が取れる)
UN (1983)	ヨーロッパ24カ国	1980~81年	平均賃金に対する児童手当の割合	合計特殊出生率	なし
Henripin & Lapierre-Adameyk (1974)	カナダのケベック州	1971年	1. 調査対象者がもっとも有効と考える施策 2. 調査対象者が有効と考えるすべての施策	仮定的な追加出生児数	あり(1.5%上昇) あり(2.7~8%上昇)
Simon & Simon (1974)	アメリカ合衆国のイリノイ州 アメリカ合衆国のミネソタ州	1971年 1972年	仮定的な児童手当増額	仮定的な追加出生児数	あり(出生抑制への効果の方が大きい)
Kalvermark (1980)	スウェーデンのストックホルム	1942~44年	結婚貸付金の借入	完結出生児数	なし
Blanchet (1987) Blanchet & Ekert-Jaffé (1988)	フランス	1981年 (1961, 67, 74, 81年)	仮定的な家族手当増額	仮定的な追加出生児数	あり(3子家族のみへの月額1000フランの手当は3子家族を16%増やす)
Lehto (1983)	フィンランド	1950~78年	家族手当支出の絶対額(名目、実質)とGDPに占める割合	総出生率	ほとんどない
Coelen & McInlyre (1978)	ハンガリー	1950~75年	出生促進的手当の総額、中絶政策の指標	出生数	あり(手当の効果は中絶が自己化されている方が大きい)
Lloyd (1974)	1. 先進18カ国 2. 北欧4カ国	1965年頃 1965~69年	子供1人当たりの児童手当	普通出生率および合計特殊出生率	1. なし 2. 若干あり
Höhn (1976)	世界67カ国	1965年頃	家族手当指標(水準と対象範囲)	合計特殊出生率	なし
Ekert (1986)	E C 8カ国	1971~83年	2年前の家族手当指標	合計特殊出生率	あり(フランス並みの手当はTFRを0.2上げる。また月額100ドルの手当がTFRを0.1上げる)
Blanchet & Ekert-Jaffé (1988)	E C 9カ国とノルウェーとフィンランド	1969~83年	2年前の家族手当指標	合計特殊出生率	なし
Cain (1977)	アメリカ合衆国のニュージャージー州とペンシルベニア州	1968~72年	負の所得税	3年間の出生児数	なし
Keceley (1980)	アメリカ合衆国のデラウェアとソタール	1970~74年	負の所得税	3年間の出生児数	ヒスパニックにはあつたが白人にははななく、白人には負の効果

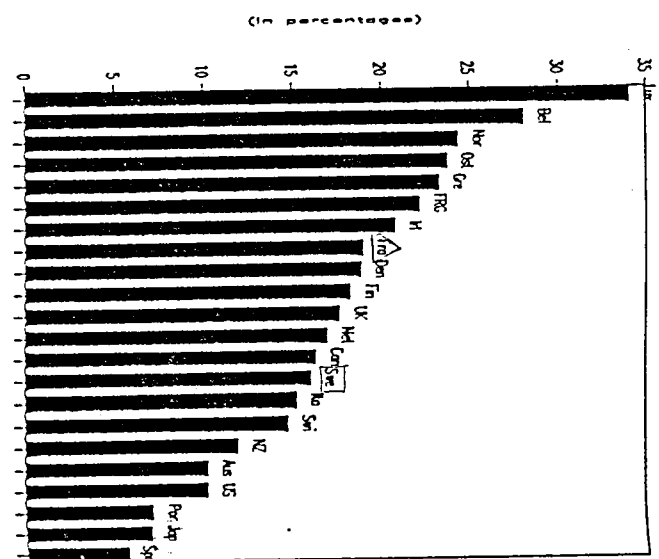
(出所) 小島 (1988: 24)

図 7 OECD諸国における家族援助の指標

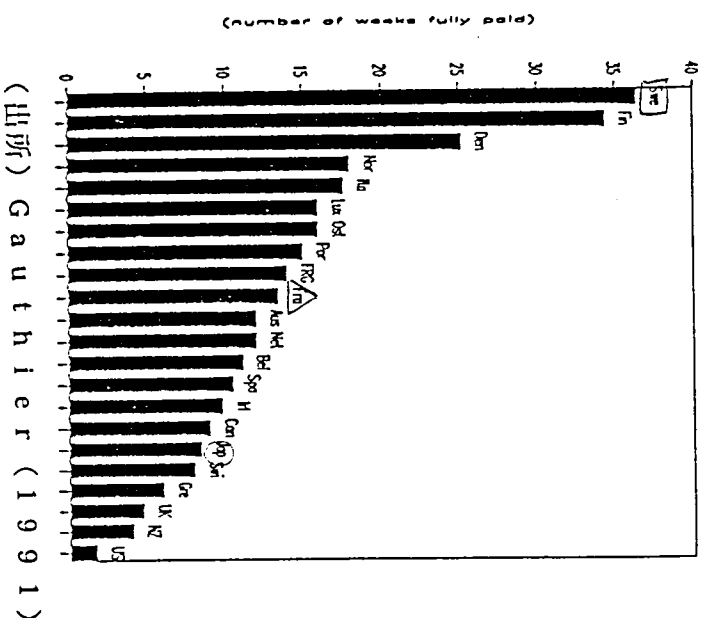


直接の現金の移転の指標 (1986年)

現金の移転の総額の指標 (1986年)



出産休暇手当の指標 (1986年)



就学前児童の公的施設通園率

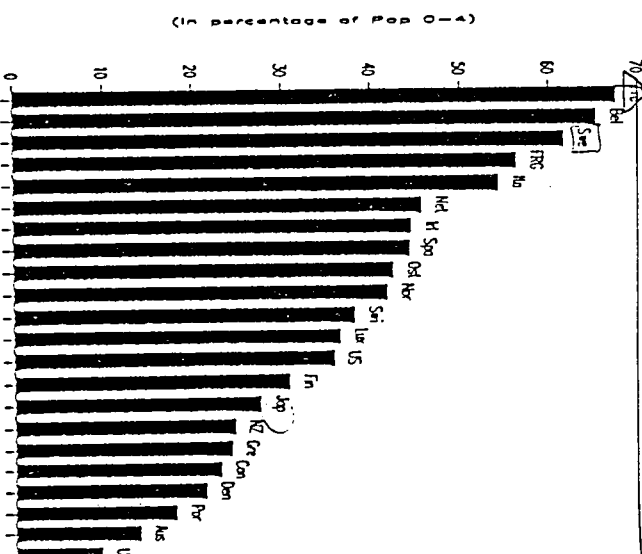


表 6 1973~86年のOECD諸国における合計特殊出生率への家族援助の影響に関する重回帰分析結果

独立変数	モデル 1	t 値
女子賃金の対数変換値	-0.5674*	(-3.17)
男子賃金の対数変換値	+0.5969*	(3.10)
大学進学率	-0.0148*	(-3.68)
女子大学生割合	-0.0216*	(-5.55)
失業率	-0.0205*	(-6.43)
物価上昇率	-0.0032*	(-3.03)
農業就業者割合	-0.0168**	(-1.91)
乳児死亡率	-0.0018	(-0.43)
直接現金移転指標	+0.0071*	(2.65)
出産休暇指標	+0.0825*	(1.97)
公的施設通園割合	-0.0077*	(-3.56)
定数項	+2.5060*	(11.31)
R ² adjusted	.9808	
DF	252	

(注) * : 5%水準で有意 ** : 1%水準で有意

4年間の移動平均が用いられた家族援助指標を除く、すべての独立変数は1年のラグをもつ

(出所) Gauthier (1991)

表 7 1973~86年の3グループの諸国における合計特殊出生率への家族援助の影響に関する重回帰分析結果 () : t 値

	A	B	C
直接現金移転指標	+0.0046 (1.02)	+0.0892* (4.25)	+0.0235* (4.27)
出産休暇指標の対数変換値	+0.0659 (.52)	-0.0760 (-.97)	+0.2767** (1.94)
公的施設通園割合	-0.0164** (-1.72)	-0.0036 (-.70)	+0.0094* (2.20)
R ² adjusted	.9899	.8579	.9593
DF	52	41	40

(注) A : キリニア、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン

B : デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン

C : オーストリア、ベルギー、フランス、ルクセンブルグ

(出所) Gauthier (1991)

表 8 1913～84年アメリカ合衆国における人的控除の総出生率への影響に関する重回帰分析結果

独立変数	モデル					
	1	2	3	4	5	6
人的控除額	0.121** (2.714)	0.191** (4.040)	0.230** (4.805)	0.157** (3.959)	0.236** (5.018)	0.211** (4.56)
男子稼得・資産所得	-0.0004 (0.147)	0.0004 (0.141)	-0.0004 (0.174)	-0.0019 (0.760)	-0.0005 (0.258)	0.001 (0.644)
失業率	-73.430** (2.147)	-36.862 (1.108)	-31.455 (0.998)	-30.328 (1.000)	-34.639 (1.112)	-16.828 (0.526)
乳児死亡率	0.083 (0.325)	0.303 (1.263)	0.310 (1.284)	0.296 (1.300)	0.439** (2.470)	0.180 (0.750)
移入率	774.24** (2.487)	1529.20** (3.183)	1372.87** (3.119)	319.55 (1.244)	1433.43** (3.324)	1181.48** (2.723)
女子賃金	5.647 (0.360)	-2.157 (0.153)	-8.712 (0.661)	-11.261 (0.867)	-13.804 (1.200)	-
ピル導入	-10.856* (1.772)	-8.958 (1.622)	-6.922 (1.364)	-5.561 (1.067)	-7.854 (1.599)	-5.952 (1.197)
第2次大戦	-17.223** (3.452)	-10.449** (2.596)	-5.353 (1.356)	0.016 (0.004)	-4.997 (1.279)	-4.771 (1.240)
時間トレンド	-0.539 (1.002)	-0.389 (0.785)	-0.377 (0.803)	0.025 (0.051)	-	-0.471 (1.171)
女子高卒割合	-	-	-	-	-	-2196.46* (1.781)
定数項	102.979** (4.175)	79.961** (3.373)	81.628** (3.531)	93.978** (4.114)	74.488** (3.519)	93.270** (3.975)
R ²	0.916	0.931	0.941	0.943	0.940	0.944
税額控除に関する 出生率の弾力性	0.127	0.201	0.242	0.165	0.248	0.221

(注) () : t値 * : 10%水準で有意 ** : 5%水準で有意

- モデル1 : ラゲなし
 - モデル2 : 人的控除額に3年のラグ
 - モデル3 : 人的控除額に5年のラグ
 - モデル4 : ピル、戦争、トレンド以外に2年のラグ
 - モデル5 : 人的控除額に5年のラグ : 時間トレンドなし
 - モデル6 : 人的控除額に5年のラグ : 女子高卒割合による女子賃金の代替
- (出所) Whittington et al (1990: 551)

図 8 実質人的控除額

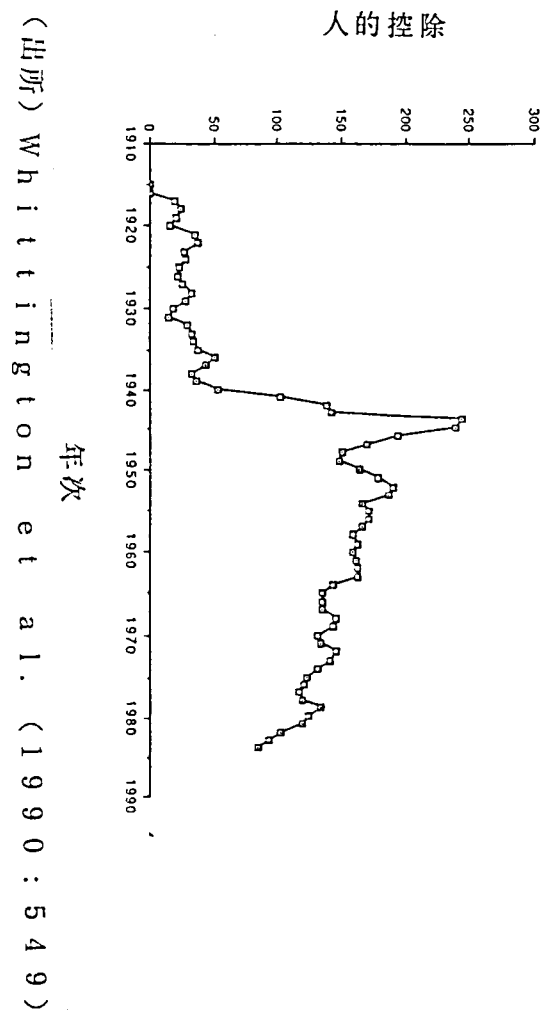
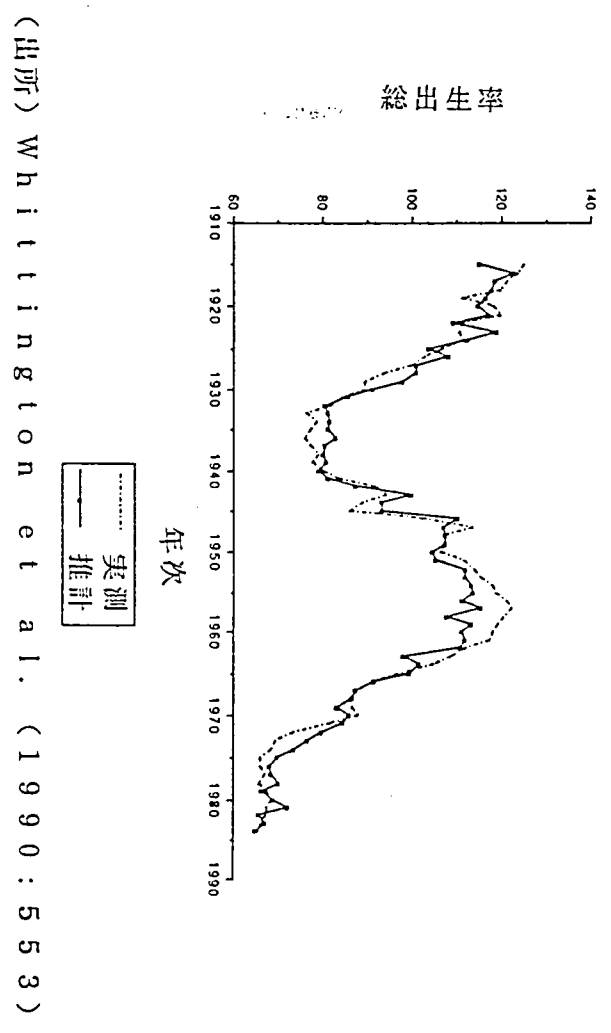


図 9 総出生率—実測値と推計値



厚生省人口問題研究所『人口問題研究』第45巻第2号(1989.7)別刷り
Reprinted from *Jinko Mondai Kenkyu* [*The Journal of Population Problems*] Vol.45 No.2, July 1989

出生促進政策の有効性

The Effectiveness of Pronatalist Policies

小 島 宏

Hiroshi KOJIMA

厚生省人口問題研究所

Institute of Population Problems
Ministry of Health and Welfare
Tokyo, Japan

出生促進政策の有効性*

小島 宏

はじめに

先進国の大部分では置き換え水準を下回る低出生力が相変わらず続いており、1987年には数年前まで比較的高い水準を維持してきたイタリアの合計特殊出生率（TFR）がしばらく世界最低水準にあった西ドイツのTFRを下回るようになった¹⁾。これは西ドイツのTFRが1986年からやや上向きになったのに対してイタリアのTFRが低下を続けていることによるが、西ドイツのTFRがわずかながら反転し始めた一因としては出生促進的な家族政策の強化があるのかもしれない²⁾。また、早くから積極的な出生促進政策を採り続けてきたフランスと東欧諸国のTFRは比較的高い水準を維持している。

他方、先進諸国の大部分は出生力低下に伴う人口高齢化に頭を痛めているが、人口高齢化は出産・育児期にある人々の社会的、経済的負担の増大を通じて彼らの出生意欲減退に拍車をかけている可能性があることも認識されている。このような出生力低下と人口高齢化の悪循環を断ち切るための人口政策としては、外国から若年人口を継続的に導入する政策を採らないとすれば、事実上、出生促進政策しかあり得ないことも認識されつつある。以上のような背景からヨーロッパ諸国では出生促進政策ないし出生促進的な各種施策（家族政策、労働政策等）を強化しつつある³⁾。そして、出生促進政策の有効性に対する関心がますます高まってきており、研究も増えつつある。

わが国においても一部の人口学者の間では現在が「人口問題の時代」であるとの認識があり⁴⁾、人口高齢化と外国人労働者流入との関連で出生促進政策の実施可能性を検討する発言もあるし⁵⁾、参議院も「出生率の動向と対応」というテーマで調査を行っているが⁶⁾、出生促進政策の有効性に焦点を合わせた研究は戦後は行われていないようである⁷⁾。わが国が出生促進政策を実施するか否かの判断は国民および政府に委ねられるべきものであるが、その実施可能性を探るためにはその有効性に関する

* 本稿の内容は筆者の個人的な見解に基づくもので、筆者の所属する機関の見解とは無関係である。

1) Alain Monnier, "La conjoncture démographique: l'Europe et les pays développés d'Outre-Mer", *Population*, Vol.43, No.4-5, 1988, p.897.

2) 政策強化の内容については次の文献を参照されたい。

Federal Republic of Germany, "National Replies to the Questionnaire 'Recent Developments in Family Structure and Future Perspectives'", Document prepared for the Conference of European Ministers Responsible for Family Affairs, Strasbourg, 17 February 1987, pp.8-9.

3) United Nations, *World Population Trends and Policies: 1989, Monitoring Report*, New York, United Nations, 1989, p.189.

4) 河野稠果, 『世界の人口』, 東京大学出版会, 1986年, p.214.

5) 大淵寛, 「DINKS が国を亡ぼす」, 『諸君!』, 第21巻6号, 1989年, pp.36-47.

6) 参議院国民生活に関する調査会, 『国民生活に関する調査報告——出生率の動向と対応——』, 同調査会, 1986年.

7) 戦前、戦中には以下のような研究があった。

島村俊彦, 「獨逸に於ける婚姻貸付金の効果に就て」, 『人口問題研究』, 第2巻6号, 1941年, pp.1-65.

南亮三郎, 「新ドイツの人口政策とその効果」, 南亮三郎, 『人口理論と人口政策』, 千倉書房, 1940年, pp.150-182.

森田優三, 「ナチス人口政策の5ヶ年」, 『一橋論叢』, 第4巻3号, 1939年, pp.209-236.

る研究を行う必要があろう。

本稿ではまず出生政策の定義と測定方法に関する理論的考察を行い、次に有効性に関する実証研究を分析方法と分析結果について評価し、さらに有効性の障害と条件に関する理論的考察を行う。そして、出生促進政策が実施可能で有効であるための前提条件である受容可能性について西欧諸国における研究を検討するとともにわが国のデータを用いた実証分析結果を示す⁸⁾。

I 有効性の定義と測定方法

1. 定義

本稿では既刊の拙稿⁹⁾に従って出生政策を「一国あるいは地方の政府が人口の適正な規模と構成を達成するために、何らかの手段をもって現実の出生過程に直接間接の影響を与えようとする意図、またはそのような意図をもった行為」と定義し、そのうちで出生を増加する目的をもつものを出生促進政策と定義する。なお、「構成」には質的属性の分布も含まれるので、出生政策ならびに出生促進政策の目的は量的なものに限定されず、質的なものも含みうる。

出生促進政策の有効性を主題とした論文は比較的多いが、その概念を定義したり、規準や指標について詳しく論じたものは少ない。これらの研究については以下で検討するが、国連のヨーロッパ社会開発プログラム(UNESDP)が1979年9月にチェコスロバキアのプラハで開催した「児童福祉政策の有効性の評価規準」と題された国際会議の報告書¹⁰⁾の中で有効性の概念とその規準および指標が厳密に論じられているので、まずその定義を紹介する。

UNESDPの報告書では有効性(effectiveness)が「希望または意図された効果が達成された度合」と定義されている。また、この定義に関連して次の二つの区別について注意が喚起されている。第一に、有効性を測定するためには特定の時間における特定の効果の達成度を記述することができなければならないが、これは目的を定義することとは区別される。第二に、有効性は資源のもっとも経済的な利用によって特定の結果を達成することを意味する、効率(efficiency)とは区別されねばならない¹¹⁾。

出生促進政策そのものの有効性の概念についてはChesnais¹²⁾が述べている通り、確立した定義がなく、人口学辞典にも載っていない。これを定義した研究としては表1に掲げたものくらいしか見当たらなかった。これらのうちでChesnaisによるefficacit eの定義は、フランス語のefficacit eが有効性(英語のeffectiveness)の概念だけでなく効率(英語のefficiency)の概念を含むため、むしろ効率のことを示しているのかもしれないが、参考のために掲げた。

Kvashaの定義も効率の概念を包含するが、これも部分的にはロシア語の原文でeffectivenessに当たる語が効率の概念を含むことによるのかもしれないが、むしろ彼が有効性を経済と社会の両次元

8) なお、出生促進政策の具体的内容については以下の拙稿を参照されたい。

小島宏、「出生政策と家族政策の関係について」、『人口問題研究』、第174号、1985年、pp.63-68。

小島宏、「家族に関する人口政策と永久平和」、南亮三郎・石南國(編)、『世界平和と人口政策』(人口学研究シリーズXI)、千倉書房、1985年、pp.67-84。

小島宏、「ヨーロッパ諸国における出生促進政策について」、『人口問題研究』、第178号、1986年、pp.54-61。

9) 小島、前掲(注8)論文、「ヨーロッパ諸国における出生促進政策について」、p.55。

10) United Nations, European Social Development Programme, *Criteria for Assessing the Effectiveness of Child Welfare Policies*, New York, United Nations, 1980。

11) UNESDP, 前掲(注10)書、pp.8-9。

12) Jean-Claude Chesnais, "Les conditions d'efficacit e d'une politique nataliste: examen th orique et exemples historiques", IUSSP, *International Population Conference, Florence 1985*, Volume III, Liege, IUSSP, 1985, p.413。

表1 出生促進政策の有効性の定義

著者	有効性の原語	有効性を定義した部分の翻訳
Kvasha (1984)	effectiveness	われわれの観点からみれば、人口政策の有効性は当該社会の社会規範に従いながら、最低限の経済的支出で、歴史的に短い時間で目的を達成することである。
Leeuw (1985)	effective (ness)	ある政策手段が再生産に関する態度と行動に影響を及ぼすならば、われわれはそれが有効であると定義する。
Klinger (1987)	effectiveness	ある政策の有効性は狭く定義しうる。それが長期的な出生力低下を停止させるのに成功し、若いコーホートの出生力を増加させる場合に、それは有効である。
Chesnais (1985)	efficacité	一見単純に見えるが、有効性の概念は非常に複雑であるため、操作上の意味を賦与するように努力する。それは相対的な意味しかもたない。有効性は実施された手段とその手段を特徴づける達成された成果との関係である。それは弾力性の概念を暗に示すが、特定の大きさの誘因に対する行動の反応性のことである。

(出所) A. Kvasha, "Theoretical Problems of Demographic Policy in the USSR", *Problems of Economics*, Vol.27, No.3, 1984, p.14.

Frans L. Leeuw, "Population Policy in Industrialized Countries: Evaluating Policy Theories to Assess the Demographic Impact of Population Policy", *Genus*, Vol.41, No.3-4, 1985, p.2.

Andras Klinger, "Policy Response and Effects", IUSSP/EAPS/FINNCO, *European Population Conference 1987: Issues and Prospects, Plenaries*, Jyväskylä, Finland, 15-16 June 1987, Helsinki, Central Statistical Office of Finland, 1987.

Chesnais, 前掲(注12)論文, p.413.

から定義しようとしているためである。さらに、この定義には時間の次元も含まれており、比較的限定されたものとなっている。しかし、彼は主として出生促進政策を念頭に置きながらも人口政策全般の有効性を定義しているため、政策目的の内容が定義の中に含まれておらず、この点では限定されない定義となっている。

同様に、LeeuwとKlingerも主として出生促進政策について論じながらも人口政策の有効性の定義を述べているが、内容は出生政策ないし出生促進政策の定義となっている。Leeuwの定義には目的という語もその内容も含まれていないため、場合によっては再生産に影響を与えることを所期の目的としない施策でも出生政策として有効であることになるので、若干の問題がある。他方、Klingerの定義は非常に具体的でわかりやすいし、前述の出生促進政策の定義とUNESDPによる有効性の定義を合わせたものにも近い。本稿では出生促進政策の有効性を「出生増加が達成された度合」と定義し、以下の議論を進める¹³⁾。

13) Reynolds は以下の論文の中で出生抑制政策についてはあるが、有効性を政策目的との関係だけでなく、コミュニティのニーズとの関係でもとらえられると注記している。

Jack Reynolds, "Measuring the Demographic Effectiveness of Antinatalist Policies", IUSSP, *International Population Conference, Liege 1973*, Volume 3, Liege, IUSSP, 1973, p.343.

本稿ではコミュニティのニーズについては有効性そのものではなく、その前提条件となる受容可能性に含めることとし、のちに論じる。

2. 有効性の測定方法

出生促進政策の有効性の概念を定義した研究が少ないだけでなく、その測定方法について論じた研究も少ない。前述のUNESDPの報告書¹⁴⁾によれば、評価の規準は指標から区別されねばならない。このような脈絡における指標は社会現象の諸側面を測定する統計的な構築物のことを意味し、異なる地域や集団の間の差異と時間に伴う変化を示すために用いられる。指標は実際にそれらによって測定されるものとは異なったり、それより広かったりするような現象の規模と動向を示すとみなされたり、認められたりした指数ないし指数の集計物である。

これに対して、規準は計画の達成度や政策の有効性を判断するための測度である。計画が明示された特定の目的をもつ場合には目的が達成されたかどうかを測定するために規準が選ばれる。また、目的が正確に定義されていないが単数または複数の政策によって達成することを意図された効果が予め記述できる場合には政策の有効性を測定するために規準を選ぶことができる。さらに、特定の政策によって達成しようとする効果を単に記述しようとしている場合にも規準が用いられる。多くの場合は既存の指標を規準として用いることができるが、他の測度を見出すことができたり、見出さねばならないこともある。

出生促進政策そのものの有効性の規準を厳密に定義したものはないようであるが、それについて若干論じた研究としてはKvashaとChesnaisのものがある。Kvasha¹⁵⁾によれば、有効性の測定方法として二つの方向がある。第一は効果（成果）とそれを達成するための費用との相関を検討することで、成果が支出よりも大きい場合にのみ有効でありうる。このようなアプローチはある程度、人口政策の有効性（より正確には経済的有効性）に適用できる。第二は多数の社会的成果（経済的効果を含む）を社会現象（経済現象を含む）を評価する過程で検討することである。このような二つの区分はいわゆる費用・便益分析と費用・効果分析の区分に類似した点もあるが、第二のアプローチは費用・効果をかなり広く考えているようである。さらに、Kvasha¹⁶⁾によれば人口政策の一般的な目標と有効性規準に加えて、特定の地域における（人口過程の出現状況に影響を与える）経済やその他の面での使命の特質を反映し、主要な規準に従属するような特定の地域規準もありうる。

他方、Chesnais¹⁷⁾は準拠規準（critère de référence）について論じており、彼によれば、これは人口学者と政治家では必ずしも一致しないが、現在の人口学的状況では①コーホートの完結出生児数（現在の死亡率と女子1人当たり2.1人の子供による置き換え水準）、②自然増加数（正の純増加数）、③出生力の期間指標（置き換え水準の回復）、④人口ピラミッド（年齢構成）の均衡、の四種類がありうる。そして、人口学者は期間効果を除外した出生力変動の長期的意味に興味があるので、完結出生児数を規準として好む。政治家にとっては人口増加総数を別とすれば、その経済的影響から出生の絶対数が唯一の変数である。しかし、彼らは夫婦の根本的行動（完結出生児数）を変化させずに人口ピラミッドの不規則性を強化するような出生力の短期的変動には満足することができない。また、完結出生児数は長期的な指標であるほかにいくつかの欠点をもっているし、期間指標の短期的な検討はさらに問題が多い。そこで、人口学者になじみが薄い、中期的分析には人口ピラミッドを用いることが好ましい。

また、Chesnais¹⁸⁾によれば、有効性は人口学的準拠指標の変化をそれに対応する施策の合成的指標の変化と比較すること、つまり立法の断続性を把握するために変動の大きさを検討すべき指標とし

14) UNESDP, 前掲(注10)書, p.9.

15) Kvasha, 前掲(表1)論文, p.14.

16) Kvasha, 前掲(表1)論文, p.16.

17) Chesnais, 前掲(注12)論文, pp.414-415.

18) Chesnais, 前掲(注12)論文, p.415.

ては国家の社会保障予算に占める家族関連支出の比率、社会保障関連拠出金に占める家族関連部分の比率、子供1人当たりの社会保障支出の平均賃金に対する比率、子供数別にみた家族の生活水準、出生順位別にみた社会保障制度による子供のコストの補償比率、といったものがある。さらに、彼¹⁹⁾によれば結果の指標（人口学的指標）が明確で容易に利用可能であるのに対して、手段の指標（政府移転支出額ないし家族に対するサービスへの支出額）は不正確かつ不適當で存在しない場合すらある。政策手段は厳密に数量化できるだけでなく、特に夫婦の願望への適合度に関して質的に評価できるのである必要がある。というのは、同じコストでも大衆が敏感に反応するような手段の方が行動に対して大きな影響を与えるからである。しかしながら、彼の実証分析では反応性そのものを計算した結果を示していない。後述の通り、Srb and Konecna²⁰⁾はこのような指標を計算してはいるが問題が少なくない。

II 有効性に関する実証研究の評価

1. 分析方法の評価

出生促進政策の有効性に関する実証研究をある程度体系的に分類した研究としてはLeeuw²¹⁾のものがある。彼の区分は①分析対象国の数、②政策手段の数、③分析方法、の三次元を軸として行われているが、必ずしも相互排他的でもないし、包括的でもない。また、経済的誘因以外の施策に関する研究、アメリカで行われた擬似実験に基づく研究や計量経済学的研究を無視している。そこで、以下においては①分析方法、②データの種類、③明示的政策変数の有無、の三次元を軸とした実証分析の分類を提示し（表2）、それに従ってそれら进行评估する。

集計データに基づく、政策変数がない記述的研究は多数ある²²⁾が、政策変化と出生力変動のタイミングの一致や政策の恩恵を受けた地域や国や集団とあまり受けなかったものの間の出生力格差によって政策の影響を推定しているの、政策変数以外の変数の影響をコントロールしていないという問題がある。従って、これらの研究については代表的なもののみを示し、個々の内容には触れない²³⁾。また、Klingerによる個人データを用いた記述的研究も同じ問題をもつ。

同様の問題は政策変数がない重回帰分析等による研究にもみられるが、この場合には特定の説明変数を政策的に動かすことによる出生力に対する影響の推定が可能になるという点で優れている。また、政策変数がある記述的研究にしても集計データを使ったものは同じ問題を抱えている。Srb and Konecnaの研究では1968年の出生数を基準として1969～74年の各年における超過分をすべて出生促進

19) Chesnais, 前掲(注12)論文, pp.413-414.

20) Vladmir Srb and Alena Konecna, "Effectiveness of Pronatalist Policy", *Demosta*, Vol.9, No. 1, 1976, pp.10-17.

21) Frans L. Leeuw, "On the Acceptability and Feasibility of Pronatalist Population Policy in the Netherlands", *European Journal of Population*, Vol.2, No.3/4, 1987, pp.307-334.

22) 出生促進政策の有効性を主題としていないため、ここには掲げなかったが、古典的な研究としては Glass や Febvay のものがあるし、フランスにおける政策効果を10%ないし女子1人当たり0.2人と当て推量したためにしばしば引用された Calot and Hecht の研究もある。

D. V. Glass, *Population Policies and Movements in Europe*, Oxford, Clarendon Press, 1940.

Maurice Febvay, "Niveau et évolution de la fécondité par catégorie socio-professionnelle en France", *Population*, Vol.14, No.4, 1959, pp.729-739.

Gerard Calot and Jacqueline Hecht, "The Control of Fertility Trends", Council of Europe, *Population Decline in Europe*, London, Edward Arnold, 1978, pp.178-196.

23) Festy の分析がこれらの研究の中でもっとも綿密である。彼はバリティ拡大率等の分析から出生促進政策は出生のタイミングに影響を与えるが、完結出生児数にはあまり大きな影響を与えないことや、出生率の上昇局面では多少の効果があるが下降局面では効果がないことを見出した。

政策の影響によるものとしているが、他の要因による部分もかなりあるはずである。すなわち、出生の絶対数の変化は人口の年齢別、配偶関係別構成の影響を受ける度合が合計特殊出生率等の指標よりも大きいし、社会経済的要因の影響もかなり受けているはずである。また、国連の研究も平均賃金に対する児童手当給付額の割合と合計特殊出生率という二つの次元を軸としてヨーロッパ諸国を分類しているが、これらの国々の差異は児童手当以外の無数の次元について存在し、その中には出生力格差の要因として児童手当よりも重要だと人口学者によって考えられているもの（例えば所得や女子就業率）があるので、それらをコントロールしないのはやはり問題であろう。また、児童手当制度が出生促進政策の手段として実施されていない国が多いことも忘れてはならない。

表2 有効性に関する実証分析の分類

手法 データ	記述的分析		分析的モデル	相関分析	重回帰分析等		
	政策変数あり	政策変数なし	政策変数あり	政策変数あり	政策変数あり	政策変数なし	
集計データ	時系列	Srb & Konecna (1976)	Pendleton (1978) Berelson (1979) Chesnais (1985)	Blanchet (1987) Blanchet & Ekert-Jaffé (1988)	Lehto (1983)	Coelen & McIntyre (1978)	
		横断面(一國)	Lery (1972) Ekert (1986) Schwarz (1987)				Kuniansky (1983) Macura (1980)
	横断面(多国)	UN (1983)	Frejka (1983) Höhn & Schubnell (1986) Klinger (1987)			Lloyd (1974) Hohm (1976) Ekert (1986) Blanchet & Ekert-Jaffé (1988)	Gregory (1982)
		コーホート	Festy (1981) Andorka & Vukovich (1985)				
個人データ	サンプル調査	Henripin & Lapierre-Adamcyk (1974) Simon & Simon (1974)	Klinger (1984)				
	人口登録	Kalvemmark (1980)					
	社会実験				Cain (1977) Keeley (1980)		

(出所) Srb and Konecna, 前掲(注20)論文。

United Nations, *World Population Trends and Policies, 1983 Monitoring Report, Parts Two and Three*, New York, United Nations, 1983.

- Jacques Henripin et Evelyne Lapierre-Adamcyk, *La fin de la revanche des berceaux : qu'en pensent les Québécoises ?* (Collection «Démographie canadienne» no.2), Montréal, Les Presses de l'Université de Montréal, 1974.
- Rita J. Simon and Julian L. Simon, "Money Incentives and Family Size : A Hypothetical-Question Study", *Public Opinion Quarterly*, Vol.38, No.4, 1974-75, pp.585-595.
- Ann-Sofie Kalvemarm, *More Children of Better Quality? : Aspects on Swedish Population Policy in the 1930's*, Stockholm, Almqvist & Wiksell International, 1980.
- Brian F. Pendleton, "A Historical Description and Analysis of Pronatalist Policies in Italy, Germany and Sweden", *Policy Sciences*, Vol.9, No.1, 1978, pp.45-70.
- Bernard Berelson, "Romania's 1966 Anti-Abortion Decree : The Demographic Experience of the First Decade", *Population Studies*, Vol.33, No.2, 1979, pp.494-520.
- Chesnais, 前掲 (注12) 論文.
- Alain Lery, "L'évolution de la fécondité avant et après la dernière guerre", *Economie et Statistique*, No.37, 1972, pp.21-33.
- Olivia Ekert, "Effets et limites des aides financières aux familles : Une expérience et un modèle", *Population*, Vol.41, No.2, 1986, pp.327-348.
- Karl Schwarz, "Demographische Wirkungen der Familienpolitik in Bund und Ländern nach dem Zweitem Weltkrieg", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Vol.13, No.4, 1987, pp.409-450.
- Tomas Frejka, "Induced Abortion and Fertility : A Quarter Century of Experience in Eastern Europe", *Population and Development Review*, Vol.9, No.3, 1983, pp.494-520.
- Charlotte Höhn and Hermann Schubnell, "Bevölkerungspolitische Maßnahmen und ihre Wirksamkeit in angewählten europäischen Industrieländern (I) & (II)", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Vol.12, No.1 & 2, 1986, pp.3-51 & 185-219.
- Klinger, 前掲 (表 1) 論文.
- Patrick Festy, "Mesure de l'efficacité des politiques à but nataliste dans les pays industrialisés", IUSSP, *International Population Conference, Manila 1981*, Volume I, Liege, IUSSP, 1981, pp.387-409.
- Rudolf Andorka and Gyorgy Vukovich, "The Impact of Population Policy in Hungary, 1960-1980", IUSSP, *International Population Conference, Florence 1985*, Volume III, Liege, IUSSP, 1985, pp.403-425.
- Andras Klinger, *The Impact of Policy Measures, Other than Family Planning Programmes on Fertility : The Use of Hungarian Longitudinal Studies*, Budapest, Hungarian Central Statistical Office, 1984.
- Didier Blanchet, "Les effets démographiques de différentes mesures de politique familiale : un essai d'évaluation", *Population*, Vol.42, No.1, 1987, pp.99-128.
- Didier Blanchet, and Olivia Ekert-Jaffé, "The Demographic Impact of Family Benefits : Evidence from a Micro-Model and from a Macro-Data", Paper presented at the IUSSP Seminar on the Family, the Market and the State in Ageing Societies, Sendai, Japan, September 1988.
- Markku Lehto, "Population Policy and Policy Measures", *Yearbook of Population Research in Finland*, Vol.21, 1983, pp.40-45.
- Stephen P. Coelen and Robert J. McIntyre, "An Econometric Model of Pronatalist and Abortion Policies", *Journal of Political Economy*, Vol.86, No.6, 1978, pp.1077-1101.
- Cynthia B. Lloyd, "An Econometric Analysis of the Impact of Government on Fertility: Some Examples from the Developed Countries", *Public Policy*, Vol.22, No.4, 1974, pp.489-512.
- Charles F. Hohm, "An International Analysis of the Effects of Family Allowance Programs on Fertility Levels", *International Journal of Sociology of the Family*, Vol.6, No. 1, 1976, pp.45-56.
- Glen G. Cain, "Fertility Behavior", Harold W. Watts and Albert Rees (eds.), *The New Jersey Income-Maintenance Experiment, Volume III : Expenditures, Health, and Social Behavior ; and Quality of Evidence*, New York, Academic Press, pp.225-249.

Michael C. Keeley, "The Effects of Negative Income Tax Programs on Fertility", *Journal of Human Resources*, Vol.15, No.4, 1980, pp.675-694.

Ann Kuniatsky, "Soviet Fertility, Labor-Force Participation, and Marital Instability", *Journal of Comparative Economics*, Vol.7, No.2, 1983, pp.114-130.

Miroslav Macura, "Low Fertility in Yugoslavia: Analysis and Policy Implications", George S. Siampos (ed.), *Recent Population Change Calling for Policy Action, with Special Reference to: Fertility and Migration*, Athens, National Statistical Service of Greece, 1980, pp.46-64.

Paul R. Gregory, "Fertility and Labor Force Participation in the Soviet Union and Eastern Europe", *Review of Economics and Statistics*, Vol.64, No.1, 1982, pp.18-31.

分析的モデルを使ったBlanchetとBlanchet and Ekert-Jafféの研究では家族手当と出生力の関係がmultinomial logitの方程式の形で先験的に定められているため、出生促進政策は定義上有効である。しかし、両者の関係が実態の上で裏付けられているわけではない。また、Lehtoによる相関分析には不可解な面がある。第一に、ある年における経済的誘因の変化が同じ年の出生力に影響を与えるとは考えにくいので1~2年の時差をとって相関分析を行うべきである。第二に、相関分析を行うくらいならむしろ単回帰分析を行うべきである。

Coelen and McIntyre, Lloyd, Hohm, Ekert, Blanchet et Ekert-Jafféの分析方法は政策以外の変数の影響をコントロールできるという点で優れている²⁴⁾。特にCoelen and McIntyreの時系列分析はハンガリーにおける家族手当政策と中絶政策の影響を同時に明らかにできるという点で精彩を放つ。これに対して、他のクロスナショナル分析はこの手法に固有な問題(例えば比較可能性)を別として、国によっては出生促進政策手段として位置付けられていない児童手当を説明変数としているという問題がある。また、EkertとBlanchet and Ekert-Jafféの研究は基準となる一国以外の国についてのダミー変数を方程式の中にコントロール変数として導入しているが、説明変数より数が多いし、説明変数との間に相互作用をもつ可能性がある。各国についての年次別時系列データをプールしていることによって時系列分析に伴う問題も生じる可能性もある。

さて、以上で検討してきた研究はKlingerのものを除き、すべてが集計データを用いており、個人のレベルにおける政策変数の出生行動への影響は間接的な形でしか推定できない。これに対して個人レベルでの適切な政策変数と出生力変数に関するデータが利用可能な場合には、両者の間の直接的な因果関係を推定することができる。個人データの中でもっとも優れたものは実験によるものであるが、社会実験はたとえ倫理面での問題がないとしても非常に高価なので、被験者は少数で実験期間は短期とならざるを得ない。また、実験室内で実施されるわけではないので、コントロールできない変数が少なくない。CainとKeeleyが分析した負の所得税の実験もこれらの制約を逃がれていない。

社会科学では実験が困難な場合が多いため、サンプル調査によってデータ収集が行われる場合が多いが、事後的な観察結果、それも調査対象者の回答を通してのものであるため、実験に比べて問題が多い。また、個人レベルにおける出生力指標は比較的容易に得られるが、政策変数の指標は得られないことが多いために、個人レベルでの政策変数と出生行動の関係を直接に分析対象とした研究はみられないようである。しかし、対象者に対して仮定的な施策に応じた仮定的な追加出生意欲を尋ねた調査に基づく研究はHenripin et Lapirre-AdamcykやSimon and Simonのものほかいくつかあるようである。このような調査は出生促進政策を実施しない国々においてその有効性を推定する上で

24) やや趣が異なるため、ここには掲げなかったが、以下の研究も同様な分析方法を用いている。

George R. Boyer, "Malthus Was Right after All: Poor Relief and Birth Rates in Southeastern England", *Journal of Political Economy*, Vol.97, No.1, 1989, pp.93-114.

有用なものである。しかし、すべての社会調査に当てはまることであろうが、人々が言うことと考えていることと行うことは必ずしも一致しないし、この種の質問に対する回答は調査実施主体によっても調査時の社会風潮によっても変わりやすいので注意が必要であろう。

個人データを使った研究の中ではKalvemarkのものはユニークである。これは銀行に保管されていた結婚貸付金の借入者名簿を人口登録名簿とつき合わせて、結婚貸付金借入者の出生力を人口全体の出生力と比較した研究である。このような研究は個人別の記録が残るような施策が行われ、人口登録制度によって個人の人口学的行動の記録が比較的容易に利用可能な国においてしかなし得ない。また、施策の利用者と非利用者が異なった属性をもつ場合が少なくないことや人口登録名簿でみつかる者とみつからない者の間にも属性の違いがあることにも注意を払う必要がある。

結局、出生促進政策を実施している国々でその有効性を評価する場合、個人レベルで施策の影響を示すデータが利用可能な場合には個人データを重回帰分析等の手法で分析することが好ましい。しかし、集計データしか利用可能でない場合には重回帰分析を行ったり、パリティ拡大率、出生間隔等のコーホート分析を行うことが望ましい。他方、出生促進政策を実施していない国々ではサンプル調査のデータを用いて出生力の決定要因の分析を行って所得、価格、嗜好等の効果を明らかにして政策変数の影響を推定すると同時に仮定的な質問で政策効果を探ることが比較的無難で安価な方法であろう。

最後に、出生促進政策の有効性を実証的に分析することが困難な理由についての議論を若干紹介する。Reynolds²⁵⁾は出生抑制政策を測定するのが困難な理由としてではあるが、①政策の複雑性、②データの欠如、③正確な測度の不足、④理論の欠如、⑤研究資金と研究関心の欠如、の五点を挙げている。これらはすべて出生促進政策についても当てはまり、Salo²⁶⁾が挙げている①社会階層別の家族に関するデータの欠如、②被説明変数としての普通出生率の不適切な利用、③人口政策がなかった場合の出生力変化の推定の困難、といった三点はこれらに含まれてしまう。Klinger²⁷⁾も同様に三点を挙げているが、その第一のものは何を測定するかについての決定が主観的な判断の要素を含む傾向があるということである。第二のものはReynoldsの第三の点と同様、出生促進政策の影響を他の政策や社会経済変動の影響から区別できないということ、第三のものはReynoldsの第一のものに含まれるが、政策策定者の意図が不明確であるということである。主観性の混入は社会科学では不可避な問題であるし、政策一般が結局は価値判断によって左右されるものなので、この点にはつねに留意する必要がある。

2. 分析結果の評価

以下においては、表3に従って明示的な政策変数がある実証分析の結果だけを評価するが、その前にLeeuw²⁸⁾による前述の区分に沿った各種実証分析結果の要約を紹介し、大まかな見通しを示す。彼によれば、第一に特定の国における特定の政策手段の影響に関する研究から子供のコストのわずか一部しかまかなわれないような経済的誘因は出生促進効果をもたないようである。第二に、仮定的な質問

25) Reynolds, 前掲(注13)論文, pp.343-351.

26) Mikko A. Salo, "Difficulties in Assessing Pro-Natalist Population Policy Programmes", *Yearbook of Population Research in Finland*, Vol.18, 1980, pp.49-59.

27) Klinger, 前掲(表1)論文, pp.391-392.

28) Leeuw, 前掲(注21)論文, pp.325-326. なお、有効性に関する実証分析結果を評価した研究としてはこのほかに次の三つがある。

Salo, 前掲(注26)論文。

Isaacs, *Population Law and Policy: Source Materials and Issues*, New York, Human Sciences Press, 1981, pp.332-334.

Höhn und Schubnell, 前掲(表2)論文。

表3 有効性に関する実証分析結果（政策変数がある分析のみ）

著者	国または地域	年次	説明変数	被説明変数	著者による有効性の評価
Srb&Konecna (1976)	チェコスロバキア	1969～74年	1. 1968年より多い分の出生促進的 手当支出 2. 1968年より多い分の育児・教育 支出	1968年より多い分の出生者がもたらす国民所得の追加分	あり（追加分の人口が成人して働けば3～5年で元が取れる）
UN (1983)	ヨーロッパ24カ国	1980～81年	平均賃金に対する児童手当の割合	合計特殊出生率	なし
Henripin & Lapierre-Adamczyk (1974)	カナダのケベック州	1971年	1. 調査対象者がもっとも有効と考える施策 2. 調査対象者が有効と考えるすべての施策	仮定的な追加出生児数	あり（1. 5%上昇） （2. 7～8%上昇）
Simon & Simon (1974)	アメリカ合衆国のイリノイ州 アメリカ合衆国	1971年 1972年	仮定的な児童手当	仮定的な追加出生児数	あり（出生抑制への効果の方が大きい）
Kalvemmark (1980)	スウェーデンのストックホルム	1942～44年	結婚貸付金の借用	完結出生児数	なし
Blanchet (1987) Blanchet & Ekert-Jaffé (1988)	フランス	1981年 (1961, 67, 74, 81年)	仮定的な家族手当増額	仮定的な追加出生児数	あり（3子家族のみへの月額1000フランの手当は3子家族を16%増やす）
Lehto (1983)	フィンランド	1950～78年	家族手当支出の絶対額（名目、実質） 社会保障支出とGDPに占める割合	総出生率	ほとんどない
Coelen & McIntyre (1978)	ハンガリー	1950～75年	出生促進的手当の総額、中絶政策の指標	出生数	あり（手当の効果は中絶が自由化されている方が大きい）
Lloyd (1974)	1. 先進18カ国 2. 北欧4カ国	1965年頃 1965～69年	子供1人当たりの児童手当	普通出生率および合計特殊出生率	1. なし 2. 若干あり
Hohm (1976)	世界67カ国	1965年頃	家族手当指標（水準と対象範囲）	合計特殊出生率	なし
Ekert. (1986)	EC8カ国	1971～83年	2年前の家族手当指標	合計特殊出生率	あり（フランス並みの手当はTFRを0.2上げる。また月額100ドルの手当がTFRを0.1上げる）
Blanchet & Ekert-Jaffé (1988)	EC9カ国とノルウェーとフィンランド	1969～83年	2年前の家族手当指標	合計特殊出生率	
Cain (1977)	アメリカ合衆国のニュージャージー州とペンシルバニア州	1968～72年	負の所得税	3年間の出生児数	なし
Keeley (1980)	アメリカ合衆国のデンバーとシアトル	1970～74年	負の所得税	3年間の出生児数	ヒスパニックにはあったが、黒人にはなく、白人には負の効果

（出所）表2参照。

に基づく意識調査の分析結果によっても同様に経済的誘因が子供のコストの大きな部分をまかなう場合にのみ出生促進効果が期待されることが示された。第三に、子供のコストのかなりの部分をまかなう施策でさえ一時的な効果しかもたず、しばらくすると人々は新しい施策に慣らされて効果が鈍るようである。第四に、適切な施策は出生のタイミングに影響を与えるが、完結出生児数には影響を及ぼさない。

以上の諸点は前述（注23）のFestyの研究の結論や表3に示された著者自身による有効性の評価とほぼ一致するものである。以下においては、表3に掲げた明示的な政策変数を説明変数として導入している実証分析のうち、有効性があると各著者が評価したものについてのみ論じる。また、Srb and Konecna, Blanchet, Blanchet et Ekert-Jafféの研究であるが、最初のものとは最後の二つでは分析方法が異なるにしても、定義上有効性があることになっているので、実際上あるかどうかはこれらの研究の結果から判断できない。また、Henripin et Lapierre-AdamcykとSimon and Simonによる意識調査の分析結果はそれ自体としては妥当なもので、経済的誘因に有効性がある可能性を示唆するが、実際に各種施策を講じた場合と同じ程度の効果があるかどうかは疑問である。

重回帰分析ないしそれに類する手法を使った研究のうちで有効性があるという結論が出たものは集計データに基づくCoelen and McIntyre, Lloyd, Ekert, Blanchet et Ekert-Jafféのものとは実験データに基づくKeeleyのものがある。Coelen and McIntyreの研究はデータも分析方法も適切なものであるし、ハンガリーは比較的強力な出生促進政策を実施しているので、その結果は妥当なものであろう。Lloydによる北欧諸国に関する分析結果は、先進諸国全体に関する分析結果が有効性なしとのことなので、かえって妥当だという印象を与えるかもしれない。しかし、これらの国々は明示的な出生促進政策を採っていないし、プールした時系列データに基づくクロスナショナル分析は問題が少なくないので、この結果をあまり重視すべきではない。

EkertとBlanchet et Ekert-Jafféの研究は前述（注22）のCalot and Hechtの当て推量による政策効果の規模を実証した形になっている。しかし、前述の通り、方法論上の問題が少なくないし、LloydやHohmの先行研究では概ね政策効果がないという結論が出ているので、政策効果の数値を額面通りにとらない方が良いかもしれない。

CainとKeeleyの研究は類似した社会実験の結果であるが、人種・民族別の分析を行った後者において正、負、中立の効果が現われたということは前者の結果はこれら三種類の効果が相殺しあった結果を示していることも伺わせる。しかし、観察期間が3年で負の所得税が出生力に影響を与えるまでに1～2年かかることがあるし、正の効果がみられたヒスパニックが少数派で、多数派の白人では負の効果がみられたということは全体として負の効果があったことになることもあるので、この結果もあまり重視しない方が良いでしょう。

結局、出生促進政策に有効性がまったくないということは言えないにしても、あまり大きな効果があるとは言えないようである。また、そのあまり大きくない効果も一部の国、地域、階層に限られると考えた方が良いでしょう。

Ⅲ 有効性の障害と条件

1. 必ずしも有効でない要因

以上でみた通り、出生促進政策は必ずしも有効でないが、その要因についてはさまざまな指摘がなされている。人口政策一般について論じたKeyfitz²⁹⁾によれば、①国家目標と家族目標の不一致、②

29) Nathan Keyfitz, "Why Population Policy Is Not Always Effective?", *Politique de Population: Etudes et Documents*, Vol.2, No.2, 1985, pp.57-72.

社会政策の逆効果、③人口目標間の不一致および人口目標と他の社会目標の間の不一致、④人口目標のコストの過大、の四者がある、彼はこれらの各々について詳しく論じた後、次のような結論を述べている。家族と国家の進む方向が同じ場合、すなわち出生力が上昇している時に出生促進政策を実施した場合には政策が有効となりうるが、両者の方向が逆の場合には政府が利用可能な政策手段では目標を達成することができない。また、先進諸国は所得増加と出生増加という二つの目標を掲げているが、両者が矛盾する場合がある。さらに、出生促進政策が成功する場合もあるが、成功を理解して失敗を避けるためには、人口抑制が行われる場である二つのシステムを十分考慮に入れたモデルが必要である。

他方、Tapinos³⁰⁾は出生促進政策そのものが必ずしも有効でない理由として①逆効果、②代替効果、③夫婦の希望への逆行、の三者を挙げている。第三のものはKeyfitzの第一点とほぼ同じであるが、最初の二つは必ずしも重ならない。彼によれば、出生促進政策の逆効果としては次の二つのものがありうる。一つは夫婦に出生力決定における経済的要素の重要性を認識させることで、もう一つは所得分配の不均衡を悪化させることである。所得分配の不均衡が悪化するのには、経済的誘因が低所得層にとって相対的に大きな意味をもつため、低所得層における出生力上昇が相対的に大きくなり、家族員1人当たりの所得がさらに押し下げられるためである。

また、代替効果とは、家族手当が一時所得ではなく定期所得として認識されるようになるとそれが子供の養育費を増やすためよりも、むしろ当初予定された子供の養育費の一部として家計に組み入れられるため、出生促進効果をもたなくなることをいう。この点は前述のLeeuwによる要約にもあったところであるし、Frejka³¹⁾によっても「心理的悪化」と呼ばれているものである。Frejkaはさらに「インフレによる悪化」、すなわち物価と所得の上昇速度に比べて経済的誘因の上昇速度が遅いため効果も薄れることも指摘している。さらに、Fresel-Losey³²⁾はKeyfitzの第一点と第四点にほぼ対応することのほか集団間の出生力格差が縮小して二子に集中する傾向と、結婚、離婚、同棲、非嫡子出生に関する変化による出生力への悪影響を挙げている。

具体的な事例に即した研究としてはCombarousとLefebvre et Perrotのもの³³⁾がある。フランス政府高等人口委員会（人口審議会）の作業報告書の編集者のCombarousによれば、フランスの出生促進政策が有効でなくなった理由としては次の五点がある。第一に、制度が非常に複雑になった。第二に、子供の扶養負担の実質補償額が1950～70年の間に相対的に低下した。第三に、扶養負担の補償制度の人口目標が基本的な社会保障目標のためにぼやけてきた。第四に、いくつかの経済的誘因が当初予想されていなかった変化を遂げ、他の政策の目標と両立しなくなってきた³⁴⁾。第五に、特殊手当の増加にみられるように家族に対する施策全体が相対的に縮小した。

30) Georges Tapinos, *Eléments de démographie: Analyse, déterminants socio-économiques et histoire des populations*, Paris, Armand Colin, pp.324-325.

31) Tomas Frejka, "Europe: Making Children a More Attractive Proposition", *People*, Vol.9, No.4, 1982, p.106.

32) Michel Fresel-Losey, "Le colloque de Lille: la baisse de la fécondité. Limites et opportunité d'un aciton des pouvoirs publics", *Population*, Vol.34, No.6, 1979, p.1110.

33) Michel Combarous, *Rapport de Synthèse des Travaux du Haut Comité de la Population*, Paris, La Documentation Française, 1980, pp.49-51.

Pierre Lefebvre et Jean Perrot, "Les politiques familiales en France et au Québec", *Revue Française des Affaires Sociales*, Vol.41, No.4, 1987, p.29.

34) フランスの社会保障制度と税制が子供がある法律婚の夫婦にとって不利なものになっているとの指摘がフランス政府の経済社会評議会の委員である Sullerot によって以下の書物においてなされているので、参照されたい。

Evelyne Sullerot, *Pour le meilleur et sans le pire*, Paris, Fayard, 1984.

また、フランスとカナダのケベック州における家族政策を比較研究したLefebvre et Perrotによれば、現行の家族手当制度が出生力の構造的変化の動向を修正できない理由の一つは、制度が多様化し過ぎて支給の規準が専門的なものになり過ぎたため、受給資格がある多くの家庭が制度を知らなかったり、その利点を評価できなかつたりして受給申請をしていないことがある。特に所得制限があるような制度の場合、家庭が受給資格をもつ時点とそれが行政機関によって認識される時点の間に時差があることも一因である。

前述のKeyfitzの議論においても指摘されたところであるが、出生促進政策が必ずしも有効でない一因として理論の欠如がある。同様の見方をするDavis³⁵⁾によれば、人口政策の科学的基礎には通常欠陥がある。すなわち一方には人口変動の現状と将来動向に関する誤った情報があり、もう一方には因果関係に関する誤った理論がある。さらに、それらの背景には心情や制度を変えることに対する抵抗がある。

他方、出生促進政策に関する理論との関連で出生促進政策が必ずしも有効でない理由を論じたGérard³⁶⁾によれば、結婚出生力低下の要因は個人を超越した社会文化レベルのものと個人の意思に関するものに大きく分けることができ、前者が後者を決定する³⁷⁾。社会（価値・社会関係体系）によって決定された出生力の文化モデル（一種の「集合意識」ないし「集合無意識」）が個人の出生行動を決定し、それらが集計された集団レベルの出生力がさらに文化モデルに影響を与える。そこで、出生促進政策が介入可能な領域としては通常想起される個人レベルだけでなく、集団レベルもありうる。さらに、個人に対する施策は情報提供、説得（経済的誘因を含む）、制限のほか属性の修正（例えば、女子教育の制限や宗教的伝統主義の助長による専業主婦の増加）を含む。出生力低下は根本的な社会変化、すなわち個人の自己実現を個人を超越する家族よりも優先する傾向の増大によって生じているので、個人レベルでいくら政策を実施してみてもあまり効果がない。というのは、人口学の知識の現状では文化モデルを修正し、社会の根幹に働きかけるような政策がどのようなものであるかがわからないからである。

2. 有効であるための条件

以上でみた通り、さまざまな要因から出生促進政策は必ずしも有効でない。だからといって、それを実施している国ではやめることができない。家族政策について論じたLeridon³⁸⁾によれば、その理由は第一に、たとえ有効性が証明されなくてもまったくないとは限らない。第二に、政策の後退が国民の激しい反発を招き、出生力を低下させる可能性がある。すなわち、「歯止め効果」をなくすことになる可能性がある。第三に、家族政策には出生促進以外の重要な目的（社会的公正や所得再分配³⁹⁾）

35) Kingsley Davis, "The Nature and Purpose of Population Policy", K. Davis and F. G. Styles (eds.), *California's Twenty Million: Research Contributions to Population Policy*, Berkeley, Institute of International Studies, 1971, p.9.

36) Hubert Gérard, "Possibilités et limites des politiques natalistes en Occident: Lieux d'action possible et détermination de la fécondité", *Cahiers québécois de démographie*, Vol.17, No.1, pp. 7-21, 1988.

37) より詳しくは次の共著論文を参照されたい。

H. Gérard et M. Loriaux, "La maîtrise de la fécondité et son évolution actuelle en Belgique", *L'enfant*, No.2, 1984, pp.5-26.

38) Henri Leridon, "Les politiques démographiques, sont-elles efficaces?", *Projet*, No.87, 1974, p.778.

39) 所得再分配には家族間のもののほか、家族内のものもある。Fuchs は以下の書物で子供への補助金の役割として人的資本投資と女性の援助を挙げているが、これらは親子間と夫婦間の所得再分配とみなせる。

Victor Fuchs, *How We Live: An Economic Perspective on Americans from Birth to Death*, Cambridge, MA, Harvard University Press, 1983, p.379.

がある。

このような理由から出生促進政策をやめられないとすれば、それがどのような条件の下で有効になりうるかを明らかにする必要がある。Chesnais⁴⁰⁾によれば出生促進政策成功のための要件としては次の三者がある。第一に、施策の作用する余地があることで、具体的には時間や空間に関する出生力の差があったり、理想の子供数と現実の子供数の間に差があったりすることがある。第二に、脈絡や動向に応じて施策の的が良く絞られていることで、具体的には子供数増大の障害に重点を置くことがある。第三に、施策が近代的であり、規模、革新性、一貫性、任意性といった特性について評価されることがある。

Combarrous⁴¹⁾もこの第一と第二の点とほぼ同じ内容を指摘した後、出生行動に影響を与える諸要因が厳密に分析され、それぞれに政府が影響を与えられることが前提条件であると述べている。また、彼はフランス政府の高等人口委員会で採択された方向付けとして次の四点を挙げているが、これらは出生促進政策が有効であるための条件が具体化されたものである。第一に、出生促進政策は出生増加の障害となっている要因全体に対して影響を与える必要がある。第二に、両親の就業と出産・育児の両立を優遇する必要がある。第三に、三人以上の子供をもつ家族の状況は特別の権利の認知を必要とする。第四に、家族手当は実際の子供のコストを考慮しなければならない。

Sullerot⁴²⁾はフランス政府の経済社会評議会に対する『フランスの人口 一現状と展望一』と題された報告書の中で、①明確・単純であること、②実際の誘因となりうること、③社会的連帯を尊重すること、④十分に受容可能であること、⑤人気があること、の五つの条件を挙げ、さらにこれらの条件を満たすための具体的な原則として次の三つの条件を挙げている。すなわち、第一に第一子を考慮するが一人っ子を奨励しないこと、第二に第二子以降に高額の累進的な手当を支給すること、第三に家族手当への予算配分を増やすことである。

しかし、これらのフランスの政府機関の報告書の提案に対して内外でコスト面からの批判がないわけではない。Biraben et Dupâquier⁴³⁾によれば、Sullerotが提案するような月1200フランの育児手当を子供が二歳になるまで支給するとすれば、社会保障予算の約20%（GNPの約4%）を支出せねばならない。また、Isaacs⁴⁴⁾も一般論であるが、経済的誘因拡大の二つの問題点として、第一にどの程度まで拡大すれば出生促進効果が出るのかわからないことと、第二に貧困層が子供をたくさんもつように莫大な所得移転をすることに政府や国民の合意が得られるかどうかかわからないことを挙げている。

他方、Leridon⁴⁵⁾は政策主体というよりも政策客体の視点から出生促進政策が尊重すべき原則として次の三つの条件を挙げている。第一に明示され、国民が必要性を理解できないという偏見がないこと、第二に倫理性と有効性を保つため、国民の願望に直接低触しないこと、第三に個人の選択の多様性を尊重し、その多様性の中で全体的目標を達成しうるし、達成せねばならないことを認識すること、である。

以上では、主として経済的誘因を念頭において政策手段全般についての有効性の条件を論じてきたが、以下では手段別にその条件を論じる。まず、経済的誘因が有効であるための条件は以上でかなり

40) Chesnais, 前掲(注12)論文, p.416.

41) Combarrous, 前掲(注33)書, pp.32-33, pp.54-58.

42) Evelyne Sullerot, *La démographie de la France: Bilan et perspectives* (Rapport au Conseil Economique et Social), Paris, La Documentation Française, 1978, pp.32-33.

43) J. N. Biraben et J. Dupâquier, *Les berceaux vides de Marianne: L'avenir de la population française*, Paris, Seuil, 1981, pp.152-153.

44) Isaacs, 前掲(注28)書, p.335.

45) Leridon, 前掲(注38)論文, p.778.

論じられているが、根本的な前提条件を確認しておく必要がある。これはBlanchet⁴⁶⁾が述べるように、夫婦が子供のコストのいくつかの側面について敏感であるために出生抑制を行うというものである。従って、経済的誘因の役割は追加的な子供の扶養負担を軽減し、追加出生確率を高めることである。この場合、子供のコストのすべてがまかなわれる必要はなく、一部の夫婦が十分だと考えるような臨界値以下にコストを下げれば十分である。

このように、夫婦の出生力が経済的誘因の影響を受けるという考え方には反対もある。確かに、先進諸国における夫婦の多くはいずれにしても少なくとも一人の子供を生んでいる。しかし、子供は一人や二人といった整数の単位でしかもてないため、経済的にみて限界的な位置にある夫婦にとってはわずかな所得ないし価格の差が一人の子供の差をもたらすことは十分にありうる。従って、子供の供給能力を大幅に下回るような需要しかなく、その需要が効果的な出生抑制手段を通じて実現されるという条件がある先進諸国においては、経済的誘因が出生力に影響を与えうるし、経済的誘因が出生促進政策の手段として有効性をもちうる。

Kalvemark⁴⁷⁾は出生促進政策の有効性は、それが特定の出生力パターンにどれくらいうまく適合しているかによると述べ、結婚を促進する施策の有効性は出生抑制手段の利用頻度と負の相関関係をもっている。すなわち、結婚促進施策が出生促進政策の手段として有効であるための前提条件は結婚内における出生抑制があまり行われていないか、効果的でないこと（そして結婚外の出生力が小さいこと）である。

他方、避妊・中絶の抑圧の出生促進政策手段としての有効性は法律が完全に施行され、他の出生抑制手段が利用可能でないことが直接的な条件であろうが、Gérard⁴⁸⁾はこのような強制的手段が有効であるための条件を三つ挙げている。彼によれば、第一に関係当局が特定の目的のために個人を強制する権利が社会によって認識され、さらに承認されないにしてもしぶしぶ認知されること、第二にその権利が行使される度合が禁止された行為または強制的な行為の社会的可視性の度合に依存すること、第三にその権利が行使される度合が恒久的で有効であるか、そのように認識されるような社会統制システムの存在に依存することがある。

最後に、当たり前のことであるかもしれないが、Faron⁴⁹⁾が述べる通り、出生促進政策が教育やマスコミを通して社会全体に知られて受け入れられることと、政府が実施する政策全体の中に統合されることが、有効であるための前提条件として重要であることに注意を喚起したい。

IV 有効性の前提条件としての受容可能性

1. 西欧諸国における受容可能性

さて、以上の議論で示された通り、出生促進政策が有効であるための前提条件の一つとしてそれが国民によって受容されることがある。出生促進政策が実施されていない国々においては、そもそも国民に受容されなければ実施が困難な場合が多い。また、それが実施されているからといって、国民全員によって受容されているとは限らない。

フランス国立人口研究所（INED）が1975年に実施した「出生に影響を与える可能性がある種々

46) Blanchet, 前掲(表2)論文, p.100.

47) Kalvemark, 前掲(表2)書, p.59, p.63.

48) Hubert Gérard, "Types of Intervention Available to a Demographic Policy: A Theoretical Approach", *Population Bulletin of the United Nations*, No.16, 1984, pp.16-25.

49) Olivier Faron, "Les politiques démographiques", Olivier Belbioch et alii (eds.), *La population mondiale: Vers une stabilisation au XXI^e siècle ?*, Paris, La Documentation Française, 1986, pp.131-132.

の施策の受容に関する世論調査」の結果⁵⁰⁾によれば、「あなたは国家が出生数の減少を食い止めるための施策を講じるべきだとお考えですか、講じるべきでないとお考えですか」という質問に対して調査対象者の39%が講じるべきだと答え、47%が講じるべきでないと答え、14%が無回答であった。この質問に先立って、「一般的に言って、人々が少し多くの子供をもつように促進することができる施策（家族手当、家族に対する援助）があるとお考えですか、それとも政府が世帯の決定に影響を与えることはまったくできないとお考えですか」という質問があり、対象者の47%ずつがそれぞれの選択肢に賛成し、6%が無回答であった。従って、出生促進政策の有効性がないと考えている者の多くが出生促進政策の実施に反対しているものと思われるので、頭ごなしに出生促進政策を受容しないわけではなさそうであるが、フランスにおいてさえそれを無条件で受容している者が4割程度というのは興味深い。また、この結果は逆に、出生促進政策の有効性が実証されればそれを受容する者が増える可能性を示唆する。なお、受容する者は人口増加を望む者、出生率低下が深刻だと考える者、現存子供数が多い者の間で多い。

これと同様な調査が、出生促進政策を実施しているイタリアとオランダにおいても1983年頃に行われたが、出生促進政策を受容する者がイタリアでは37%とフランスに近い水準であったのに対して、オランダでは17%に過ぎなかった。しかし、いずれの国においてもこの割合は女子、低学歴の者、自国の人口が将来増加することを望む者の間で高かった⁵¹⁾。

このように出生促進政策を長年にわたって実施しているフランスにおいてさえ、それを受容する者が少ないことから、Biraben et Dupâquier⁵²⁾が述べる次の四原則がフランスをはじめとする国々で留意される必要があろう。第一に、抑圧的施策は排斥される運命にある上に、有効でもなくなるであろう。第二に、フランス人は達成すべき目標を越えるような出生促進政策を受け入れる用意ができていない。第三に、将来を保証するためにはフランス人女性が欲しい数の子供を生めば十分であろう。第四に、女性はもはや就業と出産・育児のうちのどちらかを選ぶように制約されるべきでない。これらの原則は、わが国において出生促進政策の実施可能性を検討する際にも重要な指針となりうる。

2. わが国における受容可能性

人口問題研究所は1985年6月に第一回「家族ライフコースと世帯構造変化に関する人口学的調査」を全国約8000人の世帯主を対象として実施したが、その中で人口に関する四種類の意識を尋ねている。その最後の質問が「日本の夫婦が欲しい数の子供を生めるように政府は対策を立てた方が良い」という文に関して「1 そう思う」、「2 ややそう思う」、「3 なんともない」、「4 やや違うと思う」、「5 かなり違うと思う」のうちで対象者の考えに近いものを選ぶというものであった。

この調査項目についてはすでに内野⁵³⁾によるクロス表に基づく分析があるが、本研究ではさまざま

50) Alain Girard, Henri Bastide et Louis Roussel, "Présentation des résultats détaillés d'une enquête auprès du public sur l'accueil réservé à diverses sortes de mesures susceptibles d'agir sur la fécondité (mai-juin 1975)", INED, *Natalité et politique démographique* (INED «Travaux et Documents» Cahier no.76), Paris, Presses Universitaires de France, 1976, pp.57-162.

51) R. Palomba, A. Menniti, A. Mussino and H. Moors, "Attitudes towards Demographic Trends and Population Policy: A Comparative Multi-Variate Analysis of Survey Results from Italy and the Netherlands", Paper prepared for the European Population Conference 1987, Organized by IUSSP/EAPS/FINCO, Jyväskylä, Finland, June 11-16, 1987.

なお、オランダについては Leeuw の前掲(表1)論文が政策手段別の受容可能性について論じているが、わが国における調査結果と比較できないため、ここでは紹介しない。

52) Biraben et Dupâquier, 前掲(注43)書, pp.141-149.

53) 内野澄子, 「親子同居・人口に関する意識」, 人口問題研究所, 『昭和60年度家族ライフコースと世帯構造変化に関する人口学的調査』, 人口問題研究所(実地調査報告資料), 1986年, pp.102-144.

な変数のより純粋な効果を明らかにすることによって出生政策の受容可能性ないし潜在的ニーズがどのような集団において高いかを探るため、SASのCATMODプロシージャ⁵⁴⁾によってmultinomial logit分析⁵⁵⁾を行った。この分析での被説明変数は二つの選択肢の選択確率の比の自然対数である。なお、計算と解釈を容易にするため、内野にならって被説明変数の五つのカテゴリーを「賛成」、「反対」、「中立」の三者に再区分した。また、出産・育児期にある世帯主の出生政策に対する受容可能性を明らかにすることを目的として、分析対象を50歳未満の有配偶男子に限定した。

説明変数は人口学的変数、社会経済的・地域の変数、態度変数の三種類から成る。このうちの態度変数は人口意識に関する他の三つの質問に対する回答から成る。これらの態度変数は西欧諸国での分析結果から、出生政策の受容可能性に大きな影響を及ぼすことが予想される。すなわち、日本の出生減少に反対する者、日本の出生増加に賛成する者、日本の夫婦が希望する数の子供を生んでいないと考える者は出生政策に賛成する確率が高いと予想される。

また、人口学的説明変数としては年齢、結婚年齢、現存子供数、追加予定子供の有無、移動経験、母親との同居、という六つの変数を用い、社会経済的・地域的説明変数としては学歴、職業、妻の就業、前月の家計支出、住宅の所有、D I D区分、地方、という七つの変数を用いる。いずれも基本的な変数といえる。これらの変数の効果についてあまりはっきりした仮説を事前にもっていないが、内野⁵⁶⁾の分析によれば、世帯規模の大きい世帯、子供のいる核家族世帯、高学歴者、北陸地方と中国地方、大都市と人口5万未満の小都市、高い支出階層で出生政策に賛成する者が多く、子供のいない世帯で反対する者が多く、職業による差がほとんどないので、同じような変数については同様な効果がみられるのではないかと予想される。また、1987年の「第9次出産力調査」のデータを分析した大谷⁵⁷⁾によれば、理想子供数が三人でありながら二人の子供を予定する夫婦の特徴として、結婚後に親と同居していないこと、妻がパート労働あるいは家族従業や内職についていること、妻の結婚年齢が高いことなどがあり、これらの変数の一部も同様な効果をもつ可能性がある。

説明変数はすべてカテゴリー変数であるが、それらをコード化するにはダミー・コーディングではなく、効果コーディングを用いたので、説明変数の各カテゴリーの係数は全カテゴリーの平均と比べた場合の各カテゴリーの効果を示す。

方程式の係数の推定は三種類のモデルについて行われた。すなわち、人口学的変数のみを説明変数とするもの、それに社会経済的・地域の変数を加えたもの、さらに態度変数を加えたものである。表4はそれら三種類のモデルの推計結果を示す。不完全データ除去後に推計に使われたケース数はそれぞれ2374、2246、2226であった。なお、説明変数の各カテゴリーの係数を合計すると0になるので、準拠カテゴリーの係数は省略されている。

まず、最初のモデルの結果をみると、人口学的説明変数の中では結婚年齢と現存子供数のみが有意な効果を示すことがわかる。低い結婚年齢は出生政策に対して肯定的な態度をもたらす傾向があり、現存子供数なしは否定的な態度をもたらす傾向がある。この傾向は第二のモデルでも第三のモデルでも一貫している。

次に、第二のモデルの結果をみると、前月の家計支出とD I D区分と地方が有意な効果を示している。高支出は出生政策に対して否定的な態度をもたらす傾向があり、大都市圏居住は肯定的な態度をもたらす傾向があり、この傾向は第三のモデルでもみられる。四国・九州地方居住は肯定的な態度に負の効果があるが、第三のモデルでは有意性がなくなるので、他の態度変数を通じて影響を及ぼしているのかもしれない。

第三のモデルではすべての態度変数が有意であり、その効果の方向が期待通りである。前述の通り、いくつかの人口学的変数と社会経済的・地域の変数も一応もっともらしい効果をもち続けている。その他いくつかの変数については前述の内野や大谷の分析結果からみると有意な効果をもっても良さそ

表4 わが国における出生政策に対する態度の決定要因のMultinomial Logit分析の結果
(1985年、全国の50歳未満の有配偶男子世帯主)

説明変数・ カテゴリー	被説明変数 (自然対数)		賛成 確率	反対 確率	賛成 確率	賛成 確率	反対 確率	賛成 確率	賛成 確率	反対 確率	賛成 確率
	中立 確率	中立 確率	中立 確率	反対 確率	中立 確率	中立 確率	反対 確率	中立 確率	中立 確率	反対 確率	反対 確率
(定数項)			0.41	-0.53	0.94	0.33	-0.49	0.82	0.41	-0.34	0.75
(人口学的変数)											
年 齢	30歳未満		0.21	0.22	-0.02	0.22	0.25	-0.03	0.27	0.22	0.05
	30～34歳		0.01	-0.02	0.03	0.01	-0.00	0.01	-0.02	0.02	-0.04
結 婚 年 数	25歳未満		-0.01	-0.29**	0.28**	-0.04	-0.24*	0.20	-0.02	-0.22	0.19
	30歳以上		0.15	0.28*	-0.13	0.17	0.25*	-0.08	0.17	0.24*	-0.07
現 存 子 供 数	0 人		-0.36**	-0.29	-0.07	-0.38**	-0.28	-0.10	-0.35*	-0.31	-0.04
	1 人		0.03	0.23	-0.20	0.03	0.26*	-0.23	0.06	0.27*	-0.21
	3人以上		0.15	0.09	0.06	0.16	0.07	0.09	0.08	0.06	0.02
追 加 予 定 子 供 有 無	あ	り	0.12	0.04	0.08	0.10	0.05	0.06	0.08	0.07	0.01
移 動 経 験	あ	り	0.08	0.09	-0.01	0.07	0.04	0.02	0.07	0.03	0.04
母 親 と の 同 居	あ	り	0.06	0.04	0.02	0.09	0.05	0.05	0.11	0.06	0.05
(社会経済的・地域的変数)											
学 歴	初 等		-	-	-	0.01	-0.14	0.14	0.09	-0.05	0.15
	高 等		-	-	-	0.02	0.15	-0.13	-0.02	0.08	-0.10
職 業	農 業		-	-	-	-0.26	-0.10	-0.16	-0.24	-0.11	-0.14
	非 農 業		-	-	-	-0.01	-0.08	0.07	-0.05	-0.03	-0.01
	ブルーカラー		-	-	-	0.06	0.18	-0.12	0.12	0.19	-0.08
妻 の 就 業	自 営		-	-	-	0.23	0.24	-0.01	0.22	0.23	-0.01
	一 般 常 雇		-	-	-	0.02	-0.10	0.11	-0.09	-0.14	0.05
	臨 時 雇 用 等		-	-	-	-0.11	-0.09	-0.03	-0.01	-0.04	0.02
前 月 の 家 計 支 出	15万円未満		-	-	-	-0.09	-0.35*	0.26	-0.12	-0.33*	0.21
	35万円以上		-	-	-	-0.02	0.35*	-0.37**	-0.03	0.29*	-0.32*
住 宅 の 所 有	持 ち 家		-	-	-	-0.02	0.04	-0.06	-0.04	0.02	-0.06
D I D 区 分	Non-DID		-	-	-	-0.02	-0.10	0.08	-0.03	-0.11	0.07
	50万以上DID		-	-	-	0.21*	0.15	0.07	0.25*	0.17	0.08
地 方	東 北 ・ 北 陸		-	-	-	0.12	0.05	0.07	0.08	0.05	0.02
	四 国 ・ 九 州		-	-	-	-0.20*	-0.11	-0.09	-0.13	-0.08	-0.05
(態度変数)											
人 口 減 少	賛 成	対 対	-	-	-	-	-	-	-0.11	0.17	-0.28**
	賛 反	対 対	-	-	-	-	-	-	0.43***	0.16	0.27**
人 口 増 加	賛 成	対 対	-	-	-	-	-	-	0.39***	-0.14	0.53***
	賛 反	対 対	-	-	-	-	-	-	-0.06	0.59***	-0.65***
希 望 子 供 数 の 達 成	賛 成	対 対	-	-	-	-	-	-	-0.02	0.41***	-0.44***
	賛 反	対 対	-	-	-	-	-	-	0.67***	0.18	0.49***

有意水準：*5%，**1%，***0.1%
準拠カテゴリーは省略したので注意されたい。

うなものもあるが、必ずしもそうでなかったのはこの分析対象が限定されていることによるのかもしれないし、この調査では人口でなく世帯主が母集団であることによるのかもしれない。

おわりに

わが国においては戦時中に軍国主義的な意図をもって出生促進政策が採られたことがあるため、あまり良いイメージをもたれていないようである。しかし、同様な経験をもつ西ドイツでは出生促進的な家族政策を積極的に採り始めている。出生促進政策にはあまり大きな有効性はないようであるが、国民の選択の幅を広げるような形で施策が講じられるとすればわが国においても受け入れられ、若干の有効性を示す可能性はあろう。実際、前述の実証分析結果からみると、国民の一部には潜在的なニーズがあるようなので、受け入れられる可能性があろう。

今後の課題としては、いくつかの実証分析を行うことがあろう。第一には、戦時中に実施された出生促進政策の効果を検討することができる。戦争という特殊な状況があったにしてもその効果が明らかになれば、何らかの現代的意義もありうる。第二には、出産力調査で尋ねられている希望子供数（ないし理想子供数）と予定子供数（ないし現存子供数）との差の決定要因を明らかにすることがあろう。希望子供数が三人で予定子供数が二人という夫婦が多数派を占めているが、このことは差をもたらす何らかの障害があることを示す。その決定要因が明らかになれば希望する数の子供を生んでいない夫婦間的を絞って施策を講じることが可能となろう。第三には、子供のコストを推定することがあろう。このコストには直接費用と機会費用が含まれるが、1973～74年の第一次石油危機の際には両者が大幅に変化したはずであるし、その頃から出生力の長期的な低下が始まっているので、その時期における子供のコストの変化を検討することが実り多い結果をもたらすかもしれない⁵⁴⁾。最後に、1985年調査の人口意識に関する質問に対する回答をさらに詳しく分析する必要もあろう。

54) この計算に当っては東京大学大型計算機センターを利用した。その利用方法については大谷憲司、坂井博通、大場保、鈴木透の各技官の援助を受けたので、ここに記して感謝の意を表する次第である。なお、SASのCATMODプロシージャについては次の文献を参照されたい。

SAS Institute, *SAS User's Guide: Statistics*, Version 5 Edition, Cary, SAS Institute, 1985, pp. 171-252.

55) この分析手法については以下の書物を参照されたい。

Robert S. Pindyck and Daniel L. Rubinfeld, *Econometric Models and Economic Forecasts*, Second Edition, New York, McGraw-Hill, 1981, pp.301-312.

56) 内野、前掲（注53）論文、pp.17-18.

57) 大谷憲司、「予定子供数と理想子供数」、人口問題研究所、『昭和62年第9次出産力調査——第I報告書——日本人の結婚と出産』、人口問題研究所（実地調査資料）、1988年、pp.61-66.

58) この時期における出生力変動の要因に関する最近の研究としては以下のものがある。

大谷憲司、「1970年代前半における合計結婚出生率低下の決定要因」、『人口問題研究』、第185号、1988年、pp.36-54.

都道府県別将来推計人口
(平成4年10月推計)

表1 都道府県別人口の将来予測

都道府県	人 口 (1,000人)					指 数 (平成2年=100.0)			
	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)
全 国	123,611	125,463	127,385	129,346	130,397	101.5	103.1	104.6	105.5
北海道	5,644	5,569	5,492	5,416	5,306	98.7	97.3	96.0	94.0
青森	1,483	1,430	1,376	1,325	1,269	96.4	92.8	89.3	85.6
岩手	1,417	1,390	1,361	1,334	1,300	98.1	96.1	94.1	91.7
宮城	2,249	2,299	2,345	2,393	2,428	102.2	104.3	106.4	108.0
秋田	1,227	1,189	1,146	1,103	1,056	96.9	93.4	89.9	86.0
山形	1,258	1,240	1,218	1,196	1,168	98.6	96.8	95.0	92.8
福島	2,104	2,105	2,103	2,101	2,090	100.1	99.9	99.9	99.3
茨城	2,845	2,942	3,046	3,158	3,251	103.4	107.0	111.0	114.3
栃木	1,935	1,988	2,047	2,110	2,159	102.7	105.8	109.0	111.6
群馬	1,966	1,999	2,038	2,078	2,102	101.7	103.6	105.7	106.9
埼玉	6,405	6,962	7,595	8,270	8,886	108.7	118.6	129.1	138.7
千葉	5,555	5,958	6,407	6,874	7,288	107.2	115.3	123.7	131.2
東京	11,856	11,829	11,688	11,500	11,230	99.8	98.6	97.0	94.7
神奈川	7,980	8,526	9,080	9,616	10,061	106.8	113.8	120.5	126.1
新潟	2,475	2,451	2,427	2,405	2,371	99.0	98.1	97.2	95.8
富山	1,120	1,114	1,109	1,104	1,089	99.4	99.0	98.5	97.2
石川	1,165	1,170	1,175	1,182	1,179	100.4	100.9	101.5	101.2
福井	824	823	823	823	816	99.9	99.9	99.9	99.1
山梨	853	866	881	896	904	101.6	103.3	105.0	106.0
長野	2,157	2,164	2,178	2,192	2,191	100.4	101.0	101.7	101.6
岐阜	2,067	2,089	2,114	2,138	2,145	101.1	102.3	103.5	103.8
静岡	3,671	3,742	3,823	3,902	3,947	101.9	104.1	106.3	107.5
愛知	6,691	6,892	7,097	7,290	7,410	103.0	106.1	109.0	110.8
三重	1,793	1,824	1,858	1,891	1,909	101.7	103.7	105.5	106.5
滋賀	1,222	1,282	1,348	1,420	1,485	104.9	110.3	116.2	121.5
京都	2,602	2,611	2,614	2,619	2,607	100.3	100.4	100.7	100.2
大阪	8,735	8,765	8,788	8,796	8,720	100.3	100.6	100.7	99.8
兵庫	5,405	5,505	5,615	5,729	5,801	101.9	103.9	106.0	107.3
奈良	1,375	1,434	1,496	1,562	1,619	104.2	108.7	113.6	117.7
和歌山	1,074	1,056	1,039	1,022	998	98.3	96.8	95.2	92.9
鳥取	616	609	603	597	589	99.0	97.9	96.9	95.7
島根	781	760	740	722	702	97.3	94.8	92.4	89.8
岡山	1,926	1,921	1,919	1,921	1,909	99.7	99.7	99.7	99.1
広島	2,850	2,863	2,884	2,907	2,906	100.5	101.2	102.0	102.0
山口	1,573	1,530	1,490	1,452	1,406	97.3	94.7	92.3	89.4
徳島	832	820	808	795	779	98.6	97.1	95.6	93.7
香川	1,023	1,015	1,008	1,003	990	99.2	98.5	98.0	96.7
愛媛	1,515	1,487	1,461	1,437	1,404	98.2	96.4	94.8	92.7
高知	825	803	782	762	738	97.3	94.8	92.3	89.5
福岡	4,811	4,861	4,909	4,962	4,988	101.0	102.0	103.1	103.7
佐賀	878	866	854	845	833	98.7	97.3	96.2	94.9
長崎	1,563	1,519	1,477	1,439	1,398	97.2	94.5	92.1	89.4
熊本	1,840	1,824	1,803	1,782	1,753	99.1	98.0	96.8	95.3
大分	1,237	1,212	1,187	1,163	1,134	98.0	95.9	94.0	91.7
宮崎	1,169	1,148	1,128	1,111	1,091	98.3	96.5	95.1	93.4
鹿児島	1,798	1,759	1,717	1,677	1,636	97.8	95.5	93.3	91.0
沖縄	1,222	1,253	1,290	1,326	1,354	102.5	105.5	108.5	110.8

表2 都道府県別、年齢（3区分）別人口割合の将来予測

（％）

都道府県	平成2年 (1990)			平成12年 (2000)			平成22年 (2010)		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
全 国	18.2	69.7	12.1	15.2	67.8	17.0	16.4	62.4	21.3
北海道	18.4	69.7	12.0	14.6	67.0	18.3	15.5	61.1	23.5
青森	19.5	67.5	12.9	15.0	64.3	20.6	14.8	59.1	26.1
岩手	19.0	66.4	14.5	15.4	62.8	21.9	16.0	58.0	26.0
宮城	19.6	68.5	11.9	15.7	67.1	17.2	16.9	62.8	20.3
秋田	17.9	66.5	15.6	13.6	62.3	24.1	13.6	57.9	28.5
山形	18.6	65.1	16.3	15.2	61.7	23.1	15.6	58.6	25.7
福島	20.1	65.6	14.3	16.4	63.3	20.4	16.9	60.2	22.8
茨城	19.7	68.4	11.9	16.1	67.9	16.0	17.5	63.0	19.5
栃木	19.7	68.0	12.3	16.1	67.4	16.5	17.2	63.6	19.2
群馬	18.7	68.2	13.0	15.4	66.8	17.8	16.7	61.9	21.4
埼玉	18.7	73.0	8.3	16.2	72.0	11.8	18.3	65.0	16.7
千葉	18.7	72.1	9.2	15.4	71.5	13.2	17.2	64.7	18.1
東京	14.7	74.7	10.6	12.1	72.2	15.7	13.1	65.6	21.4
神奈川	17.3	73.9	8.9	14.8	72.2	13.0	16.3	65.9	17.8
新潟	18.7	66.0	15.3	15.2	63.4	21.3	16.2	59.2	24.6
富山	17.5	67.4	15.1	14.2	65.0	20.8	15.0	60.1	24.9
石川	18.5	67.7	13.8	15.4	66.1	18.5	16.5	61.4	22.1
福井	18.9	66.2	14.8	16.0	63.8	20.2	16.5	60.3	23.2
山梨	18.3	66.9	14.9	15.9	64.9	19.2	17.0	61.3	21.7
長野	18.2	65.7	16.1	15.5	63.0	21.4	16.9	58.9	24.2
岐阜	18.8	68.5	12.7	15.6	66.4	18.0	16.4	61.4	22.3
静岡	18.9	68.9	12.1	15.5	67.2	17.3	16.3	61.8	21.9
愛知	18.5	71.7	9.8	15.8	70.0	14.3	16.7	63.9	19.4
三重	18.4	68.0	13.6	15.9	65.6	18.5	16.5	61.4	22.1
滋賀	20.4	67.5	12.1	17.7	66.6	15.7	19.3	62.4	18.3
京都	17.3	70.1	12.6	14.6	68.2	17.2	16.4	61.6	22.0
大阪	17.3	73.0	9.7	14.9	70.5	14.6	16.3	62.8	20.9
兵庫	18.4	69.7	11.9	15.8	67.4	16.8	17.3	61.6	21.1
奈良	18.6	69.8	11.6	15.8	68.2	16.0	17.5	62.0	20.5
和歌山	18.0	66.7	15.3	15.2	63.6	21.3	15.7	58.9	25.4
鳥取	19.2	64.6	16.2	15.9	62.1	21.9	16.9	58.8	24.3
島根	18.4	63.4	18.2	15.3	59.5	25.2	16.5	55.8	27.7
岡山	18.3	66.8	14.8	15.4	64.4	20.1	16.6	59.6	23.8
広島	18.5	68.1	13.4	15.6	66.2	18.2	16.8	60.9	22.3
山口	17.7	66.4	15.9	14.1	63.2	22.7	15.0	57.7	27.4
徳島	18.0	66.4	15.6	14.8	63.3	21.9	15.4	59.6	25.0
香川	18.1	66.6	15.4	14.7	64.4	21.0	15.5	60.3	24.1
愛媛	18.6	66.1	15.4	15.1	63.3	21.6	15.7	58.9	25.4
高知	17.6	65.2	17.2	13.9	62.1	24.0	14.6	57.7	27.7
福岡	19.0	68.6	12.5	15.4	67.1	17.5	16.8	62.0	21.2
佐賀	20.2	64.6	15.2	16.8	62.8	20.4	17.6	59.5	22.9
長崎	20.3	65.1	14.7	16.6	62.5	20.9	17.2	58.6	24.3
熊本	19.3	65.2	15.5	15.8	62.7	21.5	16.1	59.3	24.6
大分	18.7	65.8	15.5	14.8	63.2	22.0	15.3	58.9	25.7
宮崎	20.5	65.2	14.3	16.0	63.1	20.9	16.5	59.0	24.5
鹿児島	19.9	63.5	16.6	16.3	60.9	22.8	16.9	58.1	25.0
沖縄	24.7	65.3	10.0	20.8	64.5	14.7	20.5	61.1	18.4

日本の将来推計人口

(平成4年9月推計)

— 平成3(1991)年～平成37(2025)年 —

平成4年9月

厚生省人口問題研究所

担当(3503)1711

内線(3656)

(3663)

日本の将来推計人口（平成4年9月推計）の概要

1. 平成4年9月推計

厚生省人口問題研究所は平成3年6月に、主として前回推計（昭和61年12月推計）の出生率仮定の見直しに基づいて「日本の将来推計人口（平成3年6月暫定推計）」を公表した。その後、平成3年11月に平成2年の国勢調査の基本集計結果が発表され、さらに平成4年3月にはこの国勢調査の結果を踏まえた平成3年10月1日現在推計人口（総務庁）が発表され、ついで平成4年6月には平成3年の人口動態統計（概数）ならびに簡易生命表が公表されたので、これらを踏まえて新たに全国の男女年齢各歳別将来推計人口の改訂を行った。推計結果の概要ならびに推計の方法は以下の通りである。

2. 結果の概要

		高 位	中 位	低 位	平成3年6月暫定（中位）
総 人 口	平成2年（1990）	12,361万人	12,361万人	12,361万人	12,361万人
	《ピーク》	↓ 13,446万人 [平成27年（2015）]	↓ 13,044万人 [平成23年（2011）]	↓ 12,714万人 [平成18年（2006）]	↓ 12,945万人 [平成22年（2010）]
	平成37年（2025）	↓ 13,251万人	↓ 12,581万人	↓ 11,829万人	↓ 12,414万人
65歳以上人口割合	平成2年（1990）	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%
	平成37年（2025）	↓ 24.5%	↓ 25.8%	↓ 27.4%	↓ 25.4%
老年人口	平成2年（1990）	1,493万人	高位推計と同じ	高位推計と同じ	1,490万人
	平成37年（2025）	↓ 3,244万人			↓ 3,151万人
老年人口が年少人口を上回る年		平成10年（1998）	平成9年（1997）	平成9年（1997）	平成10年（1998）

3. 推計の前提

（1）出生率（合計特殊出生率）の仮定

仮定の種類	前 提			合計特殊出生率		
	夫婦の完結出生児数（子供数）	生涯未婚率	晩婚化の進行	平成3年（1991）	最低の年	平成37年（2025）
高 位	2.20→2.30人	4.2% 一定	24.4 → 26.9歳	1.53	—	2.09
中 位	2.20→2.13人	4.2→11.0%	24.4 → 27.2歳	1.53	1.49（平成6年）	1.80
低 位	2.20→1.82人	4.2→16.4%	24.4 → 27.5歳	1.53	1.36（平成10年）	1.45

（2）平均寿命の仮定

	平成3年（1991）	平成37年（2025）
男子	76.11年	→ 78.27年
女子	82.11年	→ 85.06年

（3）出生性比 1987年～1991年の出生性比（105.6）を一定とする。

（4）国際人口移動 1986年～1991年の男女年齢各歳別入国超過率の平均値を一定とする。

日本の将来推計人口（平成4年9月推計）について

厚生省人口問題研究所は平成3年6月に、主として前回推計（昭和61年12月推計）の出生率仮定の見直しに基づいて「日本の将来推計人口（平成3年6月暫定推計）」を公表した。その後、平成3年11月に平成2年の国勢調査の基本集計結果が発表され、平成4年6月には平成3年の人口動態統計（概数）ならびに簡易生命表が公表されたので、これらを踏まえて新たに全国の男女年齢各歳別将来推計人口の改訂を行った。推計結果の概要ならびに推計方法は以下の通りである。

I. 推計結果の概要

1. 総人口の推移

わが国の総人口は平成2（1990）年10月1日現在で1億2,361万人である。今回の中位推計によると、総人口は今後増加を続け、平成12（2000）年の1億2,739万人を経て、平成23（2011）年に1億3,044万人でピークに達した後減少に転じ、推計期間の最終年次の平成37（2025）年には1億2,581万人に達するものと予想される（表1）。

高位推計によれば、総人口は平成27（2015）年に1億3,446万人でピークに達し、以後減少して平成37（2025）年には1億3,251万人に達する（表2）。低位推計では平成18（2006）年に1億2,714万人でピークに達し、以後減少して平成37（2025）年には1億1,829万人に達する（表3）。

2. 年齢別人口の推移

（1）年齢3区分別人口の推移

平成2（1990）年10月1日現在の年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満人口と定義）は2,254万人、生産年齢人口（15～64歳人口と定義）は8,614万人、老年人口（65歳以上人口と定義）は1,493万人である。

今回の中位推計によると、年少人口は近年の出生数の減少を反映して平成12（2000）年の1,934万人まで減少を続ける（表1）。その後は、出生数の反騰の影響で増加に転じ、平成24（2012）年に2,150万人でピークに達する。その後は再び減少して、平成37（2025）年には1,825万人となる。

生産年齢人口は平成7（1995）年の8,713万人まで増加を続けた後減少に転じ、平成37（2025）年には7,512万人に達する。

老年人口は、今後30年間増加を続け、平成12（2000）年には2,170万人、平成33（2021）年には3,275万人に達する。その後は漸減傾向に入り、平成37（2025）年には3,244万人となる。

（2）年齢3区分別人口割合の推移

今回の中位推計によると、年少人口の割合は、平成2（1990）年の18.2%から減少を

続け、平成12（2000）年には15.2%に達する（表1）。以後は出生数の波動を反映してやや上昇するものの、再び低下し平成37（2025）年には14.5%となる。

生産年齢人口の割合は、平成2（1990）年の69.7%から平成4（1992）年の69.8%まで増加した後、平成30（2018）年の59.0%まで減少を続ける。その後やや微増して、平成37（2025）年の値は59.7%となる。

老年人口の割合は、平成2（1990）年の12.1%から増加し続け、平成12（2000）年の17.0%を経て、平成37（2025）年には25.8%に達する。

（3）従属人口指数の推移

今回の中位推計によると、従属人口指数（年少人口と老年人口の和を生産年齢人口で除した値）は平成2年（1990）年の43.5%から当初はやや低下するもののその後は上昇を続け、平成15（2003）年には50%を超え、平成30（2018）年に69.6%でピークとなる。その後はやや低下して平成37（2025）年には67.5%となる（表4）。

年少人口指数（年少人口を生産年齢人口で除した値）は平成2（1990）年で26.2%から22%～27%の間で緩やかに増減を繰り返す、平成37（2025）年は24.3%となる。老年人口指数（老年人口を生産年齢人口で除した値）は平成2（1990）年の17.3%から一貫して上昇を続け、平成33（2021）年には43.3%となる。

3. 人口動態率の推移

今回の中位推計によると、普通死亡率（人口千人当たりの死亡数）は平成3（1991）年の6.7%（パーミル）から一貫して上昇を続け、平成12（2000）年には8.1%、平成37（2025）年には13.5%に達する（表5）。平均寿命が伸び続けると仮定しているにもかかわらず普通死亡率が上昇を続けるのは、日本の人口が今後急速に高齢化し死亡率の高い老年人口割合が増えていくためである。

普通出生率（人口千人当たりの出生数）は平成3（1991）年の9.9%から平成16（2004）年の11.7%まで回復するが、以後低下を続け平成34（2022）年には9.0%に達する。その後やや上昇して平成37（2025）年に9.1%となる。

普通出生率と普通死亡率の差である自然増加率は普通出生率の反騰を反映して1990年代後半に一時的に上昇を示すが、平成13（2001）年以降は低下傾向に入り、平成24（2012）年からはマイナスに転じ、平成37（2025）年には-4.4%となる。

4. 出生数、死亡数の推移

今回の中位推計によると（表5）、年間の出生数は平成3（1991）年の123万から年齢構造が出生に有利になっていく平成16（2004）年の151万まで増加を続ける。その後は再び減少過程に入り、平成35（2023）年の114万まで減少する。

一方、死亡数は平成3（1991）年の83万から一貫して増加を続け、平成37（2025）年には169万に達する。

II. 推計方法の概要

1. 推計期間

推計期間は平成3（1991）年～平成37（2025）年の34年間とした。

2. 推計の方法

推計の方法としては、前回同様コーホート要因法を採用した。この方法は、国際人口移動を考慮しつつ、すでに生存する人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算してその生存数を求める方法である。コーホート要因法によって将来人口を推計するためには、(1) 基準人口、(2) 将来の生残率、(3) 将来の出生率、(4) 将来の出生性比、(5) 将来の国際人口移動率の5つのデータが必要である。

3. 基準人口

推計の出発点となる基準人口としては、平成2年（1990）年の国勢調査結果を踏まえて総務庁統計局が推計した平成3年（1991）年10月1日現在男女年齢各歳別推計人口（総人口）を用いた。ただし、推計結果表ならびにグラフについては利用上の便宜のため平成2（1990）年を出発点とする形で表示した。

4. 将来生命表（生残率の仮定）

すでに生存するある年の人口から翌年の人口を推計するには男女年齢各歳別の生残率が必要であり、それを得るためには将来生命表を作成する必要がある。

将来生命表の作成方法としては、死因別死亡率に基づく方法、年齢別死亡率に基づく方法などがあるが、本推計では主として死因別死亡率法を用いた。今回用いた死因別死亡率法は前回同様、死因別年齢標準化死亡率の年次推移に対して曲線を当てはめることによりその将来値を推定し、これを年齢別死亡率に変換して将来生命表を作成する方法である。

求められた将来生命表に基づく男女別平均寿命は表6、図1に示されている。これによると、平成3年（1991）年に男子76.11年、女子82.11年であった平均寿命は平成12（2000）年には男子77.30年、女子83.77年、平成37（2025）年には男子78.27年、女子85.06年に達するものと予想される。

5. 出生率の仮定

将来の出生数を推計するには、将来における女子の年齢各歳別出生率が必要である。将来の出生率を推計する方法としては期間出生率法とコーホート出生率法があるが、本推計では後者の方法を採用した。コーホート出生率法は、毎年の子出生コーホート毎に出生過程を観察し、出生過程が完結していないコーホートについて完結出生力の水準と出生タイミングを予測しようとするものである。

前回推計（昭和61年12月推計）では、コーホート出生率モデルを、すべての出生順位別出生率を一括した年齢別出生率モデルのみによって設計したが、今回の推計では、これを出生順位別出生率（第1子～第4子の各々、第5子以上）に分けて設計した。毎年の年

年齢別出生率ならびに合計特殊出生率は、推計されたコーホート出生率データを年次別データに変換することによってえられた。出生率の将来については不確定要素が大きいため以下の三つの仮定（中位、高位、低位）を設けた。

（１）中位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和48（1973）年出生コーホートの27.2歳まで進み、以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和11～15（1936～40）年出生コーホートの4.2%から昭和40（1965）年出生コーホートの11.0%まで進み、以後は変わらない。
- ③ 夫婦の予定子供数は平均2.30人（第9次出産力調査）で変化せず。
- ④ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晩産の影響で予定子供数を実現できず、昭和13～17（1938～42）年出生コーホートの2.20人から昭和40（1965）年出生コーホートの2.13人まで低下し、以後は変わらない。
- ⑤ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、以後一定となる。

完結出生児数分布

出生コーホート	0人	1人	2人	3人	4人以上	平均出生児数
昭和10年 (1935)	8.0	14.0	52.0	22.0	4.0	<u>2.00</u>
昭和40年 (1965)	17.9	13.6	43.4	21.5	3.6	<u>1.80</u>

この場合、合計特殊出生率は平成3（1991）年の1.53から平成6（1994）年の1.49まで低下した後は上昇に転じ、平成37（2025）年には1.80の水準に達する（表7、図2）。

（２）高位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和45（1970）年出生コーホートの26.9歳まで進み、以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和11～15（1936～40）年出生コーホートの4.2%で変化せず。
- ③ 夫婦の予定子供数は平均2.30人（第9次出産力調査）で変化せず。
- ④ 夫婦の完結出生児数は、昭和13～17（1938～42）年出生コーホートまでは2.20人であるが、今後は最近の予定子供数を実現されるものとみて、昭和40（1965）年出生コーホートの2.30人まで上昇し、以後は変わらない。
- ⑤ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、以後一定となる。

完結出生児数分布

出生コーホート	0人	1人	2人	3人	4人以上	平均出生児数
昭和40年 (1965)	8.4	11.6	49.8	24.8	5.4	<u>2.09</u>

この場合、合計特殊出生率は平成3（1991）年の1.53から直ちに上昇に転じ、平成37（2025）年には2.09の水準に到達する（表7、図2）。

（3）低位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和52（1977）年出生コーホートの27.5歳まで進み、以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和11～15（1936～40）年出生コーホートの4.2%から昭和40（1965）年出生コーホートの16.4%まで進み、以後は変わらない。
- ③ 夫婦の予定子供数は現在よりも低下する。
- ④ 夫婦の完結出生力は、予定子供数の低下と晩婚・晩産の影響で昭和13～17（1938～42）年出生コーホートの2.20人から昭和40（1965）年出生コーホートの1.82人まで低下し、以後は変わらない。
- ⑤ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、以後一定となる。

完結出生児数分布

出生コーホート	0人	1人	2人	3人	4人以上	平均出生児数
昭和40年 (1965)	25.5	18.6	42.7	11.9	1.3	1.45

この場合、合計特殊出生率は平成3（1991）年の1.53から平成10（1998）年の1.36まで低下し、その後回復するものの、平成37（2025）年には1.45の水準にとどまる（表7、図2）。

6. 出生性比の仮定

将来の出生数を男児と女児に分けるための出生性比については、最近の5年間の実績に基づき女子100に対して男子105.6とし、平成3（1991）年以降一定とした。

7. 国際人口移動率の仮定

将来の国際人口移動については、最近5年間の男女年齢各歳別入国超過率の平均値を求め、これを平成3（1991）年以降一定と仮定した（図3）。

表1 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および構造係数：中位推計

年次	人口(単位1000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 2(1990)	123,611	22,544	86,140	14,928	18.2	69.7	12.1
3(1991)	124,043	21,904	86,557	15,582	17.7	69.8	12.6
4(1992)	124,413	21,365	86,818	16,230	17.2	69.8	13.0
5(1993)	124,767	20,871	87,008	16,889	16.7	69.7	13.5
6(1994)	125,114	20,456	87,100	17,558	16.4	69.6	14.0
7(1995)	125,463	20,103	87,134	18,226	16.0	69.4	14.5
8(1996)	125,821	19,845	87,045	18,930	15.8	69.2	15.0
9(1997)	126,190	19,639	86,908	19,643	15.6	68.9	15.6
10(1998)	126,575	19,474	86,752	20,349	15.4	68.5	16.1
11(1999)	126,974	19,362	86,602	21,010	15.2	68.2	16.5
12(2000)	127,385	19,336	86,350	21,699	15.2	67.8	17.0
13(2001)	127,801	19,404	85,982	22,415	15.2	67.3	17.5
14(2002)	128,215	19,528	85,603	23,084	15.2	66.8	18.0
15(2003)	128,617	19,711	85,236	23,670	15.3	66.3	18.4
16(2004)	128,997	19,945	84,936	24,116	15.5	65.8	18.7
17(2005)	129,346	20,229	84,390	24,726	15.6	65.2	19.1
18(2006)	129,656	20,504	83,705	25,446	15.8	64.6	19.6
19(2007)	129,921	20,756	82,992	26,172	16.0	63.9	20.1
20(2008)	130,135	20,989	82,341	26,805	16.1	63.3	20.6
21(2009)	130,296	21,190	81,656	27,450	16.3	62.7	21.1
22(2010)	130,397	21,348	81,304	27,746	16.4	62.4	21.3
23(2011)	130,441	21,452	81,083	27,907	16.4	62.2	21.4
24(2012)	130,426	21,496	80,125	28,805	16.5	61.4	22.1
25(2013)	130,353	21,476	79,113	29,763	16.5	60.7	22.8
26(2014)	130,222	21,392	78,137	30,693	16.4	60.0	23.6
27(2015)	130,033	21,244	77,404	31,385	16.3	59.5	24.1
28(2016)	129,790	21,039	76,851	31,900	16.2	59.2	24.6
29(2017)	129,496	20,785	76,437	32,273	16.1	59.0	24.9
30(2018)	129,154	20,492	76,139	32,523	15.9	59.0	25.2
31(2019)	128,769	20,170	75,955	32,644	15.7	59.0	25.4
32(2020)	128,345	19,833	75,774	32,738	15.5	59.0	25.5
33(2021)	127,886	19,489	75,645	32,752	15.2	59.2	25.6
34(2022)	127,398	19,151	75,580	32,668	15.0	59.3	25.6
35(2023)	126,885	18,826	75,460	32,599	14.8	59.5	25.7
36(2024)	126,353	18,522	75,286	32,545	14.7	59.6	25.8
37(2025)	125,806	18,247	75,118	32,440	14.5	59.7	25.8

表2 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および構造係数：高位推計

年次	人口(単位1000人)			割合(%)			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 2(1990)	123,611	22,544	86,140	14,928	18.2	69.7	12.1
3(1991)	124,043	21,904	86,557	15,582	17.7	69.8	12.6
4(1992)	124,433	21,385	86,818	16,230	17.2	69.8	13.0
5(1993)	124,836	20,940	87,008	16,889	16.8	69.7	13.5
6(1994)	125,260	20,602	87,100	17,558	16.4	69.5	14.0
7(1995)	125,711	20,350	87,134	18,226	16.2	69.3	14.5
8(1996)	126,194	20,219	87,045	18,930	16.0	69.0	15.0
9(1997)	126,712	20,162	86,908	19,643	15.9	68.6	15.5
10(1998)	127,265	20,164	86,752	20,349	15.8	68.2	16.0
11(1999)	127,848	20,237	86,602	21,010	15.8	67.7	16.4
12(2000)	128,457	20,408	86,350	21,699	15.9	67.2	16.9
13(2001)	129,083	20,685	85,982	22,415	16.0	66.6	17.4
14(2002)	129,714	21,027	85,603	23,084	16.2	66.0	17.8
15(2003)	130,341	21,435	85,236	23,670	16.4	65.4	18.2
16(2004)	130,949	21,897	84,936	24,116	16.7	64.9	18.4
17(2005)	131,530	22,413	84,390	24,726	17.0	64.2	18.8
18(2006)	132,073	22,922	83,705	25,446	17.4	63.4	19.3
19(2007)	132,571	23,387	83,012	26,172	17.6	62.6	19.7
20(2008)	133,018	23,804	82,409	26,805	17.9	62.0	20.2
21(2009)	133,409	24,160	81,800	27,450	18.1	61.3	20.6
22(2010)	133,739	24,443	81,549	27,746	18.3	61.0	20.7
23(2011)	134,007	24,646	81,454	27,907	18.4	60.8	20.8
24(2012)	134,213	24,764	80,644	28,805	18.5	60.1	21.5
25(2013)	134,356	24,794	79,799	29,763	18.5	59.4	22.2
26(2014)	134,438	24,739	79,006	30,693	18.4	58.8	22.8
27(2015)	134,460	24,605	78,469	31,385	18.3	58.4	23.3
28(2016)	134,424	24,400	78,124	31,900	18.2	58.1	23.7
29(2017)	134,337	24,137	77,927	32,273	18.0	58.0	24.0
30(2018)	134,203	23,828	77,852	32,523	17.8	58.0	24.2
31(2019)	134,029	23,490	77,895	32,644	17.5	58.1	24.4
32(2020)	133,820	23,137	77,945	32,738	17.3	58.2	24.5
33(2021)	133,584	22,785	78,048	32,752	17.1	58.4	24.5
34(2022)	133,329	22,447	78,215	32,668	16.8	58.7	24.5
35(2023)	133,060	22,135	78,327	32,599	16.6	58.9	24.5
36(2024)	132,785	21,859	78,382	32,545	16.5	59.0	24.5
37(2025)	132,509	21,629	78,440	32,440	16.3	59.2	24.5

表3 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および構造係数：低位推計

年次	人口(単位1000人)			割合(%)			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 2(1990)	123,611	22,544	86,140	14,928	18.2	69.7	12.1
3(1991)	124,043	21,904	86,557	15,582	17.7	69.8	12.6
4(1992)	124,400	21,352	86,818	16,230	17.2	69.8	13.0
5(1993)	124,710	20,814	87,008	16,889	16.7	69.8	13.5
6(1994)	124,988	20,330	87,100	17,558	16.3	69.7	14.0
7(1995)	125,244	19,884	87,134	18,226	15.9	69.6	14.6
8(1996)	125,486	19,511	87,045	18,930	15.5	69.4	15.1
9(1997)	125,720	19,169	86,908	19,643	15.2	69.1	15.6
10(1998)	125,947	18,846	86,752	20,349	15.0	68.9	16.2
11(1999)	126,168	18,556	86,602	21,010	14.7	68.6	16.7
12(2000)	126,379	18,330	86,350	21,699	14.5	68.3	17.2
13(2001)	126,577	18,180	85,982	22,415	14.4	67.9	17.7
14(2002)	126,755	18,067	85,603	23,084	14.3	67.5	18.2
15(2003)	126,905	17,999	85,236	23,670	14.2	67.2	18.7
16(2004)	127,022	17,970	84,936	24,116	14.1	66.9	19.0
17(2005)	127,101	17,984	84,390	24,726	14.1	66.4	19.5
18(2006)	127,135	17,983	83,705	25,446	14.1	65.8	20.0
19(2007)	127,120	17,969	82,979	26,172	14.1	65.3	20.6
20(2008)	127,055	17,965	82,284	26,805	14.1	64.8	21.1
21(2009)	126,937	17,956	81,531	27,450	14.1	64.2	21.6
22(2010)	126,762	17,929	81,086	27,746	14.1	64.0	21.9
23(2011)	126,532	17,874	80,751	27,907	14.1	63.8	22.1
24(2012)	126,247	17,785	79,658	28,805	14.1	63.1	22.8
25(2013)	125,909	17,656	78,489	29,763	14.0	62.3	23.6
26(2014)	125,518	17,489	77,336	30,693	13.9	61.6	24.5
27(2015)	125,074	17,284	76,405	31,385	13.8	61.1	25.1
28(2016)	124,579	17,045	75,634	31,900	13.7	60.7	25.6
29(2017)	124,037	16,778	74,986	32,273	13.5	60.5	26.0
30(2018)	123,449	16,488	74,438	32,523	13.4	60.3	26.3
31(2019)	122,818	16,182	73,992	32,644	13.2	60.2	26.6
32(2020)	122,147	15,866	73,542	32,738	13.0	60.2	26.8
33(2021)	121,438	15,547	73,139	32,752	12.8	60.2	27.0
34(2022)	120,694	15,231	72,796	32,668	12.6	60.3	27.1
35(2023)	119,920	14,922	72,398	32,599	12.4	60.4	27.2
36(2024)	119,117	14,626	71,947	32,545	12.3	60.4	27.3
37(2025)	118,289	14,344	71,504	32,440	12.1	60.4	27.4

表4 人口の平均年齢、中位数年齢および年齢構造指数：中位推計

年次	平均年齢	中位数 年 齢	生産年齢人口を15～64歳とした場合				生産年齢人口を20～69歳とした場合			
			従属人口指数(%)			老年化 指数(%)	従属人口指数(%)			老年化 指数(%)
			総 数	年少人口	老年人口		総 数	年少人口	老年人口	
平成 2(1990)	37.6	37.7	43.5	26.2	17.3	66.2	52.2	40.1	12.1	30.1
3(1991)	38.0	38.1	43.3	25.3	18.0	71.1	51.1	38.7	12.4	31.9
4(1992)	38.4	38.5	43.3	24.6	18.7	76.0	50.0	37.4	12.7	33.9
5(1993)	38.8	38.9	43.4	24.0	19.4	80.9	49.0	36.0	13.0	36.1
6(1994)	39.2	39.3	43.6	23.5	20.2	85.8	48.1	34.7	13.4	38.6
7(1995)	39.5	39.6	44.0	23.1	20.9	90.7	47.6	33.7	13.9	41.3
8(1996)	39.9	39.9	44.5	22.8	21.7	95.4	47.4	32.9	14.5	44.1
9(1997)	40.2	40.2	45.2	22.6	22.6	100.0	47.4	32.3	15.1	46.8
10(1998)	40.5	40.5	45.9	22.4	23.5	104.5	47.5	31.8	15.7	49.5
11(1999)	40.8	40.7	46.6	22.4	24.3	108.5	47.8	31.4	16.4	52.1
12(2000)	41.0	41.0	47.5	22.4	25.1	112.2	48.2	31.2	17.0	54.5
13(2001)	41.3	41.2	48.6	22.6	26.1	115.5	48.8	31.1	17.7	56.9
14(2002)	41.5	41.4	49.8	22.8	27.0	118.2	49.5	31.1	18.4	59.2
15(2003)	41.8	41.6	50.9	23.1	27.8	120.1	50.3	31.1	19.1	61.5
16(2004)	42.0	41.7	51.9	23.5	28.4	120.9	51.0	31.2	19.8	63.4
17(2005)	42.2	41.9	53.3	24.0	29.3	122.2	51.8	31.3	20.5	65.4
18(2006)	42.4	42.1	54.9	24.5	30.4	124.1	52.8	31.6	21.2	67.2
19(2007)	42.6	42.4	56.5	25.0	31.5	126.1	53.8	31.9	22.0	68.9
20(2008)	42.8	42.5	58.0	25.5	32.6	127.7	54.8	32.2	22.6	70.1
21(2009)	42.9	42.7	59.6	26.0	33.6	129.5	55.6	32.5	23.0	70.7
22(2010)	43.1	42.9	60.4	26.3	34.1	130.0	56.7	33.0	23.7	71.9
23(2011)	43.3	43.2	60.9	26.5	34.4	130.1	58.0	33.5	24.6	73.4
24(2012)	43.5	43.5	62.8	26.8	35.9	134.0	59.4	33.9	25.5	75.1
25(2013)	43.7	43.7	64.8	27.1	37.6	138.6	60.6	34.3	26.2	76.5
26(2014)	43.9	44.0	66.7	27.4	39.3	143.5	61.7	34.7	27.1	78.0
27(2015)	44.0	44.4	68.0	27.4	40.5	147.7	62.2	34.9	27.4	78.5
28(2016)	44.2	44.7	68.9	27.4	41.5	151.6	62.4	34.9	27.5	78.7
29(2017)	44.4	45.0	69.4	27.2	42.2	155.3	64.0	35.2	28.7	81.6
30(2018)	44.5	45.4	69.6	26.9	42.7	158.7	65.6	35.5	30.1	84.9
31(2019)	44.7	45.7	69.5	26.6	43.0	161.8	67.1	35.6	31.5	88.3
32(2020)	44.9	46.0	69.4	26.2	43.2	165.1	68.1	35.6	32.5	91.2
33(2021)	45.0	46.3	69.1	25.8	43.3	168.1	68.7	35.5	33.2	93.6
34(2022)	45.2	46.6	68.6	25.3	43.2	170.6	68.9	35.2	33.7	95.8
35(2023)	45.3	46.8	68.1	24.9	43.2	173.2	68.9	34.9	34.0	97.6
36(2024)	45.5	47.0	67.8	24.6	43.2	175.7	68.6	34.5	34.1	99.0
37(2025)	45.6	47.2	67.5	24.3	43.2	177.8	68.3	34.1	34.2	100.4

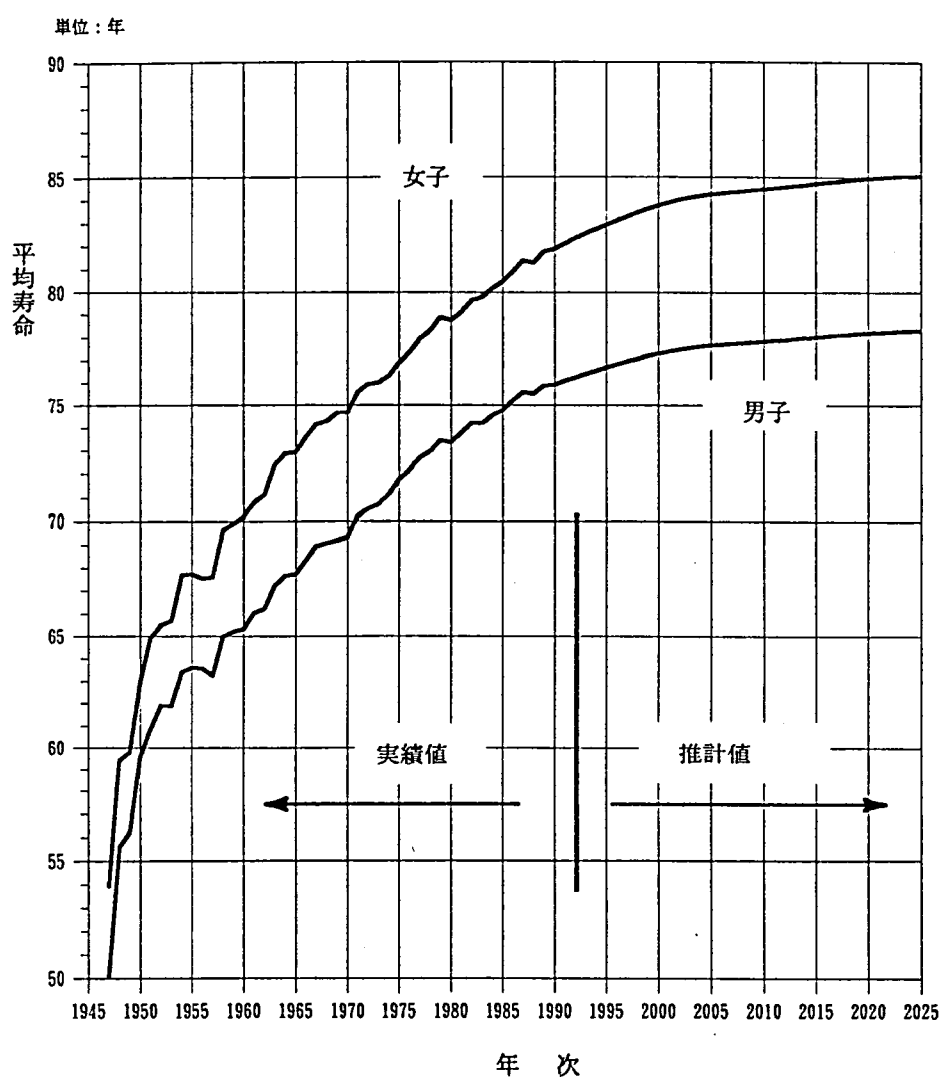
表5 出生、死亡および自然増加の実数ならびに率：中位推計

年次	実数(単位1000人)			率(人口1000対)		
	出生	死亡	自然増加	出生	死亡	自然増加
平成 3(1991)	1,231	834	397	9.9	6.7	3.2
4(1992)	1,233	866	367	9.9	7.0	2.9
5(1993)	1,236	882	353	9.9	7.1	2.8
6(1994)	1,248	900	349	10.0	7.2	2.8
7(1995)	1,269	918	352	10.1	7.3	2.8
8(1996)	1,298	937	361	10.3	7.4	2.9
9(1997)	1,332	958	373	10.6	7.6	3.0
10(1998)	1,368	980	388	10.8	7.7	3.1
11(1999)	1,404	1,002	402	11.1	7.9	3.2
12(2000)	1,438	1,026	413	11.3	8.1	3.2
13(2001)	1,467	1,050	417	11.5	8.2	3.3
14(2002)	1,489	1,077	411	11.6	8.4	3.2
15(2003)	1,503	1,106	397	11.7	8.6	3.1
16(2004)	1,508	1,135	373	11.7	8.8	2.9
17(2005)	1,506	1,166	340	11.6	9.0	2.6
18(2006)	1,497	1,197	300	11.5	9.2	2.3
19(2007)	1,482	1,229	253	11.4	9.5	1.9
20(2008)	1,463	1,261	202	11.2	9.7	1.6
21(2009)	1,440	1,293	147	11.1	9.9	1.1
22(2010)	1,415	1,327	88	10.8	10.2	0.7
23(2011)	1,388	1,358	30	10.6	10.4	0.2
24(2012)	1,360	1,389	-29	10.4	10.6	-0.2
25(2013)	1,331	1,419	-87	10.2	10.9	-0.7
26(2014)	1,303	1,447	-145	10.0	11.1	-1.1
27(2015)	1,274	1,476	-201	9.8	11.3	-1.5
28(2016)	1,247	1,502	-255	9.6	11.6	-2.0
29(2017)	1,222	1,527	-305	9.4	11.8	-2.4
30(2018)	1,199	1,550	-352	9.3	12.0	-2.7
31(2019)	1,179	1,572	-394	9.2	12.2	-3.1
32(2020)	1,162	1,594	-432	9.1	12.4	-3.4
33(2021)	1,150	1,615	-465	9.0	12.6	-3.6
34(2022)	1,143	1,636	-493	9.0	12.8	-3.9
35(2023)	1,139	1,655	-516	9.0	13.0	-4.1
36(2024)	1,140	1,674	-534	9.0	13.2	-4.2
37(2025)	1,144	1,694	-550	9.1	13.5	-4.4

表6 仮定された平均寿命（出生時の平均余命）の推移

年次	男子	女子	男女差
平成 2(1990)	75.92	81.90	5.98
3(1991)	76.11	82.11	6.00
4(1992)	76.25	82.34	6.10
5(1993)	76.40	82.55	6.15
6(1994)	76.54	82.75	6.20
7(1995)	76.68	82.93	6.25
8(1996)	76.81	83.11	6.30
9(1997)	76.94	83.29	6.35
10(1998)	77.07	83.46	6.39
11(1999)	77.19	83.62	6.43
12(2000)	77.30	83.77	6.47
13(2001)	77.40	83.90	6.51
14(2002)	77.48	84.01	6.54
15(2003)	77.55	84.11	6.56
16(2004)	77.60	84.18	6.58
17(2005)	77.65	84.25	6.60
18(2006)	77.69	84.30	6.61
19(2007)	77.73	84.35	6.62
20(2008)	77.76	84.39	6.63
21(2009)	77.79	84.43	6.64
22(2010)	77.82	84.47	6.65
23(2011)	77.86	84.52	6.66
24(2012)	77.89	84.56	6.67
25(2013)	77.93	84.62	6.68
26(2014)	77.97	84.67	6.69
27(2015)	78.01	84.72	6.71
28(2016)	78.05	84.77	6.72
29(2017)	78.09	84.82	6.73
30(2018)	78.13	84.87	6.74
31(2019)	78.16	84.92	6.75
32(2020)	78.19	84.96	6.76
33(2021)	78.22	84.99	6.77
34(2022)	78.24	85.02	6.78
35(2023)	78.26	85.04	6.79
36(2024)	78.27	85.06	6.79
37(2025)	78.27	85.06	6.79

図1 平均寿命の推移



(注) 1990年の値は、厚生省『第17回生命表』、
1991年の値は、同『平成3年簡易生命表』に基づく。

表7 仮定された三種の合計特殊出生率の推移

年次	推 計 値		
	中 位	高 位	低 位
平成 3 (1991)	1.53469	1.53469	1.53469
4 (1992)	1.51112	1.54575	1.48527
5 (1993)	1.49934	1.56748	1.43674
6 (1994)	1.49495	1.59491	1.40203
7 (1995)	1.49963	1.62918	1.37902
8 (1996)	1.51132	1.66821	1.36558
9 (1997)	1.52893	1.70951	1.35957
10 (1998)	1.55116	1.75188	1.35886
11 (1999)	1.57631	1.79379	1.36155
12 (2000)	1.60308	1.83429	1.36661
13 (2001)	1.62986	1.87241	1.37338
14 (2002)	1.65541	1.90734	1.38127
15 (2003)	1.67884	1.93837	1.38971
16 (2004)	1.69973	1.96544	1.39817
17 (2005)	1.71815	1.98901	1.40632
18 (2006)	1.73411	2.00948	1.41386
19 (2007)	1.74749	2.02662	1.42054
20 (2008)	1.75880	2.04099	1.42636
21 (2009)	1.76819	2.05295	1.43130
22 (2010)	1.77591	2.06257	1.43539
23 (2011)	1.78221	2.07042	1.43875
24 (2012)	1.78721	2.07651	1.44147
25 (2013)	1.79111	2.08109	1.44367
26 (2014)	1.79403	2.08440	1.44540
27 (2015)	1.79615	2.08663	1.44675
28 (2016)	1.79780	2.08834	1.44780
29 (2017)	1.79874	2.08909	1.44853
30 (2018)	1.79936	2.08954	1.44907
31 (2019)	1.79971	2.08977	1.44945
32 (2020)	1.79990	2.08992	1.44971
33 (2021)	1.80000	2.09000	1.44987
34 (2022)	1.80000	2.09000	1.44995
35 (2023)	1.80000	2.09000	1.44999
36 (2024)	1.80000	2.09000	1.45000
37 (2025)	1.80000	2.09000	1.45000

図2 合計特殊出生率の年次推移

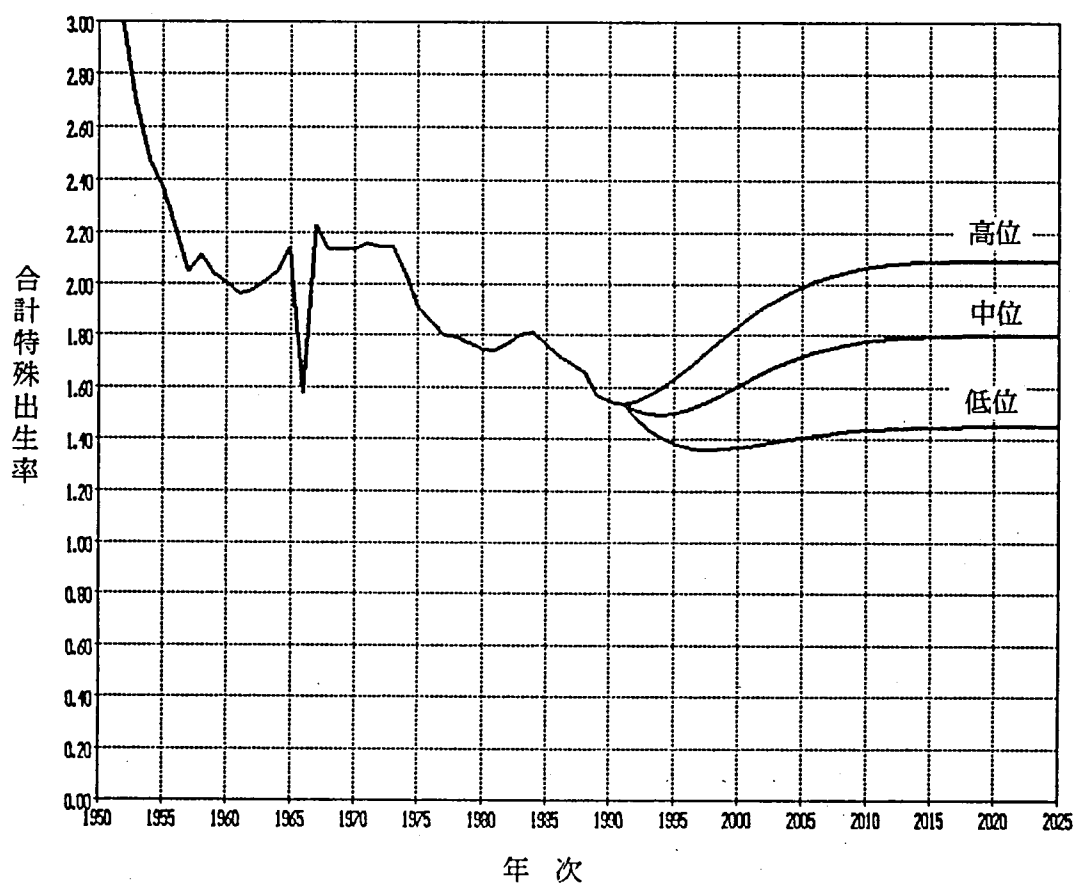
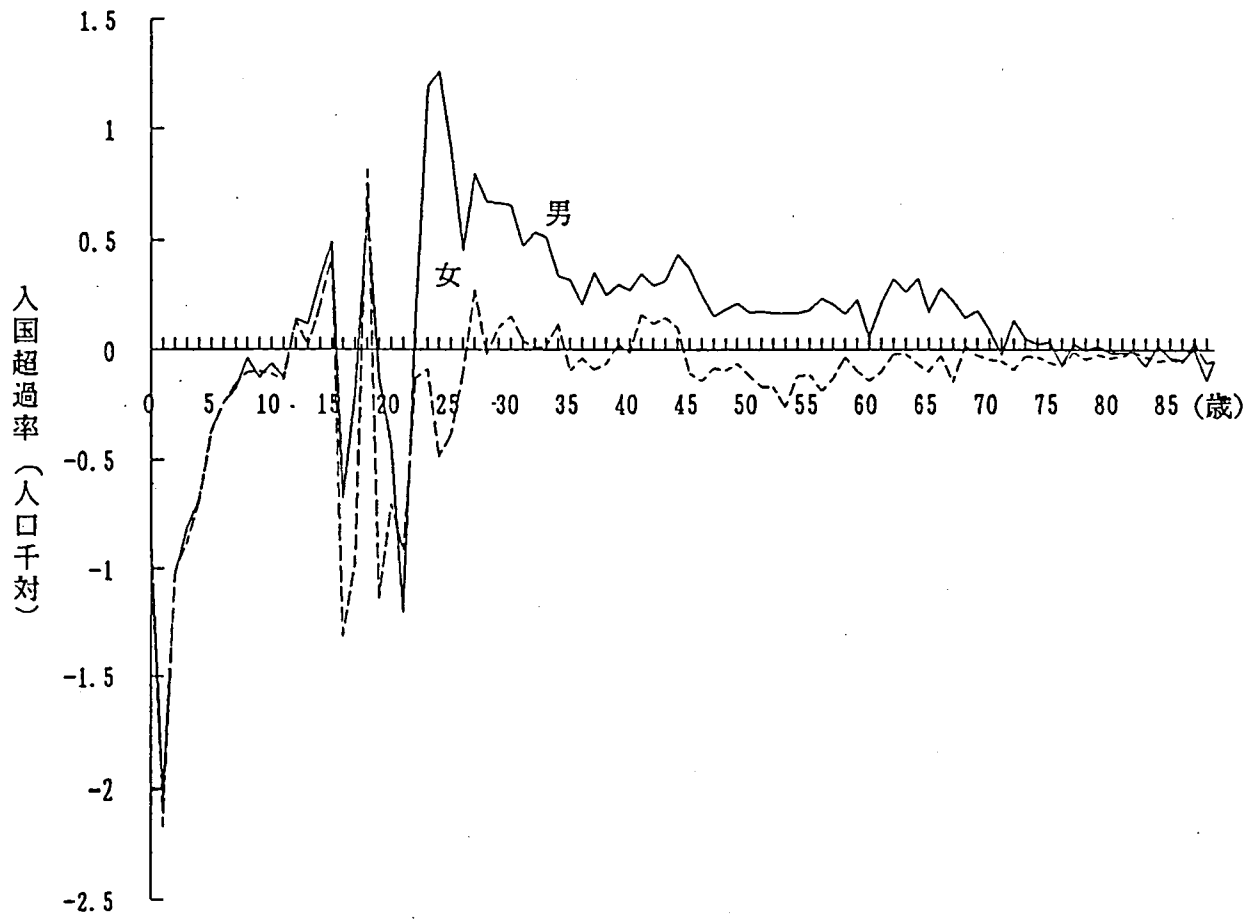


図3 男女年齢別入国超過率



(注) 入国超過率は、1986年10月1日～1991年9月30日の5年間についての平均値。
(資料) 総務庁統計局『人口推計資料』。

《参考推計》

平成2（1990）年から100年間の人口の推移を描くため、平成38（2026）年～平成102（2090）年について、生残率、出生性比、国際人口移動率については平成37（2025）年以降一定とし、出生率については、中位推計は合計特殊出生率を1.80から2.08へ直線的に変化させ、高位推計、低位推計もそれに応じて各々2.09から2.32へ、1.45から1.68へ直線的に変化させて人口推計を行った。その結果を参考推計として付け加える（参考表1～5ならびに参考図1～5）。

参考表1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および構造係数：中位推計

年次	人口(単位1000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 37(2025)	125,806	18,247	75,118	32,440	14.5	59.7	25.8
38(2026)	125,246	18,005	74,938	32,304	14.4	59.8	25.8
39(2027)	124,679	17,799	74,710	32,169	14.3	59.9	25.8
40(2028)	124,109	17,634	74,409	32,066	14.2	60.0	25.8
41(2029)	123,541	17,510	74,045	31,986	14.2	59.9	25.9
42(2030)	122,972	17,427	73,551	31,994	14.2	59.8	26.0
43(2031)	122,400	17,383	73,335	31,681	14.2	59.9	25.9
44(2032)	121,827	17,377	72,730	31,720	14.3	59.7	26.0
45(2033)	121,257	17,403	72,100	31,754	14.4	59.5	26.2
46(2034)	120,691	17,456	71,412	31,822	14.5	59.2	26.4
47(2035)	120,132	17,531	70,667	31,933	14.6	58.8	26.6
48(2036)	119,581	17,621	69,857	32,104	14.7	58.4	26.8
49(2037)	119,019	17,718	68,998	32,302	14.9	58.0	27.1
50(2038)	118,447	17,816	68,102	32,528	15.0	57.5	27.5
51(2039)	117,868	17,909	67,239	32,721	15.2	57.0	27.8
52(2040)	117,290	17,989	66,483	32,818	15.3	56.7	28.0
53(2041)	116,715	18,053	65,812	32,850	15.5	56.4	28.1
54(2042)	116,142	18,095	65,235	32,812	15.6	56.2	28.3
55(2043)	115,572	18,112	64,712	32,747	15.7	56.0	28.3
56(2044)	115,003	18,104	64,266	32,633	15.7	55.9	28.4
57(2045)	114,432	18,069	63,872	32,491	15.8	55.8	28.4
58(2046)	113,858	18,008	63,554	32,297	15.8	55.8	28.4
59(2047)	113,281	17,922	63,265	32,094	15.8	55.8	28.3
60(2048)	112,698	17,815	62,991	31,891	15.8	55.9	28.3
61(2049)	112,107	17,691	62,741	31,675	15.8	56.0	28.3
62(2050)	111,510	17,553	62,541	31,416	15.7	56.1	28.2
63(2051)	110,907	17,406	62,402	31,099	15.7	56.3	28.0
64(2052)	110,300	17,255	62,292	30,753	15.6	56.5	27.9
65(2053)	109,688	17,104	62,217	30,368	15.6	56.7	27.7
66(2054)	109,076	16,958	62,174	29,944	15.5	57.0	27.5
67(2055)	108,462	16,822	62,168	29,472	15.5	57.3	27.2
68(2056)	107,858	16,698	62,150	29,010	15.5	57.6	26.9
69(2057)	107,258	16,590	62,111	28,556	15.5	57.9	26.6
70(2058)	106,665	16,502	62,057	28,106	15.5	58.2	26.3
71(2059)	106,084	16,433	61,980	27,671	15.5	58.4	26.1
72(2060)	105,516	16,386	61,871	27,260	15.5	58.6	25.8
73(2061)	104,965	16,360	61,722	26,883	15.6	58.8	25.6
74(2062)	104,432	16,354	61,531	26,547	15.7	58.9	25.4
75(2063)	103,919	16,368	61,295	26,256	15.8	59.0	25.3
76(2064)	103,429	16,400	61,016	26,014	15.9	59.0	25.2
77(2065)	102,965	16,446	60,696	25,823	16.0	58.9	25.1
78(2066)	102,527	16,504	60,343	25,680	16.1	58.9	25.0
79(2067)	102,115	16,570	59,963	25,581	16.2	58.7	25.1
80(2068)	101,728	16,642	59,568	25,519	16.4	58.6	25.1
81(2069)	101,365	16,715	59,166	25,484	16.5	58.4	25.1
82(2070)	101,023	16,785	58,767	25,470	16.6	58.2	25.2
83(2071)	100,700	16,851	58,379	25,469	16.7	58.0	25.3
84(2072)	100,393	16,909	58,010	25,474	16.8	57.8	25.4
85(2073)	100,098	16,957	57,664	25,478	16.9	57.6	25.5
86(2074)	99,815	16,993	57,346	25,476	17.0	57.5	25.5
87(2075)	99,540	17,016	57,059	25,465	17.1	57.3	25.6
88(2076)	99,273	17,025	56,805	25,443	17.1	57.2	25.6
89(2077)	99,011	17,020	56,584	25,407	17.2	57.1	25.7
90(2078)	98,755	17,002	56,397	25,355	17.2	57.1	25.7
91(2079)	98,501	16,972	56,244	25,285	17.2	57.1	25.7
92(2080)	98,249	16,932	56,122	25,196	17.2	57.1	25.6
93(2081)	97,999	16,883	56,030	25,086	17.2	57.2	25.6
94(2082)	97,748	16,828	55,964	24,956	17.2	57.3	25.5
95(2083)	97,496	16,768	55,922	24,806	17.2	57.4	25.4
96(2084)	97,244	16,707	55,899	24,637	17.2	57.5	25.3
97(2085)	96,990	16,647	55,891	24,453	17.2	57.6	25.2
98(2086)	96,737	16,589	55,891	24,256	17.1	57.8	25.1
99(2087)	96,483	16,537	55,896	24,050	17.1	57.9	24.9
100(2088)	96,230	16,491	55,900	23,839	17.1	58.1	24.8
101(2089)	95,980	16,453	55,899	23,627	17.1	58.2	24.6
102(2090)	95,732	16,424	55,889	23,419	17.2	58.4	24.5

参考表2 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および構造係数：高位推計

年次	人口(単位1000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 37(2025)	132,509	21,629	78,440	32,440	16.3	59.2	24.5
38(2026)	132,236	21,450	78,483	32,304	16.2	59.4	24.4
39(2027)	131,971	21,327	78,475	32,169	16.2	59.5	24.4
40(2028)	131,718	21,262	78,390	32,066	16.1	59.5	24.3
41(2029)	131,482	21,257	78,238	31,986	16.2	59.5	24.3
42(2030)	131,258	21,310	77,953	31,994	16.2	59.4	24.4
43(2031)	131,043	21,418	77,944	31,681	16.3	59.5	24.2
44(2032)	130,840	21,574	77,546	31,720	16.5	59.3	24.2
45(2033)	130,648	21,771	77,123	31,754	16.7	59.0	24.3
46(2034)	130,467	22,001	76,644	31,822	16.9	58.7	24.4
47(2035)	130,301	22,254	76,114	31,933	17.1	58.4	24.5
48(2036)	130,147	22,518	75,525	32,104	17.3	58.0	24.7
49(2037)	129,985	22,784	74,898	32,302	17.5	57.6	24.9
50(2038)	129,814	23,042	74,244	32,528	17.7	57.2	25.1
51(2039)	129,638	23,281	73,637	32,721	18.0	56.8	25.2
52(2040)	129,462	23,494	73,150	32,818	18.1	56.5	25.3
53(2041)	129,286	23,673	72,763	32,850	18.3	56.3	25.4
54(2042)	129,111	23,814	72,485	32,812	18.4	56.1	25.4
55(2043)	128,936	23,914	72,275	32,747	18.5	56.1	25.4
56(2044)	128,760	23,971	72,157	32,633	18.6	56.0	25.3
57(2045)	128,580	23,985	72,104	32,491	18.7	56.1	25.3
58(2046)	128,396	23,960	72,138	32,297	18.7	56.2	25.2
59(2047)	128,206	23,899	72,213	32,094	18.6	56.3	25.0
60(2048)	128,010	23,808	72,311	31,891	18.6	56.5	24.9
61(2049)	127,808	23,692	72,440	31,675	18.5	56.7	24.8
62(2050)	127,602	23,560	72,626	31,416	18.5	56.9	24.6
63(2051)	127,393	23,418	72,876	31,099	18.4	57.2	24.4
64(2052)	127,185	23,275	73,157	30,753	18.3	57.5	24.2
65(2053)	126,979	23,137	73,474	30,368	18.2	57.9	23.9
66(2054)	126,779	23,012	73,823	29,944	18.2	58.2	23.6
67(2055)	126,586	22,906	74,208	29,472	18.1	58.6	23.3
68(2056)	126,412	22,825	74,578	29,010	18.1	59.0	22.9
69(2057)	126,251	22,772	74,905	28,574	18.0	59.3	22.6
70(2058)	126,108	22,752	75,189	28,167	18.0	59.6	22.3
71(2059)	125,986	22,765	75,422	27,799	18.1	59.9	22.1
72(2060)	125,888	22,813	75,596	27,478	18.1	60.1	21.8
73(2061)	125,815	22,895	75,708	27,212	18.2	60.2	21.6
74(2062)	125,768	23,008	75,756	27,004	18.3	60.2	21.5
75(2063)	125,749	23,150	75,742	26,857	18.4	60.2	21.4
76(2064)	125,759	23,316	75,671	26,772	18.5	60.2	21.3
77(2065)	125,800	23,502	75,550	26,748	18.7	60.1	21.3
78(2066)	125,871	23,702	75,389	26,780	18.8	59.9	21.3
79(2067)	125,971	23,910	75,200	26,861	19.0	59.7	21.3
80(2068)	126,097	24,121	74,996	26,980	19.1	59.5	21.4
81(2069)	126,247	24,329	74,790	27,128	19.3	59.2	21.5
82(2070)	126,416	24,528	74,593	27,295	19.4	59.0	21.6
83(2071)	126,601	24,714	74,416	27,471	19.5	58.8	21.7
84(2072)	126,799	24,882	74,268	27,649	19.6	58.6	21.8
85(2073)	127,006	25,030	74,156	27,819	19.7	58.4	21.9
86(2074)	127,218	25,156	74,085	27,977	19.8	58.2	22.0
87(2075)	127,433	25,258	74,058	28,117	19.8	58.1	22.1
88(2076)	127,651	25,336	74,078	28,237	19.8	58.0	22.1
89(2077)	127,868	25,391	74,145	28,332	19.9	58.0	22.2
90(2078)	128,084	25,425	74,258	28,401	19.9	58.0	22.2
91(2079)	128,298	25,440	74,416	28,441	19.8	58.0	22.2
92(2080)	128,509	25,441	74,616	28,452	19.8	58.1	22.1
93(2081)	128,716	25,430	74,853	28,433	19.8	58.2	22.1
94(2082)	128,920	25,412	75,123	28,384	19.7	58.3	22.0
95(2083)	129,119	25,392	75,420	28,307	19.7	58.4	21.9
96(2084)	129,315	25,372	75,735	28,207	19.6	58.6	21.8
97(2085)	129,508	25,359	76,063	28,086	19.6	58.7	21.7
98(2086)	129,699	25,354	76,394	27,951	19.5	58.9	21.6
99(2087)	129,891	25,362	76,722	27,808	19.5	59.1	21.4
100(2088)	130,085	25,385	77,038	27,662	19.5	59.2	21.3
101(2089)	130,283	25,424	77,338	27,520	19.5	59.4	21.1
102(2090)	130,486	25,482	77,616	27,389	19.5	59.5	21.0

参考表3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および構造係数：低位推計

年次	人口(単位1000人)			割合(%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 37(2025)	118,289	14,344	71,504	32,440	12.1	60.4	27.4
38(2026)	117,436	14,081	71,051	32,304	12.0	60.5	27.5
39(2027)	116,564	13,839	70,556	32,169	11.9	60.5	27.6
40(2028)	115,676	13,620	69,991	32,066	11.8	60.5	27.7
41(2029)	114,778	13,423	69,368	31,986	11.7	60.4	27.9
42(2030)	113,864	13,251	68,619	31,994	11.6	60.3	28.1
43(2031)	112,935	13,101	68,153	31,681	11.6	60.3	28.1
44(2032)	111,994	12,973	67,300	31,720	11.6	60.1	28.3
45(2033)	111,046	12,866	66,425	31,754	11.6	59.8	28.6
46(2034)	110,090	12,776	65,492	31,822	11.6	59.5	28.9
47(2035)	109,136	12,700	64,502	31,933	11.6	59.1	29.3
48(2036)	108,182	12,636	63,442	32,104	11.7	58.6	29.7
49(2037)	107,212	12,579	62,330	32,302	11.7	58.1	30.1
50(2038)	106,228	12,526	61,174	32,528	11.8	57.6	30.6
51(2039)	105,237	12,474	60,042	32,721	11.9	57.1	31.1
52(2040)	104,244	12,419	59,007	32,818	11.9	56.6	31.5
53(2041)	103,255	12,359	58,046	32,850	12.0	56.2	31.8
54(2042)	102,269	12,290	57,167	32,812	12.0	55.9	32.1
55(2043)	101,288	12,212	56,329	32,747	12.1	55.6	32.3
56(2044)	100,311	12,123	55,555	32,633	12.1	55.4	32.5
57(2045)	99,335	12,022	54,822	32,491	12.1	55.2	32.7
58(2046)	98,358	11,909	54,151	32,297	12.1	55.1	32.8
59(2047)	97,380	11,787	53,500	32,094	12.1	54.9	33.0
60(2048)	96,399	11,654	52,853	31,891	12.1	54.8	33.1
61(2049)	95,411	11,514	52,221	31,675	12.1	54.7	33.2
62(2050)	94,417	11,369	51,632	31,416	12.0	54.7	33.3
63(2051)	93,417	11,220	51,099	31,099	12.0	54.7	33.3
64(2052)	92,412	11,069	50,590	30,753	12.0	54.7	33.3
65(2053)	91,400	10,919	50,113	30,368	11.9	54.8	33.2
66(2054)	90,383	10,771	49,668	29,944	11.9	55.0	33.1
67(2055)	89,361	10,629	49,260	29,472	11.9	55.1	33.0
68(2056)	88,343	10,492	48,841	29,010	11.9	55.3	32.8
69(2057)	87,323	10,363	48,415	28,544	11.9	55.4	32.7
70(2058)	86,304	10,244	48,004	28,056	11.9	55.6	32.5
71(2059)	85,289	10,134	47,597	27,559	11.9	55.8	32.3
72(2060)	84,282	10,034	47,181	27,067	11.9	56.0	32.1
73(2061)	83,283	9,944	46,750	26,589	11.9	56.1	31.9
74(2062)	82,297	9,864	46,298	26,135	12.0	56.3	31.8
75(2063)	81,324	9,794	45,822	25,708	12.0	56.3	31.6
76(2064)	80,368	9,732	45,323	25,313	12.1	56.4	31.5
77(2065)	79,434	9,678	44,803	24,953	12.2	56.4	31.4
78(2066)	78,522	9,630	44,266	24,627	12.3	56.4	31.4
79(2067)	77,635	9,587	43,717	24,331	12.3	56.3	31.3
80(2068)	76,771	9,547	43,162	24,062	12.4	56.2	31.3
81(2069)	75,930	9,510	42,606	23,815	12.5	56.1	31.4
82(2070)	75,112	9,472	42,055	23,585	12.6	56.0	31.4
83(2071)	74,315	9,434	41,513	23,368	12.7	55.9	31.4
84(2072)	73,537	9,394	40,985	23,159	12.8	55.7	31.5
85(2073)	72,777	9,350	40,473	22,954	12.8	55.6	31.5
86(2074)	72,033	9,302	39,980	22,751	12.9	55.5	31.6
87(2075)	71,305	9,250	39,507	22,548	13.0	55.4	31.6
88(2076)	70,591	9,193	39,055	22,343	13.0	55.3	31.7
89(2077)	69,891	9,131	38,624	22,135	13.1	55.3	31.7
90(2078)	69,203	9,064	38,215	21,923	13.1	55.2	31.7
91(2079)	68,526	8,993	37,827	21,706	13.1	55.2	31.7
92(2080)	67,860	8,919	37,460	21,482	13.1	55.2	31.7
93(2081)	67,203	8,841	37,113	21,250	13.2	55.2	31.6
94(2082)	66,554	8,761	36,784	21,009	13.2	55.3	31.6
95(2083)	65,911	8,680	36,472	20,760	13.2	55.3	31.5
96(2084)	65,276	8,598	36,175	20,503	13.2	55.4	31.4
97(2085)	64,647	8,516	35,891	20,240	13.2	55.5	31.3
98(2086)	64,023	8,436	35,617	19,970	13.2	55.6	31.2
99(2087)	63,406	8,358	35,351	19,697	13.2	55.8	31.1
100(2088)	62,793	8,283	35,090	19,421	13.2	55.9	30.9
101(2089)	62,187	8,210	34,832	19,145	13.2	56.0	30.8
102(2090)	61,586	8,141	34,574	18,870	13.2	56.1	30.6

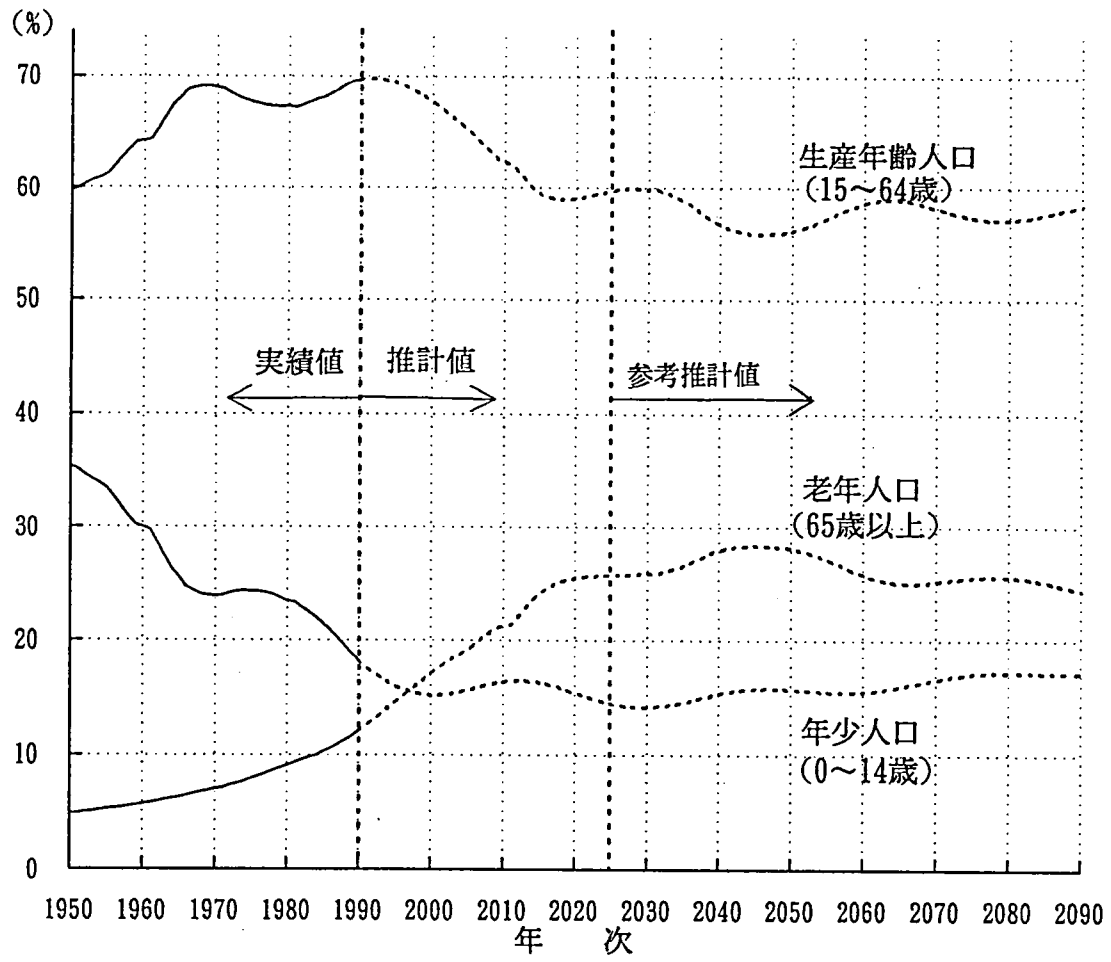
参考表4 人口の平均年齢、中位数年齢および年齢構造指数：中位推計

年次	平均年齢	中位数 年齢	生産年齢人口を15～64歳とした場合				生産年齢人口を20～69歳とした場合			
			従属人口指数(%)			老年化 指数(%)	従属人口指数(%)			老年化 指数(%)
			総 数	年少人口	老年人口		総 数	年少人口	老年人口	
平成 37(2025)	45.6	47.2	67.5	24.3	43.2	177.8	68.3	34.1	34.2	100.4
38(2026)	45.7	47.4	67.1	24.0	43.1	179.4	67.8	33.7	34.1	101.4
39(2027)	45.8	47.5	66.9	23.8	43.1	180.7	67.2	33.3	33.9	102.1
40(2028)	45.8	47.6	66.8	23.7	43.1	181.8	66.7	32.9	33.8	102.7
41(2029)	45.9	47.6	66.8	23.6	43.2	182.7	66.4	32.7	33.7	103.2
42(2030)	45.9	47.6	67.2	23.7	43.5	183.6	66.0	32.4	33.5	103.4
43(2031)	46.0	47.6	66.9	23.7	43.2	182.3	65.6	32.3	33.4	103.4
44(2032)	46.0	47.6	67.5	23.9	43.6	182.5	65.4	32.2	33.2	103.2
45(2033)	46.0	47.6	68.2	24.1	44.0	182.5	65.3	32.2	33.1	103.0
46(2034)	46.0	47.5	69.0	24.4	44.6	182.3	65.3	32.2	33.1	102.8
47(2035)	46.0	47.3	70.0	24.8	45.2	182.2	65.7	32.4	33.3	102.8
48(2036)	46.0	47.1	71.2	25.2	46.0	182.2	65.5	32.5	33.0	101.5
49(2037)	46.0	46.9	72.5	25.7	46.8	182.3	66.1	32.8	33.3	101.6
50(2038)	45.9	46.6	73.9	26.2	47.8	182.6	66.7	33.1	33.6	101.5
51(2039)	45.9	46.4	75.3	26.6	48.7	182.7	67.5	33.5	34.0	101.5
52(2040)	45.9	46.1	76.4	27.1	49.4	182.4	68.4	33.9	34.5	101.7
53(2041)	45.8	45.9	77.3	27.4	49.9	182.0	69.5	34.4	35.1	102.1
54(2042)	45.8	45.8	78.0	27.7	50.3	181.3	70.8	34.9	35.9	102.7
55(2043)	45.8	45.7	78.6	28.0	50.6	180.8	72.1	35.4	36.7	103.5
56(2044)	45.7	45.6	78.9	28.2	50.8	180.3	73.4	35.9	37.5	104.3
57(2045)	45.7	45.6	79.2	28.3	50.9	179.8	74.5	36.4	38.1	104.9
58(2046)	45.7	45.6	79.2	28.3	50.8	179.4	75.4	36.7	38.6	105.2
59(2047)	45.7	45.6	79.1	28.3	50.7	179.1	76.0	37.0	39.0	105.4
60(2048)	45.7	45.7	78.9	28.3	50.6	179.0	76.5	37.2	39.3	105.5
61(2049)	45.7	45.7	78.7	28.2	50.5	179.0	76.8	37.4	39.4	105.4
62(2050)	45.7	45.8	78.3	28.1	50.2	179.0	76.9	37.5	39.4	105.3
63(2051)	45.7	45.9	77.7	27.9	49.8	178.7	76.8	37.5	39.4	105.1
64(2052)	45.7	45.9	77.1	27.7	49.4	178.2	76.6	37.4	39.2	104.8
65(2053)	45.6	46.0	76.3	27.5	48.8	177.5	76.4	37.3	39.1	104.6
66(2054)	45.6	46.0	75.4	27.3	48.2	176.6	76.1	37.2	38.9	104.3
67(2055)	45.6	46.1	74.5	27.1	47.4	175.2	75.7	37.1	38.5	103.8
68(2056)	45.6	46.1	73.5	26.9	46.7	173.7	75.1	37.0	38.1	103.2
69(2057)	45.5	46.1	72.7	26.7	46.0	172.1	74.4	36.8	37.6	102.3
70(2058)	45.5	46.1	71.9	26.6	45.3	170.3	73.7	36.6	37.1	101.2
71(2059)	45.4	46.0	71.2	26.5	44.6	168.4	72.8	36.4	36.4	100.0
72(2060)	45.3	45.9	70.5	26.5	44.1	166.4	71.9	36.3	35.7	98.5
73(2061)	45.2	45.8	70.1	26.5	43.6	164.3	71.1	36.1	35.0	96.9
74(2062)	45.2	45.7	69.7	26.6	43.1	162.3	70.4	36.0	34.3	95.3
75(2063)	45.1	45.6	69.5	26.7	42.8	160.4	69.7	36.0	33.7	93.7
76(2064)	45.0	45.4	69.5	26.9	42.6	158.6	69.1	36.0	33.2	92.2
77(2065)	44.9	45.2	69.6	27.1	42.5	157.0	68.7	36.0	32.7	90.7
78(2066)	44.8	45.0	69.9	27.4	42.6	155.6	68.4	36.1	32.3	89.3
79(2067)	44.7	44.8	70.3	27.6	42.7	154.4	68.2	36.3	32.0	88.2
80(2068)	44.6	44.6	70.8	27.9	42.8	153.3	68.3	36.5	31.8	87.2
81(2069)	44.5	44.5	71.3	28.3	43.1	152.5	68.4	36.7	31.7	86.4
82(2070)	44.4	44.3	71.9	28.6	43.3	151.7	68.8	37.0	31.8	85.8
83(2071)	44.4	44.1	72.5	28.9	43.6	151.1	69.2	37.3	31.9	85.4
84(2072)	44.3	44.0	73.1	29.1	43.9	150.7	69.8	37.7	32.1	85.2
85(2073)	44.2	43.9	73.6	29.4	44.2	150.2	70.4	38.0	32.4	85.1
86(2074)	44.2	43.9	74.1	29.6	44.4	149.9	71.0	38.4	32.7	85.1
87(2075)	44.1	43.8	74.5	29.8	44.6	149.7	71.7	38.7	33.0	85.2
88(2076)	44.1	43.8	74.8	30.0	44.8	149.5	72.4	39.0	33.3	85.4
89(2077)	44.1	43.7	75.0	30.1	44.9	149.3	73.0	39.3	33.7	85.6
90(2078)	44.0	43.7	75.1	30.1	45.0	149.1	73.6	39.6	34.0	85.8
91(2079)	44.0	43.7	75.1	30.2	45.0	149.0	74.1	39.8	34.2	85.9
92(2080)	44.0	43.7	75.1	30.2	44.9	148.8	74.5	40.0	34.5	86.1
93(2081)	44.0	43.7	74.9	30.1	44.8	148.6	74.8	40.2	34.6	86.2
94(2082)	44.0	43.8	74.7	30.1	44.6	148.3	75.0	40.3	34.7	86.3
95(2083)	43.9	43.8	74.3	30.0	44.4	147.9	75.1	40.3	34.8	86.3
96(2084)	43.9	43.8	74.0	29.9	44.1	147.5	75.1	40.3	34.8	86.2
97(2085)	43.9	43.7	73.5	29.8	43.8	146.9	75.0	40.3	34.7	86.0
98(2086)	43.9	43.7	73.1	29.7	43.4	146.2	74.9	40.3	34.6	85.8
99(2087)	43.8	43.7	72.6	29.6	43.0	145.4	74.6	40.2	34.4	85.4
100(2088)	43.8	43.6	72.1	29.5	42.6	144.6	74.3	40.2	34.1	84.9
101(2089)	43.8	43.6	71.7	29.4	42.3	143.6	73.9	40.1	33.8	84.3
102(2090)	43.7	43.5	71.3	29.4	41.9	142.6	73.5	40.0	33.5	83.6

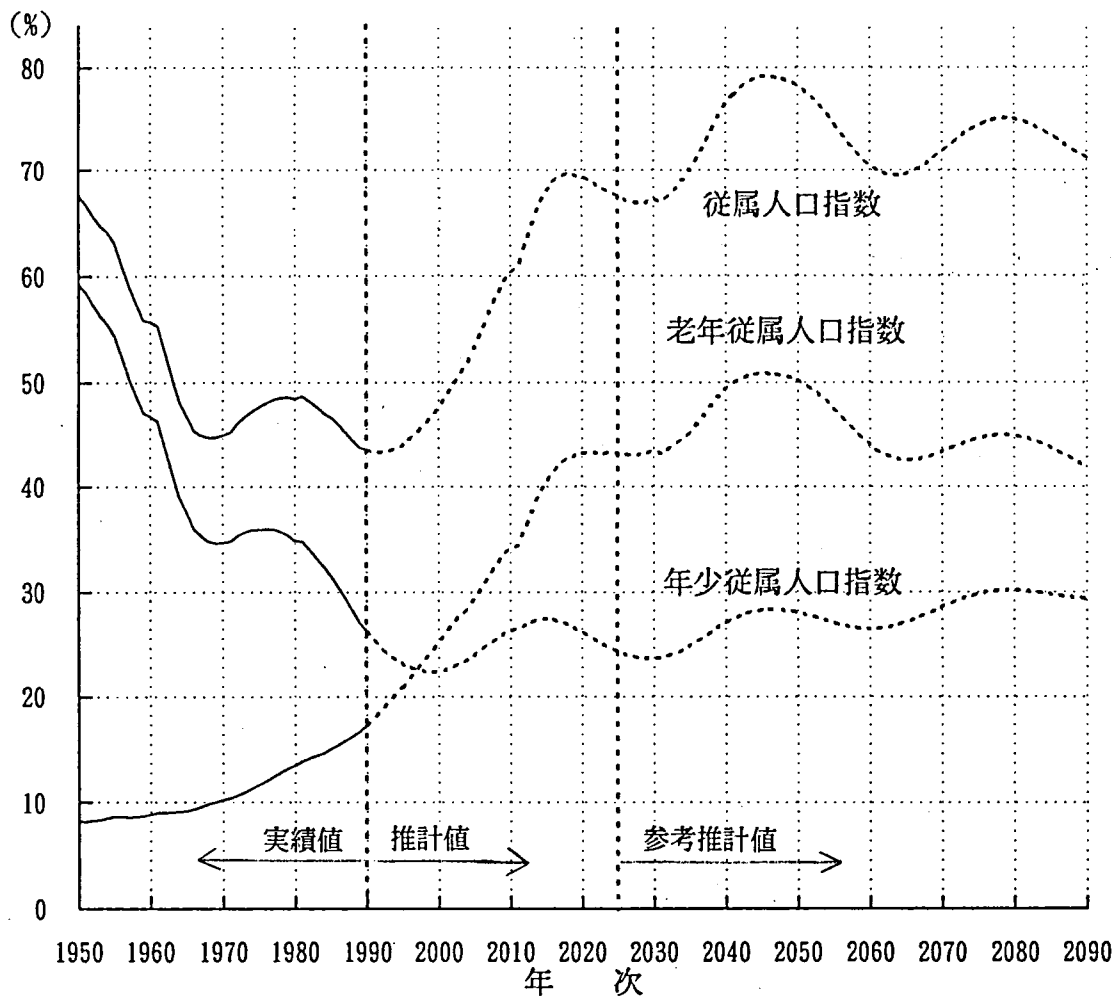
参考表5 出生、死亡および自然増加の実数ならびに率：中位推計

年次	実数(単位1000人)			率(人口1000対)		
	出生	死亡	自然増加	出生	死亡	自然増加
平成 37(2025)	1.144	1.694	-550	9.1	13.5	-4.4
38(2026)	1.152	1.713	-561	9.2	13.7	-4.5
39(2027)	1.162	1.729	-567	9.3	13.9	-4.5
40(2028)	1.174	1.742	-568	9.5	14.0	-4.6
41(2029)	1.187	1.754	-567	9.6	14.2	-4.6
42(2030)	1.200	1.769	-569	9.8	14.4	-4.6
43(2031)	1.212	1.784	-572	9.9	14.6	-4.7
44(2032)	1.223	1.794	-571	10.0	14.7	-4.7
45(2033)	1.232	1.800	-568	10.2	14.8	-4.7
46(2034)	1.238	1.802	-564	10.3	14.9	-4.7
47(2035)	1.242	1.798	-556	10.3	15.0	-4.6
48(2036)	1.243	1.796	-553	10.4	15.0	-4.6
49(2037)	1.241	1.805	-564	10.4	15.2	-4.7
50(2038)	1.237	1.810	-573	10.4	15.3	-4.8
51(2039)	1.230	1.808	-578	10.4	15.3	-4.9
52(2040)	1.221	1.798	-577	10.4	15.3	-4.9
53(2041)	1.211	1.785	-574	10.4	15.3	-4.9
54(2042)	1.199	1.770	-571	10.3	15.2	-4.9
55(2043)	1.186	1.755	-569	10.3	15.2	-4.9
56(2044)	1.172	1.740	-569	10.2	15.1	-4.9
57(2045)	1.158	1.728	-570	10.1	15.1	-5.0
58(2046)	1.144	1.718	-574	10.1	15.1	-5.0
59(2047)	1.131	1.709	-578	10.0	15.1	-5.1
60(2048)	1.119	1.704	-584	9.9	15.1	-5.2
61(2049)	1.109	1.700	-591	9.9	15.2	-5.3
62(2050)	1.100	1.697	-597	9.9	15.2	-5.4
63(2051)	1.093	1.696	-603	9.9	15.3	-5.4
64(2052)	1.088	1.696	-607	9.9	15.4	-5.5
65(2053)	1.086	1.696	-610	9.9	15.5	-5.6
66(2054)	1.085	1.697	-612	9.9	15.6	-5.6
67(2055)	1.086	1.696	-610	10.0	15.6	-5.6
68(2056)	1.090	1.692	-602	10.1	15.7	-5.6
69(2057)	1.094	1.692	-597	10.2	15.8	-5.6
70(2058)	1.101	1.689	-588	10.3	15.8	-5.5
71(2059)	1.108	1.684	-577	10.4	15.9	-5.4
72(2060)	1.115	1.677	-562	10.6	15.9	-5.3
73(2061)	1.123	1.669	-545	10.7	15.9	-5.2
74(2062)	1.131	1.657	-527	10.8	15.9	-5.0
75(2063)	1.138	1.644	-506	10.9	15.8	-4.9
76(2064)	1.144	1.627	-483	11.1	15.7	-4.7
77(2065)	1.150	1.606	-457	11.2	15.6	-4.4
78(2066)	1.154	1.584	-430	11.3	15.5	-4.2
79(2067)	1.157	1.561	-404	11.3	15.3	-4.0
80(2068)	1.158	1.538	-380	11.4	15.1	-3.7
81(2069)	1.158	1.515	-357	11.4	14.9	-3.5
82(2070)	1.157	1.493	-336	11.5	14.8	-3.3
83(2071)	1.154	1.472	-318	11.5	14.6	-3.2
84(2072)	1.151	1.453	-303	11.5	14.5	-3.0
85(2073)	1.146	1.436	-290	11.4	14.3	-2.9
86(2074)	1.141	1.421	-280	11.4	14.2	-2.8
87(2075)	1.135	1.406	-271	11.4	14.1	-2.7
88(2076)	1.129	1.393	-264	11.4	14.0	-2.7
89(2077)	1.123	1.381	-259	11.3	14.0	-2.6
90(2078)	1.117	1.371	-254	11.3	13.9	-2.6
91(2079)	1.112	1.363	-251	11.3	13.8	-2.6
92(2080)	1.107	1.356	-250	11.3	13.8	-2.5
93(2081)	1.103	1.352	-249	11.3	13.8	-2.5
94(2082)	1.100	1.349	-249	11.3	13.8	-2.6
95(2083)	1.098	1.348	-250	11.3	13.8	-2.6
96(2084)	1.097	1.348	-251	11.3	13.9	-2.6
97(2085)	1.097	1.348	-252	11.3	13.9	-2.6
98(2086)	1.097	1.349	-252	11.3	13.9	-2.6
99(2087)	1.099	1.351	-251	11.4	14.0	-2.6
100(2088)	1.102	1.352	-250	11.4	14.0	-2.6
101(2089)	1.105	1.353	-248	11.5	14.1	-2.6

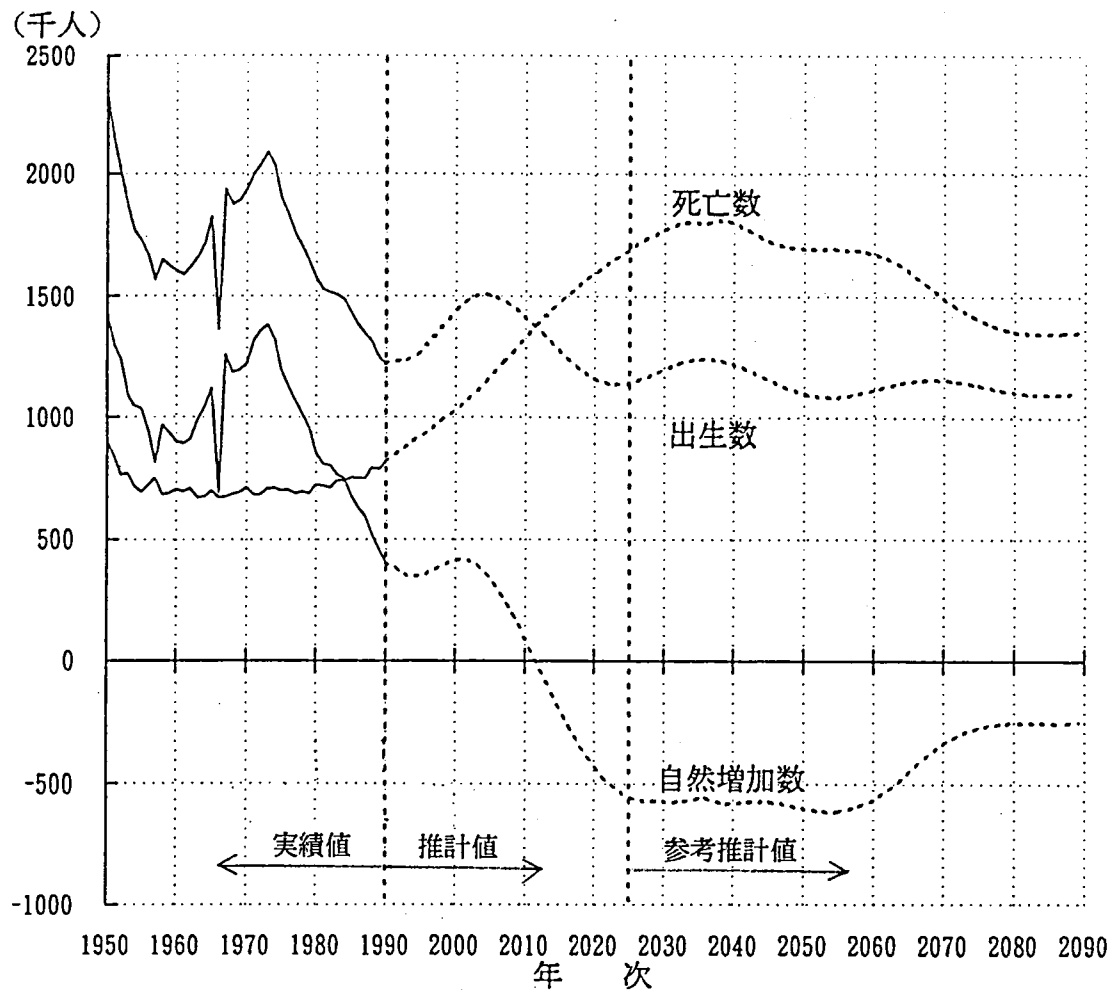
参考図3 年齢3区分別人口割合の推移（中位推計の結果）



参考図4 年齢構造指数の推移（中位推計の結果）



参考図5 出生数、死亡数、自然増加数の推移（中位推計の結果）



131-69



4 903331 131695



E 2 1990



1 0 3 9 0 6

B50

3-9